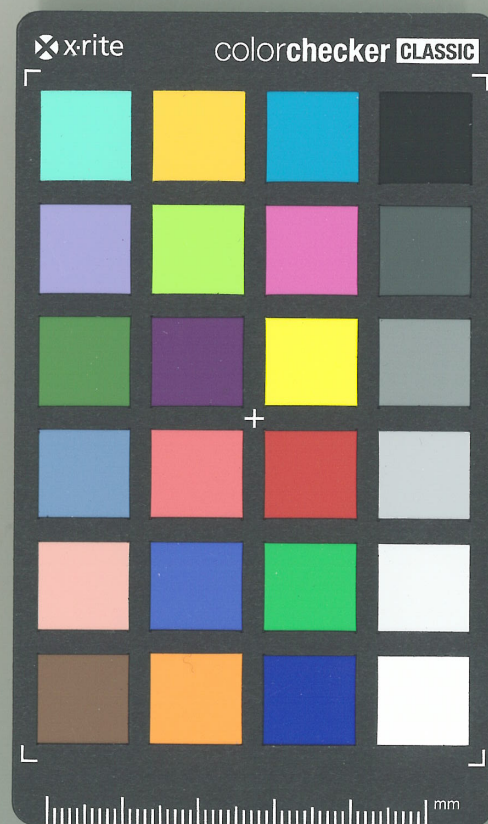


昭和四十七年
（十二月十一日開会
第四回定例会
十二月二十五日閉会）

日野市議会議録

（第二十八号
第三十二号）

日野市議会



K 10487
日野市立図書館

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会会議録目次

○十二月十一日(第一日)

午後一時五分開会

午後三時三十八分散会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
市政経過報告	5
市長	5
収入役	6
企画財政部長	6
総務部長	8
市民部長	8
民生部長	10
建設部長	11
都市計画部長	13
福祉事務所長	14
教育長	14

K1017
1972.12.11

水道部長	14
病院事務長	15
諸般の報告	15
議会議務局長	15

東京都十一市競輪及び四市競艇事業組合議員(杉山寅三郎君)	16
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員(伊藤松之輔君)	18
諸般の報告についての質疑	18
(議案上程)	18

議案第一二七号昭和四十七年十二月における期末手当支給について	19
議案第一二八号日野市乳児医療費助成に関する条例の制定について	20
議案第一二九号昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について	21
散会	21

○十二月十二日(第二日) 午後一時四分開議 午後五時十二分散会

出席議員	23
欠席議員	23
出席説明員	24
議事日程	24
開議	24
一般質問	25
林重義議員(緑地と農業の関係について)	25
鈴木美奈子議員(乳幼児医療費無料化の実施について)	28
板垣正男議員(ふたたびすい込による家庭排水対策について)	33

森田喜美男議員(教育環境に関する認識について)	38
散会	56

○十二月十三日(第三日) 午後一時十五分開議 午後五時十二分散会

出席議員	57
欠席議員	57
出席説明員	58
議事日程	58
開議	59
一般質問	59
杉山寅三郎議員(保育行政の今後の考え方について)	59
"(心身障害児対策について)	60
米沢照男議員(水道工事指定業者の監督指導について)	70
"(あいづく死亡事件に対するその後の処置について)	77
正国務議員(再び地区センターと市立幼稚園新設の考えについて)	88
散会	103

○十二月十五日(第四日) 午後一時六分開議 午後六時三十四分散会

出席議員	105
欠席議員	105
出席説明員	106
議事日程	107

開議

民生部長報告（カドミウム検体の結果）

(委員會審查報告)

請願第六号の二 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願

市道補助九号線道路側溝設置に関する請願
請願第二五号

請願第二六号 道路一・三・二の砂塵公害防止に関する請願

議案第一二八号 日野市乳児医療費財成に関する条例の制定について

乳幼児の医療費の無料化に関する陳情

(議案上程)

議案第一〇九号 日野市立日野第四中学校（仮称）併行防音工事請負契約専決処分の報告承認について

議案第二一〇号 昭和四十七年度日野市一般会計補正予算(第三号)専決処分の報告承認について

議案第一三〇号 日野市議会決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議案第二一一号 昭和四十六年度日野市一般会計決算認定について……………

議案第一二二号 昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定について

昭和三十九年度日野市都市計画事業特別会計決算認定について

議案第一四号 昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定について

昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について（第四号）
議案第二一五号

昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）

昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）

議案第一八号 昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第二号)

昭和三十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）

昭和三十七年度日野市水道事業会計補正予算について（第三号）

開議

議案第一二一號 昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第二号)

議案第一二三号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について：

議案第一二三号 日野市立学校設置条例の一部を改正する制定について

議案第一二四号 市道路線の一部廃止について

議案第一二五号 市道路線の廃止について

議案第一二六号 市道路線の認定について

議案第一三二号 東京都公平委員会共同設置規約の変更について

私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情
請願第三九号

請願第四一號 公衆浴場新設に伴ふ助成に關する陳情

請願第四七号 神明上東音自治会地壇への

入乙尋惹揚胆に因する所情

請願第四号 臺灣省日里漁力区労働争議月鑑と十月の陳情書

第二日野刀地区への地区十人組一列演説に聞て不審

計願參四三号 皇日国土地増への土地一ニシテ

言、勝算四四六、陶言別の孝育村佐降い

詩原第百六十六
元ノ門是ハ臣ノ不
言

言願第四十六 官名之已終に因一六言願

青原三ノ十
又上三行廿五三言也哉つて非く二國下の青原

青頭馬五十一號

青頭第三六号

青頭第三七号
日野行の月金也俊文王案に對する青頭

請願第五〇号	工場建設に反対する請願	161
請願第四五号	乳幼児医療費の無料化に関する請願	162
議案第六五号	日野市道路占用料徴収条例の制定についての撤回	162
散	会	164

○十二月二十五日(第五日)

午前十時十四分開議

午後五時三十六分閉会

出席議員	165
欠席議員	165
出席説明員	166
議事日程	166
開議	171

(委員会審査報告)

議案第一一一号	昭和四十六年度日野市一般会計決算認定について	171
議案第一一二号	昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定について	182
議案第一一三号	昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算認定について	183
議案第一一四号	昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定について	185
議案第一一五号	昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について(第四号)	185
議案第一一六号	昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第二号)	190
議案第一一七号	昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第三号)	191
議案第一一八号	昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第二号)	192
議案第一一九号	昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)	193
議案第二一〇号	昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について(第三号)	194

議案第一二一号	昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第一号)	196
議案第一二二号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	197
議案第一二三号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	198
議案第一二四号	市道路線の一部廃止について	198
議案第一二五号	市道路線の廃止について	198
議案第一二六号	市道路線の認定について	199
議案第一二三号	日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について	199
請願第二七号	私立幼稚園協会への補助金交付に関する陳情	200
請願第三九号	私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情	201
請願第四一號	公衆浴場新設に伴う助成に関する陳情	203
請願第九号	高幡台団地への地区センター設置に関する請願	209
請願第三七号	日野市の用途地域改正案に関する請願	210
請願第五八号の一	立川基地再開に反対する請願	210
請願第六号の一	公共住宅団地の生活環境整備に関する請願	210
請願第二〇号	豪雨被災者に対する復旧工事補助金交付ならびに分譲業者に対する復旧工事督促に関する請願	210
請願第三二号	市内の自然環境確保に関する陳情	210
請願第四七号	神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に関する陳情	210
請願第四八号	農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願	210
請願第二一號	市道市場線拡幅に関する請願	210
請願第一六号	新井五六番地先道路拡幅に関する請願	210

請願第六号の五	公共住宅団地の生活環境整備に関する請願	210
請願第三五号	市道九号線舗装に関する請願	210
請願第三八号	栄町地内用水路改修に関する請願	210
請願第四二号	大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願	210
請願第五一号	通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願	210
請願第二一号	万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願	210
請願第九号	都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願	210
請願第二八号	住宅街を縦断する無計画道路日野一・三・四号線建設反対に関する請願	210
請願第六号の三	公共住宅団地の生活環境整備に関する請願	210
請願第一〇号	工場建設に反対する請願	210
請願第二四号	浄化施設の維持管理に関する請願	210
請願第三三号	レジャークリニックスセンター建築の疑義についての陳情	210
請願第三四号	新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情	210
請願第三六号	百草街路接続工事施工に関する請願	210
請願第一九号	メッキ工場団地建設反対に関する請願	213
請願第五一号	百草団地住民の生活環境保全に関する請願	213
請願第五〇号	工場建設に反対する請願	213
請願第六号の四	公共住宅団地の生活環境整備に関する請願	213
請願第五七号	万願寺地区への市立保育園設置に関する請願	214
請願第三八号	保育時間延長に関する陳情	214
請願第四〇号	ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願	214
請願第四五号	在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願	214

請願第四七号	公立幼稚園設置の適正化に関する請願	214
請願第五五号	公立幼稚園設置に関する請願	214
請願第五六号	幼児教室存続に関する請願	214
請願第一号	高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願	214
請願第六号の二	公共住宅団地の生活環境整備に関する請願	214
請願第一三三号	〇歳児保育に関する陳情	214
請願第一五号	予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願	214
請願第一七号	日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願	214
請願第一九号	零歳児保育死亡事故発生に関する請願	214
請願第四〇号	第二日野万地区への地区センター建設に関する請願	214
請願第四三号	豊田団地地域への地区センター建設に関する陳情	214
請願第四四号	障害児の教育権保障に関する陳情	214
請願第四六号	老人問題に関する請願	214
請願第四九号	宮クラブ改築に関する請願	214
	多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決の件	214
	市庁舎建設特別委員会の継続審査議決の件	214

(請願上程)		
請願第五二号	民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助に関する陳情	215
請願第五三号	駐留軍労働者の雇用安定雇職対策拡充に関する請願	215
市庁舎建設特別委員会中間報告		216
閉会		218

十二月十一日 月曜日 (第一日)

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会議録 第二十八号

十二月十一日月曜日(第一日)

出席議員(二十五名)

十二番	四番	三番	欠席議員(五名)	十六番	十五番	十四番	十三番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	二番	一番
大柄	秦	市川		杉山	剣持	伊藤	岩沢	西沢	米沢	百濟	谷	林	池田	滝瀬	板垣	鈴木
保君	正一君	芳太郎君		寅三郎君	佐吉君	松之輔君	哲夫君	保君	照男君	勇君	栄吉君	重義君	重太郎君	敏朗君	正男君	美奈子君

二十七番	十七番		三十番	二十九番	二十八番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番
清水	名古屋		三浦	正国	佐々木	吉富	伊藤	杉山	日野	滝瀬	高橋	森田	大下	石川
芳雄君	史郎君		重春君		昭雄君	繁枝君	定直君	源作君	政吉君	通夫君	喜美男君	博君	佐太郎君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷	栄
助役	葛西	正彦
収入役	市川	晴夫
企画財政部長	篠崎	美雄
総務部長	遠藤	政之
市民部長	赤松	行雄
民生部長	松村	清栄
建設部長	中島	武男

都市計画部長	杉本	好次郎
水道部長	加藤	一男
福祉事務所長	田中	若一
病院事務長	成井	正夫
職員課長	日野	義人
秘書課長	佐藤	智春
教育課長	永野	林弘
学校教育課長	松本	武君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

事務局長	田倉	高光
書記	朝倉	敏夫
書記	武居	一茂

書記	川上	輝子
書記	深海	弘子
書記	安原	清美

議 事 日 程

昭和四十七年十二月十一日(月)
午後一時開会

一 会議録署名議員の指名

二 会期の決定

三 市政経過報告

四 諸般の報告

五 議案第一二七号 昭和四十七年十二月における期末手当の支給について

追 加 日 程

- 一、議案第一二八号 日野市乳児医療費助成に関する条例の制定について
- 二、議案第一二九号 昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第一から第五及び追加日程一から二まで

午後一時五分 開会

○議長（伊藤 定君） これより昭和四十七年度第四回日

野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

次に日程第一会議録署名議員の指名については議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、八番谷榮

吉君、九番百済勇君を指名いたします。

次に日程第二会期の決定についてはまず議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君） 御指名がございまし

たので十二月六日に議会運営委員会を開きまして、その結果、意見一致をみたことについて御報告申し上げます。

第一は議会の運営の日程でございますが、今日十一日は市政経過報告、諸般の報告、明日から三日間は一般質問、一般質問は七名九件でございます。それから十五日は委員会報告、審査報告、議案及び請願審議、土曜日曜日と休会にしたいということです。十八日は議会に市長の出席を求めることが多いのでちょうどその日は市長の都合がありまして出席できないということで休会にいたしました。十九日は常任委員会、二十日は特別

（「議長」と呼ぶ者あり） 剣持佐吉君。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（剣持佐吉君） 忘れた一項がござい

ますので特に発言をお許しいただきました。最後の二十五日の日でございますが、従来の経験やらそれから今回の議案やらを勘案いたしますと、案件が多いので従来一時から開会でやってまいりましたそれを変更してこの日に限っては十時から開会したいということを全会一致、意見一致をみた次第でございます。付け加えておきます。たいへん失礼いたしました。

○議長（伊藤 定君） 日程第三市政経過報告を行ないま

す。市長より市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷 栄君） 御報告申し上げます。最初に農地

の課税についてでございます。市街化区域内の農地に対する固定資産税、及び都市計画税につきましては周辺の宅地等との税負担の不均衡の是正、土地対策、地価の抑制に資するため、昭和四十六年度の税制改正におきまして段階的に税負担の増加を求めることとなったのでございます。しかしながら昭和四十七年度の課税に当たり、市街化区域農地の実態をさらに的確に把握し、市街化の程度に応じた均衡ある課税を実施すべきである、その要請に応えまして議員立法によりまして特例対象農地の昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税につきましては差

委員会、二十一日、二十二日は決算特別委員会、二十三日四日

は休会ですとめの日に当って、二十五日は委員会審査報告、こういうことに意見一致をみました。さらにこの今日、諸般の報告が終わりますと期末手当の問題がございします。事務上の関係もございしますので適當の時間を見計らって全協を開いた上で本日決定をしたいと、こういうものでございます。さらに議案の一〇九号、一一〇号は専決処分の問題でございまして、これでもできれば即決にお願いしたいということでございます。さらに申し合わせたことを二、三申し上げます。今までも努めてはまいりましたけれども、時間は厳守をしたいということ、それからもう一つ、たとえば町名地番の変更によつてある公の建物が当然議会の承認を経て変更決定しなければならぬような問題がございしますが、そういう簡単な議案といつては語弊があるかもしれませんが、そういう極めて事務的な問題については今後議会の運営上即決でいくほうが適當ではないかということの意見の一致をみました。以上報告を終わります。

○議長（伊藤 定君） ただいまの議会運営委員長の報告

のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつ

て会期は本日より十二月二十五日まで期日十五日と決定いたします。

し当たり従来の農地としての税負担に減額する特例を設けることとなったのでございます。この特例対象農地といたしましては、まず一号農地で耕作の用に供されていると認定される農地、さらに一号農地で果樹、花木、茶の木等の耕作の用に供されている農地で、都市の緑化に寄与するものとなっております。またこれら耕作の状況、緑化に寄与し、将来緑地として残すことが適当かどうかの調査機関といたしまして農地課税審議会を置くこととなったものでございます。日野市におきまして八月十四日七名の委員の委嘱を行ないまして実地調査の結果十月十八日お手元でございますように答申を得た次第でございます。市といたしましてはこの答申によりまして一号農地三百三筆を特例対象農地と決定いたし、従来の税負担に減額することに決定した次第でございます。なお細部につきましては後ほど担当部長から説明をいたさせたいと存じます。

次に乳児の医療費の助成についてでございます。乳児の保健向上等児童福祉の増進をはかるために乳児、ゼロ歳児でございますが、医療費助成制度を来年一月一日から実施していきたいと考えております。この乳児医療費助成制度は最近各市におきまして問題とされておりまして、御承知のとおり清瀬市におきましては市民からの直接請求によりまして条例が提案され、一部修正の上可決をみております。またその他立川市、府中市等においてもこれら制度の実施について現在その準備に入ってい

とお伺いをいたしております。当市といたしましてもこの制度については以前から検討を加えてきたのでございますが、実施に当たりましてはなるべく早い時期に実施すべきであるという結論に達した次第でございます。なおこの間栃木県の宇都宮市、清瀬市、所沢市、中野区等を調査いたしました。実情手続等を十分調査をいたしまして、検討を加えてきたのでございますが、この実施に当たりましては医師の協力がなければ十分な成果が得られないのでありまして、日野市の医会と再三、話し合いを行ないまして強く協力を要請いたしました結果、医師会といたしましてもこの制度、手続等について検討をするために小委員会を編成され、審議を重ねられた結果、今回了解が得られた次第でございます。各市の助成方法を見てみますと、中野区の場合所得制限、あるいは居住条件を設けておりまして、このため対象者は低所得者というような、そういう問題等がございまして実際には該当者でありながら申請するものが非常に少ない、そのため、制度が十分活用されずによい効果が表われないようにでございます。また宇都宮市の場合、所得制限を設け制度を発足されましたが、やはりこれでは十分なる効果を得るに至らないのでその後制限を徹底し、すべての乳児を対象としております。以上の状況からいたしまして当市といたしましては、日野市に住所を有する乳児、生後一年未満で国民健康保険、社会保健等に参加している方を対象に考え、助成につきま

用地を持つている方、あるいは議会その他委員の方々に全部お配りいたしまして、この制度の御認識を願いたい。こういうことで配つてあります。なお広報をもつてもこのことについての告知をせたい、こういうふうに考えております。したがっていましてこの趣旨につきましては前々からいろいろの形で報道されておりますが、つまり公共用地の取得が容易になるように、こういうことで売り渡しの場合にはこの真ん中に図面が出ておりますように、三百平米都市計画街路とか、あるいは公園とか、こういうものに当たった場合には三百平米以上は届けなきゃいけない、さらに二千平米とまったような土地についてはやはり届けなきゃいけない、それでこの機関は一応これに基づいて市の体制を整えるために、市公有地拡大推進に関する実施要綱、こういうことを作りまして、窓口としては都市計画部の都市計画課を窓口といたしております。そこで住民の方で土地を持つている方が売りたい、AさんとBさんと、ここにも書いておりますように、成立をする直前になりましたら必ず申し出さなきゃいけない。もちろん制約がありますけれども、そこで受付けた場合には市のほうで指導、市では委員会を作りまして、委員長は企画財政部長の職にある者が一応の市の計画あるいは今後の予想と、こういうものを立てまして助役を通じて市長からその問題についてのいわゆる決定をいただくと、こういうことで二週間の期間の中ですから、早急に東京都のほう

しては入院通院の関係なく健康保険診療でかかった医療費の個人負担分の金額を市が助成していく考えでございます。このように当市が乳児の医療費を助成することによりまして赤ちゃんの病気を早く見つけ、治療し、乳児が健やかに育つことができません。よろしく御審議をお願いする次第でございます。

○議長（伊藤 定君） 次に収入役より市政経過報告を求めます。

（収入役登壇）

○収入役（市川晴夫君） 前議会後における会計事務につきましては特に取り立てて申し上げることはございません。収支の状況につきましてその数字的なものにつきましてはお手元にあげましたプリントで御覧いただきたいと思います。以上終了します。

○議長（伊藤 定君） 次に企画財政部長より報告を求めます。

（企画財政部長登壇）

○企画財政部長（篠崎美雄君） では土地の先買制度について御説明申し上げます。前の六月の国会で制定されました、その間半年期間を置きまして十二月一日から政令によつて先買の制度の発足と、こういうことになりました。先買制度のあらましというパンフレットを二千部ほど作りまして、農業委員会、

にはこの土地について、この物件については市が買い取る希望をいたしますと、こういうことを申し出ます。もちろん東京都としてもこれが都市計画街路とか、そういうことがあれば当然東京都が買うわけですけれども、市としての施設、そういうものについては市が先買権を要請する、こういうことで市が先買権をいただきますと、地主であるAさんといいますとAさんにお話ししてBさんとの単価の問題が折り合いがつかどうかという微妙なものがありますけれども公共のためだからひとつ売ってもらいたい、こういう形でこの仕事が進むわけですけれども現在までこの申し立ては一件もございません。そこでこれについてもし契約があるいは条件が整いました場合に、当然これについての予算の措置をしなきゃいけない、予算を組む場合と、あるいは土地開発基金を充てる場合、さらには来年からなると思えますけれども、用意しておりますが、日野市の土地開発公社これをもつて代替的に買わせる場合、こういう三とおりの予算というか、財政措置が必要であらう、こういうこと考えましてこういうものに対処すべく体制を整えておるこういうことでございます。期待はいたしておりますけれどもなかなかこの制度が円滑にいくことがむずかしいような場面がいろいろあると思えますけれども、できるだけ特に地主さんの方々に御理解を願つて公共用地の先買についての御協力を願いたい、こういう体制を持つているわけでございます。以上終わります。

○議長（伊藤 定君）

次に総務部長より報告を求めます。

（総務部長登壇）

○総務部長（遠藤政之君）

総務部関係でございますが、

最初に東京自治会館組合につきまして報告をいたします。東京自治会館につきましては九月定例会で組合規約の同時議決を願いました。組合の設立の目的を十一月一日として準備中でありましたが、予定どおり十一月一日地方自治法第二百八十四条第一項の規定によって許可となったということでございます。

それで組合の執行機関といたしまして、報告書にございますが、管理者として府中市長、副管理者として瑞穂町長を置き、市町村長の中から互選されました。なお組合議会につきましては報告書にございますが、十二人の議員が選出されまして、去る四日に第一回の議会が開会されまして、組合議会の議長、副議長等の人事に関する案件と、それから四十七年度予算等につきまして審議がされました。なお四十八年度予算等につきましては今後の議会の中で検討されるということでございます。なおこの組合の事務所は調布市役所の市長会事務局と併設をされているということでございます。

この次に契約の状況でございますが、別紙でございます。この報告は九月の定例会以降十一月十八日までの契約金額二百万円以上のもので件数としまして十五件、土木工事で六件、建築工事で八件、その他測量委託一件、この中で土木関係では甲州

いますが、市民税でも多少下降しております。固定資産税、軽自動車、それから都市計画、この四つの税目で多少収入状況が悪くなっているという結果から〇・六％ばかりの下降になっているわけでございます。これにつきましては人員の問題がございまして、消し込み状況が渋滞しているというふうな状況、それから電々公社分の交付金の納入が十一月に延びたという点が作用しておるわけでございます。それから保険課にまいります。

それから保険課の高齢者の表彰でございますが、これは二十八人ひざ掛けを送ったわけでございます。健康家庭の表彰でございますが二百六十六世帯、これにつきましてはポットを贈呈したわけでございます。それから保険の給付状況でございます。ここに書いてあるとおりでございます。受診件数とか、あるいは被保険者数等も増加しております。したがって医療費がやはり依然として高い増加傾向を示しております。ここにあります前年同期と比較しますと四一％の増加を示しておるわけでございます。それからめくっていただきますと保険税のほうでございますが昨年同期と比較しますと格段に収納状況が好転しております。これにつきましては納税の説得等を徹底して行なっている、こういうふうな状況から好転しておるわけでございます。それから年金のほうでございます。年金のほうの拠出年金の加入状況、加入状況につきましては一万一千から一万三千に一年間で伸びたということで一八％の伸長でございます。拠出

街道の仲丁の歩道橋からのところから四ッ谷下区画整理に入ります十二号線の進入路、それから滝合小の進入路の第一期工事、それから大和田地区の子供グラウンド等でございます。それから建築関係では九月定例会で議決を願いました五〇キロのし尿処理場の増設工事、高幡台保育園の増設工事、身障者通所施設の新設工事、地区センターといたしまして東光寺、鹿島台、東町と、三つの地区センター等の発注でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君）

次に市民部長より報告を求めます。

（市民部長登壇）

○市民部長（赤松行雄君）

では報告申し上げます。市民部

でございます。市民課の世帯数でございますが十一月一日現在で三万七千七百三十三世帯でございます。十月の一日の世帯数は三万七千七百四十一世帯でございます。百十九世帯の増加でございます。それから人口でございますが、十一月の一日現在で十一万一千三百七十八人、十二月一日現在の人口は十一万一千七百七十八人、四百六十一人の増加でございます。それから登録外国人人数でございますが、ここにご覧いただきますように二百九十九名でございます。九月よりみますと十九名の増加になっております。

次に税の関係でございますが、収入状況でございます。一番おしまいにございますが昨年の十一月三十日の収入状況と比較しますと多少収入状況が悪くなっております。この状態でござい年金の給付関係でございますが、これは三倍に給付が増加しております。これは老齢年金の給付が開始になったということで三倍の増加になっておるわけでございます。それから福祉年金のほうの給付関係でございます。昨年は千四百四十七でございましたけれども今年の九月末は千六百九十七、一七％の給付の伸長をみておるわけでございます。

それで印刷にございませけれども、税関係で御報告申し上げます。四十八年度は固定資産の内の土地と家屋の評価替えをする基準年度でございます。この基準年度に関する法律でございますけれども、宅地につきましては四十五年度の基準地の評価は二十四万でございました。今年は四十八年度は五十三万に評価することが大体決定いたしました。大体二二〇％の評価増になるわけでございます。これを参考にしまして宅地の評価替えを行なうわけでございますが、二二〇％というふうな高率の伸びには至りませけれども、いずれ東京都のほうから東京都知事名をもちまして平均評価指示額が示されてくるわけでございます。これによって日野市の全宅地の評価替えを行なうということで、今のところ細かいことは分かっておりません。それで参考に申し上げますけれども、四十五年の日野の東京都からの平均指示額は二万二千二百三十四円であったと、いうことでございます。こういう数字が東京都から示されてくるわけでございます。それから家屋の評価替え

でございます。家屋の評価基準が九年ぶりに改定になった、これによつて家屋の評価替えを行ないます。それで評価基準が改正になった理由としましては、九年も経過しておりますので、物価水準が丸つきり違つてきておる、それから建築資材とか工事原価が大幅に値上がりしている。大体同じようなことでございます。それから新建材が非常に普及している。それから建築工法におきましても工場などで生産されるプレハブ工法が大幅に取り入れられている。それから建築全体の耐用年数が非常に短縮化している。寿命が昔の家屋に比べますと寿命が余りない家屋になつてゐる、そういうふうな点で評価基準が改められたということとで新年度の来年一月一日現在で評価する家屋から多少の評価の値上がりが出てくる、こういうことになつております。四十七年度と四十八年度で評価に大きな格差が生じますと問題でございますので経過処置が九年前にも取られました。そういうふうな処置が現在自治省段階で検討されております。一年違いで大きな格差を生じないような経過処置がいずれ発表になるかと思ひます。

それからもう一点は農地と山林の評価替えでございますが、宅地以外の農地、山林につきましても多少の評価替えをやるような情勢でございます。このことにつきましては東京都段階で検討され、調整が進められております。各市町村におきましては、相当決つてるところもございますので、どう落ち着きます

か、自治省、東京都段階では多少農地、山林の評価替えを行なうという方向のようでございます。以上税務に関する基準年度の御報告でございます。

○議長（伊藤 定君）

次に民生部長より報告を求めます。

（民生部長登壇）

○民生部長（松村清栄君）

民生部関係の御報告を申し上げます。民生部関係の御報告を申し上げます。まず衛生課のほうの伝染病の発生状況でございますが、本年度は赤痢患者が非常に少ないかわりに猩紅熱が非常に多い。この猩紅熱というのは、ほんとうの疑似が非常に多いわけでございます。猩紅熱という断定をされたものは、そうあんまりございません。これは風邪ひきが非常に多いために、ちよつと猩紅熱臭いというものはみんな猩紅熱にしてしまふという傾向がございます。こういうことから、猩紅熱が多いわけでございます。それから日悩も、これも疑似でございます。これは全然日悩ではございませんでした。それからジフテリアも同じでございます。現在伝染病院に入っておりますのが猩紅熱が三名でございます。それから畜犬登録の状況ですが十月三十一日現在では二千五百二十八頭ございました。

次に住民検診の結核検診でございますが、七月から九月十三日までの間に十四会場で行ないました。この数字の示すとおりでございます。それから心臓病の検診でございます。これは本年初めて日野市が実施をいたしましたわけでございますが、今後四年

間、これらの心臓病の検診を重点的に行ないまして統計を取りたい、第一回目には、この落川、三沢、百草地区を選びまして、

二十歳以上の検診を行なつたわけですが、受診者が二百七十八名、要精密が二十四名で、精密者が二十八名ということで、非常にこの心臓病が多いと言われるんじゃないかと思ひます。次の胃の検診でございます。これは都から三百人のワケをいただ

いたわけでございます。五会場では二百五十五名の受診者がございました。右に示すとおり、胃下垂とか十二指腸、要精密者がそれぞれ出ておるわけでございます。これは三十歳以上を対象として行なつたわけでは

ない。保育相談でございますが、現在は保健婦を一名雇ひ上げまして二名の保健婦でもつて実施をいたしております。たいへん利用者があつたわけでございます。十月末現在では二百六十八名の方々が相談に来た、こういうことでございます。

次に母子健康手帳の交付でございますが、数字の示すとおりでございます。それから雑草地の調査及び委託でございます。現在、未処理が六十三件、二万一千六百一十一平米ございますけれども、これはすべて再命令を出してございますので、十二月末までにはこれらのものもある程度処理できるんじゃないかと考えております。

次に火葬場使用状況、これは本年度から火葬が無料になつたわけでございますが、御存じのとおり火葬場の一新新設をいたし

ました。それがために市民の皆さま方にはその間相当迷惑をおかけいたしましたわけですが、現在はすべて完成をいたしました。

場内の植木の植樹等も完了いたしました。この無料化になつたということとで市民はたいへん喜んでおるわけでございます。以上のとおりでございます。民生部の関係の経過報告を終わります。

○議長（伊藤 定君）

次に建設部長より報告を求めます。

（建設部長登壇）

○建設部長（中島武男君）

それでは建設部関係を申し上げます。まず建設部では教育関係、教育から依頼されたものでございますが、八件でございます。その主な、大きなものは仮称四中と、それから一中の増築、第七小学校の、仮称第七小でございます。新築。それから第三小学校の増築、第八小学校の増築、これの五件は併行防音工事が施工されております。それから市立第三中学校の体育館、それから市立第四幼稚園の新築工事、図書館の新築工事、こういうものをやつております。それから民生部関係では衛生処理場、し尿処理施設の消化槽の加温設備工事それから五〇キロリッターのし尿処理施設増設工事でございます。これも工事中でございます。

福祉関係にまゐりまして、福祉関係は地区センターが六件です。ね。それから保育園、高幡保育園の増築工事、それから心身障害児の通所施設新築工事、それから新町の子供広場新設工事

でございます。

それから建築関係でございますが、市営長山住宅の新築工事でございます。それぞれ工事中でございますがパーセンテージを申し上げますと、四中で大体現在まで四〇％、それから一中約年内に六〇％終わる予定でございます。第七小学校が年内に四階までの付帯が完了予定でございます。現在まで三階が終わっております。それから第三小学校が四六％、それから第八小学校が四〇％、それから第三中学校の体育館が六五％、それから市立第四幼稚園が外壁までが終わりまして八〇％終わる予定でございます。図書館が二十一日に付帯が完了する予定でございます。これが四五％でございます。それから保育園、年内が外さくこれは高幡台保育園でございますが、外さくが終わる予定でございます。心身障害児通所施設、今現在基礎完了したところでございます。二十日に建て方の予定でございます。東光寺の地区センターが六〇％、新町の新設広場が、子供の遊び場が八〇％、それから鹿島台の地区センターが現在約三〇％終わっております。なお、それぞれみな同じ程度でございます。

それから土木にまいりまして、大きいものにつきましては市道補助十二号線、これは鮫綾源の前でございます。これは現在、一期工事が完了しております。用水路の排水工事でございますが、湯沢川の改修工事が始まっております。一週間ばかり前に入札が終わっております。それから道路の改修、これは市道日

うち二件が、予算がかなりかかる関係でできておりません。

それから国と都に申し入れたものが二件、それから私的なものが四件ございました。それから巡回中に発見したものがやはり三ヵ月間、九、十、十一の間に百九十九件でございます。これは細かいものもございます。そのうち処理済みが百七十件でございます。同じく一週間以内に処理しております。それから予算に係るものが三件、国、都に申し入れたものが二件、私的なものが四件でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） 次に都市計画部長より報告を求めます。

（都市計画部長登壇）

○都市計画部長（杉本好次郎君） 都市計画部関係を申し上げます。地域地区の改正について作業がたいへん遅れました。去る九月議会の際に市長報告で経過の報告をいたしてありますとおり、住民からの要望が反映されるよう指定基準も考慮の中で試案を調整して審議会に諮問いたしたい、こう報告してありますが、審議会におきましては十月の十四日、二十日、二十七日と、長時間をかけて慎重に御審議され、最終日の二十七日に答申がありました。答申の内容については東京都の方針及び指導基準に基づき作成され、かつ地域住民の意見要望等を十分取り入れたものと思われるが、なお、再検討して、できる限り修正を加え、また近郊各市の状況等も把握調整のうえ市の試案を決

野十二号線四ッ谷の進入路でございますがその一として、歩道橋の改修工事が一週間ばかりの前、夜終わっております。それから同じく日野十二号線の一期工事、これは国道から約一〇〇メートル奥に入った所まででございます。なお、その三が出る予定でございます。これは三は途中の床屋さんがまだ移動しておりませんのでこれが移動が完了いたしますと早々に出す予定でございます。それから市道補助十三号線の改修、これは道路改修でございます。

それから補助六号線、これは旧道の、旧国道でございます。日野坂の上でございますして神鋼電機の前、これは完了しております。多摩平幹線一号、歩道と舗装の新設工事でございますがこれはやはりこの前の一期工事でやりましたように総額では三千九百六十五万円でございますが、舗装が二千六百四十九万円、歩道が千三百十四万円でございます。後は細かいものでございます。それから側溝新設も細かいものでございます。七生百十八号線これは七生中学の南側を東へ走ったところでございます。これは完了してございます。北御越前一号線これは六樓社の前側溝、それから緑ヶ丘の側溝でございます。

それからこれには書いてございませんけれども、巡回班の報告を申し上げますと、三ヵ月間、九月、十月、十一月までの間の要望の受付件数が三十二件でございます。そのうち処理済みが二十四件、これは一週間以内に処理済みしてございます。その

定し、東京都知事宛提出されるよう答申する、というような答申がなされました。

そこでなお、審議会における意見といたしまして多摩平六丁目地内の商店街を路線式で第二種住居専用地域にしてほしい、以下十五ほどいろいろと要望意見がございました。これらの意見を大部分取り入れまして、市の試案を決定いたしました。去る十二月五日に都知事あてに送付いたしました。なお、その中で最終的には一番問題なのは三十、六十を四十、八十にというようなことが広範囲でありますし非常に都としても検討に苦しむのではなからうかとこう考えております。用途地域指定別の面積率を申し上げますと第一種住居専用地域は六四・五％になります。第二種住居専用地域一二・一％、近隣商業地域〇・九％、商業地域〇・七％、準工業地域三・二％、工業地域五・六％それから、多摩川、浅川の河川があります。この河川の率は一三％以上のような面積率でございます。

次に都市計画法第三十二条の規定による同意及び協議が出てまいりました。開発行為についてであります。六件ほど出ております。それぞれ小規模でございます。印刷のとおりであります。

次に区画整理関係ですが、平山台の土地区画整理事業関係工事についてのイの六十八号でございますが今、施行中でありまして帝人の南端の国鉄沿いでございます。それから口は第五

号でありまして工事も完了いたしました。ガードレールも完了をいたしました。

次が神明上の土地区画整理事業関係でありますけれども、審議会を開催をした。工事の竣工状況について御検討願ったわけでありまして。四ッ谷下の審議会につきましても内容は同じような内容でそれぞれ協議がなされました。工事については舗装が完了した。それから四ッ谷下の舗装がこれを完了した。イ、ロ、それからハは築造中でありまして。国鉄沿い関係で延長は三三三メートル幅員が四メートルないし六メートルでございます。以上で終わります。

○議長（伊藤 定君） 次に福祉事務所長より報告を求めます。

（福祉事務所長登壇）

○福祉事務所長（田中若一君） 福祉関係でございます。報告します。一、二、三、この三つにつきましては、九月十五日敬老の日を中心としました前後の事業でございます。

次に二四ページでございます。四番目の戦没者追悼式、十月の十七日に例年にならしまして行ないました。五の児童手当てでございますけれども、これは六月から九月の分、十月の支給期でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） 次に教育長より報告を求めます。

（教育長登壇）

次に給水工事関係でございますが繰越件数が八百件ございまして、非常に大きな数字を示しておりますけれどもこの中には宅造関係のものが三百六件、専用水道の切替分が百二十五戸、合計四百三十一件が含まれておりますので、こういう数値を示しておるわけでございますが、さらに工事完了を見ましても、お客さんのほうで希望で自家水を使つてというようなものがございます。実質的には三百件前後が実質の繰越額でございます。次回からは、若干内容を変更して報告を申し上げます。と思ひますが、給水工事関係は以上のような内容でございます。それからその一番最後でございますが修繕工事関係でございます。三ヵ月間で合計六十六件の完了をしております。以上非常に簡単でございますが水道部関係の報告を終わります。

○議長（伊藤 定君） 次に病院事務長より報告を求めます。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（成井正夫君） 御報告いたします。市立病院の診療状況についてでございますが、そこに掲げてあるとおりでございますが、九月におきまして入院が若干減少しております。こういうようなところで減点になっておるわけでございます。なお、十二月一日より小児病棟と、こういうようなことで内科の病棟から独立をさせまして、現在まだ若干看護婦が足りないわけでございますが、とりあえず看護婦五名を配置いたしましたわ

○教育長（永野林弘君） 教育関係を御報告申し上げます。

移動教室の問題なんです、小学校のほうは九月の議会で一応御報告してございます。ちょっとミスプリントでこれは載っておりまして、中学を今回やりまして手元に配ったとおりでございます。無事終了いたしました。移動教室は御承知のとおり、一昨年から教育課程が改正になりまして授業を学校じやなく、学校を離れてやるという考え方でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） 次に水道部長より報告を求めます。

（水道部長登壇）

○水道部長（加藤 一男君） それでは水道部関係の経過を簡単に報告させていただきます。まず収益的収入支出関係でございますけれどもここに掲げましたとおり予定どおりの執行を示しまして、収入で五七・四％、それから支出で四〇・三％の十月末の数値でございます。

それから資本的収入支出関係でございますが、やや下回った数値を示しておりますけれども、これは十二月の執行を見ますと約六〇％あと、三月の執行と、こういう予定で今進んでおります。

次に有収水量及び調定料金関係でございますが、三ヵ月間の状況を御報告申し上げる次第であります。ここに掲げたとおりでございます。

でございます。入院患者は一日平均四名、逐次、増加をしておる、こういう状況でございます。また小児科の外来におきましては九月以降、専任の先生が来たわけでございますが、一日平均十二名増で現在約五十名の外来、こういうことになっておるわけであります。以上で終わります。

○議長（伊藤 定君） ただいまの市政経過報告について御質疑はありますか。なければこれをもって市政経過報告を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後一時五十八分 休憩
午後三時 十八分 再開

○議長（伊藤 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第四、諸般の報告について事務局長をして報告させます。

○議会議務局長（田倉高光君） では申し上げます。議長会の関係について二、三かいつまんで申し上げます。十一月の五日に三多摩地区消防運営協議会が三鷹で開催されたわけでございますが、消防の負担金につきましては従来、

施設費について東京都、人件費について市町村というような負担割合であったわけですが、今後は総経費の二分の一負担方式でやっていただきたい、こういうことをお願いいたします。したがって二分の一、東京都と市町村が五対五の負担割合でというふうなことを考慮され、都へ要望いたしておるわけでございます。

次に十月三十一日でございますが、関東の市議会議長の理事会が開かれたわけですが、これにつきましては五月から十月までの関東の議長の会議の内容の報告がございました。なお、それらに伴いまして役員の改選、あるいは提出議案といたしまして、都道府県で提案された四件があるわけですが、いずれも財政の強化を起点にその議案を決議し、今後重点的に要望を進めていくことが内容として決定を見ただけでございます。

なお十一月九日でございますが東京都の市議会議長の定例会が開かれました、これは八月から十月までの議長会の会務の報告、並びに各市の委員会の活動状況が報告されなお東京自治会館の役員の選出もその時に行なわれたわけでございます。自治会館の組合議員の選出方法につきましては市長部局と重複をしないということと、それから従来の北多摩、西多摩、南多摩という地域との配分を考えた中で選出をするというような基準の中からさきほど総務部長のほうから報告がありましたよう

いく、こういう結論でございます。なお十一市として京王閣の競輪、あるいは江戸川の競艇と両方の開催はできませんので、取り敢えず十一市の中の六市が江戸川競艇の開催の態勢を取っていくということ、一応十一市の中の六市が江戸川競艇を開催していく、したがって、六市の管理者としては、昭島の市長さん、副管理者としては町田の市長さんがそれぞれ当たり、こういうことで発足しております。なお、議会関係ではとりわけその六市の中の組織は決めておきませんけれども、これからのなりゆきによって検討していきたいということで、議会関係では従来どおりを踏襲していく、こういうことでございます。

次に十一月十七日に四市、いわゆる日野、小平、東村山、国分寺の組合の全協を小平市で開きました。内容と申しますのは、御存じのとおり四十七年度は配分金の改定の時期でございますので、四市としてはこの配分の改定につきましては足並みそろえてこれに対処していくという基本姿勢をお互いに確認し合つて四十七年度の配分に対処していきたい。いろいろ配分の関係につきましては、当初は京王三市ということで、八王子、調布、それから町田が一番最初、京王閣の競輪を始めております。それからその次に東京四市といたしまして、武蔵野、青梅、昭島、小平、これが立川の競輪を四十一年度以前にはやっております、四十一年度につきまして、東京都の指導によりまして、十

に議会の関係では昭島と小平、多摩、狛江の議長さんが組合の議員になられた、こういうことでございます。以上簡単でございますけれども報告を終わります。

○議長（伊藤 定君） 続いて十一市競輪事業及び四市競艇事業組合に出席の議員より報告を求めます。杉山議員。

（東京都十一市競輪及び四市競艇事業組合議員答壇）

○東京都十一市競輪及び四市競艇事業組合議員（杉山寅三郎君） それでは御指名がございましたので、十一市並びに日野市の関係しております四市競艇の九月以降の経過について御報告申し上げたいと思います。まず会議の開きました順から申し上げてまいります。十一月の十日に十一市の競輪事業組合の全協が調布市で開かれまして、内容といたしましては江戸川競艇を東京都が来年三月をもって廃止するというような態度が打ち出されました中でそれに肩代りということで十一市並びに新四市である多摩市、稲城市、秋川三市がこれを開催したいという話し合いの中で結論的にはいわゆる十一市関係では月間九日間、今、ただいま申し上げました新四市で五日間、計十四日を両方で開催するというようなことで、一応その中の結論が管理者のほうから報告されている。したがって、十一市関係では従来は年間四十日、江戸川競艇を開催いたしておりましたけれども、六十八日加えまして年間百八日開催する、こういうようなことで、来年四月から十一市が江戸川競艇を開催して

一市でこの事業をしないか、というような指導もございました中で、今申し上げました京王三市、あるいは東京四市は最初からそうやっておりますので、そこで日野市を含めた四市が入りますと配分金が少なくなるというようなことで、いろいろな操作がございました。三段階のいわゆる配分の形になっておりまして、日野市が四市の中で一番少ない配分の中におつたわけでございますけれども、四十四年に一応今の配分規定に変えまして、それが四十七年度、またさらに変えていくというようなことになっております。

それから十一月二十八日に十一市の定例会がございまして、これは四十七年度的一般会計補正予算でございますけれども、補正額として三十四億一千八百八十三万四千円の補正額その内容といたしましては、歳出で主なもの二十九億五百九十五万五千円、これはさきほど申し上げました江戸川競艇を来年四月から、いわゆる六市で運営していくということで、いろいろな件費あるいはその他諸物資の購入等が主な内容でございます。簡単な御説明でお分かりにくいかと思いますが、正国議員も参画しておりますので、補足がありましたら補足していただきます。私の報告を終わりたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 補足ありますか。

○二十九番（正国 務君） ありません。

○議長（伊藤 定君） 次に三多摩上下水道及び道路建設

促進協議会第一委員会に出席の議員より報告を求めます。

(三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員登壇)

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員 (伊藤松之輔君) 第一委員会の経過を申し上げます。

昭和四十七年の十二月七日の日の十三時から十六時四十分の間に調布の市役所で第一委員会が開催されました。その節開会挨拶というものがずっと済みまして、本日の議題というものは、八月三十日から決定をしなかった正副委員長長の互選という問題に対して審議に入ったのでございますが、その席で前副委員長でございます東村山さんが一人出席したということで東村山さんに座長になつていただいて審議を進めてまいりました。その結果でございますが、府中さんが今まで委員長をしておりますたのですが、府中さんがやつていただければ全員正副委員長さんが今年もやりますということでございますたのですが、いろいろ市内の様子こういったものがございまして、どうしても引き受けられないというふうな結果が出てまいりましたのでその意見をいろいろ検討しましたのですが会長あつせん案がこの点で出ましてあつせん案の内容といたしましては副委員長長については、東村山、小金井両市は引き受ける意向があるということで、それではぜひお願いをしたい。それからその席で、前副委員長長の武蔵村山市でございしますが、これは選出の際は町だつたそうでございますが現在は市だということで町村の代表を

ます。助役。

(助役登壇)

○助役 (葛西正彦君)

本議案は今期職員に支給する期末手当に関する議案でございます、職員組合と交渉の結果二七七ヵ月プラス一律三万円で妥結をみたので、よろしく御審議願いたく提案する次第でございます。

○議長 (伊藤 定君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

よつて本件については委員会付託を省略することに決定しました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結致します。これより本件を採決致します。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よつて議案第一二七号、昭和四十七年十二月における期末手当支給の件は、原案のとおり可決されました。おはかり致します。議案第一二八号及び一二九号を日程に追加し、直ちに議題と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

選んでいただきたい。なお、健康状態も優れないということで実は辞退をされましたので残る一人の副委員長でございますがこれは町村より選出されたいということで了解ができました。

なお、委員長については八王子に打診してみたんですが八王子の市長さんが市長会関係の三水協の会長さんをやつていられるということで遠慮したいということがあつたのでございますが、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市で協議をして選出されていただきたいというふうな結果になりました以上提案がありまして、三鷹、武蔵野両市より、それぞれ引き受けられない旨の発言があつたが、委員会にはかり、会長案のとおり決定いたしました。協議のため、若干休憩いたしました、次のように委員会に決定をみました。委員長は五市すなわち八王子、立川、武蔵野、三鷹、青梅より会長を含め後日協議して決定をする。なお、副委員長は東村山、小金井市、それで町村代表として羽村町が決定をいたしました。以上のとおりで第一委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長 (伊藤 定君)

以上、ただいままでの御報告に御質疑はありませんか。なければこれをもちて報告を終わります。

これより議案第一二七号昭和四十七年十二月における期末手当支給の件を議題と致します。職員をして議案を朗読させます。

○書記 (武居一茂君)

議案第一二七号を朗読。

○議長 (伊藤 定君)

理事者から提案理由の説明を求め

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よつて議案第一二八号、及び一二九号を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

これより議案第一二八号日野市乳児医療費助成に関する条例

制定の件を議題と致します。職員をして議案を朗読させます。

○書記 (武居一茂君)

議案第一二八号を朗読。

○議長 (伊藤 定君)

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役 (葛西正彦君)

本議案は日野市乳児医療費助成に関する条例の制定でございます。乳児保健の向上と、児童福祉の増進をはかるべく、昭和四十八年一月一日から乳児医療費について助成を実施致すものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 (伊藤 定君)

担当部長より詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 (田中若一君)

御説明致します。内容につきましては先刻の市長、市政報告、あるいは、また全協におきます御説明でございますが、なお、さらに確認でございますが、森田議員さんの御質問の中で、初診料の件につきまして

若干補足させていただきます。乙、該当診療機関、乙というところ普通の医療機関ですね、病院を除きます医院なり診療所、これは乙、五十点でございます。それから病院のほうは六十点でございます。したがって、金額に直しますと、五十点で五百円、国保の場合は三割、社保の場合は五割の補助金があると、こういうことに相成るわけでございます。それからもう一点、この助成の対象外の一つで、落としましたですが、往診の際の車馬賃、これは保健診療に該当しませんので、除外を致す考えでございます。二、三付け加えて、さきほどの説明と一緒に御理解をいただき、御審議のほど、よろしく願います。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結致します。おはかり致します。これをもちて議案第一二八号日野市乳児医療費助成に関する条例制定の件は、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託します。

これより議案第一二九号昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例制定の件を議題と致します。職員をして議案を朗読させます。

した。

本日の日程は終わりました。本日はこれをもって散会致します。

午後三時三十八分散会

○書記（武居一茂君） 議案第一二九号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定でございます。今期の支給率を百分の三百三十七に致すものでございます。よろしく御審議のほどお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。おはかり致します。たゞいま議題となっており本件については、委員会付託を省略致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） よつて本件については委員会付託を省略することに決定致しました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結致します。これより本件を採決致します。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第一二九号昭和四十七年度における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例制定の件は原案のとおり可決されま

十二月十二日 火曜日 (第二日)

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会議録
第二十九号

十二月十二日火曜日(第二日)

出席議員(二十六名)

六番	三番	欠席議員(四名)	十六番	十五番	十四番	十三番	十一番	十番	九番	八番	七番	五番	四番	二番	一番
池田	市川		杉山	剣持	伊藤	大柄	西沢	米沢	百濟	谷	林	滝瀬	泰	板垣	鈴木
重太郎	芳太郎		寅三郎	佐吉	松之輔	保保	照男	榮男	吉	重義	敏朗	正一	正男	美奈子	君
君	君		君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

二十三番	十三番		三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番
日野	岩沢		三浦	正国	佐々木	清水	吉富	伊藤	杉山	滝瀬	高橋	森田	大下	石川	名古屋
源哲	作夫		重春	務雄	昭雄	芳雄	繁枝	定亘	吉	政夫	通夫	喜美男	博	佐太郎	史郎
君	君		君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷 栄君
助役	葛西 正彦君
収入役	市川 晴夫君
企画財政部長	篠崎 美雄君
総務部長	遠藤 政之君
市民部長	赤松 行政雄君
民生部長	松村 清栄君
建設部長	中島 武男君
都市計画部長	杉本 好次郎君

水道部長	加藤 一男君
福祉事務所長	田中 若一君
企画課長	中村 亮助君
秘書課長	佐藤 智春君
教育課長	永野 弘君
教育庶務課長	落合 豊君
学校教育課長	松本 武君
選挙管理委員長	佐久間 義信君
会事務局長	

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

事務局長	田倉 高光君
書記	朝倉 敏夫君
書記	武居 一茂君

書記	川上 輝子君
書記	深海 弘子君
書記	安原 清美君

議 事 日 程

昭和四十七年十二月十二日(火)
午後一時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午後一時四分開議

○議長(伊藤 定君) 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。

日程第一、一般質問を行ないます。一の一緑地と農業の関係についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

(七番議員登壇)

○七番(林 重義君) 四十七年度の最終議会のトップの一般質問として、ありがたく感謝致します。私は緑地と農業との関係についてという問題ですが、これからの緑地の問題について、一端でございますが、質問と要請とをさせていただきます。都下各市に見ても、また全国的に見ても、公害と環境保全との問題がクローズアップされております。日野市においても先に三月議会におきまして、環境保全に関する条例の制定を終え、緑の保護育成に関する要綱を作りまして、各種公害の防止と、緑地保全に力を入れ、その実施段階に入っております。私は一、二、その点について質問をいたします。樹木の保全について保全すべき樹木が市内にどの程度の本数があったか。また申しいでがどのくらいあったか。その後の処置が行なっておられるか。もう一点今後の緑に対する市としての新しい考えがありましたら、その内容についてお聞き致します。農業の問題については、ちょっと違いますが、その後に質問させていただきます。

○議長(伊藤 定君) ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。林重義君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長(篠崎美雄君)

環境保全に関する条例

については、先に制定された、議決をいただきまして、四月十日に設置方を致しております。なお公害についての環境につきましては、監視連絡員、あるいは協議会、こういうものについては七月、あるいは八月に実施を致しております公共施設の緑化ということが、まず先に取り上げなければいけないだろうということで、小学校、中学校、あるいは幼稚園、保育園、こういうところの市の施設を、緑化をしようということで、各施設から計画を取り寄せまして、それによって予定としては三千本配りたいということで、落葉樹のほうは四百本、十一月に植樹を終わっております。残りの二千六百本は、三月に実施を致したい。なお一般市民についての、いわゆる緑地を配布、こういうものについては、来年度考えていきたい。さらに工場の緑化の問題については、協力を呼び掛けまして、どのような計画をするかということについては、現在検討を致しております。それから緑の登録の関係でありますけれども、これは前に一応公害のほうで調べましたものよりも、十月末の締め切りの時点では集団が七カ所、単独が二十四カ所と、こういうことで私どもが調査したものからいきますと、全体の三分の一ぐらい登録してないとい

うことで、登録をなさっていない方には、さらに私のほうからお頼いをし、なるべく登録をしていただいて、もちろん登録をしますと、伐採とか、あるいはいろいろの制約がございます。

そういう制約があるからといって届け出をしないのか、あるいは忘れていたのかと、こういうことになろうと思いたすのでなるべく登録をしていただいて、緑を保護していこうと、こういう考えを持っております。さらに緑地、日野緑地はじめて多く緑地が多摩丘陵にもあるわけですけれども、これらについては、一応日野緑地については、市の単独で買収をするように、都のほうにも計画を出してあります。しかし御承知のように、東京都でも自然の保護条例を四十八年の四月から施行しようと、こういうことでいろいろの準備を進めております。その中に緑の、緑地の買い上げ、こういうことが載っておりますので、日野市の場合には多摩丘陵についても三多摩の近郷緑地、並びに首都圏の近郷緑地と、こういうことの中に指定を受けておりますから、東京都のほうにも四十八年度以降買収については協力をしていたくよう、そういう働き掛けを今後致してまいりたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（伊藤 定君）

林重義君。

○七番（林 重義君）

ただいま部長さんからいろいろと緑地に対する現在の市のあり方について御説明があったようですが、今後ともに都なり国なりの施行により、市もそれに内容

的にも加えまして、今後の緑地のお考えについてはなお一層の努力を致すように、お頼いを致します。次に農地の問題ですが、日野市の農地は市の全面積の約五分の一弱を、現在占めておりまして、その農地が今ではスラム化の一途をたどっている、たどるというような状態に置かれております。丘陵地帯もいつか知れぬ間に宅地化し、これからの役割というか、については必然と農地に頼るより道はないように見受けられます。農業人口は年々に減少し、後継者は数少なくなり、新都市法制定後に農業補助も大幅に打ち切られ、住民地域として、住居地域として生きる日野市としては、農地は致し方ないというような全般的にあきらめムードのようですが、環境保護の面からも農業に対する全体的なお考えがありましたら……、具体的に言えば、細かいことですが、農業資材、苗木、園芸ハウス等に対する利子補給、補助金、助成等のお考えがあるかないかということでございますが、何かありましたら……。

○議長（伊藤 定君） 民生部長。

○民生部長（松村清栄君）

お答え致します。ただいま

議員さんからおっしゃられたとおり、都市近郊の農業は、市街化区域の指定とか、あるいはまたカドミの汚染、米の生産調整、こういうふうないろいろな原因が重なり合ひまして、農耕地が減少の一途をたどりつつあるわけでございます。これは御指摘のとおりでございますが、特に市街化区域に指定された地域と

いうことになりますと、東京都の農業施策も大幅に変わってきてまいっておりますが、たとえば農業用水に対する小規模土地改良事業、こういうふうなものも、この昭和四十五年から打ち切られたと、こういうふうなことで、市街化を促進するような、そういうふうな状況下にあるわけでございます。しかし私どもの調査をいたしましたところによりますと、東京の中央部の、この東京が出荷しておる第一位を占めておる農産物というのは、うどが約七五％、つまみ菜が九五％、その他八種類の生産が第一位を占めておりまして、まだまだ、東京近郷の農業というものは、この生鮮食料の供給源として年間にいたしまして、約百二十六億円にも達してあるわけでございます。ですから市街化区域に指定されても、すぐには宅地化されるということとはございませんで、まあ、ここ何年かの間には、だんだんなくなってと思えますけれども、その間に農業に生きるという方々が熱心な方がたくさんあるわけでございます。そこで私どもと致しまして、昭和四十二年ごろからこのビニールハウスとか、あるいはまた小規模生産集団、こういうふうなものに、東京都の援助を得まして、市も四分の一の補助を出している。東光寺、下田、あるいは堀之内、豊田、こういうふうなところにビニールハウス等の建設を現在まで行なってきたるわけでございます。ただいまの御質問のとおり、市といたしまして、個人的な、小さなビニールハウスとか、あるいは苗木の育

成とか、こういう小規模的なものには助成ということも、あるいはどうかと思えますけれども、協力的な一つの団地ですね、緑の団地と申しますか、こういうふうなものに対しては、東京都のほうにも要請を致しまして、市も四分の一の補助等を出しまして、そして緑の確保というものについては、考えてまいりたいと、このように私ども考えております。藤沢市等の例を見まして、市街化区域内であって、五千平米以上の農地については、市長が農業者の同意を得て、農地、緑地として指定し、指定期間が五年以上、年生産平米当たり三十円の奨励金を出してございます地積、実質農地並み課税をしておると、こういう条例を作ってやっておりますところもあるわけでございます。私どもといたしまして、ぜひひとつそういうふうな希望者がございましたら、申しいでいただきまして、都のほうにも強力に要請を致しまして、助成の施策を講じてまいりたいと、このように私ども考えております。以上です。

○議長（伊藤 定君）

林重義君。

○七番（林 重義君）

ただいま市のお考えといいますが、いろいろと農業に対する、今後の農業に対する考えをお聞きしまして、今後ともにやはり少ないながらも農業である日野市の農業に對しまして、格段の便宜を与えていただきたいということでございますが、共に前段の緑の問題と、農業に對しまして、私は要請をこれから致します。御承知のように、人間は酸素を

呼吸しまして、生命を保つようなわけで、その酸素は、やはり樹木と緑地帯の呼吸によって作られ、大気のアンバランスが取れてこそ、公害もなくなり、良き空気といわれるのは、皆さん御存じだろうと思います。住宅都市として生きる日野市として農地の運用の基盤、整備と。都市と自然の中で最も大きな要素に、これから成るのではないかと私は考えております。昔を振り返って見れば、この日野市も南に多摩丘陵を横に、夏は緑を多く取り、そして秋はこがねの波がいっぱいで、都下米産地のトップとして穀倉地帯でありました。今でも考えもつかないような、この時代になって、一例をあげれば、今の農地にも人間が土に親しむとかというように、市内の保育所、団地の主婦たちも土と遊んで、自然と作物の成長を楽しむやら、子供たちにも現代では空いた農地が運動場と、遊び場というようなことで、公害に汚れた小川であっても、子供が遊び、そして生活環境の上に荒れた社会情勢の中で、やはりその情操というか、そういう問題に対しても、現在の日野の農地の役割が、私は一段と光っておるんじゃないかというふうに考えております。人間だれも考えるように、手元に多くあれば味がた味というか、そういうことを忘れがちなものだということは御存じだと思います。中央より農地に対する生産緑地、農従構想と、いろいろただいま部長さんが、お話しがありましたようにございますが、それもやはり日野市に、日野市の農業に当てはまるといえるかどうか

かということは、疑問な点がたくさんございます。市としては現に用水路の整備に、雑排水路として配慮されておりますが、そのような点にいきましても、私はその市に合うような農政の行き方を取っていただきたいという考えでございます。必然的に宅地化されて、減っていく農政の農地に、何らかの方法によって、一年でも長く長く持たせるということが、やはり住宅都市としての、日野市のこれからの生きる将来の基点になるんじゃないかというふうに、私は考えております。いろいろ取りとめもないことを申しましたが、幅広い緑地行政の内にあって、環境保全の上からも、市民の心の潤いの場として、今後の農地の重大性の中に、農政に対する市としての配慮と、指導とを私は強く要請をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 定君）

これをもって通告質問を終わります。これををもっての一緑地と農業の関係に関する質問を終わります。

次に二の一乳幼児医療費無料化の実施についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）

乳幼児医療費の無料化の実施について質問致します。これは昨年の四十六年の十二月に一回質問致しましたので、そのまゝ、続きになるわけですが、その時の質問の内容では乳幼児の死亡率が非常に高くて、長期

したいと思っております。

○議長（伊藤 定君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）

お答えします。第一点

にわたる病気になる、経済的な負担が非常に多く、また乳幼児を持つ家庭は、若い父母が多いので、医療費がかさむとかなか病院にかかることができなくて、発見が遅れるので、ぜひ無料化にできないものかと、そういうことで質問致しましたところ、現行の医療制度では、また保険制度のもとでは、むしろ難しいということで、できないという回答だったんです。それでこの乳幼児の医療費の無料化は、今全国でかなり、九州から北海道まで四百六十二の自治体で、これが実施されてます。一番最初は、昭和三十六年の四月に、岩手県の小さな村から、ゼロ歳児の乳幼児の死亡率をゼロにしよう、そういうことから運動が始められました、それがもう今日本全国で始められているわけです。日野市でも昨年から陳情が出されて、今年また十二月にも、今度は請願という形で、婦人団体から出されているわけです。そうしたいいろいろな社会情勢の中で、また日野市も、こうした市民の要望を取り上げて、今度ゼロ歳児を対象に、無料化したことは、とても喜ばしいことだと思います。それで今回ゼロ歳児だけということですが、これを来年度予算を組む段階において、もう少し年令を引き上げて、できるものかどうかその点と、それから昨日の全協でのお話によりますと、まだその医師会の全面的な協力ができていないということなので、それが今年中にきちっと医師会から回答ができて、それで一月一日に実施できるのかどうか。その見通しについてお聞き

目下の年令の引上げといいますが、昨日ゼロ歳、いわゆる一歳未満児の医療費の無料と、こういうことについての条例提案の中での話がございまして、市政報告の中で理事者のほうから御説明申し上げ、さらに全協において、そのことについてさらにお話を申し上げたわけですが、今の御質問の、いわゆるゼロ歳、一歳以上のお子さんについては、どうなのかと、こういうことだと思います。このことについて多分に私どもとしても、関心あり、研究はいたしたわけですが、現状の市の財政規模といえますか、中では困難であると、残念ながら現状では困難であるということでございます。それから二番目につきましては、医師会との見通しといえますか、来年一月一日の、昨日の説明のとおり、できるんだかどうかということでございますが、このことについても医師会との関係と、ほんとの折衝は終わっておりますが、一点のみ残している極めて事務的な問題でございますので、私どもとしては、一月一日に実施に自信を持って、現状準備を続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤 定君） 鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） 現状では無理だということですが、けれども、ほかの市でもゼロ歳が多いわけですから、二歳まで実施している市が八あるわけです。それから三歳までが十六、四歳までが三、五歳までが二、六歳までが五と、こういうふうになっている市町村もあるわけです。そうすると、今日野市では、これは四十七年一月一日の人数です。少し移動があるかもしれませんが、一歳児は二千六百三十人ですね、そうすると今年のゼロ歳児より少し少ないくらいなんですけれども、大体どれくらいあったら、予算があったらできるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 予算的なことですが、まだはっきりした数字は出ないわけです。一応見込みでゼロ歳児の予算計上をいたしました。実際に実施をしてみまさんとそれらの推計、今、推定ですからその辺がなかなかむずかしい。特に社保関係の還元についてということがままだとございますので各会社によってあるいは団体によってそれぞれ違いますので、それらの計数の推定と申しますか、そういうものがなかなか把握がむずかしいので実施をした中ではないとはっきり幾ら足りない、幾らあればいいんだ、現在でいきますれば二千五、六百万ですか、ゼロ歳が大体そのくらいかかるんじゃないのか

うな考え方と、それから乳児に対する医療を無料化するという

問題と財政が十二分にあればやりたいというふうには考えておいたわけですが、一応本来こういう仕事は私が申し上げるまでもなく国の仕事でございます。自治体のほうはこういう国の仕事の配慮の足りないところを補っていくといえますが、国の大きな施策でございますので国の施策が足りない面があるかと思えます。すみずみまで届かない、かゆいところに手が届くようなそういう施策ができない場面があるかと思えますが、その際に自治体がお手伝いをしていくということが本来の姿であろうかと思えます。しかしなかなか国のほうでもこの問題について、乳児の問題についてはなかなか今すぐやっていただけないので、この呼び水というたいへん大げさになりますけれども、そういう意味で老人の年令の切り下げよりも幼児のほうを先にしたらどうかというのが卒直に言いますと私の考えであつたわけでございます。ただ御存じのとおり東京都もこの問題については関心を持たれておりまして、おそらく一年か市の施策が一年くらい経ちますれば東京都がやっていただけるのじゃないかというふうに考えております。当然ながらこれは日野市ばかりの問題ではございませんので、各市、共同市、あるいは東京都と携えて東京都もやっていただ

るでありましょうけれども、国の施策として取り上げていただくように市長会等を通じてやりたいというふうには考えており

というふうには思っておりますが、それとてさきほど申しましたとおり一応の推定でございますので、全体についての数字というものは明確には申し上げられない、こういうことです。

○議長（伊藤 定君） 鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） それではこれはなかなか一地方自治体だけでやるのは財政的にもかなり無理だと思うんです。それでやはりいろいろな自治体と協力して国のほうにもっと働きかけなければいけないと思うんですけれども、市長さんは国のほうにそういうふうな意見書などを出すお考えがありますでしょうか。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） 実は卒直のお話を申し上げますと、この乳幼児の医療の助成、無料化と申しますか、につきまして医師会の御協力をお願いいたしました際に、これは医師会の幹部の方々の個人的な見解でございますけれども、もちろんたいへんけっこうなことであるということで御協力が得られたわけですが、その際にも市の福祉行政のあり方として老人の問題と、乳幼児の問題が御承知のとおりあるわけですが、老人の問題は御承知のとおり国のほうが来年の一月から実施をしてくれるということになりました。従来東京都がやっていたくのを肩代わりしているわけでございますけれども、この無料化の年令の切り下げといえますか、分について市が考慮するというふ

ます。

○議長（伊藤 定君） 鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） それでは今の点よろしくお願いいたします。それから医師会との話し合いなんですけれども幹部の方との話し合いでは了承がついているように思うんですけれども、個々の医師の間ではまだ何かいろいろな点で了解できないというような点があると思うんですけれども、その点はほんとうにだいじょうぶかどうか。昨日一応即決ということで議会を通りまして、来年の一月一日から実施するということでほんとに医師会の協力ができないことだし、やはりお医者さんにとっても患者さんにとっても手続とか、そういうことも簡単にしないと医者にとっても非常に負担になると思うんです。そういう点で必ずできるのかどうか、もう一回確認したいと思えます。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君） 議員さんの御心配も一つとも思えます。しかし私どもとしましては先だって数回幹部といえますか、執行部との交渉、その後総会を持ったわけですが、総会の席上大体六十名弱のお医者さんでございすけれども、総会の席上にて御説明申し上げ、相手方のお医者さんのほうからの意見もものすごく出たわけです。その討論の中から一々問題点を出示しまして意見の交換をやったわけでございます

けれども、その総会においては最終的には結論は出なかったと、このことについて私も一応座を外しましてお医者さん同士で検討した中で、この問題については原則的には反対ではないんだと、賛成だと、こういう御意見の集約でさらにこの問題については小委員会を作って、その小委員会によって集約していいというような、お医者さん方の御意向の結論だったわけでございます。今月二日夜、小委員会が開催されました私ども呼ばれたのは九時半ごろです。九時半ごろ電話がかかりましてすぐ来いと、こういうことの中で私も参りまして、所長以下私も三名参りましてこのことの問題については私も引き受ける、こういうような小委員会のお話でございまして、お条例提案その他準備についてはさらに進んでよろしいと、やってほしいと、こういうようなお話だったわけでございます。その後医師会との事務局の先生と折衝の中で昨日お話し申し上げましたように患者さんいわけのお母さんが一回だけ手間を省くといったらおかしいんですが、最後の先生の領収証明を持ってくることを省くためにさらにお医者さん方に要望しているわけでございます。その意見集約は一応現在十五日に幹事会があると、こういうような医師会の予定でございまして。その時におそらくそのことについての意見集約がなされるものというふうに思っております。したがっていましてどういようでございますけれども、今申し上げたその一点の事務的な問題でございます。そういう

○議長（伊藤 定君）

これをもって二の一乳幼児医療費無料化の実施に関する質問を終わります。

次に三の一ふたたびすい込による家庭排水対策についての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）

質問いたします。九月議会でも同じ質問を行いましたけれども、再び同じ質問で市当局の対策を伺いたいと思います。今下水道の建設が住民の関心の一つになっておりますけれども、それに合わせて排水対策が非常に遅れているというこの要望と申しますか、市の対策の遅れを批判する声もまた上がっております。特に家庭排水の処理が排水溝になかなかつながらないということから吸い込みを行なって排水を行なっているという家庭が、特に旧市街地を中心にして日野の中ではまだたくさんあります。九月議会では五百戸近い世帯があるのではないかとこのことを申し上げましたけれども、かなりの家庭が吸い込みを行なって家庭排水を行っていると、こういう家庭排水に対して十年二十年吸い込みを行なえば目詰まりを行なって吸い込みまなくなるというこれは明らかでありますけれども、各家庭でこのような生活の向上と申しますか、そういう時代の変化につれて家庭排水の吸い込みではなかなか間に合わなくなってきたというところから、何とか排水溝を作ってそうそうところ排水

ことで自信を持って私ども進めておるということでございます。

○議長（伊藤 定君）

鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） それではよろしくお願いいたします。乳幼児の医療費の無料化は今、全国にこれは拡がって地方でも地方の自治体でもこれは急速に殖えております。乳幼児の病気になるもとはやはり社会環境が悪化する中で病気が非常に今大きく殖えてくるわけです。地方自治体が独自に使える財源も限度がありますし、また日野市のようにやくゼロ歳児の医療費を無料化にすることができたところはいいんですけれども、まだ運動が進められていなくて無料化が実現しない市もあるのです、やはりここで皆さん市長さんが一緒に頑張って国に働きかけてほしいと思うんです。老人の医療費の無料化も今三十八の地方自治体が実施しておりますし、下のほうからそういうふうに実施したおかげで国も何とかやろうということで来年の一月から実施することになったわけです。ですから乳幼児の医療費の無料化もやはり下からの声をどんどん国に上げていってほしいと思うんです。日野市でも新しい新設の団地では非常に乳幼児が殖えております。それでゼロ歳児だけでなくで予算を組む段階では一度に年令を大きく伸ばすということは無理かもしれせんけれども、一歳ずつぐらいい殖やしていくようなそういうふうなこれからやってほしいと思うんです。以上要望いたしまして私の質問を終わります。

水を処理するということを非常に強く要望しているところであります。市のほうでも当然それらのことについても検討されてきてはいると思いますが、今後の下水道の建設と合わせて当面するこれらの吸い込み排水にどう対処しようとしているのか。九月議会からの検討をなされていると思いますので最初、にそのことを伺っておきたいと思っております。

○議長（伊藤 定君）

ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（古谷 栄君）

確かにお説のとおり旧日野地域が多いいと思いますけれども、公道もないし、公道のあるところでもなかなかそういうところがあるように思います。それで実は来年度予算にぜひそういうものを計上したいと思っておりますけれども、御承知のとおり私道については三分の一程度の補助をするということが要綱で決まっておりますけれども、それからまた排水についてもそういうことが決まっております、その方々が連合して何か公道でなく私道でもそういう措置を講ぜられる場合には御援助しましょうということになっておるわけですが、しかし援助だけでは足りない部分もあるいは出てくるかも分らないというふうなことで、現在それを検討を実はいたしております。これは私道の関係、あるいは排水の関係、それと私道における排水の問題ですね。公道がなくて私道

だけで、しかもそういうところが低いために非常に困っておられるところもございます。卒直に言えばポンプアップしないとか道の側溝につながらないという、そういうところもなきにしもあらずでございます。したがってそういうものに對してどういうふうな援助をするか。あるいは市でそういうことが市の予算でやることが可能かどうかというふうなことを現在検討をさせております。来年度予算にはそういった意味での計上をしていきたいと思ひます。それから公道の側溝はできるだけ今年中、来年の三月までにやらせたいというふうに考えております。予算は正式にはございませんけれども、あるいは足りない部分もあるかと思ひますけれども、入札差金等をもちましてできるだけ私道の側溝はできるだけお困りのところにやらせていきたい。あと私有地の中のそういう問題につきましては現在検討いたしておる段階でございます。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 私道の側溝のないところは早急に側溝を付けないでいいというところは、この家庭排水にかかわらず早急に進めなさいという問題は、現在進めておられるようですからこれはどんどん進めていただきたいというふうに思ひますし、それから来年度予算で計上したいという市長の今の御説明がありましたけれども、かなり地域的にも点在するところもありますし、集团的と申しますか、かなりまと

まならないだろう、その人は早急に直しました。いずれにしても地価との関係が絶対なんです。そういうところはもちろん安いでしょうから安いところに住んだ人がそのものを税金に掛けて上に上げるといふことがはたしていいのかわるか、こういうことになろうと思ひますので、そこを知らずに買ったと、その人は言っております。しかしどう考えても絶対にくぼみということは分っているわけですから、たまたま大きな水だったんで入ってしまったんですけれども、その人は後で直しました。なお全体的にどうにもまづいところが分らずに周旋屋等のうまい口車に乗せられて今ごろの乾季に買いますと底が乾いてくる、回り中乾いてしまうわけですが、なかなか春になりますと水田地帯だと全部水が入ってしまう、こういうことで実は相談室のほうにも十分市民の方々には来て、どこの市にもあるわけで、あの土地がどうなのかと事前に調査をしていただくことが先決ですけれども、現実にそこに住んでいるわけですから、何軒かあることは私も承知しております。そこでやはりそういう方々にはやはり共同でポンプアップで水を出す、いわゆる汚水等を出すというように思うと思ひます。それよりはいたしかたない。さもないければ埋め土をする。そういうことですけれども埋め土のほうもなかなかお金がかかる。自然的に入ってくるものでなかなかそういうことはできないんじゃないのかと、いわゆる生活上の排水については共同でそういう施設

まった軒数が排水できないところもあります。それとなかなか排水溝が作れないところもあるんですね。住宅が密集する、排水溝も作れないところもあるところがあります。こういうふうな排水溝の作れないところは一休どうするのか、吸い込まずに水が常にあふれるような状態にあると、少し豪雨があるとすぐあふれると、衛生的にも非常に悪い、こういうところがかなりあるわけです。それでなくても現在ですらあふれて床下に流れているとか、あるいは庭のほうに流れてくると、そういうふうな家庭が私が聞いただけでも数軒に上っております。こういう排水路も作れないというところに対しては一体どういふようなことを考えられるのか。その家庭で処理するといふことができればよろしいんですけども、なかなかそうもできない。業者を頼んで処理するとなるとかなりの金もかかるというところ、そういうところでは一体どういふふうに市のほうとしても考えようとするのか、概略的な考えでもよろしいですからもしお考えがあれば。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 非常にケースとしてはいろいろまちまちあるわけです。落川の下のほうですが、砂利穴を買って砂利穴に住んでいたら大水でも床の上どころか押入のところまで水がきた、こういうケースがありまして、どうしたらいいのかというところ、これはビルマ式に床の下を高くして直さな

を作る、これについての助成をする、その程度のことには許されると思ひますけれども、抜本的に全部をなかなか助成をしてやるといふことになりますと、個人財産の保護はそれぞれの個人がやらなさいいけないことになっておりますから公共の力でそのものを全部助成していくということについては地方自治法上からも問題があるかと、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○一番（板垣正男君） たまたま砂利穴に家を建てたという家庭もあるかもしれませんが、私はそういうことを取り上げて特にこの問題を取り上げたんじゃないんです。そういうものも含まれていきますけれども、しかしそうでないところ、そうでない地域もたくさんあるわけですから、それらのところを特に取り上げて市のほうでやるのもどうかということではなくてやはり排水路のない家庭排水をどうするかということを取り上げて考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。それからこういうケースは日野だけでなくて三多摩各地にあると思ひますけれども、他市ではどういふ対策を取っているのか、これらのところをもしつかんでいるのなら説明していただきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 民生部長。

○民生部長（松村清栄君） お答えをいたします。この家庭生活に起因してありますところの排水そのものが一体的に

はどうなっているのかということを私も検討してみたわけですが、これは廃棄物処理並びに清掃に関する法律の第二条に該当するんだと、それからまた下水道法の第二条にうたってございます汚水に該当する、こういうことをいろいろ調査をいたしたわけでございますが、これは当然下水道の第二条にうたっている汚水に該当すると、こういうふうな見解が成り立つと思うんです。それで東京都内のまだまだ吸い込みのところがあるというのを聞いておりますので、清掃局のほうに一体どういう対策をしているのかということをお伺いをしたわけです。これは清掃局のほうでは一切ノータッチと、全然タッチをしておらないと、しかもくみ取りによってくみ取りもしておらないと、こういう回答でございました。そこで各市の状況は一体どうなっているのかと、こういうことで二、三の市を当たってみたわけです。立川市においてもこれは全然市はタッチをしておりませんので業者と個人が契約を結んでやっております。それから国立市はやはり同じことでございます。三六リッター当たり六十円でくみ取っている。それから町田市は全然取り扱っておらない、建築の際はそういう場合は八五五のあき地を残せ、こういう指導をしているわけです。ですから百坪の場合は十五坪しか家を建てるなど、後はあき地を残してそういう雑排水の処理をするような方法をなささいと、こういうふうな指導までしているわけです。八王子も全然取り扱っておらない、こういうふうな各市の状況

ようになっております。普通はハイクロンという消毒薬を投入して流せば一番いいわけですけども、非常に高い薬でございます。そういうことで処理場から出ますところの汚水とともに流すと、こういう方法もあるかと思えます。抜本的な改革というのはさきほど市長がお話し申し上げましたとおり、側溝とかあるいは区画整理の推進あるいはポンプアップ、こういうふうなことととにかく自衛手段をとにかく講じてもらう、その後にどうしてもできないという場合においては今後いろいろ考えていかなくちやならないんじゃないか。各市におきましてもここまでは、雑排水までは手が回らないというのが現状であろうかと思うんです。しかもくみ取りそのものも遅れがちな時点において雑排水までこれを処理していくことは現在のところ各市ともやっておらないというのが現状でございます。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○一番（板垣正男君） 幾つかの市の例が今お話をされましたけれども、府中市はどうかですか。

○民生部長（松村清栄君） 府中市はまだ聞いておりません。

○一番（板垣正男君） 聞いておりませんか。やってないところの例だけを今、部長のほうから説明がありましたけれども、府中市は道路の側溝、あるいは排水溝を造るということを進めながら同時に市のほうでバキューム車を三台用意しまして

でございます。これはさきほど申し上げましたとおり清掃法にうたっている汚水とは全然性質を異にするわけでございますので、そのためにそのままでの姿で今の用水にそのまま流れておると、こういう現状であろうかと思うんです。小平市のようなあいうほんとうに下水並びに用水等がないところは一・八キロリットル当たり五百円、三・五キロリットル当たり千円でもって業者にやらせておると、ですからこれはおそろく莫大な金になろうと思うんです。これは個人が新しく家を建てる場合は一つのルールがあらうと思うんですが、道路があつたりあるいは水があつたり排水の問題はどうなっているか、あるいは電気はどうなっているか、こういうことをお互いにそれを確認し合つて家を建てている。排水の場合はこれは東京都が建築の時点において吸い込みということで建築を許可しているわけでございます。そういうことで吸い込みというのが家を建てる時点においても吸い込みでやるんだと、こういうことで各家庭が今までの吸い込みをされなくなりましたれば、よそのところに穴を掘ってまた吸い込みにしてくると、次々にそういうふうなことをして今までできているんではないかと私も考えております。当分はどうしてもそういうふうな処理ができないという場合においては、業者に依頼をいたしまして業者に吸い取ってもらうと、これは当然今の処理施設には入れることはできません。そこで処理水が多摩川に放流される、その放流付近に消毒をして流す

これらの家庭が希望があれば市のほうでバキューム車でくみ取るといふことを、これは何年か前から行なっております。それから大和市も同じようなことを行なっております。この場合市のほうで大幅に補助金を出して車一台五百円とか、あるいは千二百円とか、そういう料金でくみ取っているというところを行なっております。ですから三多摩でも行なっていないところだけではなくて、すでにこういう対策を立てているところもあるわけですからこういう先進例に倣って日野でも対策の一つとして考えていく必要があるのではないかと今思っています。

それから今後の対策の中で含まれると思いますけれども、やはりこれらの家庭、また日野市内の地域的にもこういう実態になつてくるのかといふことの調査を正確に行なうようにしていただきたいと思います。

それから、もちろん側溝や排水溝を造る、ということもありますし、これらの抜本策と同時にやはり当面どうするか、市民の要望にどう応えるかといふことの当面の対策をやはり立てなければいけないのではないかと今思っています。根本的には下水道の建設といふことがあるけれども、その建設を待っていないで十年になるか、あるいは二十年になるか分らない、今のような取り組みの状況では分らないわけですから、緊急を要する市民の要望に応えられないのではないかと、今思っていますので、これら他市の例、それからさきほど市長が説

明されたようなことを着実にやられることを強く要望しておきたいと思ひます。以上で終わります。

○議長（伊藤 定君） これをもって通告質問を終わります。これをもって三の一、ふたたびすい込による家庭排水対策に関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、休憩いたします。

午後二時 一分休憩

午後二時二十五分再会

○議長（伊藤 定君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に四の一、教育環境に関する認識についての通告質問者、

森田喜美男君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（森田喜美男君）

教育環境に関する認識

についてということで、主として教育委員会のほうと、それからできればまた市長のほうにも伺ひしてみたいと思うわけです。教育の仕事はこれは個人にとりましてもあるいは社会にとりましても価値のある仕事である、というふうに考えます。そして息の長い日常的な積み上げと、それから配慮が大切である、ということは申すまでもないと思ひます。私は素人論ではござ

論におきましても必ずしもいわゆる教育の問題として論ぜられたところは比較的少なかった。ただ現象的に大学の紛争であるとか青少年の非行であるとか、そういうことのみでとらえられて、その、もっともっと大きい根源的な問題はどこにあるか、ということに論ぜられるところが少なかったという気がするんですが、その点につきまして、ひとつ根本的に考える必要のある問題である、というふうに考えますので、一自治体として行なえることは、きわめて少なく、さればと言って決して放任をしておいていいという問題ではない。なすべき手が、打つべき手が決してなくはないということも私は考えますので、ひとつ、まず、そういう広い意味の教育環境に関する認識はどういうふうに置かれてあるか、ということから伺ってまいりたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。森田喜美男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（永野林弘君） 従来は、現象的なことを取り上げられて教育の根本的な問題にはあまり取り上げられてなかった。そこで日野のこの根本的な問題について質問をするということことで森田議員が御質問をなされた。根本的な問題と申しますのはやはり現代のこの時代におきまして、そして教育を現代の時代、現代の教育の荒れた状態ですね、こういう問題はどこに起因し

いますが、今日の教育を守るということは狭い意味での学校教育、あるいは家庭教育という範囲のみではなしにもっとも遠因的には教育環境というものが守られる方向に絶えず配慮されておることが大切であるというふうに考えます。自治体の教育に責任を持たれる教育委員会が日野市、一自治体である、また、一地方都市である日野市という舞台に對しまして、どういうふうな教育環境を守るということにおきまして、どういうふうなお考えがあらくなるか、あるいはまた、これまで議論になったようなことがあるかどうか、あるいは論ぜられる課題として取り上げられたことがあるかどうかということにまづ伺いたいわけでありまして。一般的には教育環境、広い意味の教育環境というものは、悪化と困難の方向にある、というふうに私は考えるんですが、そのことにつきまして、どういうふう

に認識されておられますか、今日ここ十数年にわたって、国の政治は経済の高度成長という方向にのみかじが取られて経済優先、あるいは物質優先という面ではかなりめざましい発展とも言える方向は成果があったと思ひますけれども、一面、人間の、人の心の問題、心の荒廃の問題、教育の荒廃、あるいは人の心のすさまじいいろいろな言われておりますが、これは経済成長の一面には行き過ぎとも言えることと決して無縁ではないというふうに考えますが、これに対するひとつ識見をお願いしたいと思います。現実的に言ひましても教育の問題が今回の選挙の場

流れの影響も受けるでしょう、家庭における影響も受けるでしょうし、また日野市というこの地域の影響も受けるでしょうし、非常にあらゆる方面から、環境から受けております。これをどういうふうにするかという問題ですが、ただ単なる教育委員会だけの問題ではありませんで、これはあらゆる方面からあらゆるまた、機関からすべての方面で検討すべき問題でございしょう、それぐらいしか今のところ……。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） 事を考えるに当たりまして

はまずそれに対する認識がしっかりしておりませんと、その対策、施策を出ないわけですから、私はその一番やっぱり教育行政の責任の衝におられる教育長がそういう広い意味の教育環境ということについて、どういうふうな根本的なお考えを持っておられるか、ということから事柄を進展していかなければいけない、またそういう衝におられると思うわけです。そこで教育委員会です。そういうことの議論がございすかどうか、ということ、あるいはそういう問題の提起がありますかどうかということ、あるいは青少年問題協議会とか、あるいは社会教育委員会とかという組織、制度もあるわけですから、そういうところで学校教育の問題のみならず、これから日野市でやりになつておられる家庭の幼児教育というふうな事柄も大切ではございますが、環境に対する取り組みそして、今日、非教育的なもの

のは何であるか、あるいは反教育的なものは何であるかということをはっきりとらえるということがまず対策のスタートではないか、心構えのスタートではないか、こう思うわけですが、その点につきまして造詣の深い永野先生ですからしてもっとひとつ根本的なことをみんなの前で御披露を願ひ、われわれもまた素人として教えていただきたいところというふうに思うわけですが、その点についても少し造詣のあるところをひとつお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） これは私の個人の考えであります

ので普遍的な考えじゃないだろうと思いますがそのつもりで聞いていただきたいと思います。私はこの最近の教育のあれというのは、やはりさきほど時代の流れと申しましたがいわゆる愚口言われているのはエコノミックアニマル、ということですね。何にも利潤を追求する、商業ですかね、まあこれは科学技術が発展しますと、第一次産業から第二次産業に移るのは、当然でありますから、また、そのために日本の国が非常に豊かにもなつたんです。豊かになれば豊かでなかった福祉行政もやれますし、やりようによっては決してこれを、うまく活用すればうまくゆくはずで。ですからそれ自体は悪いというのは私はあまり言いたくありません。それ自体はけっこうなことでしょう、金の使い方によりましては。私は自分の我田引水になりますけ

れども、政治の中で一番大事なのは教育だと思います。何が教育かということ、日本の国が、戦争に負けて、そして新しい憲法を作つて、憲法の精神を教育において実現する、しかも、その教育基本法にはっきりとうたつて、これを教育に待つ以外にはない、日本の国を建てなおすには……。ですから教育に全力を注がなくちゃいけないのですけれども、そうはいかない。予算ということもあるでしょうが、日本の教育はやはり教育自体が困難しています。そこにも非常な一つの悩みがあります。それからよろしゅうございますか、勝手に申し上げますけれども……。

○二十番（森田喜美男君） どうぞひとつお願いします。

○教育長（永野林弘君） 教育はですね、ほんとうに敗戦の時に徹底的に教育に政治の金をうんとつぎ込むべきじゃなかったかと思ひます。従来の教育を全然変えるんですから、研修を徹底的にやつて、教育者が国を立て直すんだ、そうなれば、給与もうんと上げる、組合なんかにも入るな、教育者はほんとうに国を立て直すのは教育者以外にはないんだ、国のほうでそのくらいのなにをしてもらえばもっといい国になったんじゃないかと思ひますけれどもそんなこと言つたって何もなりやしません。私は環境は非常に大事です。今御承知のとおり第二次産業が勃発して、あらゆる都市化の波が日野にも来まして、いろいろな環境がよくなつてきておりません。やっぱり少しずつ悪くなつていきますけれども、しかし、私は日野というところは

いところだろうと思つております。日野は確かにほかと比較して環境はよろしい、日野の環境はりっぱだ、と、ほかと比較してですね、理想を言つてわけじゃありません。日野はいいからこの環境を崩さないようにしなくちゃいかなあと思つて一生懸命やつております。実は日本の国を立て直す根本精神は、おっしゃるとおり憲法や基本法にはっきり載つております。戦争を放棄して、文化国家、平和国家をつくる、つくるためには教育に全力を注ぐ、はっきり載つていますよ、それが実現されていない。私は、日野は決してそう環境悪いところだとは思ひません。だからこれを守ろうと一生懸命やつてます。まず第一に都市化の波が来ますと、核家族になつてきますから特にお母さんに教育の重大性というものを、重大だということをしきり今科学の進歩によりまして、幼児教育が非常に重大だということも、はっきりと教育上理論づけられていますから、大事ですから、幼児を守ってください、特にお母さんですね。そういう意味で家庭教育学級をやっているんです。それからもう一つ、スポーツをやっていますのはあれは都市化になりますと隣の人は何するものぞ、ということまで分かってないんですね。お互いに。だから都市化を通じて、しかも、教育の場を通じて皆さんが仲よしになつてもらうようにそれだけでもいくらかでもできないかと思つて、それをやっています。そういう方向で少しでもこれを守つていこうというだけでございまして、今のところは

そういうことです。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） 教育長もおっしゃるごとく日本は優れた憲法を持ち、また憲法の理念に従って、教育基本法を持っており、それが、実践されない、そのとおり実践されないで形骸化してあるというところに教育の悩みがある、これは私も同感なんです。教育の自由性、教育の中立性を保つための教育委員会でありまして、そういう文部省、いわゆる国の教育行政、そこから流れてくるものに対しては了承できないものはやっぱり承できないということを委員会の縦、横の組織もあると思いますからして、そういうところからやっぱり意見を具申するとか、あるいはみずからの議論展開から問題の提起をするとか、そういうことが教育委員会の自主的な活動の一面ではないか、ということも感じるわけでありまして。確かに、この技術革新によりまして教育機器等の機能的な面は随分進んだと思います。したがって、知育を促進する、内容を深めるということにおいては相当の効果を上げているということは、これはそのとおりであります。残念なことには、一面経済優先の資本構成といえますか、商業主義といえますか、この今教育長が言われたエコノミック・アニマルというふうな考え方が、あたかも物質を通じて、福祉を高めるということのみに、強調されて、人間の幸せをどういうふうに獲得をしていこうかというふうな深い思考に對

この公害の問題ですが、もちろん私はこれは同感であります。公害をできるだけ少なくしなくちゃならんと。それでその対策としては、今言いましたように、市のほうで、公害課もありますし、どんどん木を植えておりますし、またわれわれのほうでも花壇を作ったりさせていますし、いろいろその対策を講じていますが、これは市長さんに、ちょっとこの前鹿児島の方に芝生が、全国で一番優秀な芝生が学校に植えてあるのを、東京都の教育長が、そのことを市長会に強く言って、それをぜひなにせよと、東京都にも植えるようにしてくれと、御要望があったそうです。それで市長のほうからそういうところがあるそうだから、調べてみよというって、調べてみたら、全国から視察が来まして、すでに調布市はこの前行っております。これはまあ行ってみようというので、行って見ましたが、非常にいいと思います。それで幾らか芝生をもらって来ました。もらって今一小に植えてあります。これをはきり申しますが、市長さんにも御了解され、七小に、新しい学校に植えようと思っております。それでそのお金もそんなにかかりません、予算も。それで私はただ植えて、緑化にして植えて、植えるというそのことじゃなくですね、もっと根本を考えているんです。植えるのはけっこうだが、植えるのを単に人夫を使って、しょっちゅうそれに草取りをやらせたり、そういうことをしたって、教育的じゃないと。できるだけ子供が自分のクラスのを、自分

しては、かえってマイナス的な、効果を、マイナス的な作用を成しておるのではなからうかと。なかんずく最も反教育的なものは、私は今日言われますところの公害の問題、ここにあると思います。技術革新の手段によって、いわゆる大量生産、大量消費というふうな風潮に、国民、市民を巻き込んでしまつて、いわば価値のないごみを生産する機構にもなつておるし、またそのことが、公害の大きな源にもなつておると。したがって私は公害問題が健康、命という面から多く論ぜられておりますが、この問題を、人間の心の面から捕えなければならぬと。人の心を最も荒ましておるのは、取りも直さずこれは公害そのものであると。水の汚れ、空気の汚れ、自然の破壊、これらがすなわち人の心を最も荒ましておる最大の現況であると、こういうふうに私は考えるんであります。教育の面からは、そういう問題を、どういうふうに認識されておりますかと。そこで私はこの大人の営む社会環境を何事に拘らず、教育的に機能させるような、そういう住民運動こそ大切ではないかと、そういう考えを持つんですけど、そういう事柄につきまして、再度ひとつ……。これはあなたの意見を伺うのみならず、社会全体がやっぱりこういう考えの定義が必要であると、こういうふうに考えまして、議論をお願いする次第です。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） ただいま森田さんのおっしゃった

の手で育てていこうという教育をしたいと思ひます。これはまだ私一人の考えなんですけれども、そういう方向で芝生を育てていきたいと。ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、私は教育の根本は世界平和で、愛であると思ひます。愛以外には教育の根本はありません。それは技術なんか幾ら進歩したとしても、人間その者が喪失されるような教育をやつたって、何にもならないわけです。しかも憲法の精神は世界平和を、戦争を放棄して、放棄するからには、世界の平和国家の信義に任せて、そして日本の国は戦争を、悲惨なことを、これは永久にこれはやらないと。そのために文化国家、平和国家を作つて、世界に貢献するという教育基本法に書いてあります。世界に貢献する人間を作ると、平和な人間を。そうなつてきたら、そういうふうにするにや、私は教育基本法の精神だと思ひます。教育の。そういうふうになつてきた場合はですね、本当に大切なのは、お互いが仲よくするという事です。子供たちが仲よくけんかしないように仲よくする。仲よくするというのは、譲り合うということです。譲り合つていくと、仲よくしていくと。世界がそこまですれば、いけなくても日本だけでもそういうふうにしていくと。あんな経済ばかりよくなつたって、日本の国はよくなるもんじゃありません。経済をそういう方向に使つて、本当に人間を育てていくと。国民を養成すると。これ

によって世界の文化国家、世界平和国家を世界に貢献するという意味も達せられると思います。それで、そういうちょっと外れましたけれども、同じ芝生を植えるのでも、単に物だと考えないで、それに心を持って育てていくと。ここまでいかなければ、教育は私は本物は生まれてこないと思います。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） ほうっておけば今日の経済

優先の風潮です。それから、また相当可能性の残されております。我日野市も、いわゆる発展という名において、どんどんいわれる教育環境の悪化という方向に行くことは、これはやっぱり避けられないと思うんです。またそれをじゃ両手を広げて止めるという手段も、なかなか見えない。何をやるかといえは、やはりじみちに、自然環境を大切にするとか、あるいは子供や、青少年に自然となるべく交流のできる場を提供する機会をつくると。そういうその人間性の復活と、最も直接的に関係のある自然を大切にすると、自然に触れ合うという思想、考え方を何らかの形でこの住民運動的な展開をする必要があるんじゃないかと。できるものであるならば、現在もチビッ子広場であるとか、あるいは都市計画を行えば、公園の造成であるとか、必要最少限という範囲においては、自治体の力において、何とかやっていくという気構えはあるわけですが、用地の問題、財政の問題、なかなかこれも思うに任せないわけです。したかつて幸いに我日野を取り巻く環

ようなという、むしろそういう苦労が大切ではありますけど、さればとって、なるべく自然と遠ざけるという方法であってはいけないと、そういうことにつきまして、教育関係者、並びに市当局で、まあ私のその貧弱な、一つの見識ではありますけど、同感されるものがあるかないか。あるいはあるとすれば、何かやる方法がないかというようなことを、ひとつお考えを伺ってみたいと思うんです。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） むずかしいことは、なかなかこれ

は考え方の相違等もあるでしょうし、主観の相違もあるでしょうし、抜きにしまして、緑の保全という問題、自然と触れ合うといえますか、そういう機会を子供でももちろんでございますけど、大人でもこれはたいへん必要なことだと思います。多摩川・浅川があるので、これを考えたかどうかという御意見ですが、たいへんけっこうだと思んですが、今のような水の汚なさでは、これは遊びにいらっしゃいといっても、なかなか来れないと思うんですね。水がきれいになれば、これはもう子供などは遊びに来るなといったって、プールのような狭いところで泳ぐより、多摩川で泳いだほうが、はるかに快適ですから来ると思うんですね、多摩川が泳げなくなりましてから、まだ十年そこそこではなからうかと思えます。したがって水質をきれいにするという国の規制なり、公害を少なくするという国の規制

境には多摩川、浅川という二つの流域があります。こういった河川の周辺、あるいは川原、あるいはその流れ、そういうものをひとつこの自然に、いわゆる自然という形で捕えて、そしてもっとも、青少年なり子供なりとの、自然との交流の場につなげることができないものかと。もし幸い場所があれば、少年の森であるとか、少年の小川であるとか、あるいは少年の道であるとか、そういうふうなこの子供のために配慮をする。そういう自然の保存、利用方、そういうことが考えられないものであろうかと、こういうことを、広い意味の教育環境を守るという中に、根源的なものは、やはり自然を守りながら、しかもその自然を植物や、動物、昆虫などを含めて、子供とつなぎ合わせていくと、こういうことが何か方法として考えられないものであろうかと、こういうふうには私は考えておるわけですが、それに対して、市としても環境の保全条例を作ったりいろいろと努力はされておりますけど、私はたとえば都市公園と、都市公園は、これはやっぱり人間の手で造られた庭園ということが、やっぱり避けられない自然のままに放置するということは、これはできないでありまして、何かもっともこの本当の自然というものを残していく、大切にしていく。またその子供たちと関連付けていくと。捜せばまだまだ私は日野にはあるような気がするんです。危険防止ということが、また一面に出てきますので、何か特別な柵を作ったり、なるべく危険に近付かない

なり、徹底した都道府県、あるいは市町村の姿勢が出てくれば、多摩川や浅川を以前どおりとはいわなくとも、以前に近い、昔に近いような姿に復元することは、決して夢ではないのではなからうかというふうに思います。そういう時点になれば、当然これは市民のこよないリクレーションの場所になるであろうと思います。それからもう一つは日野市と旧七生地区、日野地区のこちら側もそうですが、台地を、多摩平台地、台地といいますが、この日野台地と申しますか、台地を除外したところは、いたるところ御存じのとおり、これは、たんぼでございまして、したがって用水堀が縦横に走っております。さきほどなたか御質問がございましたとおり、どうも日野はもう少し台所の雑排水を少しは考えろ、なんておっしゃいましたけれども、卒直に申し上げますと、日野は非常に便利なんです。用水堀が縦横に走っておりますので、非常に簡単に、極特別の地域を除きましては、雑排水を流せておるといふ現況でございまして。立川から向こうの、いわゆる昔の畑であった地帯、畑地域になりますと、全部が吸い込み式でございまして。下水道の完備しております。この用水堀というのは、おそらくたいへんな面積があるかと思えます。御承知のとおり堀の両わきには土揚げ敷というのがございまして、これも大蔵省財産でございまして。これがかなり狭くなって、実際の帳簿面よりも狭くなっております。

あるようでございます。これはある方が数字を上げられましたけれども、七生地区だけでも五万坪ぐらいの、概算五万坪ぐらいの吸い込み式があるのじゃないかと。日野市全体とするといへんな面積であろうと思います。で、これも下水として活用をするというのが、日野市のこれからの一番大きな研究課題であろうと思います。そしてこれを用水堀に直しまして、街路樹を植えて、遊歩道にすること、これは現在御承知のとおり、用水堀はたんぼへ稲作をするために、水を引いておきますので、一人でも農家の方がそこでできれば水田をおやりになりますと、そういうことは不可能でございますけれども、ぼつぼつ用水堀によりましては、全然必要がないというところもあるようでございます。今実はこれを勉強させていただるんですけども、ここをできるだけ中に管を入れるなり、あるいはそのままふたをしてすなおに下水を流しまして、上には木を植え、市民の緑の散歩道といいますが、遊歩道という、そういう形にしていきたい。これは東京都が大蔵省から、財産そのものは大蔵省のものでございますけれども、何か東京都が委任を受けて、やってもよろしいということのようでございます。それを現在ほとんど利用しておられない用水堀から実施をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） きょうは林議員から農業と

と、相連ねて行なわないと期するところの効果が少ないのではなからうか。何か住民運動というものを一つのエゴイズムとして捕えて行政の側としては迷惑な行動であるというふうに取られる面がなきにしもあらずですが、やっぱりこれは住民運動は一つのエネルギーでありますからして、それをうまく同じ立場に立ってものを考え、そしてそのエネルギーに方向付けることによって一つの問題の解決の方法が生まれていくと、私はこういうふうに考えておるわけであります。したがって自然を守る、あるいは教育環境を守るといような事柄におきましては行政側の提供に終わってはやっぱり成果は期しがたいと、住民に呼び掛け、問い掛けすることによって関心を呼び起こしそれとの連携によって共に運動を盛り上げていくと、こういうふうな取り組みこそ大切ではなからうかと。市長は今水の問題をおっしゃいました。川を自然として教育環境の範囲に利用するとしても、確かに子供が遊びに集まってくるというふうに言っておられるわけです。だから水をきれいにすることがたいへんに大きな生活環境のみならず、教育環境すべての人間回復のための大きな課題であろうと思うわけです。水はどうすれば元のきれいさを取りもどすであろうかと、これは人口が殖えておりますし、また都市化が進んでおりますからして昔のような清澄さを取りもどすということはなかなかむずかしいかもしれま

自然という角度から、あるいは板垣議員からはこの生活用水の汚染の問題から、いずれもこの自然を守ろうという努力、あるいは環境を、生活環境を守ろうという努力、これが提起されておると思うわけであります。教育を中心にした直接的な問題は、かなり考えられているわけですが、この教育的な教育環境を守るという、つまり人間の根源を自然というこの大きな復元能力、復元機能といいますが、やっぱりそういうことによって、精神衛生が保たれるということから、教育的な意味を守っていく、あるいは青少年のみならず、社会人までが、この自然という環境の中で、みずからが学び知るといいますが、そういうことでないと、そういうことこそこの今日の言われるところの経済優先から伴う、この方向をなかなかブレイキを掛けて、ストップさせることはむずかしいでありましょうから、それを補う手段、あるいは多少なりともブレイキになる手段、そういうことから公害を防止しよう、自然を守っていくと、そういうことが上がってくるというふうに考えますし、また自治体もそういうこの根源的なものから住民運動つまり市民参加といいますが、大いに問いかけもし、意見も聞いてそういうことに関心を高めつつ行政も努力をするし、市民も気が付いてやっていくと、こういう関係が生まれてくるのではなからうかと、行政という観点のみから施策を打ち出していったんでは住民の意識が高まらないと、住民の意識をやっぱり呼び起こすということ

せん。しかし努力すれば方法はあるんではなからうかと、これはやっぱり受ける側、いわゆる行政的な処理ではなかなか成果は期しがたいのではなからうと。もっとやっぱりそのいわゆる汚水を出す源といいますが、生活をする側もそういう心がけをまず生み出すと、何とか設備はしなければなりませんというが、何でもきたないものを水に流してしまうという、それに対するひとつ個人個人のといいますか、家庭のといいますか、あるいは企業は企業の何とかきれいにしようというその心が取りもなおさず大きな意味の教育の問題であり、それからまた公德心という古いことばになりますけれども、つまりお互いがお互いで守っていかなくやならんという気持が何とか喚起されるところに、もっとも水については根源になる問題があるのではなからうかと、下水道を造ることも大きな解決手段になることはまちがいありませんが、下水道ができて汚染されたものをどんどん放流しているということもないわけだと思えます。また川をきれいにするという努力のためには処理場の、各団地等にありますが処理場の問題、あるいは個人住宅に於いての浄化槽の問題、あるいは生活の雑排水の流露の問題、いろいろあると思うんですが、そういう細かいところまで配慮を届かせるという工夫をやっぱり何か方法を考えていかないと一般的な風潮、一般的な流れに押し流されてしまうのではなからうかと、せめて手の届くといいますか、自治体自体がそういう努力を積み重ねるということに

よって多摩川の全流域であるとか、あるいは浅川の全流域をもとの子供たちの泳げる、魚の住める川に取りもどさなければならぬのではなからうかと、そういうことがこれは一つの一例あるいは一つの方法にすぎないかもしれませんが、いわゆる教育の環境を守ること非常に大きな効果があるんではなからうかということを感じする次第であります。努力をされておることはわれわれも十分に認めておるところではあります。なお一つその命と暮らしという範囲に心の回復ということを加えまして、広い意味の教育環境を守ることにより教育行政の側も一段の努力をお願いしたいと、また財政を使っているいろいろな施策を行なう市長のほうの当局におきましても工夫の余地はまだあるうと思ひますし、もっともまた市民と意見や運動の交流を高めつつやることが大切ではなからうかと、こういうふうな貧弱な認識ではございますけれども、一面からの問題を提起する意味で関心をお願いするわけでございます。御発言によって締め括っていただければ幸いですし、なければこれをもって私の質問を終わります。

○議長（伊藤 定君） これをもって通告質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○一番（板垣正男君） 今、森田議員と教育長の質疑の中で、教育長の発言の中で教育問題の中で教師が組合に入るといことが一つの問題点になっているかのような発言があったわ

……。（教育長「議長、」）

○議長（伊藤 定君） ちょっと待ってください、教育長。私のほうでことばを抜きましたので私の記憶を申し上げます、まず敗戦時において大きい財政投融資をして十分な給与その他を与えておったならば組合などに入らなくてもいいような金ができたんじゃないかというふうな趣旨の御発言があったと思ひます。この点教育長御記憶ありませんか。

○教育長（永野林弘君） 私は今、議長のおっしゃったより以上のことを考えているんです。私はその時は鹿児島島の教育長をしておりまして、組合と例の軍政官について非常に渡り合っただけです。あなた方が憲法を改正して日本の国を立て直そうとするのにだれが立て直すか、これは教職員ですよ。従来の今までの教職員は政府の名によりまして戦争に引き出されてたくさんの人を失っておりまして、この教職員をもう一ぺんちゃんとした教育をするように組合なんかには、労働者として組合に入れて、組合で給与のことで闘争させるようなことをさせないで、労働者じゃないんだからこれは裁判官と同等くらいに扱ってもらいたいという気持ちで言ったんです。そうして高い給料を払ってほしいという日本を国を立て直すならもっと徹底するようなことをしたらどうですか、ということをおっしゃったことがあります。私が今、言いましたのはそういう程度のことを言ったのです。組合を、私は今の面々で組合というのは当然のことです、

けです。組合に入るといふような発言がありましたけれども、教育長は今の説明の中でも現行日本憲法は非常にいいというふうな発言をしているわけです。その憲法の中に結社の自由というのはいちちゃんと明記されているわけです。労働組合が今日存在するというのは公に認められている、それを労働組合に入ることによって何か教育問題があるか、あるいは教師の教育の問題があるかのような考えをもし持っているとしたら非常に大きな問題ではないかというふうに思ふんです。ですからこの組合に入るなといふことの発言の真意をただしたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 教育長答弁。

○教育長（永野林弘君） 組合に入るといふことを言いましたかね、さっき。教職員組合に入るなといふことを言いましたか。そういうような感じをあなたに与えたわけですね。そこをちょっと読んでちょうだい。組合に入るなといふことを……（笑声）（「感じじゃないよ、」「言いましたよ。」と呼ぶ者あり）

○一番（板垣正男君） こういうことは議長のほうでよく進行させていただきたいと思ひますけれども、自分のした発言したことについて言いましたかねとか、あるいはそういう感じを与えましたとか、こういうことは許されないんじゃないですか。自分が都合が悪ければそういうことになっていくらでものがれることができるわけですよ。必要なら議事録を調べるなり

だから今、組合に入っているから教職員の組合……、今度の大臣もだいたい言っていますが上げるべきですよ。上げたほうがいいですよ。けっこうです。その誤解のないようにしてください。ことばのしりを押さえてそうおっしゃると困るんですが。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 私は何もことばじりを捕えて問題を提起しているわけじゃないんですよ。そういう発言があったから教育長がほんとうにそう考えて組合を否定するようなことを言っているのかどうか、それを確かめているわけですよ。そういう印象を与えた発言だとしてもそれはやはり問題が残るものであって、そういう印象を与えないような発言をすべきであると、それが何もことばじりを捕えて問題にしているということではないんですよ。そのことをちょっと議事録を確かめてほしいんですよ。今、議長の記憶でこういうことを言われたんだと、あるいはそういうようなことでありましたけれども。（「休憩」と呼ぶ者あり）それでなお教育長の真意を説明してもらおうといふことを取り計らっていただきたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 教育長、何か発言ありますか。教育長。

○教育長（永野林弘君） さっき言ったことと同じことですが私が言っているのは。（「翻訳してみる、議事録。」と呼ぶ者あり）それでその日本国憲法というのは世界で第一の憲法で、

教育基本法、最高です、これは。これ以上のものはないはずですから。これを実現するのは国民じゃなくて直接衝に当たる教育者ですよ、これは。教育者を一般の人と扱わないでもっと徹底した高い地位に付けて、そして給与ももっと上げて、そしてしっかりやってもらったらどうですか、ということをお私は進言している。進言です、これは。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 暫時休憩いたします。

三時三十五分休憩

四時四十分再開

○議長（伊藤 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に議事録を翻訳いたしましたので局長をして朗読いたします。

○議会議務局長（田倉高光君） それでは申し上げます。

「教育はですね、ほんとうに敗戦の時に徹底的に教育に政治の金をうんとつぎ込むべきではなかったかと、従来の教育を全然変えるんですから研修を徹底的にやって教育者は国を立て直すんだと、そうならば給与ももっと上げると、組合なんかに入ると、教育者は、ほんとうに国を立て直すのは教育者以外にないんだと、国のほうでそれくらいのなをしてもらえばもっといい国になったんじゃないだろうかと思えます。」

○議長（伊藤 定君） 以上でございます。板垣正男君。

○二番（板垣正男君） さきほど教育長はつきり覚えてい

育者にはとても戦争中にやった人たちですから、いい人なんですけど戦争に参加した人だからこの人たちを全部代えるといつたってそれはできっこないから、この人たちに徹底的に研修をやつてそして高い資格を与えて、そして給与もどんどん上げると、給与のことなどで苦労かけないよう心配かけないように、その時は諸条件の整備なんかなかったです。給与のことだけです。教職員の給与なんかのことでわれわれ公務員なんかのように苦労かけないように徹底的に教職員をりっぱに仕上げたらどうですかと、金をうんとそのために国のほうで作るようにしたらどうですかと、それは占領時代ですからマッカーサーの司令部でいっておったんです。それを私は言っただけです。ですから組合のこととは私の考え方はそういう意味で言っただけ、これはあるいは今の時代からすればおかしなことになりますが、そのことを言っただけです。

○二番（板垣正男君） 今の教育長の説明そのものについてよく分かれますけれども、さっきもそういうような意味のことを言っただけですから。給与ももっと上げるといふようなこと、それはそれでよろしいんじゃないかと思うんですよ。そういうことと組合なんかに入るといふことはどういふふうにはやはり結びつくのか、組合を作る作らないというのは教職員自身が決めて作っていくなりあるいはそうでないといふことを決めるわけですね。何も教育長がそれに入るなとか入れとかとい

ないということと言っただけです。だから私は議事録を調べてくれという要求をしたんです。これで議事録がはっきりしたわけですから再度教育長にその真意をただしたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） 私が申しました真意のことですね。その当時は、昭和二十一年ごろからだと思ひますが、アメリカ軍の軍政官が教職員も一般の労働者というように組合に入ってくれと、組合に大いに入ることを奨励した時代です。それで私はそれはかまわないが、しかしあなた方がねらっている教育基本法が、それから憲法特に教育基本法の中に、憲法の中にあることばの中でこういうのが私の強い印象を受けたんです。どういふことだったかという、日本は平和を、戦争を放棄したといふことに對しては憲法では日本国以外の国で平和を愛好する国でその国の信義、信義に依存してそして日本の国を守つていく以外にないといふようなことの憲法なんです、そういうことを考えれば。そうならばこれは重大な問題だと、それは日本人の今のようなその例のなんですか、日本の国さえよければほかの国は侵略していいといふようなそんな偏狭な氣持なんかではとてもできっこないと、教育はほんとうに國際的な人間を、非常に愛情を持った非常に広い世界全人類を愛するような大きな人物を教育者として作らなくちゃいかと、それには今の教育

うようなことをいふ必要があるかどうか、全くだい必要のないことなんです。こういうこと自体が私は問題あると、こういう席上でそういうことを未だにそういうことをいふと、しかも労働組合を作る作らないは憲法で保障されたものである、しかもその憲法は世界に類のない非常にいい憲法だといふことを教育長みずから認めてゐるわけですよ。片方で認めておきながら教職員の組合それについて否定的なことばを使う、これは矛盾してゐますよ。しかも労働組合に対する干渉じゃないですか。これは何年前に言つたのか知りませんが、しかし今日なおそういうことを議會の中で発言されると、これは決してことばじりの問題ではないはずですよ。そのように給与を引き上げる、待遇をよくする、政府はそういうことをやる、教育長がそういう考えを持っていることはそれはそれでいいでしょう。しかしそういうことと組合云々といふことは全く別なものであるといふことを教育長は新たに認識をすべきであると私は思ひます。教職員組合は今日まで結成されて自分たちの給与の引き上げの問題はもちろんでしよう、生活や權利を守るために戦つてきたし、民主教育を行なわせるためにも現場で今日まで組合のもとに運動を続けてきたと、そういう事実とこの給与の引き上げの問題といふのはやはり同じものではない、違ふものなんです。教育長のそういう発言が私は決してことばじり云々といふことではない。それから私は教育長は今の考えからいけばこういう

ことはないというようなことを言われましたが、私はやっぱりあるのではないかというふうに思うんですよ。たとえばこの前は何教組ですか、分かりませんけれども、ある日野の教組から交渉に申し込まれた場合、その席上に教育長は出席していますか。今年そういう交渉の申し込みが何回あったですかね。その交渉の席上、教育長はちゃんと出席していますか。あなたがほんとに組合を認めるということであれば当然文部省にいつて文部次官やだれかと掛け合うと同じように教職員の代表と掛け合わなきゃいけないんですよ。私はあなたの教育思想の中に組合をやっぱり認めないという、そういう考えがあるんじゃないかというふうに思うんですね。ですからこういうことばになって出てくるんですよ。いかがですか、教育長。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） それはですね、さっきの話の問題は昭和二十……私は昭和二十年の八月の十五日の終戦の朝の答申についてですが、そして問もなく軍政官との折衝が始まった昭和二十一年、そしてアメリカ側は非常に組合を奨励したんです、組合を作ることを。それで作ろうとしてその一方においては憲法に教育基本法を作っているんですよ。基本法の中に最高の理想をですね、ちょっと実現できないくらい高い理想です、これは。これを繰り込むとなると基本法ですよ、われわれの教育に対する基本法です。こうなってきたらこれはなみたいいてい

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 教育長は一番問題になっている組

合なんかに入るなというのを全然私の納得いくような説明をされていないんですね。私の真意は給与を引き上げることだと、だからそのことについては分かったということですよ。私は給与を引き上げるなどとは言ってないんですね。そういうことと組合に入るなということが一体いいのかどうか、組合に入らなければ給与は引き上がるんですか。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） 何べんも申しましたように、あの

当時のことを言っているんで今のことを言っているのではないんですよ。ずっと古い昔の話を言っているんで、そういうふうにはそれはなぜそういうことを申したかという日本国の教育基本法があまりにも高い理念を持っているから言っているんです。そういう高い理念の教育基本法を実現するには、これはしっかりとしないでなくちゃとても教育を一生懸命やらなくちゃできませんよ、これは。私はそういうことを言いたいために言っているわけですよ、またその当時の姿をあまり後で聞いてあんなことを言ったかと思って私は聞いていたんですけれども、そういう意思で言っているんです、私は。さっき言いましたことは。悪くはないですよ。（笑声）

○二番（板垣正男君）

教育を一生懸命やらなければなら

の問題じゃない、教職員を高い地位に付けてそして高い給与をあげて、りっぱな教育を行なっていくかという限りは、それは事情は違うけれどもドイツのフィヒテがナポレオンにやられた時にフィヒテは国民に告ぐということをやっていますね。教育じゃないと国は立て直せないということを立証してりっぱな教育を行ないました。これは今の日本とは違うんですけれども、日本は平和国家ですよ、戦争を放棄するということですよ。戦争を放棄して人の国に頼って国の平和を守っていくというんですよ。これは大したものですよ。このくらいやろうとなればこれは教育でやらなければならぬといでないとできません。そういう意味で言ったんでありまして、最近組合に行かないというのは課長がちゃんとやってくれるから課長の報告を聞いています、私は。悪い時には、もし足りない時にはもっとなせいと、この前だって組合が来た時には課長にもよくないにしろと私は言っておるくらいですから、組合なんかとけんかしようなんていう考えは毛頭ありません、今は。前はけんかしました、盛んに。これは徹底的にやりました。それはなぜやったかという、私たちは汽車のレールを走ろうな、行政というのはそういうある意味でいうと哀れなものです。汽車のレールが外せないんですよ、ぼくらの仕事というのは。ですからこれは徹底的にやりました。そういう事情ですからいろいろと誤解もあったでしょうが、あなたのお考えは承っております。

ない、それはいいですよ。それは大いにやってくださいよ。それと給与をうんと上げてそういうことをうんと政府にあなたのほうからも（教育長「条件の整備ですね。」）それはやっぱり申し上げたほうがいいですよ。そういうことと組合に入るなということが、どう一緒になるのか、私はそういうことと関係ないということを言っているんですよ。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） その当時は、組合は毎日のように

給与が百円の程度だったんですよ、もう食べていけなかったから……。それだから教職員にそんな苦労をかけないでもっとうんと高い給与をあげたらどうか、ということをおもったんです。（「そういうこと」「そのとおり」と呼ぶ者あり）昔の昭和二十一年のことです。それをきょうは言わんでもよかったことを余計なことを言ったから誤解があったんです。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 私はどうも教育長のこういう説明

の仕方が納得できないんです。

○教育長（永野林弘君） それは御自由ですよ。（笑声）

○二番（板垣正男君） 私はそういうことを言った、ある

いはこういうことの教育行政を行ってきた、ということ言っているわけでしょう。だから組合に入るなということ言ってきたわけですよ。何か全く別な問題みたいなことを言っていま

すけれども、決してそうじゃないんですね。

○教育長（永野林弘君） 何べん申し上げても分からない。組合のことで苦勞させないようしてくれ、ということですよ。私の言うのは、そういう毎日のように、そういう折衝折衝で、うんと高い給与を……。

○二番（板垣正男君） 議長、私の質問にかみ合うようにやはり答弁してもらうように議事を進めてほしいんですが。

○議長（伊藤 定君） 教育長答弁。

○教育長（永野林弘君） 私は、それ以上答弁はできません。私は真実を言ってるだけですから。私の真意はそういうところにあつて言ったわけですから。ただそれをあなたに誤解を受けたのはまずかったです。あ、と思つてますが、私の気持ちはずいゝう気持ちです。今でもそう私は変わっておりません。教職員の給与はうんと上げようということ、われわれのいろいろ団体に おきましても文部大臣にもしょっちゅう言ってるんです。教職員の給与をうんと上げて条件をよくして教育諸条件の整備は、われわれの仕事なんだからということを言っています。

○二番（板垣正男君） 再度お聞きしますけれども、組合なんかに入るといふ考えは現在毛頭持つてないんですか。

○教育長（永野林弘君） ないです。昔の話を言っただけです。

○二番（板垣正男君） いや、かつてはやっぱりそういう

終戦の直後で……。

○議長（伊藤 定君） 議長から申し上げます。教育長、発言はひとつ誤解ないようお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） ちょっと確かめておきたいんですけれども、私の質問をことばじりと考えるかどうか、議長ちょっとお伺いしたいんですけれども（笑声）議長、私が質問したことは単なることばじりかどうか。（「今すぐ組合育てるよいうな言い方してるんだからいいんだよ。それで。」「質問には答えてないよ、ちっとも」「議事進行」「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 板垣議員の発言に対して教育長答弁。ことばじりの問題。ありませんか。

○教育長（永野林弘君） ことばじりの問題ね、私は二十何年の昔のことを言ったのがあなたに誤解を受けたんですね。だけれど釈明しましたからお分かりだろうと思ひますがね。そういう意味で私は言っただけです。ことばじりの不足でしょうね。説明の。

○二番（板垣正男君） そのことと、そうじゃないんですよ。私はことばじりをとらえて問題にしているんじゃない、というつもりで言ってるわけですよ。それをことばじりととらえてるなんていうことに議論をすり替えられては困るわけですね。

考えをあなたは持っていたわけでしょう。

○教育長（永野林弘君） その時あつたですよ。あつたから言つたんです。なぜかという、しょっちゅう毎日毎日そういうことで苦勞してますから。給与が低くて、たまらんほど低いからそれと言つたんです。その後憲法に組合を作るとなつたから……。

○二番（板垣正男君） 私はこの問題を取り上げて、質問を、あるいは教育長の真意を質すという時に、ことばじり云々というようにすることで取られたわけですね。私は決してそういうことで発言してるわけじゃない。また、ことばじりの議論をやつてゐるわけじゃないですね。この本会議というのは……。教育長ともあるう人、われわれ議員の発言をそういうふうにとらえるというのは非常に私は残念に思ふんです。議会運営の上でも、これは今後こういうことのないようにしなきゃいけない。当然議長のほうからこういう発言があるということについて、議会運営上、私は一言あつてしかるべきじゃないか、というふうに思ひます。

○議長（伊藤 定君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） 分かりました。申し上げておきますが、その当時は組合というのは、まだできてなかつたはずですよ。（笑声）だからそういうことを言つたんです。たぶんそうだと思います。私も記憶が薄らいでおります。昭和二十一年の

議会運営の上でも、そういうことは必要ないでしょう、だから議長の方から、この問題、そうであつたかどうか。

○議長（伊藤 定君） その点につきましては、今、教育長に御注意申し上げましたからそれで御了解を願ひます。

○二番（板垣正男君） いや、そういうことではない、と、そういうことです。議長。

○議長（伊藤 定君） あなたの真意はそうだと思います。

○二番（板垣正男君） いや、だから教育長はそういうことですかと聞いてゐるんですよ。今の答弁はそういうふうに受け取つてよろしいかどうか、議長に聞いてゐるんですね。

○十番（米沢照男君） ちょっと議事進行。

○議長（伊藤 定君） 米沢照男君。

○十番（米沢照男君） さきほど教育長が答弁の際、開き直つた言い方でことばじりをとらえて言われちゃ困るということと言つたんですね。しかし、実際に議事録を翻訳してみれば、はっきり労働組合に入るな、とこういう発言があるわけなんです。したがって、ことばじりをとらえて云々したんじゃない、ということははっきりしてゐると思ふんですよ。だから少なくとも、教育長も、今、そういう誤解を受けたかもしれない、という意味の発言がありましたけれども、だから少なくとも議場の、議会の場での、やり取りの中で、答弁する側が、ことばじり云々、というような発言で開き直るといふことは、やはりよろしくない、という

ふうに思うんですね。ですから、その点は議長から、しかるべく発言があつていいんじゃないか、というふうに思うんです。

○議長（伊藤 定君） 議長としては、そのために、教育長に御注意申上げました。それで御了解を願いたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） これをもって四の一教育環境に関する認識に関する質問を終わります。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

十二月十三日 水曜日 （第三日）

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会会議録 第三十号

十二月十三日水曜日(第三日)

出席議員(二十七名)

一	番	鈴木美奈子君
二	番	板垣正男君
四	番	秦正一君
五	番	滝瀬敏朗君
六	番	池田重太郎君
七	番	林重義君
八	番	谷栄吉君
九	番	百濟勇君
十	番	米沢照男君
十一	番	西沢保君
十二	番	大柄保君
十三	番	岩沢哲夫君
十四	番	伊藤松之輔君
十五	番	剣持佐吉君
欠席議員(三名)		
三	番	市川芳太郎君
二十五	番	伊藤藤定君

十六	番	杉山寅三郎君
十七	番	名古屋史郎君
十八	番	石川佐太郎君
十九	番	大下博君
二十	番	森田喜美男君
二十一	番	高橋通夫君
二十二	番	滝瀬政吉君
二十三	番	日野源作君
二十四	番	杉山亘君
二十七	番	清水芳雄君
二十八	番	佐々木昭雄君
二十九	番	正国務君
三十	番	三浦重春君
二十六	番	吉富繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷 榮 君
助役	葛西 正彦 君
収入役	市川 晴夫 君
企画財政部長	篠崎 美雄 君
総務部長	遠藤 政之 君
市民部長	赤松 行雄 君
民生部長	松村 清栄 君
建設部長	中島 武男 君
都市計画部長	杉本 好次郎 君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

事務局長	田倉 高 光 君
書記	武居 一茂 君

水道部長	加藤 一男 君
福祉事務所長	田中 若一 君
病院事務長	成井 正夫 君
秘書課長	佐藤 智春 君
工務課長	橋本 榮万 君
教育課長	永野 林弘 君
教育庶務課長	落合 豊 君
学校教育課長	松本 武 君

書記	川上 輝子 君
書記	深海 弘子 君
書記	安原 清美 君

議 事 日 程

一、 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十七年十二月十三日（水）
午後一時 開 議

○副議長（石川佐太郎君）

を開きます。ただいまの出席議員は二十四名でございます。

議長が所用がございまして不在でございますので、副議長が代りますのでよろしくどうぞお願いいたします。

昨日に引き続きまして一般質問でございます。五の一、保育行政の今後の考え方についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。御登壇願います。

（十六番議員登壇）

○十六番（杉山寅三郎君）

ただいま議長から指名がございましたので保育行政として私は主として保育園関係について御質問をいたしたいと思っております。この保育行政につきましても常日ごろから市当局におかれましては、特段の努力を払われ、その実績は他市に見られないようなものが上がっておるわけで、これは高く評価していきたいと、こう考えております。こうした積極的な、いわゆる施策の中にあつていわゆる社会増によつての人口増加は、ますます値えてまいります。そういう中で保育園への入園希望者は現在のところ各園とも定員オーバーし、そのオーバー数も定員の半分というような非常に何といひますか、狭き門というような実情かと思ひます。そうして、その人たちは、やはり保留の形で入園を待機している、というような実情でございます。こうした、いかゆる入園待機の現象は、殖

えればとて減らないんではないか、というようなことが十分考

えられますので、今後の保育園の、あるいは増設、あるいは既設の保育園の増設策というようなことにつきまして、何か計画がとおりになりますかどうか、その辺について御質問いたしたい、こういうふうに考えております。どうぞよろしく御願ひいたします。

○副議長（石川佐太郎君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。ございませんか。

杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。
福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）

お答えします。人口の増加、ないしは社会経済事情の変化によりまして御指摘のとおり、保育行政はますます拡充の一途をたどつておるといふのが市の実態であろうかと思ひます。議員さんの御発言にもございましたが、現在、公立保育園が八園、民間保育園が五園、これら措置児が千四百三十七名という数字でございます。したがひまして、人口に比べまして、他市と比較し、保育行政は劣つてゐるものではない、というふうに考えております。しかし、だからといって、御指摘のとおりでございまして保留ケースがある、というのが、これまた実態でございます。これらをとらえた中で、来年度の卒園児の関係から緩和されるといふことは事実でございますけれども、保育所の特性から言ひまして、た

だ、特段に地域的な問題といえますか、関係が、その要素の中にはあるわけがございます。今後におきまして、私どもの考えといたしましては、この保留ケースを少なくとも解消に努めるということが問題でございます。また、それにはやはり、今申し上げたように地域的な面、ないしは、民間保育所の増設、あるいはまた新設、これらの期待の中でしかも勘案の中で、公立の保育所の拡充をはかっていきたいんだという考えでございます。当面、本年度御案内のように高幡台の保育所の一部増設ということ、現在工事中でございます。今後に向かってどうなのかということでございますけれども、平山台、神明上の地域に今後の建設は考えております。ただ、いつできるかというところ、やはり特に神明上の地域にはやはりまだ時間があるのかと私どもの事務的な考えでは、当面、来年度平山台に公立の保育園を建設したい、こういうような考えでおります。なお、民間のほうにおきまして、一保育園でおかたの、もとの施設を増築して、大幅な定員増というものも今現在計画してございますので、これらも見守ってまいりたい、というふうに思っております。

○副議長（石川佐太郎君）

杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君）

今、田中所長のほうからいろいろ答弁がございましたけれども、確かに小さい子供でございますので、例えば、この保育園、あるいは遠くのほうまで

○副議長（石川佐太郎君）
これをもって、通告質問を終わります。

次に五の二、心身障害児対策についての杉山寅三郎君の質問を許します。

○十六番（杉山寅三郎君）
次の心身障害者対策について御質問をいたしたいと思っております。やはりさきほど申し上げましたとおり、福祉行政、それも特にこうした不幸の人達への施策に對しても古谷市政として血の通った暖かい処置が十分に発揮され、その業績も極めて高うございますけれども、いざいしたしましても、五体満足な方ではございませんし、生涯不幸な十字架を背負って生き抜いていかねばならない人たちでございますので、できるだけこの人たちのやはり優遇処置をさらに望みたい、というところから、二、三、御質問、あるいは要望を申し上げてみたい、と、かように存じております。例えば心身障害者福祉手当支給の中では、二十歳未満が四級までの支給範囲だ、それから二十歳以上は三級まで支給、あるいは

は精神薄弱者の場合は三度までですか、そういう支給範囲もあるようでございますけれども、心身障害者の場合をとりまして、やはり年齢制限を撤廃していただきまして、二十歳以上のいわゆる四級もやはり支給範囲に入れていただきたいということと、それから心身障害児の場合でも同じことですけれども、やはりその額は今年の四月ですか、増額されておりますけれども、さらに増額の態勢をお考えいただけるかどうかということそれからもう一つはいわゆるダブル患者としまして、身障者あるいはまた精神薄弱者、こういう方もおいでになるかと思っておりますが、そういう支給の規定というものはダブル患者にはないようでございますので、改めてそれを新設していただいて、これらの人たちにこうした、さきほど申し上げました不幸な十字架を背負いながら、けなげにも生き抜こうとしております人たちに暖かい手をさらに拡大増額して差し伸べていただきたい、ということが質問の趣旨でございます。その点についてのお考えをひとつ御披露いただければ幸いですと思います。

○副議長（石川佐太郎君）

ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○副議長（石川佐太郎君）

杉山寅三郎君の質問について

の答弁を求めます。市長。

○市長（古谷 榮君）

御質問の具体的な問題につきま

しては後ほど福祉事務所長なり、あるいは教育委員会なりから答弁があらうかと思っておりますが、実は、先般も心身障害児を守る会の会長さんから、いろいろ要望がございまして、特に精神薄弱といえますか、精神といつてはたいへん失礼なんですけれども、何というんですかね、知恵遅れというんですかね、そういうお子さんたちがどうも学校へはなかなか入れてもらえない、養護学校のほうに行ってもなかなかどうもそう簡単には定員が少ない関係で入れてもらえないということでもう少し親切な措置を市なり教育委員会なり、特に教育委員会でございましょうが、取ってほしいというような要望がございました。まあ、確かにそのとおりだというふうに思っているわけでございます。教育委員会のほうでも、いろいろ身障児を特殊学級といいますか、あるいは特殊施設といいますか、そういうふうなことも考えているようでございます。そういう、ことに体の不自由なお子さんの施設を、学級ですか、こういうのも考えておる市も、一、二あるように聞いておるわけです。たしか、町田だと思っておりますが、そういうことも実は検討なさ、というふうに言っているわけでございます。また、特殊学級の増設等についてもできるだけの配慮を払うということ、それから、できれば都の施設が日野市内にはございます。ただし、その地域だけの、その地区だけのお子さんしか入れない、ということになっておるようでございます。これを何とか特例を設けていただいて日野

市内の知恵遅れのお子さんだけでも収容というか、その中に入れてもらえないか、ということをお願いをしたい、というふうに考えております。いずれにいたしましても、そういうお子さんをお持ちのお母さん方、たいへん御心配でありましょうし、また非常にそういうお母さんがたいへん過労になってしまつて親御さんが付きっ切りでいかなければならない、朝晩、朝夕です、御一諸に行かないといけない、というようなことで、非常に疲れてレジャーどころじゃない、日曜日は寝込んでしまうというようなお話をお聞きをしました。私もそういう方を実際に存じております。たいへん御苦労が多いわけで、市としてもできるだけのことをやりたいと思ひまして、今、そういう施設を平山台に造つております。これがただこれを通園する車というようなことこれは当然考えなければならぬ、施設だけ造つても車がなければどうにもなりませんから、そういうことも考えております。それから特殊学級についてはできるだけ教育委員会のほうで検討して、できるだけそういうお子さんが通えるようにしてもらいたい、ということを実は検討を、お願いを実はいたしておる、こういうことでございます。なお、いろいろ手当てとか、そういう問題につきましては事務当局から答弁させますし、それは福祉事務所長のほうから答弁します。それから学校の問題等につきましては、教育委員会から答弁していただきます。

私は受け止めております。そういう意味で強くこの問題について取り組んでいきたい、というふうに考えております。御指摘のとおり現在身体障害者におきましては二十歳未満と、それから以上ということで、段階を分けてございます。それを年令の制限を撤廃を致しまして、というのは、基本的な考えとしましては、こういうような方々に、二十歳未満であると、二十歳以上であるということで、年令差をつけるということに、やはり疑問を持ったわけでございます。そういうのは、実際に扱ったケースを扱ってみる中で、必ずしも二十歳未満がめんどろがかからないとか、めんどろがかかるとかということではなく、むしろ年令の高い大人のほうの方がめんどろが多いのではなからうかというのが、現状のようでございます。そういうような中の捕え方の中で、この年令の撤回を致したいと。さらには額のほうにおいても今年若干のアップは致したから、来年はいいいんだということは、私はどうかと思ひます。したがしまして、具体性が許すなれば、若干のアップをお願いしたいというふうな気持ちでございます。私どもの考えとしましては、この制限を撤廃しまして、身体障害者につきましては、一級から二級、三級から四級ということで、今まで二十歳以上の四級を、その対象者に致すと、こういうような考えでございます。さらに精神薄弱の關係のほうでございますけど、今まで最重度、重度、中度と、こういうふうに分けておつたわけでございます。最重

○副議長（石川佐太郎君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）

ただいま杉山議員さ

んの御質問でございますが、私ども関係者としてありがたいと思つております。ただ、そのしほられましたいわゆる現在でございます市の条例のことでございますが、あくまでも私どもの考えてございます。ただ、この言えますことは、四十八年度の予算編成で市理事者より打ち出されております事項の中にも身障、精薄者、児の対策の強化拡充、こういうような一項もございすし、当然理事者がこの問題について来年度取り組んでいく、という一つの柱であると私ども事務局では受け止めておるわけでございます。それを前提といたしまして、私ども自身もいろいろと過去考えてまいつたわけでございますけれども、今議員さんの御指摘の面について、ほんとにこれらの方々はそのものがハンデをしょつてゐるわけでございます。したがしまして、この場面、このことと細分化いたすということもなかなか難かしいのではなからうか、というふうに結論的には思ひわけでございます。幸いにして、四十三年以来、当初ささやかではございましたが、この条例があつたわけでして、その後上積みされ、また、今年春、さらに上積みをされまして、さきほど議員さんがおっしゃられたような状態でございます。そこで、私どもその意を受けますと同時に、私ども自身としまして、ゆりなればほかの福祉に欠けるような場面がないでもない、というふう

度、重度と、これが一線、中度が一線と、こういうことで二段階になつたわけでございます。これをさらに中度より軽度までも入れて、この対象に致したいと。今の予想では、この軽度に対象するものが、約十八名、私どものほうの台帳にはつかまれているわけでございます。そういうことでして、さらに身体障害者と同様精薄の關係の、皆さんにも今の金額を若干アップをお願いしたいというふうに思ひわけでございます。それから議員さんの御指摘になりました、いわゆる重複患者障害者、ダブル障害者と申しますか、これらの方については現在条例の中では何らのきまりもないわけでございます。しかし皆さん方実態を見ていただければお分かりとは思ひますけど、私ども取り扱っている中でですね、身体上機能がぐあいが悪くて、さらにその上頭のほう弱いという方があるわけでございます。そういう方にこの条例の中でプラスして、何らかの加算を致したと、こういうような考えでございます。そういう今、概略申し上げました身体障害者、ないしは精神薄弱者に対します市の福祉手当の来年度におきます私どもの拡充の考えでございます。さらにこの手当はもちろんでございますけど、まず私どもも現在御案内のように、やっておる仕事は、国なり都の現行、各制度の実施機関でございます。いわゆる市長が委任されている、責任を持つてやる仕事でございます。法に基づく措置の確立ということが、一番問題であろうというふうに思ひます。それを基

盤とした中で、市の施策を進めていくということでございます。話が前後しまして、恐縮でございますけど、そういうことでございます。さきほど市長から話しもありましたが、今現在工事中の訓練施設、通所訓練施設、このことの事業が始まるわけでございまして、それにはやはり現状ではバスがございまずけど、学校のほうの子供さんに、相当の時間を取られまして、福祉面で利用できるということは、なかなか困難な場面があるわけでございます。ただ通所訓練施設となりますと、私どもとしまして、現在の倍以上の事業をしなければなりません。関係、さらには単独の施設でございますんで、しかも一人でも多くの方の御利用を願いたいというのが念願でございますので、でき得るならば、教育面を外したバスを御心配いただきたく、そういう考えでございます。それからなお国なり都の施策の中で当たらない場面もあるわけでございます。一つはいわゆる身体障害者の居宅者につきましては、日常生活用具の補助は、助成がございまずけど、精薄関係の居宅者についての援助は、今現在法律の中にはないわけでございます。そういうようなことのひずみといえますか、穴ぼこを、市の財政の許す中でできるんなら埋めていきたい。たとえば重度の障害児を持っている方で、お便所とか浴室とかの改善を要するというようなケースがあった場合には、市の何らかの助成によって、お助けを、お手伝いを致したならば、よろしいのではなからうかと、そういう

う子供が合計十六名あるわけです。その問題は、猶予、免除の申度でございますけれども、ほとんどのお子さんが知恵遅れでございます。肢体不自由児は入っておりません。知能の発達が遅れているというお子さんです。特殊学級では大体知能指数が六十から七十五程度を私どもの特殊学級では収容しております。それからそれより低い子供は養護学校へいくわけです。養護学校でも収容できない。この近くでは知能の遅れた子供は、八王子の養護学校でございまずが、そういう意味でそこでも収容できない、特殊学級にも入れないと、そういうかわいそうなお子さんがあるわけですが、それが猶予九名、免除七名の実数でございます。そこで、今後私ども教育委員会でも、市長部局のほうにも予算のお願いをしているわけでございますが、来年度平山小学校に、特殊学級を一つ設けると。これは三小に今集中しておりますので、大体今、心身障害児の分布を見ますと、川の南と北、大体相半ばしているわけですが、そういうことで、平山へ、三小の、取り敢えず一学級を減らして、平山へ持っていくと。それに関連してスクール・バスがどうしても必要になってくるわけですが、それを当面考えております。それからもう一つは、さきほど市長さん話しも出たわけですけれども、全然行っていない子供もいます。これは重度の精薄児でございますね、養護学級にも行けないと。これは今そういう重度の収容をしている区や市はまだないわけです。ないですけれど

ような考えは持っております。いろいろ申し上げましたですが、この身障、精薄者児対策につきましては、特段の努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（石川佐太郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君）

お答え致します。重点

的なことは市長さんのほうからお話がありましたですが、非常に市長さんも関心が深いもので、私も教育委員会サイドでも研究しておるわけでございますが、たとえば訪問学級は、市長さんの発想で、七生中と、一小に生まれたわけでございますけれども、今後の現状と、今後の考え方を申し述べたいと思っております。現在心身障害児で、義務教育に相当する子供は、在学中の子供は、今七十四人おります。中味は自閉症といって、これは情緒障害でございまして六人、肢体不自由が一人、言語障害が一人、知恵遅れが六十一人その他これは肛門の筋肉とか……、サリドマイドですね、そういった子供が五人です。合計七十四人です。内訳は小学校が六十八人で、中学が六人。これは現在学校に通っております一般の子供の中に入っているわけです。全然ゼロという学校は、八小と一中だけでほとんどの学校にこれに相当する子供が今通学しているわけです。で、まず第一点申し上げます。それから二点目は義務教育の猶予です。猶予の子供が現在九人おります。それから免除の子供が七人です。ですから義務教育相当年齢の子供で、学校に籍がないとい

も、今、東京都教委としても、何らかの形で学級を作っていくたいという方向に行っています。特殊学級ですと、定員が十二名でございます。十三名だと六名と、二学級に分かれますが、これは実際の専門家の先生に聞きましたも、重度の精薄の場合でしたら、精々受け持てる人数の限度は、五人だと。ここに一つの問題点がありますが、これは教委と折衝して、五人で先生が二人付くという形でない、これは到底やっていけないわけです。非常に重度の、手数がかるものですか、そういう重度の特殊学級ですね、知恵遅れの学級を、どのような形で今後持つかと。大体これは人件費その他教材の補助費、その他を勘案しますと、大体東京都では一年前から計画していくわけです。ですから重度を持とうとしても、来年度はまだ実現はできないと思います。四十九年度は何らかの形で研究していきたいという実践の段階に移していきたいというふうに、今考えているわけです。それからもう一つはさきほど自閉症、情緒障害六人ということをお知らせしましたが、このお子さんたちが、一般学級へ入っているわけです。これは最近の子供に出てくるわけですね、出現してくるわけですが、意思が全然反応しないわけです。感情が変わっても顔に出ないという子供さんです。私どもとしては、情緒障害学級というのを設けていたらどうだろうかというふうにも考えているわけですが、これはどうしても教育的に学説が二つ分かれておりまして、一般のほうに入れて

おいたほうが、回復が早いという説と、それから特別なところで特別な教育をやったほうがいいだろうと。都教委はその一般のほうに入れたほうがいだろうという説を、今取っておるもんですから、私もまあ、一般学級へ通わせていますが、これはもう非常に先生がたいへんなんです。四十人の子供がいて、一人情緒障害の子がいますと、その子にかかりつきりで、後の三十九人の子供は、犠牲みたいになりかねないということもありますので、これもやはり何らかの形で考えねばならないだろうというふうに考えて、実は情緒障害学級というふうなものを、将来どんな形になるにしても、考えていきたいと。それから一番問題の猶予の子供ですが、大体中身を見ますと、脳性麻痺のお子さんが多いわけです。そうしますとこのお子さんたちは、言語障害をきたしているわけですけれども、そういう機能の回復を兼ねるということになりますと、単に一般の教室を一部屋空けて、そこへお子さんを入れただけではほとんど通わせている意味がなくなるわけです。手数はお母さんの手から離れますからいいわけですけれども、そうしますと、かなりその教室を、特殊な改造をしたり、施設を入れたりしてしまわなければ、町田、今、調布がやりかけております。それから青梅で聴覚、耳のほうですが、こういうこの難聴学級というのを作ったんですが、一学級だけでも二千万円ぐらい費用を投じませんとできない。そういう費用も伴います。それから特にそれに応じた専門の先生

ちょっと落とししましたんで、この御回答の中で、大体その内容は分かったわけです。なおまた教育の面につきましても、いろいろたいへんなことだと思えますけれども、さきほど申し上げましたとおり、五体満足な方は我慢すればできることもあろうかと思いますが、こういう人々には、一つは、もちろん御家族の方に対しては将来御負担を背負いながら生きていけるわけですから、できるだけ、可能な限りの対策をお立てになって、十分この人々たちのために、ひとつ御努力をいただきたいことを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（石川佐太郎君） これをもって通告質問を終わります。次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十五番（剣持佐吉君） さっき杉山議員の質問と、福祉事務所長のやり取りの中で、専門、専属のバスをほしいというところ、私もそれに関連して質問しようと思いましたが、平山台にこの訓練施設を造るということは、画期的なことで、単に少なくとも、近隣市町村にはない例であります。特に日野市の住民を優先するという、言い替えれば、補助金をもらわないで、単独予算でやるということは、非常に画期的なことでありますが、それに関連してさっき福祉事務所長が、さっき専属のバスをほしいといっている、それはかなり、このせつかくの画期的な施設を生かすために、あるいは全市的に均霑するには、

を付けると。東京都にはそういう先生がまだない。ありませんと国立の特殊教育研究所へ一年間通って、資格を取るとか、そういうことも付きまといってくるわけです。一般学級を持っている先生はそこへ行きたがりません。それに関心を持つ、そして造詣の深い大学を専攻した人が、当面、これいなければ、学級を作っても先生がいけないという状態になりますので、そういうことも関連して伴うわけですから、この辺もよく川崎であるとか、町田であるとかの、実際に開いた後を、私もよく見まして、今後のあり方を研究したいと思っております。以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君） 杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君） ただいま市長をはじめ、福祉事務所長、並びに教育課長のほうから、いろいろ身障者について教育、あるいは経済的な援助、その他について御答弁を極めて克明にいただいておりますけれども、私もさきほどちょっと質問の中で申し落としたことが、図らずも市長のほうから答弁の形で出てきたわけですけど、やはりこういう人たちの手足になるのには、現在バスを一台、どうしても、福祉専門のバスが一台必要ではなからうかと、やはり年寄り対策の中にも含まれて、そういうものもひとつ、ぜひひとつバスを一台購入していただいて、この人たちの手足になっていただきたいというふうな質問も申し上げようと思ったんですが、

かなり重大な問題であろうと思っております。それで福祉事務所長がバスをほしいというだけでは、せつかくのものが、せつかくの施設が均霑しない。何て言うんですか、こんな例ではたいへん恐縮でありますけれども、無きを憂えず、等しからざるを憂えよ」ということがございますが、せつかくあって、それがその幸福が均霑しないとあって問題が起きると思っております。この事務所長の専属バスをほしいというこれに対して、財政当局はどんな考えを持っておられるか。これは当分やむを得ないというのか、その辺のことはちょっと重大な問題であると思っております。特にそういう点をお伺いしたいわけです。

○副議長（石川佐太郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 現在も自動車交通渋滞、あるいは事故と、こういうことから市の職員の庁用車の、いわゆる私物を庁用車化するということについては、通達で禁止をしております。したがって、それぞれもちろん物件補償には入っておりますけれども、やっぱり庁用車を優先的に今後職員に貸し出すと、こういう中で、専属の運転手もあることで、これらの運転手の、いわゆる配属と申しますか、効率的に働いていただくと、こういうことで全体的な庁用車の運用について、現在検討しております。その中で当然スクールバス、あるいは通園等のバスを確保するのには、当然その運転手をそこに当てていこうと、こういうことで、内部の管理の統制といい

ますか、円滑なる運営をするような検討をして、できまするならば、三月に補正を致して、そして四月から間に合うかどうか、ちょっと分かりませんけれども、なるべく早い時期に予算化を致したいと、こういうことでございます。なおスクールバスだけでなく、通園バスだけでなく、老人クラブのほうでも、従来のように、大型バスがなくなったということで、ほとんど現在ある二台が、いわゆるスクールバスに使われているので、利用ができないからこれらを合わせて、何とか購入してもらいたいと、こういうようなことが、課長から話が出ておりますから、全体的な運転手の配属、それから庁用車全体の運用と、こういうものを合わせて、検討をし、なるべく早く予算化を致したいと、こういうふうに考えております。

○副議長（石川佐太郎君）

次に百済勇君の関連質問

を許します。

○九番（百済 勇君）

私もこの心身障害児の問題について関連質問を行ないたいと思います。通告者の質問の中で、扶助についての問題が、いろいろ説明されましたので、私はその面は割愛致しまして、来年度の就学適令者の問題について、質問をしたいと、こういうふうに思うわけです。前回の一般質問におきまして、私はこの問題について質問を致しました。幸い平山台に施設が建設されつつあると、こういうことで、これに関連致しまして、この就学問題についても質問を致したところ

のこの就学児童に対して、どのように対策を立てられているか、この点について質問を致したいわけです。それに関連致しまして、来年度の就学児童数がどの程度あるか。それからもう一点と致しましては、このことについて、都やあるいは都のほうへどのような交渉なり、話し合いが検討会なり、そういうものが持たれてきたか。その経緯があれば御説明を願いたい。それから市の教育委員会としてこの種の問題についてどのような検討をされ、今後の計画が立てられているか、その面について質問を致したいと思っております。以上です。

○副議長（石川佐太郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君）

小学校の一年生の人

数は私、今的確な数を把握していないんですが、順序としましては、まず一月にこれから就学通知を十二月の御用納めの日に送りますですが、それによりまして、一月、各小学校別に身体検査と知能検査をいたします。これは個別式な知能検査をいたします。これはどうしても大勢でやりますものですから大ざっぱな検査でございます。そこである線まで上ってこないお子さん大体四十名前後かと思えます、日野の場合は、ある特定の日曜日にいらっしやっていたらまた精密検査をいたします。これは専門の先生が当たります。そこにまたひとつ問題があるわけですが、精密検査をしたいので相談にいらっしやってくださいというふうに御通知申し上げても、非常に激昂され

であります。しかしながらまだまだ積極的な姿勢といえますか、そういうものが満足のいくところまでいっておりませんので、再度質問をしたと、こういうふうに思うわけです。ただいま教育課長のほうから、来年度の問題について、施策なり、その他の問題についていろいろお話がありましたので、大体の考え方あるいは進め方、こういうことについては理解ができると、こういうふうには考えておりますけれども、問題は、何と致しましても、さきほど市長が説明があったように、ただ障害児を抱えているがために、何といいますが、蔭の暮らしを毎日送っていると、こういうふうな実情でございますので、やはり家族にはいかなる負担がかかるうとも、親としては、やはり一般の子供さんと同じように就学をさせたいと、この気持は何ら変わりはないと、こういうふうに私は考えているところであります。そういうことで、さきほどの答弁の中にもありましたように、就学の免除、あるいは猶予、こういうものがまだあるわけでありますが、この内容と致しましても、必ずしも全員が就学をできるといふことは、私としても言い切れない。これはいろいろな事情がございます。しかしながら一般心身障害児を抱えておられる親御さんたちの気持と致しましては、親がいかに苦勞をしようとも、やっぱり就学をさせたい。にもかかわらず免除、あるいは猶予で片付けられてしまうと、こういう面があるので、その面について、市と市の教育委員会といたしまして、来年度

る人もいますし、それじゃもう日野にいないから転校するとか、非常に微妙な問題がございます。第一番は御両親の御理解がいただきたいと思えます。それによって私ども一般学級でいいじようぶだと、専門の先生が御覧になって、それから特殊学級はどうだろうか、養護学校はどうかということを判断をいたします。これは医者なり心理学者を加えて判定をいたします。それで特殊学級以上ですとこれは日野でまかなえますから問題ないわけですが、養護学校にいかれたらとお進めした場合が問題になるわけですね。さきほど市長さんもお話しになりましたけれどもこの近辺は八王子だけです。非常に競争率が高い形になるわけです。そこで私どもとしては市長部局、教育委員会共々ですが、七生に養護学校があるわけです、この日野市内に。これは福祉園の施設替え養護学校なんです。せめてあれが都立になるまでは私ども教育委員会でめんどろをみてきた特殊学級なんです、日野のお子さんだけでもあそこに入れてもらえないかということとは再三お願いをしているわけです。ある時期がくれば近隣を収容したいという意向は都も持っております。そういうことでそれをお願いを続けている最中です。

それからこの就学猶予に対する問題というのは日野市に限らず今、全都どこでも起きている問題ですけれども、やはり都教委でも重点施策の一つになりましてその担当の福祉官を特に設置したような形です。それで今、問題になっているのがさきほ

どの重度の子供ですね。しかも重度でもほとんどがダブル障害なわけです。知能指数が五十以下でなおかつ肢体が不自由であるというお子さんがわりあい多いわけです。そういうお子さんをどういう形でということ、これは私どものほうでも日野市が担当者になっておりますので、大体月一回都教委と連絡会がございまして、今後どうしていったらいいかということ、一番私どもが都へ言うことは養護学校を適正に配置してくれということでございます。区も少ないんです、養護学校は二十三区のほうも。特に多摩地区は交通の関係からいって配置が非常に少ない。今年町田市が養護学校を誘致して一つ建てた、建ちますけれどもそんな程度なんです。虚弱であるとか肢体不自由は小平の養護学校です。いずれも都立です。あるわけです。肢体不自由にしてもできればむずかしいことなんです、九月にも触れましたわけですが、近隣の幾市か手をつないで優秀な設備を造って、一市だけではたいへんですから、そのような形に都が音頭を取ってやってみたらどうかというふうに私どもは都の学務部には申し上げているわけです。そういうことでこれは私どもも非常に関心を持っておりまして、そういうことでむしろ都を突き上げるような形でいっているわけです。そういうことでございます。小学校の一年生の人数の的確な数はまた後でお知らせ申し上げます。

○副議長（石川佐太郎君）

百済勇君。

対するサービスというか、姿勢の問題で見のがすことのできない点がありますので、業者に対する市水道部の監督指導がどうなっているのか、この点について一、二お尋ねをしたいというふうに考えております。

一つはこの百草園住宅に市水道を配管する、この計画の際に当然説明会が開かれたわけですが、この説明会で既設の管を検査して市水道の規格に合った既設管であればそのまま本管につなぐことができる、改めて配管しなおすことの必要のない、そういうケースがあるはずなんです。したがって説明会では当然そのことが説明されなければならないわけですが、実際に既設管の検査願い、申請が出されればそういう検査をした上で使えるものはそのまま使っていく、だめなものは改めて配管しなおすと、住民にしてみれば相当額の負担になりますからできれば規格に合った既設管が配管されているならそのまま使って費用の負担を軽くしたい、これは当然でありますけれども、実際にはそういう説明がされなかった、極めて不親切な、見方によればもうけずくでやろうとしている、そういう姿勢がありありとみられるわけです。その点なぜこうした従来専用水道で給水が行なわれていたこの団地、一団地に対する配管工事を行なう場合に当然やらなければならないその説明がされなかったのか、この点を一点お伺いしたいと思います。

それから二点目はこの場ではAさんとしておきますけれども、

○九番（百済 勇君）

ただいまの学校課長の答弁で非

常に強力な前進を続けていると、こういうふうに私も受け取るわけですが、なかなか守る会の会長さんから今回陳情も出ております。こういうことでただいま私が質問した趣旨とそれから市長のさきほどの答弁の趣旨、あるいは学務課長の考えている内容を十分含めていただいて当然この陳情も文教委員会に付託されるものと、こういうふうに私は判断いたしますが、その文教委員会の中で十分検討されて善処していただくようにお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○副議長（石川佐太郎君）

これをもって五の二心身

障害児対策に関する質問を終わります。

次に六の一水道工事指定業者の監督指導についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）

それでは水道工事指定業者の監督指導について質問をいたします。市の条例による指定水道工

事店規程第十二条によりますと、施行規程に従い誠実に工事を施行しなければなりません。この規程どおりに工事が行なわれていればあえて私はここで質問をする必要はないわけですが、またまたこの期間に百草園住宅で今まで専用水道を使っていた、その団地に市水道が配管されるということですのですでに工事がほぼ完工しているわけですが、この中で業者の市民に

Aさんが十月の十日ごろ、既設管を検査してもらうには事前に検査願いを出さなければならない、その用紙が業者にあるということが分かって業者にその用紙をもらって申請を出した、ところが、半月経っても一カ月経ってもその既設管の検査願いが事実上にぎりつぶされていた、こういうことがはつきりいたしました。そうするとますますこの既設管を検査するのがめんどろだということ、最初から新設の住宅並みに新しく端から新設管を設置していく、このことのほうが業者にしてみればもうけが厚くなる、こういうことになるかと思うんです。したがってこれもやはり業者のもうけずくの仕事がやられたんではないか、こういうふうに関係住民はとっているわけです。この点がどういう事情で一カ月以上も既設管の検査願いがにぎりつぶされたまま経過したのか。この二点について取りあえず質問をいたします。

○副議長（石川佐太郎君）

ただいまの質問につきま

して関連質問者があれば挙手を求めます。米沢照男君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）

お答えをいたしたいと思

います。条例に基づきますところの規定されています指定工事は誠実でなくてはならない、これはそのとおりでございます。しかばただいまの御質問はこの指導をどのようにされているかという御質問だと思います。まず一点。そのことについてま

ず御説明を申し上げたいと思います。私ども水道部といたしましては指定工事店の指導といいますが、このことは大体四カ月に一回の目標で年三回の協議会を持つというところで現在実施いたしております。その協議会の席上で指定工事店の指導内容と申しますと、もちろん技術的なことはございます。しかしながら今御質問の中にも若干ございましたように、私どものほうにいろいろ市民の方々からいろいろな苦情が持ち上がっております。そのことも市として指定工事店には伝達をいたしておりますつもりでございます。その協議会の席上、私ども非常にいろいろに指定工事店に申し上げることは、お客様のほうから水道の申し込みがあったならばいわゆる各個人個人が納得するまでひとつ説明をしてくれと、こういうふうにお願いをいたしているわけでございます。それからさらに指定工事店のグループで月一回の例会を持っております。これは組合長が主体になりまして会を持つわけでございますが、その際にも私ども気が付いた時は組合長を通じていろいろなことを伝えておるつもりでございます。それからさらに私どもの水道部の中に十六店舗の連絡箱を設けて、必要のつどその十六店舗にいろいろなことが伝わるようにそのボックスを設けて指導いたしておるわけでございます。さてその日常の指定工事店の業務内容の把握でございますけれども、十六店舗より毎日日報を徴しております。Aという指定工事店は今日はどこど方面のだれさんの

間でございまして説明がなされなかったというお話でございますが、たしか私どもの水道部といたしましてはこの百二十八戸の自治会に對しましては水道部自身といたしましてはたしか説明会を持たなかったと思っております。

ただ自治会長さんが見えただけで、たしかパンフレットをお渡しし、既設検査というものはこういうものであるということを御説明申し上げ、ひとつ自治会内部の方々によりしくお願いしますということは申し上げたことがございます。それからこれは指定工事店のほうはその説明会の席上出席をいたしまして、たしか説明をいたしておると思いますが、残念ながら私どもその場におりませんので言ったか言わないかということとはつかめませんが、おそらく既設検査ということについては触れておると思うわけでございます。そういうことで第一点の点につきましては御了解をいただきたいと思います。

それから第二点の問題でございますけれども、Aさんが十月の十日ごろ既設検査を出したがどうかという御質問でございます。確かに既設検査は用紙は指定工事店に備えさせております。その用紙にいわゆる申請をいただきまして私ども水道部に上がってきます。そして上がってきた時点で私ども水道部の職員と業者立ち会いの下で、その御家庭の方も立ち会いたいただくわけでございますけれども、検査をいたすわけでございます。その検査項目は大体十五項目ばかりでございますけれども、そういうことで既設検査願いを出していただくわけですが、まずこ

家をやっていると、大体何軒をやっているということを私どもに報告を求めています。したがって私どものほうといたしましては十六店舗が今日どんな動きをしているかということとはつかんでおるつもりでございます。そういうことで指定工事店のいわゆる指導といいますが、面は以上申し上げました方向で実施をいたしておるわけでございます。

さて御質問の第一点のこれは具体的にありますが、百草園住宅のことを申されたわけでございますけれども、いわゆるあそこの百草園住宅は総戸数たしか百二十八ばかりであると思えます。今まで議員さんお話しのように、御質問の中にありましたように専用水道で従来やっておりました。この私どもの第二期の最終年度にあの地区に配水本管の敷設が完了いたしましたために、この際市水道に切り替えたいということで話が持ち上がりまして、この百二十八軒は一つの自治会を構成いたしております。この自治会長さんが中心になられましてこの専用水道から市水道の切り替え関係はお骨折りをいただいたわけでございます。もちろん御質問の中にありますように専用水道にも従来水道でございますから配管がなされているわけでございます。その配管が私どもの水道部で定めるところのいわゆる基準にマッチいたしておりますならば既設管はそのまま使います。いわゆるそのまま私どもの水道をつなぎましようということのお話はもちろん自治会長さんにはいたしております。今の御質

問の御質問の内容はその既設検査願いを業者が一カ月もにぎりつぶしちゃったということでございますけれども、このにぎりつぶしたかどうかということは私どものほうでははっきりさうだという証拠はないわけでございまして、既設検査願いが出てまいりますれば私どものほうでは日程を組みまして既設検査に出張いたしておるわけでございます。そういうことで業者とお客様さんとの間のことにつきましてはどうも明確なつかみ方ができないわけでございます。そういうことで決して業者も故意に、もしそうであったとするならば、故意にそれをしたということではないと思えます。これは御質問の内容から若干外れるかもしれませんが、この百草園団地を担当いたしました指定工事店は私ども承知をいたしておるわけですが、十六店舗の中でも非常に誠実な指定工事店でございます。私も実は先だっといういろいろ指定業者を呼びましてその状況を聞いたわけでございますけれども、あの百草園住宅につきましてはこんなことがございました。たとえば既設検査願いを出しては検査に行きますればお留守であったと、だからやりたくても検査ができなかったというようなこともございます。それからまたこれは既設検査とは外れますけれども、いわゆる配管にお邪魔すれば今日は都合が悪いから土曜日に来てくれと、土曜日にいけば今日もまた都合が悪いからまたにしてくれということで指定工事店の日程が非常に狂ったという泣き事を私聞いたわけでございます。

が、いずれにいたしましても第一点の問題、第二点の問題についてたいへん御迷惑をかけたようでございますけれども、決して指定工事店といたしましても悪意があつてそうしたのではないと思います。何か事情があつたから少し遅延したというふうに考へておるわけでございます。いずれにいたしましても今後みまして指定工事店の指導監督はいたしたいと思つております。以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）

米沢照男君。

○十番（米沢照男君）

一つはその自治会長に既設管の検査の問題については周知徹底したはずだと、こういうことです。自治会は何も市や市の水道部の下請け機関じゃないんですから、そんなことをいわれる行政の連絡事務その他自治会がもちろんそういう場合もあるでしょう。しかし自治会長にそのことを伝えたからそれで周知徹底できると、行政事務の責任はそれで全うしたんだということにはならないと思うんですね。現に知らないという人が多いんですから、しかも大方、大部分がそのことを知らずに検査も受けないで工事がもう終わっちゃっているんじゃないですか。それは一戸一戸に全戸こまごまは二百二十八戸全戸決められた時期にはつとで来たという団地なら四苦八苦して何軒か検査すれば大体おおよそその趣意やその他分かるでしょう。しかしあそこの場合にはいゝわゆる分譲ですから何年かに分かれてやった、つまり配管した業者も違ひわけです。ですから検査をすれば既設管でもそのまま

んでしよう、とおり一べんの報告では。私はなぜあえてここで質問するかといいますと、実はその問題を市の水道部に連絡した、こういう苦情がありますと、このまま見過ごしちゃいけないからひとつ住民の生の声を聞いてほしいと。聞きますと言つたんですね。ところが実際にどういふ事情調査がされたかという、業者と水道部が一緒になつていった、住民側に。住民側にすれば業者と目の前にしてあだこうだという実態さらけ出したらどんな仕事をされるか分からんという心配があるからいろいろあつた、非常に高圧的な態度、たとえば住民とすれば早く安くいい仕事をやってもらいたい、これは共通した気持ちだと思うんですよ。だからいろいろ業者に対してはお願ひやら要請やらすると、そうすると業者はこぼれが仕事じゃないと、手広くやってるんだからぐずぐず言うんならあんたのところ一軒飛ばして隣りに配管しますよと、こういう言い方までしてあるんですね。そういう生の声を業者と一緒になつて住民のところに行つたつて出っこないですよ。だからほんとに業者にどういふ仕事ぶりか、誠意を持った誠実ないわゆる仕事をやっているかどうか、やはり住民から苦情が出た時に生の声としてつかまないと業者の実態というのはつかめないと思うんですよ。なんだ、うるさいなというような住民要求なり不満を軽視するからこそそういう実態がつかめないんですよ。だから住民からすればそういう苦情を水道部に持ち込んだ、聞いてくれるかな

規格に合ったもので改めて配管しなくてもすんだところがあるはずですよ。それが実際にはなされないまま検査もしまいまま住民にとっては負担しなくてもいい負担が掛つたということになると思うんです。この点はやはり自治会長に依頼したからすべて周知徹底された、したがって市水道部の行政上の事務連絡、この責任は果たしたんだということにはならないというふうに思うんです。

それから十月十日ごろ検査願ひを出して一カ月以上そのまま経過したということは、部長は今、業者と住民との間のことはよく分からんと、にぎりつぶしたのかどうかそれも分からんと、いつていますけれども、実際にそのAさんから私は直接聞いたし、その話を聞いたのはすでに一カ月経過した時点で私は聞いてるんです。一カ月前に申請出したのに、いわゆる検査願ひを業者に出したんだけれども、未だにやってくれませんか、これははっきりことは悪いけれどもにぎりつぶしたということに解釈せざるを得ないんじゃないんですか、住民とすれば。

それからいろいろ業者を監督指導する一つの方法としてどういふ仕事をやっているか業者から報告書が出ていると、たとえば今日はAという業者はどこでどういふ仕事をやっているかをつかめているというお話でしたけれども、そういうとおり一べんの報告ではその業者が誠実に仕事をやっているのかどうか、住民から歓迎されるようなそういう仕事ぶりかどうかは分から

と思つて待つていたら、業者と一緒に来た、そうすると業者と市がなれあつて住民のそういう苦情や不満を押えにきたというふうに取り合ひうわけですよ。私はそういう点で業者の指導監督というのは単にたとひ一べんの報告書を出させて紙っぱらめくつてみれば分かるというんじゃないと思うんですよ。そういう苦情や不満が出たら逸早く飛んでいつて聞くくらいの姿勢がないとほんとこの意味での業者の実態そして、その上で適切な指導監督をやることはできないだろう、こういうふうに思うんですよ。参考までに聞いておきたいんですが、じゃ、この百二十八件の住宅の配管工事に対して既設管の検査を実際にやつた件数は何件ありますか。

○副議長（石川佐太郎君）

水道部長。

○水道部長（加藤一男君）

まず最初の件でございます。

すけれども、いわゆる自治会長さんは下請けでない、確かにそのとおりでございます。私も決して自治会長さんが下請け業者であるとか、そういう連絡員である、ということはありません。自治会内部のことは自治会長が大体把握されてると思います。各地域とも。それで自治会長さん私どもも見えいたいただきました際にもいろいろお話し申し上げたし、百二十八枚以上のパンフレットも全部差し上げたことと記憶いたしております。そういうことで、米沢議員さんのおっしゃれるように決して私どもも自治会長に話したからいいんだと

いうことは思っておりません。しかし自治会の会合で私どもお話し申し上げますから、というお話だったものですから、あえて私のほうもまいらなかった、こういうことでございます。それから、検査願いのことでございますけれども、今、お話を承りますと、十月十日に本人が提出をして、一カ月経過後に私は聞いたというようにおっしゃられておりますけれども、お客さんのほうが、いつ指定工事店に検査願いを出したか、というつかみ方が私どもも非常に難しいわけなんです。初めて水道部のほうに検査願いが出て、私どもは承知いたすわけでございますので、なかなか、そのところが難しいわけでございます。ですから、もし一カ月経過をいたしまして、だめだ、指定工事店何にもやらん、ということであれば、ぜひ私どもに直接お電話なりちょうだいすれば、私どもも指定工事店の指導ができるわけでございますけれども、これは後の祭りでございますけれども、今後そういうふうにしていただきますならば、たいへん私どももありたいわけでございます。それから水道部に連絡をしたところ指定業者と職員が来た。だから指定業者がいるところではなかなか文句が言えなかった。この話ですが、よく分かります。決して私どももそういう意味で、そのお宅にお邪魔したんではないと思います。今後はそういう面について十分気をつけてまいりたいと思います。それから、既設検査はどのくらい百二十八戸のうちいたしたか、という御質問でございます。

いますが、今、資料、ここに持ち合わせございませんので、確実な数値は申し上げられませんが、約十件程度の既設検査願いが出され、検査をしたように記憶をいたしております。以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）

米沢照男君。

○十番（米沢照男君）

それじゃ最後に要望して質問を

終わりたいと思うんですけども、今、答弁があったように、百二十八件のうちわずか十件だけの既設管の検査だけで、後はおしなべて新設管の配管を行なった。たてまえとしては検査願いが出なければやる必要ない、ということなんでしようけれども、この団地が一気に、一度にできた住宅じゃない。それから個々に業者が違ひ、工事を請負った、業者が違ひという点からいっても、市水道の基準に合った配管がされているところと、あるいは基準に合わない配管がされているところと、いろいろ入り組んであったと思うんです。そういう点からほんとうに住民の負担を軽くしてやっていくというその誠意があればもう少しこの辺の徹底がはかれたんではないだろうか、こういうふうに思います。いろいろ水道部も全市的な立場から水道事業を管理しなきゃならない、非常に多忙な中ですから、なかなか目が行き届かない面もあるかと思えますけれども、その点は、今後こういうケースがあるかと思えますけれども、その点は業者と住民任せにすることなくあくまでも住民の立場に立った監督

指導をやっているという思い。特に業者の監督指導については今、申し上げましたように業者からの報告なりあるいは話なりだけで判断するというのはこれは全く見当違いな、自分のことを悪く報告する業者なんて一件もないでしょうから、むしろ実際にその業者の仕事ぶりなり態度なりに接している住民の生の声が一番正しいんですよ。そこへやっぱり耳を向けないで、業者からの報告なり事情説明だけで、事を処理していこう、ということではほんとうの意味での監督指導にはならないだろう、というふうに思います。その点は今後さらに一層の努力を要望して私の質問を終わります。

○副議長（石川佐太郎君）

これをもって通告質問を終

わります。

暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）

御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後二時四十四分 休憩

午後三時 十六分 再開

○副議長（石川佐太郎君）

休憩前に引き続き議会を開

きます。

次は六の二、あいつぐ死亡事件に対するその後の処置についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）

それでは質問をいたします。こ

の二、二年の間にかなり多くの件数の死亡事件が起きております。この市役所のすぐ前の都道で水道配管工事によるバイクの転倒事故、これによって死亡が発生しておりますし、それから潤徳小学校で給食作業員が急死をした、さらには保育ママ制度による保育さんのもとで乳児が死亡した。さらに今年の夏、潤徳小学校でプール開きの当日、小学生の死亡事件が起きております。さらに職員の死亡事件も起きてくるということで、あいついで死亡事件が起きておりますけれども、いずれもその後の事件の処置について報告を受けておりません。したがって、まだ進行過程にあるかと思えますけれども、この事件後の処置が、解決が遅れているために、いろいろ波紋を広げているやに聞いております。例えば保育ママ制度のもとで起きた乳児の死亡事件、この問題が全く解決されない状況のもとで当事者がいたたまれなくなって引越さざるを得ない、そういう状況も出ております。事が事だけに早急にその解決が求められていると思うんです。遅れれば遅れるだけいろいろな周囲に与える影響も大きい、というふうに思います。そこで、今まで起きたそれぞれの事件に対して、その後どういう手が打たれ、どういう経過をたどって現在どういう状況にあるのか、その点について、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（石川佐太郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○副議長（石川佐太郎君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　お答えをいたしたいと思

います。ただいま米沢議員さんから御質問の第一点のこととございますが、都道百三十七号線、通称川崎街道と言っておりますが、四十六年の四月十八日の午後四時半ごろに起きた事件でございます。すでに二年になろうという状態でございますが、御承知のとおり、私どもの配水本管敷設工事をいたしまして、その工事のいわゆる道路が不陸をしていたということで、バイクに乗っていた奥さんとお嬢さんがお亡くなりになった、こういう事件でございます。バイクの五〇〇〇で奥さんの渡辺さん、それから後に乗っていた方が、お嬢さんの当時高校二年生の方でございますが、そういう事件で、私どもといたしましては刑事事件につきましては、日には忘れましたが、四十六年の六月の何日かに実は過失傷害致死罪ということで、私どもの工務課長が送検をされております。現在これがいわゆる調べ中でございまして、その結論がまだ出ておりません。刑事のことにつきましては以上のとおりでございます。それからいわゆる民事系統でございますが、これは御承知のとおり私どもが久保田

います。事故の件は給食の調理中、午前中十一時少し前だったと記憶しておりますが、気分が悪くなりまして、作業員の休憩室で休んでおりました。養護の教諭、あるいは同僚が世話をしておりました。一時非常に快方に向かってきたわけでございますが本人、自宅に送り届けてかかりつけの医者におかけするといふようなことをまわりの者が言ったんですが、本人がもうだいたいふだんというふうなことがありまして、そのまま休憩室に休ませておいたところ容態が急変いたしました。五時近くだったかと思いますがお亡くなりになってしまった、こういう事故でございます。それで本人の前後の病歴の関係がどうか、というふうなことがいろいろありまして、公務災害の問題等もございまして私のほうでは一応公務災害補償基金のほうの認定申請を提出いたしました。その後その基金のほうから本人の死亡前の病歴であるとか、あるいは本人がかかりつけの医者の症状の報告であるとか、あるいは一緒に暮らしておりました家族の方たちの話というものを非常に細かい資料を取り寄せて公務災害補償基金のほうに提出をいたしておきましたところ、はっきり記憶がございませんが二、三カ月ほど前だった、というふうに思いますけれども公務災害補償基金の会長である美濃部知事から公務災害とは認められないという通知がまいりまして本人の遺族のほうにも渡してございまして、御了承を得ております。状況は以上でございます。

建設株式会社にその工事を請負させたわけでございます。それから御承知のとおり百三十七号線は都道でございます。それから直接死に至らしたといえますか、ひいた車は、そこを通過するいすゞ自動車のバスでございます。そういう関係から現在被害者の御主人でございます方から、いわゆる裁判が訴訟がされまして、現在その審理中でございます。したがって、日野市とそれから東京都、それから久保田建設、それから日本いすゞ株式会社この四者がいわゆる渡辺さんから訴訟を受けたものでございまして、現在まで数回にわたりまして法廷におきましていわゆる裁判といいたしうか、いわゆる聞き取りがあったわけでございます。さらに明年の一月十九日の日に続きまして、そのいわゆる聞き取りがあるわけでございまして、私と業務課長がいわゆる証人台に立つことになっております。そういうことで、その後いすゞ自動車のほうの運転手の証言があるだろうということで目下裁判中ということでございます。たいへんお亡くなりになりましたお二方に対しては、ほんとうにお気の毒だと思っておりますけれども、結果は裁判にお任せをいたしましたということで今、進行的にしております状況でございます。非常に簡単でございますけれども報告を終わります。

○副議長（石川佐太郎君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　私のほうから御報告申し上げますのは潤徳小学校の給食調理員の死亡の件でござ

○副議長（石川佐太郎君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　保育ママ関係の死亡事

故でございますけれども、内容は省略させていただきます。概略御報告申し上げます。御案内のように本年六月十六日の日でございます。午後私ども受けましたのは家庭福祉員の御主人から午後の四時五十分ごろ電話で通報があったということでございます。私どもとしまして、直ちに助役に報告し、出張中の市長に助役から御報告申し上げた。お帰りになって同日夕刻市長、秘書課長、私ども同道いたしました死亡のお子さんの家庭に弔意を表しに訪問いたしました。それから、たまたま当時六月の議会の開会中でありましたので、助役から市議会への事故発生というものの報告をいたしました。それから十八日の日に告別式がございまして、助役以下関係職員私ども訪問いたしました弔意を表したということでございます。そういう当時の経過の中で問題になりましたことは、いわゆる死亡事故の補償と、表言、補償といっているいかどうか分かりませんが、その時点では六月末の時点では、いわゆる司法解剖に事件の関係で、事件といえますか、死因の関係で司法解剖が必要であるといふことの中で日野警察において当事者の事情聴取、取り調べといえますか事情聴取と並行しまして司法解剖が行なわれておったわけでございます。その司法解剖の結果がなかなか出なかつたということでございます。その結果について、そのこと

のもとにこの話し合いというものがなされるかどうか、ということも私どもとしてはやはり問題といたしますか、関心は持っておったわけでございますけれども、願いといたしましては、当時者である両者、それから市が誠意をもって話し合いをいたすべく努力をしてみたいました。話が前後して恐縮でございますけれどもその後、その後といいますと六月以降、子供さんのほうの側では代理者を立てたわけでございます。第三者の代理者を立てたわけでございまして、その方との接触を助役、あるいは私ども担当者が実施をいたしたわけでございます。そういうやり取りの中で私どもの願い、今申し上げたように話し合いの中で、言うなれば公的な第三者の機関の中で解決でなく、話し合いの当時者ないしは市を入れた三者の話し合いの中で解決をしてみたいということが念願でございまして、その願いを申し入れといえますか、お話を申し上げ、御理解を得るよう努力をいたしましたわけでございます。九月に入りまして、その代理の方の御都合でなかなかお会いできないということで延び延びに相なっておったわけでございます。九月が過ぎまして十月に入りまして向こうの方の接触があったわけでございます。いろいろとお話し合いの中でおかたの御理解が私ども得られたんじゃないだろうか、というふうに感じでは受けておりますけれどももなかなかやはり最終的な解決の段階にはなかなかまいらないというのが実情でございます。さらにその代理の方に接触を

とで努力しておるということでございます。以上そのような概要でございます。御理解をいただきたいと思います。

○副議長（石川佐太郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君）

潤徳小学校の六年生の平由美さんのプールの事故死でございますが、全体的に見ましても、昨年は全都でプール事故ゼロだったんですが、今年は四件ございましたが、豊島区で二つ、世田谷で一つ、日野一というところでございます。これは当日十一時まで臨時教育委員会を潤徳小学校で開きましたが、いろいろと関係者の事情を聴取致しました。もちろんそれと並行して、警察側の事情聴取もございましたが、結論として出ましたのは、管理上のミスはないということです。ただし、管理上のミスはないんだけれども、プール開きで亡くなられたという、授業の一環として行なったその場で亡くなったということの事実は、事実でございますので、私どもとしましては誠意を持って当たりたいということです。昨年調布で中学の男の子ですが、三階からふざけて落っこちて即死した子がございます。それから四十六年度に清瀬で、中三の男の子がプールで亡くなっているのが最近の例でございます。いずれも管理上のミスはないわけです前二つの市にはですね。私どもとしては御見舞金ではなく、御見舞いを差し上げたいと。そこでいずれの市も五十万円御遺族の方に差し上げていますわけですが、臨時教育委員会を開きました翌日早朝、

重ねてまいった。十月に入ってそのようなことで、それではその返事を市のほうへ提示しようということまで相なってきたわけでございます。つい最近私どもとしましては積極的に第三者のその代理の方に申し上げる、せき込むということもどうかと思いましたがいいかどうか難しい問題でございます。助役に篤と連絡し御相談申し上げながら進んでまいったわけですが、もう少し様子を見てみようということでこれまでできましたわけですが、今申し上げたように、つい先ごろその代理の方からもうしばらく待ってほしい、こういうようなお返事でございます。したがって私どもとしましてはその代理の方の御返事の次第によって誠意をもって私どものほうも中に入っていることについての解決をいたしていきたい。願わくば三者の話の中で解決をでき得るように心から願ってゐるわけでございます。

なお一方保険金のことでございますが、せんだつても、もうこのことについては御報告申し上げましたんですが、一応五百万という保険に入っておるわけでございます。この五百万円ということについては満額支払いをするように特段の会社に対する折衝をいたしておるといってございまして、何せこの問題について、いわゆる司法的な関係もあるかと思っておりますので、損害賠償保険のほうの保険会社のほうについてもまだ結論的なものは持っていない、私どもは満額を支給してほしいということ

教育長と、市長にお願いを申し上げます。予備費のほうから充てていただきました。市長御自身で、翌日御遺族の方へ参上致しました。それとこれは当然管理下というか、学校にいて亡くなられたものですから、学校安全会からは五十万円出るわけでございまして、それも私参上致しまして、お渡し致しました。特に私どもは女の子お一人の御家庭なものですから、本当に学校、教育委員会共々終始誠意をもって当たりたいということで、たとえば修学旅行に、本来ならば日光へ行かれたわけですが、それもちゃんと学校側ではリュックを持って、実際その子の持物を持って修学旅行をやってくださいました。それから初七日二十一日、四十九日は、必ず教育委員会、学校共々御焼香に上がるといって、せめて私どもできる精一杯の事をしたという気持ちだったんです。御遺族の方みたいへん学校に御迷惑をかけた、教育委員会にも御心配をいただいたということで、本来いただける筋合いではございませんけれども、非常に本の好きなお子さんだったもんですから、自分の子に代わって潤徳の子供に大いに本を読んでもらいたいということで、十万円本を買ってくださいということで、本来受ける筋合いでございせんが、教育委員会へ掛けまして、寄付受領の形で、今潤徳に平由美文庫という名前を付けまして、学校で必読書の本を一年生に四十五冊ずつ、各学年に、全員に渡りようなふうにして、文庫を設立致しました。そういうわけで、亡くなったことは取り返

しがつかないわけですが、非常に御遺族の方も、非常にあきらめて、そういう面ではいろいろな面で礼をいただいているわけでございます。警察の結果は、心不全ということでして水はいっさい飲んでいないわけですが、こういう事故死の場合、行政解剖と申しますか、になるのが普通ですが、どうしても御遺族の方が解剖に応じられないものですから、これは警察の方はできませんので、これは致しませんが、行政検死の結果は心不全ということでございます。以上です。

○副議長（石川佐太郎君） 答弁ありませんか。民生部長。

○民生部長（松村清栄君） 職員の死亡ということでございます。おそらく私どもの美化職員の死亡事故についてと思えますけれども、あの林君が亡くなられて、これの真意を確かめるということで、警察でも解剖致しました結果腸の、腸出血という判定が出ておるわけでございます。これが悪ふざけを致しまして、椅子による腸出血であるかどうかという判定はむずかしいわけでございます。しかし私どもと致しましては、亡くなったという事実については非常に哀悼の意を表するということから、お母さん方と、いろいろと折衝を持ったわけですが、お母さんも亡くなられたということについては、これはあきらめますけれども、一応いろいろの経費がかかっておると、こういうことでして、当時の衛生課長と、それから私ども、それ

ミスがあるなしかかわらず、行政上のいわゆる管理責任といえますか、これは当然残されるというふうに思うんですけれども、その点について都側へ申請したけれども、拒否されたから、何もしなくたっていいんだというふうに聞こえたりします。その辺をどのようにお考えか、再度伺いたいというふうに思います。それから保育ママの死亡事件については、今当事者が代理者を立てて話し合いをやっていると。誠意を持って解決していきたいと、こういうことですけれども、これも話し合いの結果待ちということになるかと思えますけれども、潤徳小のプール開きで死亡した、六年生の児童に対して五十万円見舞いという形で出したと、誠意を持って処置をしたという答弁ですけれども、必ずしもこの種の見舞いなり補償なりは、額で左右されるものではないと思えますけれども、ちょっと一般常識からして、余りにも少額ではないかというふうに、私は率直に思うわけです。幾つか例を申し上げますと、埼玉県川口市、ここで今年の六月中学生がサッカーの練習中死亡するという事件がありました。これに対して市は千二百万円の慰謝料、並びに損害賠償金を支払っております。それから同じく川口市ですけれども、給食時間中に、先生の机の上に置いてあったポット、それをコードを生徒が足をひっかけて、下半身やけどをしてしまったと。これは死亡ではありません、やけどでありますけれども、これに対して、

四百四十八万円の慰

ら被害者ですね、やった本人との四者によりまして、いろいろとお話し合った結果、加害者のほうで被害者の要望どおり五十万円を支出、出してもらいたいと、こういう要望がございました。たもんですから、そのまま加害者のほうで五十万円を都合致しまして、それでいっさい訴訟しないと、これでいっさいご破算にしたいと、こういうお母さん方のお話がありましたので、加害者が五十万円を支払いますと、それで、この亡くなられた家には二回ほど御焼香に参っておるような次第でございます。以上です。

○副議長（石川佐太郎君） よろしうございますか、米沢照男君。

○十番（米沢照男君） 再質問致します。一点目の水道配管工事に伴うバイクによる死亡事件ですけれども、これは今係争中だということですから、すでに裁判に入っているということで、その結論待ちということになるかと思えます。二点目は潤徳小の給食調理員の事件ですけれども、さきほどの説明では公務災害による補償、この申請をしたけれども、都側から適用されないという連絡があったということなんですけれども、では公務災害の規程といいますが、これに該当しないから、したがって行政上の管理責任も免れるんだと、こういうふうに聞かえてならないんですけれども、その点はどのようにお考えか。いずれもミスはないということを強調されてますけれども、

謝料が出されております。それから東大阪市の学童のプール死亡事件事故、これに対して一千万円の慰謝料が出されております。それから近くでは小平市で中学生が掃除中に二階からガラスの破片が落ちてきたと。それによって首を切って死亡したという事件があります。これに対しても小平市では一千万円の慰謝料を出しております。さらに幾つか例は数え切れないほどあります。いずれも十万単位というような額ではなく、一般常識、社会通念から言って五十万円ではちょっと金額の点だけで誠意、不誠意を尺度ではかるわけにはいかんでしょうけれども、常識的に考えて私はもっと誠意があつていいんではないかというふうに思うんです。で、今すべてをここに前例を上げませんけれども、数多くの例があります。それをいづれを見ても十万単位なんていうことで処置をした、処置をしたという前例は、余り私の手元にある資料には載っておりません。その点についてお答えをいただきたい。つまりこれらのいろんな行政上の責任を問われて、もちろん裁判の結果出された結論によって出された慰謝料、損害賠償金という例もありますし、さきほど説明があったように、自主的な話し合いの中で出された慰謝料もあるという点から見ても、直接行政上のミスはなかったにせよ、やはりその道義的な責任といえますか、管理上の責任が問われて、そして支払った側も、その責任を十分感じた上で誠意を持って問題の処理をはかっていくというふうに私は思います。その点に

ついでお答えをいただきたい。

○副議長（石川佐太郎君）

教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合 豊君）

一点目の点でございますが、亡くなられました清水クニさんに対しましては、心から哀悼の意を表しているわけでございますが、管理上の責任と申しますと、何と申しますか、私のほうの考えでは本人の、いわゆる仕事における原因によつての事故ということではないというところでございますので、たとえば施設の瑕疵に基づいた怪我であるとか死亡であるとかというふうなものである。あるいは過度の労働を強制したというふうなものとは考えておりませんので、誠に気の毒であるということで、御遺族の方に哀悼の意を表し、いろいろその後の問題についても、いろいろ話は致しましたけれども、そういう意味からでございますして、特にそれ以上の申し上げるようなことはないということで、さきほど簡単に御説明申し上げたわけでございます。

○副議長（石川佐太郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君）

今御質問の中で、金額が提示されたところは、小平市は私よく知っております。この場合には完全に行政側のミス、これは小平市の場合は施設のミスですね、掃除をしてた上から、これは小学生であつて、中学生ではありませんで、小学生ですが、ガラスごと落つてきて、首へ落つてきて亡くなったという例ですが、これは

せん。当然入れるべきでない子供だったわけですが、そういう身体上の欠陥によつて起きた場合にはほとんど Hoffman 方式は取っていないわけです。以上です。

○副議長（石川佐太郎君）

米沢照男君。

○十番（米沢照男君）

いろいろ解釈上の違いで答弁と質問、食い違ふわけですが、たとえばさきほどの潤徳小の給食調理員の死亡問題、これは勤務時間中というか、拘束時間中、今自賠法の問題でも、通勤途上でもその対象に広げる、そういうこともちょっと聞きましたけれども、かりに休憩時間中であれ、その調理員が、あるいは作業員が拘束時間中であるということには、変わりないと思うんです、直接仕事をやっていようと、いまいとですね。いわゆる就業時間中というか、拘束時間中に死亡したということには変わりないかと思つて、何らかのやはり誠意ある対処の仕方があるんじゃないだろうかというふうに、私は思うわけです。それからいろいろあるこの種の事故、事件、それぞれいろいろ違ったケース、背景があるわけですが、それぞれやはり、それぞれのケースで当然処理されなきゃいけないわけですが、たとえば一つの例として、子供がふたのないうちに川に落つた。当然その子供さんの親はそこにふたがしてあれば落ちなくて済んだと。しか

し行政側は、いやそれは子供がそこへ行つて危険などぶへ落ち

施設が不完全であつたという、これは特賠法の二条の適用で、自治体の長が責任を持つことになるわけですが、そういうことの例だと思ひます。ですから通常の指導をしていて、どこにも手落ちのないという場合には、ほとんどがこういう場合には御見舞いという形式でございます。もつとはつきりしているのは、たとえば東京都の直轄学校、都立学校でございますが、都立の高等学校とか、養護学校は直轄学校ですが、ここでは管理上ミスのない場合は一歳も出していません。そういうわけで、調布が初めて五十万円を、全然子供がぶざけて落つたわけでございますして、それが五十万円の例でして、それから清瀬、それから日野、それから後、豊島、世田谷というふうに全部調布に準じて、今東京都が御見舞いを差し上げているわけでございますが、このプール事故の四件のうち今起訴されているのが、豊島の一件だけです。後は心不全であるとか、身体上の欠陥によつて、特に清瀬のような場合は、心臓が悪いということは分かつていたわけです。学校側では入れたくないわけです、入れませんと。それで中学校一年、二年は市営プールへ行つて、泳ぎに行つていふんだからだいじょうぶだから、中学三年になつたらぜひ何とか泳がしてもらいたいと。せめて卒業学年だし、今日は入れてあげましょうかと、入れた日に亡くなったわけですね。これはもう入れた学校が悪いというわけにもいきま

て死ぬ、それは親の管理が不十分だからだと。親の責任だということ、裁判が争われた例が幾つもあります。そういう場合でもたとえば北區でもどぶ川で五歳の男の子が水死事故にあつたと。これに対して五百八十万円の損害賠償の訴訟を起したわけです。区のほうは、これは親の管理が悪いからだというところで、もちろん裁判の中では反論したんですけれども、実際には裁判所側は、区側の事故防止策が、不十分だったということとで五百八十万円そっくり支払いを命令したと、こういう例もあります。そういう点で必ずしも直接に行政側の目が届かない、直接にミスはないにしても、やはりそういう場合の事故に対してはその管理者である行政側に責任が問われると、これが一般的な常識であらうというふうに思ひます。いろいろ係争中の事件やら、それから話し合いの過程の事件もあります。冒頭申し上げたように、この解決が遅れることによって、その周囲にいろいろな形で波紋なり影響が起きていると、こういうことからして一刻も早く誠意を持つて事の処理に当たっていかなければならぬと思ひます。そういう点で私は額のこともちょっと申し上げましたけれども、ちょっと五十万円で事足りると。誠意を持つて処理したというのは、一般常識から言つて、余りにも誠意がないんではないかと、こういうふうに額の面ではですね、指摘せざるを得ないわけです。そういう点でもっと当事者の立場に立つて、しかも行政上の責任を十分やはり自覚した中で、

事の処理に当たっていただきたいということを強く要望して、私のこの質問を終わりたいと思います。

○副議長（石川佐太郎君） これをもって通告質問を終わります。次に正国務君の関連質問を許します。

○二十九番（正国 務君） 今、米沢議員の質問に対して、答弁で、大体解消するわけではありますが、どうも松本課長が行政上のミスはないんだと、なかったんだということを、非常に強調されるようですが、非常に……（聞き取りがたし）……それに対して米沢議員も再度質問されたわけですが、私のお聞きしたいことは、管理上のミスがないということは、責任がないんだと言われたことはですね、管理上の責任と申しますと、具体的にはどうということなのでしょうということですね、その管理に当たってどういふことをしなきゃならんかということ、先生はそれに当たった人はですね、たとえば私が言うことは、水の中へ入る時に健康診断をなさったのかどうか、校医がですね。それからまたその子供の健康上全然何もなかったかと。水へ入ってもだいじょうぶだったのかと、最初の日ですかな、プール開きの。そういうことの具体的にはどういふうなことをおやりになったのであるかということですね、直前に校医が見たのだろうかということ。それからその点について具体的に説明していただきたいということ。今一つは私はお聞きしたいのは、今のあれではすな、今の御説明の中では何

いわけです。それからもう一つは、一番今後のこれは課題になると思います。私どもも体育課にもお願いしているわけですが、心臓疾患です。心臓疾患の検査というのは、これはやっていないわけです。これを全部の子供にやると膨大なお金がかかるわけです。そういうことで今後この心臓疾患をですね、ほとんど心臓なんです。心不全、心臓麻痺、そういうことで亡くなっている子がプール事故なんです。だからその少し疑わしい子は、虚弱児はプールへは入れられないというふうにも考えられるわけです。そういう意味での確な判断をするためには心臓の検査、心電図を撮るとかいうことになってきますと、これは一万三千人の子供に心電図を撮るといふことは膨大な予算がかかりますから、これを今後どうしていったらいいかということが私も課題の一つですが、一応体育課に医者が定期健康診断で診た、心電図を撮られたほうがいいという子供の予算は今年初めて、芽が出るかどうか知りませんが、要求してもらっています。そういうわけです。したがって私どものほうは一応チェックした子供だけみていく、治療というのはこれは全部入ります。そういうわけで教師の観察、医者の判断、そういうことをもとにして疑わしい子供だけ日野の場合はみていくという状況でございます。

○副議長（石川佐太郎君） よろしゅうございますか。
（二十九番「もう一点」） 助役。

と申しますか、この職員の方が公務上の事故だということのみについて、勤務中の事故について云々ということだけの説明があるようですが、勤務中でなくですね、たとえば勤務を解かれて、要するに自分の家へ帰る途中とか、あるいはまた別の日に、祭日の日に、休みの日にとかということですね、もしもその交通事故が責任を負う損害を与えたというようなことは、これはもうあれだ、勤務中でないんだから、責任はないということも言えるでしょうけれども、そういうことは事実としてございせんかということ、なければけっこうです。あるかないかということをお聞きしたいということです。以上です。

○副議長（石川佐太郎君） 答弁願います。学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君） もし行政上、あるいは学校の指導上ミスがあるということならば、行政処分の対象にもなるでしょうし、刑事責任にもなると思います。潤徳の場合は、あのお子さんは健康優良児の対象のグループになるぐらいの、だから体のいいお子さんでした。で、主治医のところへもここ確か一年、記憶はあいまいですが、二年間ほど全然医者に行かなかったということ、プールへ入る場合は、四月の定期健康診断にチェックされた子、それから教師が観察をしてこのごろ休みが多いとか、体の調子が悪いとかそういう者のみが、日野の場合は健康診断を対象にして全員は大体やっていな

○助役（葛西正彦君） 正国議員さんの後段のいわゆる家庭にある時の問題でございますが、私たち家庭におけるそれぞれの立場のいろいろな事故について嚴重にそれらのことについて取り締まっておるわけでもございせんので、刑事事件を起こしたようなことは本人が日野市の職員であるということを確認するために警察当局から問い合わせがございしますので、そういう問題についてはさっそく耳に入りその中身を調べて措置いたしておりますが、ふだんそういった大きな事件にならないものについては私たちの耳にも入らないものがあるうと思いますが、ささいな交通事故でも聞かされた段階においてはそれぞれの立場で当事者に対して十分注意するようにということは嚴重に注意を促しております。お尋ねのように一体どういふことがどれくらい起きたかというようなことはなかなか分からない面もございしますが、前段に申し上げたことについては的確な把握をしております。後段のことについては気が付いたつど当事者に十分な注意を促しております。

○副議長（石川佐太郎君） 正国務君。

○二十九番（正国 務君） 今、松本課長から説明を受けましたが、この点についてやはり管理者に責任はないといわれても、やはり昨日もいろいろと一般質問において論議があったようですが、先生がやっておられるでしょう、監督は。ほかに、別に頼むんですか。それでももしも先生がおやりになるなら

ば先生に対するお礼ですね、こういうものはどういう形でやり

りになるのか。お礼があるのかどうかというようないこともあり
ましようし、要するに先生の勤務以外の過重ではないかという
ことにもそういうふうにするんじゃないかと考えますし、そ
ういう点をさらにあるとすればこれは合わせて善処しなければ
ならないというふうに私は考えます。

それから今一つは助役の答弁であります。私も実際はその
確証を知らないんですよ。実際はよく知らないから本会議の中
でこの席を借りて言うことはとは固執いたしません。私もよ
く調べて、さらによく調べてみて次の機会に、この議会でも
そういうふうに考えます。それでけっこうです。もう一回。

○副議長（石川佐太郎君） 教育課長。

○学校教育課長（松本 武君） さきほど申し上げまし

たように、プール開きでございますから、これは授業を行なっ
ている時のものでして、教育課程の位置付けは学校行事等の一
部でございます。ですからこれは全然報償とかそういう対象、
普通の勤務の日ですから別に関係ないわけです。

○二十九番（正国 務君） はい、分かりました。

○副議長（石川佐太郎君） これをもって六の二あいつ

ぐ死亡事件に対するその後の処置に関する質問を終わります。
次に七の一再び地区センターと市立幼稚園新設の考えについ
ての通告質問者正国務君の質問を許します。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（正国 務君） 質問いたします。市長にお

伺いたします。今、議長から述べられたとおり再び地区セン
ターとそれから幼稚園の新設について、公立幼稚園、市の幼稚
園です。新設について再びお尋ねします。こういうことでござ
います。私は再びということを付けることはまことに私自身と
して心外でございますけれども、やむを得ず質問するわけでご
ざいます。簡単でございます。私はかつて市長が日野市の市長
に御就任になりました時に、私は何回目の議会でしたか、この
ことについて最初に地区センターの問題について御質問申し上
げ、一般質問申し上げたということでございます。内容を繰り
返すまでもなく今までの日野市の地区センターは非常に市民に
受けて非常によく利用されて喜ばれております。そして幾つも
の地区センターが大小合わせてたくさんできておりますが、こ
れが条件としては用地を提供することであると、公共用地があ
れば公共用地を提供する、あるいはまた部落に神社でもあれば
そこを何とか出してくれば建ててやるぞということが今まで
の地区センターのあり方でございました。そこで私は今までは
それでよかったけれども、やはりこれはだんだんだん公共
用地のないところ、神社のないところ、要するに用地のないと
ころは、提供できないところはどうしても建つことができない、
だからだんだんと格差ができて、そうして市民が非常に不便を

感じているところもあるし、便利を感じているところもあると、
これではやはり税の公平なる還元という意味からいけば絶対に
それではいけないんじゃないでしょうかと、どうぞひとつその
点はお考え願いたいということを私は市長にお願いと質問を兼
ねて申し上げたわけでございます。市長はこの問題については
自分も同感であると、したがってこれに対しては自分は前向き
に考えていきましようというまことにありがたい御回答を承っ
たわけでございます。爾来ずいぶん日にちも経ち、年月も経っ
ておりますが、できたものもございますけれども、私がお聞きし
たいのは公共用地を出さないでできた地区センターが大小にか
かわらずございますか、どうかということ。それから少なくとも
も日野市全体からみまして七生東部地区には実際にはないん
ですよ、土地が。公共用地がないんですよ。現在団地が、百草団地、
高幡団地ができておりますが、このところにも要するに公園の
用地はそういうものは残してありません。だから団地の住民の
方を含めて下のほうの住民もこの問題には大きな悩みの一つだ
ということをおし上げています。それに對しまして
現在までどういうふうにご内容がどういうふうに向きにお
進め願ったか、それをひとつ事務的なことになるかもしれませ
んからこれは市長でなくてもけっこうです。どうぞひとつその
点をお願いしたいと、まずそれだけお願いいたします。

それでは幼稚園も一緒にやります。幼稚園でまた質問いたし

ます。幼稚園はこれは御承知のようにやっぱりそれは私立の幼
稚園もあります。これはだんだんと非常に前向きに非常に熱心
にやっておりますので効果は非常に上がってきております。
私もよくその点は承知しておりますし、該当者に、その担当し
ておいでになるところの経営者に対しては格別の敬意を表して
おります、常々。ところがやっぱり足りないんです。足りない
んですよ、幼稚園が。どこをみても一ぱいでしょ。そうして
離れていくということです。私立幼稚園でも、第一、私の近所
の若草幼稚園だつてずいぶん今年希望者があって入れない子
供さんが多いわけです。そういうことの、気持の立脚の上に立
ってやはり要望は、父兄の要望は公立の幼稚園をぜひ建つも
らいたいというのが念願なんです。それを受けて立って請願が
出ましたからして文教委員会はこれを採択して、そうしてどう
ぞひとつ理事者お願いしますということに出たわけです。理事
者もこれを了解されたと思うんですよ、私は。当然だというふ
うに御了解願ったというふうに思っておりますが、その後その
経過はどういうふうに進められておりますか、ということも事
務的なことでございましょうから私はあえて市長を煩わすまで
もなく、事務のほうの方でひとつ御答弁を願いたい、この二
つを。

○副議長（石川佐太郎君） ただいまの質問につきまし

て関連質問者があれば挙手を求めます。

(関連質問者挙手)

○副議長 (石川佐太郎君)

正國務君の質問についての

答弁を求めます。市長。

○市長 (古谷 栄君)

お答えをいたします。まず幼稚園

園のほうからお答えをいたします。事務的な問題につきましては質問者からも事務当局でよろしいということでございます。その点は事務当局のほうから話をさせたいと思います。基本的な問題につきましては。私はこれでここで初めて申し上げますのでなく何回も議会のたびに申し上げておると思うんです。保育園か幼稚園かということになれば私は保育園を優先をさせたいと思います、とこういうことを何回も申し上げておると思います。これは皆さんすでに御存じのとおりだと私は思っております。そして保育園がある程度充実した場合には市立の幼稚園を考えていこうじゃないかということでございます。今日でも、現在でもこの考え方には変わりございません。まだまださきほど保育園に対する御質問もございましたけれども、市といたしましては保育園が十分であるというふうには考えておりません。手前味噌でたいへん恐縮でございますけれども、私が就任した時には市立の保育園は四つでございます。今日では倍になりましたけれども、これで事足りるというふうには思っておりません。さきほど福祉事務所長から四十八年度もできるならば平山台方面に建てたいという事務当局の話がございましたけれども、

方針で進みたいと、こういうことも何回も申し上げておると思います。それで私立幼稚園の経営者の方々に聞いたり市立の幼稚園の入園希望などを調べてみますと、どうも浅川のこちら側はある程度市立幼稚園が十分であるとは申しませんが、かなり市民の要望を満たしておるよう聞いております。ただ浅川の向こう側といいますか、主として旧七生地区、あの丘陵地区を控えた今、人口が非常に増えおられます地区が手薄である、こういうふうには聞いておるわけです。したがって市といたしましてでもできるならば優先的にというところかしら、と、こういうふうには考えておるわけでございます。後、事務的に土地の問題、あるいはその経過等につきましては事務当局から説明させていただきたいと思っております。

それから自治会館のことでございますけれども、私は正議議員さんからそういう御質問があつて、私が前向きに検討しましたというふうなことを申し上げたという記憶はございませんけれども、たしかこのごろ、半年くらい前、どなたかの質問に答えてはこういうふうには私は答えておると思ひます。地区センターというものも確かにそれなりの役割を果していると思ひます。しかしこれからは従来ある老朽しておるような地区センターを改築をするとか、あるいは土地のない地域に対しては土地を買収するなり、そういう方面の配慮をしなければならぬであ

あそこにも必要ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。そこで幼稚園でございますが、確かに市民要望が強いこともよく承知しております。しかし市民要望というのは単に市立の幼稚園を造ってほしいという要望だけではございません。たくさんございます。したがって財政を考え、及ぶ限りのことはいたしますけれども、市立幼稚園を造りさえすればほかの仕事はいいというわけにもまいりませんので、なかなかむずかしい問題もございます。これも率直に申し上げます、今市立の仮称の第四幼稚園というのを造っておりますけれども、市立の幼稚園が四つございますのは日野市だけでございます。三多摩にはほかにはないと思っております。これがいいことか悪いことかはこれは別問題でございますけれども、ただ日野には市立というものがございました関係上、市立のほうに保育料も安いと、いろいろな意味でいいんだとおっしゃる御父兄の方が多いわけでございます。それもよく理解できるわけでございます。したがって日野市には市立がございすから市立を造ってほしいという要望がなお一そう強いんだろと思ひます。これも私立だけの市もございす。たくさんございす。そういう市では市立の幼稚園を造ってほしいという要望はあるいは日野市よりも少ないかもしれません。この点はよく分かりませんけれども、いずれにいたしましても私は市立幼稚園というものは私立の幼稚園の手薄なところをカバーしていくという

りまして、こういうふうには確かに答弁しております。今年一カ所だけ東町の地区センターを改築をいたしております。これはやはり一つの前進であらうかと思ひます。まだ土地まで買つて造る地区センターはまだ四十七年度までにはございせん。それでも今年にはたしか例年よりも非常にたくさん造つておるようには私は記憶をいたしております。六つぐらいたしか地区センターの予算を組んだように記憶しております。つまりそれは建ててほしい、土地を提供するから建ててほしいという地域がまだそれだけあったということだと思ひます。ですからまずそのほうを十分満たして、それから今度は改築なり、あるいは土地を買つてそこに造るなり、そういう方向にいくべきであつて現在までの歩みはまちがっていない、私のやってきたことはまちがっていないという確信を持っております。ただ御存じのとおり土地が非常に高でございます。建築費は小地区センターの場合には三百万、四百万程度でございます。大地区センターにいたしましても一千万円か千五百万円あればかなりの建物ができると思ひますけれども、土地のほうには御存じのとおり百坪か二百坪の土地でも今日ではなかなか入手もむずかしいし、非常に高くなつてゐる、そういうことで土地まで買つて地区センターをそこへ建てていくということが財政の効率上必要なのかどうか、それだけの行政需要がほんとうにあるのかどうかというところも考えなければなりませんし、またそれが市民に、市民要望

に全部応える道であるかどうかということについても検討をしなければならぬと思っております。土地を提供されたところに三つ造るほうがいいのか一つでも土地でも買っても一つでもそのほうがいいのかということですね。これはよくやはり市民要望でもお聞きして考えなきやらないというふうに思っております。また正国さんの御質問はおそらく百草地区のことかと思っておりますので、その点の事務的な質問につきましては事務当局から答弁をいたさします。以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

地区センターの建設経

過等については御案内のとおりで基本的には土地の提供ということをお願いしております。しかしそうかといってなかなかそういうものだけでは解決できない、特に丘陵の土地開発等に伴って当然市民要望が出てくるわけですが、いわゆる現在の開発についての規制法の適用以前のもので多いんです。したがってそういうところには公園の用地もないし、集会場の用地もないと、したがって新しい団地との格差が生まれる、こういうことで団地によっては造成の土地会社、あるいは造成会社に申し出まして三つほど提供させました。非常に渋っておりますけれども、地域住民、特に自宅が売った土地の人がいろいろなコミュニケーションなり、いわゆる話し合いの場になりいろいろなこと都合がいいし、また市の行政としてそういうことをやっているのだから造成をして提供してもらいたいとい

さらに幼稚園のことでもありますけれども、これは当初見込みまして八小の隣りを候補地を上げたわけですが、その候補地が非常に狭い、そういうことで八小の用地を一部使わせてもらいたい、幼稚園のほうを、ところが八小の先生並びにPTAは八小のほうは全然使わせないと、こういうことになりますと八小の庭が通れない、また線路を通過してそうして幼稚園の子供が通うと、適地の問題でも問題が今後の問題としてあるんじゃないのか、さらには土地の交渉の中で成立しないために遅れているということが原因の一つだと思います。それからさらにこれは東京都の私立の、私学の協会がございまして、従来公立がほとんどない時代にいわゆる教育の功労者といえますか、先駆者の私たちがいわゆる私学の方々が献身的な努力をして今日まで積み上げた幼稚園経営で地域の教育に寄与してきた、財政が許すからといってそのそばに千五百円の保育料の幼稚園を建てる、ということとは恩をただで返すことになるということで制約を受けております。距離が、通園の問題、当然これらの問題については許可の段階で、市立であろうとやはり東京都の総務局の学事部の許可を受けますからその段階でチェックされる、そういうものを配慮していかなければならない、そういう立地的な問題については十分考え、私立の幼稚園等の協会の方々の御理解を当然取らなければならないだろうというふうに思っております。なおこの私なりに考えているんですけれども、千

うことで、応じてくれた会社もあります。そういうところを含めまして本年は今、市長が申しましたように六カ所造っておるわけです。従来基本的には二館ずつということでありましたけれども、たまたま奇特な土地を提供してくれたという人も含めまして六館建設をし、現在着工、完成しているところもあります。なお正国議員さんの請願の採択の際にも土地についてはやはり無償なようなところ、たとえば国有地こういうものの、国のものを払い下げてそういうことでするべきであろうと、特に程久保川の改修が進みますと古い程久保川がいなくなる、そういう時点で払い下げをしてそういう中で有効にいわゆる公共施設の整備をはかる、こういうことで御了解を得たと、私は記憶しておりますが、そういうことについて東京都のほうとも話しましたけれども、現在まだ末流のほうもさらに整備をする関係から曲っているようなところが、いわゆる大水が出た時に遊水池水がたまる場所に今はしている、全部改修した時にはそうなりましよう、したがって時間もかかります、こういうことでありますのでなかなか実現のほうが遅れてまいっておりますことはまことに申しわけないと思っておりますけれども、一応採択ということについては事実であります。しかしこれは議会側のほうの採択でありまして、私どものほうもいろいろ努力をしておりますけれども、相手があることでございますので猶予をいただきます。

五百円の保育料というものが非常にけた外れである、言うならばその人の父母はやはり税金で賄い、市の財政というものはお金を持ち寄って自治の中でそれを分け合うということですから片方では税金を納めながら私立の幼稚園に通っている、こういう非常に不平等なものがあるということで府中では三千円にいたしております。そして片方のほうに今度は来年から東京都のほうから二千円付きますから私立のほうは五千円払ってもちょうど三千円ずつだということで、あまり要望がないようでありますけれども府中市の場合にはあまりにも格差があるということで、これはいずれかの機会にやはり平等の形に直さなければならぬだろうということに私は財政の担当者としては考えているわけですが、なかなかそういうことにはいろいろの問題がありますけれどもそういう考え方の基本を持たなければならぬだろうというふうに考えております。なおさきほど市長が申しましたとおり、いわゆる地域的にどうしても足りない、そういうところについてはこれからの地理的な問題いわゆる通園の便利の問題、あるいは園児の密度の問題、こういうものを検討した中で前向きに新しく増設をするように努力をいたしたい、というふうに考えております。

○副議長（石川佐太郎君）

総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）

請願の採択されました地区

につきましては用地でございますが、目下地主さんとの折衝を重ねており

ますが他の地区の公有地の買収等の関連がございますのでもう少ししばらく待つというような状態でございます。他の公有地の取得と非常に関連がございますので現在交渉を中座しているというような状況でございます。なお双方解決を共にしたいというふうに考えておるわけでございます。

○副議長（石川佐太郎君） 正国務君。

○二十九番（正国・務君） 市の幼稚園につきましては、事務的の経過報告されましたので分かりますが、これは土地のことですから、なかなか専門の土地屋さんがやっても土地というものはなかなか解決つかないということとはよく分かります。できないですよ。ことに相手のあることです。ですからたいへんだと思いますが、ひとつ今、遠藤部長からも話がありましたように地主とただいま折衝中であると、ほかのほうの関連もあるしいま少し待てということでございますので幼稚園については私はこれは了解いたします。ただここでたいへんありがたいこととでございますが、市長が保育園との関連においてということでございますが、それは財政を持っておいでになることの市長といたしましては、もちろん要望のある、しかも保育園のほうの方が優先させたいんだという気持は分かりますけれども、やはりこれはもちろんそれは分かるけれども、幼稚園に入りたという父兄の方も多いわけでございます。しかもこれが今度どうなるか知りませんが、要するに幼稚園は義務教育化しなきゃいかんというような理論的なあれも出てきているわけですから

三DKですなあれは、五階ですね、そこでお亡くなりなされたんですが、奥さんと子供さんがいらっしゃる。子供さんは男の子供さんで百草台小学校に通っていらっしゃいます。この方が亡くなられて葬式をする場所がないんですよ。お葬式を。

その代わり金剛寺に持っていけばいいってもなかなかそう簡単にはいきませんからね。これは。そうすると、やはり公園の集会所を使ってもらわなくちゃならないことになるわけです。ところが公園の集会所もなかなか規定があるようです。なかなか難しいということ。しかもここで業者が入って商売をする時にはそういう約束があったらできないんだということもあるそうです。私自身現場を見たわけじゃないですけど、分かりますが、しかしながら幸いにしてその時は便宜をはかって、ただいまして管理事務所、便宜をはかって、二部屋を使ってやと外から御焼香した。家族の方が二、三人とごく近い人、僕も近いから中に入りましたが中に入って坊さんが座ればもう座れないんですよ。そういうところで「だび」に付して一生懸命に教育に尽くした私どもの仲間の先生を送らなければならないということを考えて時に、そこへ入らなければいいじゃないかと言えば別ですけれども、私はこういうことを考えてもぜひ、そういう集会所のような、匹敵するような使えるようなものを造っていただきたい、ということ涙を新たに私はここでお願いするんです。記憶があるかないか、

ね。そういうことを考えれば役に立ちゃいいじゃないかと思うかもしれないけれども、なかなか国もそこまでいかないのひとつそこらはよく勘案していただいて、ぜひとも幼稚園も前向きにさせていただきたいというふうをお願いするわけでございます。

それから今一つは地区センターでございますが、地区センターについては記憶はおれないんだということを市長は言われまされども、私は記憶があるんだ、私は一生懸命になってここで申し上げてお願いしたんだから一般質問の中で。私は記憶があるんですけれども、そういうことを言ってみたって水掛け論ですからこれは私はあえて重ねては申し上げませんが、いづれにしてもぜひ公共用地を出せというわくを外してそうしてもって積極的に積極的にこの公立センターはぜひ建てていただきたいと、私はこれをお願いするわけでございます。重ねてお願いするわけですよ。しかも七生地区では、東部地区は団地が非常に殖えまして今まで集まる場所は一つもないんですよ。私は実はこういうことを申し上げるのはおかしいんですけれども、特にこれを申し上げるのは、この前、つい最近です、私の友人の私の関係しております高等学校の先生が長く入院しておりますして亡くなったわけですね。そして百草団地に住んでいらっしゃるわけですね。それで亡くなられて葬式をしなくちゃならないということになりましたところが、自分の家では二DKか

ということを申し上げてるんじゃない、どうぞひとつよろしくお願いいたします。終わります。

○副議長（石川佐太郎君） これをもって通告質問を終わります。

次に秦正一君の関連質問を許します。

○四番（秦正一君） ただいまの公園のほうの市立幼稚園新設の問題についての関連で質問いたします。

申すまでもなく、幼稚園教育、幼児教育は学校教育と同じように現在、大事な教育の一環になされております。また、市民の強い要請のもとに行なわれているものであります。したがって、現在、特に来年度の入園、保育園にしてもそうですけれども、相当保育園も出ているように聞いております。また、人口増、自然増、あらゆる面で非常に制限をされております。もちろん公立の、市立の幼稚園に入れないで、また保育園にも入れない、また私立の保育園等にも、幼稚園等にも入れないという園児が相当来年度は予想されます。また入園の時に申し込みに行って非常に制限を受けて、朝四時ごろから徹夜まではしないにしても相当な競争で受け付けを行なわれたということも見ております。したがって、さきほど市長さんのほうからいろいろと将来の構想、前とは変わらんんだという面で説明もありましたけれどもここでひとつ考えを新たにしていって段階にきているんじゃないかと、このように思うわけです。私立の

幼稚園にしても保育園にしても相当地価が高い。ですからほとんどもう不可能、これからのそういった面に民間の保育園、幼稚園に依存することは非常に難しい、というそういう段階にきているんじゃないか。ですからその面は公立なり私立なり市長部局のほうでやはり積極的に考えていかなければ、この保育園にしても、幼児教育がほんとにたいへんな状態になってくる、明らかにこれは言えると思うんです。そういう面で市長さんさきほどいろいろと説明ありましたけれども多摩平にしても六小これは保育園が予定されるということを聞いておりますが、滝合小学校区においても、また百草、高幡台等においても相当困っている保育園が出るということは考えられます。また百草においては、八小区においては一応予定されておりますが、いずれにしても基本構想にもあります。一応幼児教育の重要性和幼稚園教育の市民の強い要請に対処するために公立幼稚園の増設や民間幼稚園の誘致に積極的に取り組むとともに公、私立のいろんな関連のもとに十分検討して幼児教育の普及、充実に努力する、このようにも申されておりますが、この前段のほうの特に民間の幼稚園なり保育園、こういったものに積極的に取り組むことは、もう今までやってきてるでしょうけれどもこれはもう不可能なことで、市独自のそういった面で、やっぱり補っていくという方向のものを打ち出していかなければならないのではないか、このように思うわけで、特に幼稚園に対しての将来計

画なりまたその考え方に對しての新たなそういった方向に積極的に取り組む姿勢があるかどうか。さきほど市長さんは一応説明あったけれども重ねてその点を確認の意味でお伺いしたい、とこのように思うわけです。

○副議長（石川佐太郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

一般的にこれ新聞で

にぎわしているんですけども人口急増によって起こる関連公共施設が地方財政の圧迫を余儀なくしている、財政の硬直化をしている、こういうことは千葉県でも神奈川県でも出ているわけです。そこで全国の人口急増の市長会でもこの問題について大蔵省なり厚生省なり文部省なりそれぞれの関連の省に陳情なりお願いをしているわけです。例えば保育園を一つ造って国は百五十万円の補助です。いったい保育園一つ造ると何千万円とかかるわけですね、そういう非常にバランス的に市のほうにシワ寄せがきている、こういうものが公団なりそういうものがくる時には公団の住宅だけでなく学校なりそういう施設も一緒につけてよこしてもらわないと、今、起こってる千葉県でも埼玉県でも神奈川県でも、またそのほかの地方の都市では全部お断りだ、こういう現象になっているわけです。しかし現在住んでる中ですから受けて立ってできるだけの努力をするというのが市におかれて一つの仕事だと私は思っております。そこでその中ですから当然限られた財政の中で、どこから手をつけていく

かという問題になろうと思います。したがって住民の方々からの要望の多様化の中でどこから先にやっていくか、ということになるうと思います。でありますから、議会なり住民の御意見を聞いてそしてさきほど私はそういう住民の要望なり対象者なり、あるいは通園の距離なり、いろいろなものの立地的な中から検討して今後いゆる建設に進むべきであらう、こういうことに努力いたしますと、こういうお答えをしたので、限定された中で、来年度ここをこうしますということまでは現在まだ進んでおりませんので、努力をいたすということで御理解願いたいと思います。

○副議長（石川佐太郎君）

市長。

○市長（古谷 栄君）

せっかく私に対する質問でござ

いますので一言お答えをいたします。さきほど申し上げたとおりなんですけれども確かにお説のとおり土地も高くなりまして、土地が入手しにくいということから私立の保育園なり幼稚園にだけ頼るという態勢はやはり反省しなければなりませんし、それからやはり市立のほうも御近所の子供だけではなく余裕があれば将来はあるいはこれは教育委員会の分野でございすけれどもバス等も考えてやらなければならぬのじゃなかるうかとも思います。それから率直に申し上げまして、今、現在一つ日野には新しく幼稚園ができました。御存じだと思います。それから私立の保育園も増築、これは決定のようでございます。し

たがって、全然私立のほうで希望がないということとは言えないと思っております。さきほど申し上げましたとおり旧日野地区のほうでは市立の幼稚園の状況を見ましてもあるいは私立の経営者の方々からお伺いをしましてもまあ十分とは言えないけれどもかなりのところまでいってるんだ、むしろ日野地区のほうへ浅川を越えて通って来られるお子さんが相当あるんだということなんです。ですからそういう現況からいたしましてまた社会増の現状からいたしましてもいゆる浅川の向こう側へやるべきだ、こういうふうには考えておるわけでございます。確かにあそこにはできました公団、団地等につきましても非常な要望もございすし、需要もあると思えます。公団には私のほうから再三申し入れ行なっているのが現状でございます。ただ、地区センター等につきましては、若干それができそうな土地を提供してくれるかもしれないというふうに考えておりますが、幼稚園になりますと、どうしても五百坪程度欲しいわけでございます。したがって五百坪ということになりますとかかなりの面積でございますので、公団もなかなかスペースがない。なおこれは一層努力をいたしたい。ぜひひとつ公団のほうへお願いをしてできるだけの提供をお願いしたいというふうに考えています。以上でございます。

○副議長（石川佐太郎君）

秦正一君。

○四番（秦正一君）

いろいろ説明ありましたので分

かりますけれども、別に他の市に比べて日野市の場合は特に進んでるわけでした、他の市がこうだから日野市はこうだ、こんなに進んでるじゃないかということは、これは対象にならない。少なくとも、日野の場合は教育の面においては三多摩随一であろうしこれは教育の面のあれを抜かしたら日野としての価値はないだろうし、非常に教育の面では大いに誇りを持ってまた将来も進んでいかなければならないだろうし、そういう面で三多摩でも、また東京都下においても優れたそういう面のあれを持っていく必要があると思います。大いに市独自でやると言ってもたいへんだろうし大いに補助金とか交付金とかいろいろな面で大いに働きかけて、都のほうにもそういう財源を求める、そういう面で大いにやってもいいと思います。当面、来年度の幼稚園等においても具体的な答弁はありませんでけれども、何とかブレハブなり、また仮りに園舎を造るとかそういった面の配慮をして今から考えてやれば何とか間に合うと思いますので、そういった面の具体的な配慮をお願いしたい、こう要望しまして終わります。

○副議長（石川佐太郎君） 次に鈴木美奈子君の関連質問を許します。

○一番（鈴木美奈子君） 多摩平の第一幼稚園のことについて質問いたします。多摩平地域は、幼稚園もそうですけれども保育園、第五小学校と非常に子供の数が多いわけですが、

多摩平の団地の方々十年経ってるわけですが、十年経てば大体幼児は少なくなるだろう、こういう計算をしていたんだ、ところが三百戸一DKがあるために非常に入れ替わりが激しい。いっこうに減らないこういうことで大きな計算違いがあったわけだ、幼児については全く減らない。中学生はそうでもないんですけれどもそういう非常に難しい問題がありまして、幼児のほうなり保育所なり非常に悩ましてるわけだ、たいがい家庭では一応ビークがありますから子供さんの小さい時とか子供さんの大きい時とかあるわけですからそういう事態が全く目測を誤りましてそういうことですからやはりそれなりの努力をしなければならぬだろうと思っておりますが教育委員会のほうとも十分いろいろお考えを聞きましてその中で尊重するようになっておりますからそのようには努力したいと思うっております。

○副議長（石川佐太郎君） 鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） 教育委員会のお考えをお聞

きしたいんですけれども……。

○副議長（石川佐太郎君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合 豊君） 確かにブレハブも昭和四十年ですかに建てたもので七年ばかり経っておるわけですが途中一回、全部床をはがして、つかを立ててという大修理もいたしましたして現在危険ということはありません。教育委員会と

今年もまた第一幼稚園の応募者が入れなくて、かなりの方が待っている、そういう状態だと思います。それで今ブレハブが建っておりますけれども、そのブレハブのことなんですけれども小西六の悪臭、そのことで近所から非常に苦情が出ておりまして、子供たちに対する影響がどうかということで、ちょっと調べましたら悪臭よりもそばにちょうど交差点があるものですから騒音が非常に多くて子供がブレハブで授業していてもとても困る、そういうことです。ブレハブも修理し切れないくらいかなり古くなって事故も起きると思いますので来年度ブレハブを解消して新設するお考えがあるかどうか、それをお聞きます。

○副議長（石川佐太郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎英雄君） 実は園児の教育、学級数、こういうものからはじき出しませんと私のほうで何とも言えませんけれども、昨年度大体あそこが空くということですからあれを空けなさい嬢嬢、という提議を私のほうでしたんですけれども父兄の要望が非常に強くて、そこにどうしても四歳児を入れてくれということで教育委員会のほうでも要望が強いからそういうふうになったんだという経過があります。それで、私どもはやっぱり管理上からいきまして漏電等の危険性もあるしブレハブですから建て方が非常に悪いということもあるし、将来計画の中でも当然それが建て替えなければならぬだろうということも考えております。実は最初は私は

いたしましてはもちろんブレハブじゃないにこしたことはございませんが、学校にまだ相当数のブレハブがあってその解消できない、お金が財政がなかなかそこまできていないということで市長さんのほうにもお願いしづらい事情もあるわけでございます。義務教育をやはり何としても優先させたいという私どもの考えもございましてそういう兼合いの中でやはり市の財政当局のほうとも話し合いをしてブレハブ解消という問題は取り組んでいきたい、このように考えております。

○副議長（石川佐太郎君） 鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君） それじや最後に市長さんの

お考えをお聞きたいんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（石川佐太郎君） 市長。

○市長（古谷 栄君） 私の答弁も余り変らないんですけれども、今、実は小学校、特に五小のたいへんな過大さが解消を七小ができてある程度解消されるわけで、この次には潤徳小学校というのが日野で一番大きなマンモス校になるわけでございます。したがってこの解消が急務でございまして現在

南平地区には仮称南平小学校とでも言いましょうか、それを造りたいと存じまして買収をやっているわけでありまして。これが相当お金がかかりますので、来年はなかなか財政がたいへんであろうと思います。そういう関係でさきほど申し上げましたとおり幼稚園のほうもやはり地主さんが小学校と幼稚園ということ

になりますので、やはり同じぐらいの価格が欲しいということにこれはなるかと思えますので幼稚園の買収が遅れておる、こういう実態はそうなんですけれども、そういうことで小学校にかかりますので何と申しまして小中学校の教育は義務教育でございますし、これを入れ物を造ることは市町村長の義務といたうことになっておりますので、法律的な義務でございますのでこれをどうしても優先させなければならぬということにはなると思えます。ただ、もし財政が許し、なおかつそういう入れ替えといいますか期間といいますか、そういうものがあれば考えなきやならんとは思っております。ただ、幼稚園そのものということになりまして、どうしてもさきほど申し上げましたとおり浅川の向こうのほうで現実の問題として全然ないんですからこれは市立は一つも今ないんですからこれをやはり優先させなければならぬのではないかと、というふうには考えております。なおかつ余裕があるということになれば当然これは本建築にするのが当然でございますので、ただ工事期間中どうか、現在お子さんが通っておるんですからこれをどうするかという問題がたいへんなことだろうと思っております。うまく夏休みなら夏休み中にできるかどうかというようなことも、そう簡単には言い切れなと思います。鉄筋ですとどうしても今の常識で言いますと半年ぐらいかかっておりますので、その間お子さんたちをどこで保育するかということも夏休みに、小学校のプ

あるいは土地の確保までそれに期待をかけるということとは結果的には一番後回しにされてしまうということになりかねないのではないかと、ということ、その点はおしなべて全体的に古くからの土地がらの地域も、新設団地も同じような考え方で画一的にやっていくというのはいささかと酷ではないかと、という気がするんです。そこで私は高幡台団地の例でお聞きしたいんですけれども多摩平団地やあるいは平山公社住宅、ここでも集会所だけ、なしに保育園や幼稚園やあるいは児童館やいろんないわゆる公共施設の要求というのが入居して間もなくほとんど相次いで毎年のように出てくる。そこで公園の建設を主として許可する際にはいろいろ条件をつけてなるべく市の財政から持ち出さないようにいろいろ努力されてきたと思えますけれどもこの高幡台団地の場合にいろいろ今、要求が出ています。幼稚園や集会所やあるいは児童館やその施設を全部公園に持たせられれば一番いいんですけれどもなかなか今から折衝してもそこまでこぎつけられないという懸念もありますので、せめて用地の提供ぐらひは公園にさせていいんじゃないか、こんなふうに私は思うんですがその点の折衝の余地といえますか見通しなど、もしあればお伺いしたい。

○副議長（石川佐太郎君） 市長。

○市長（古谷 栄君） 私、別に用地がなければ買ってまでやらないとは言っておらないわけです。従来寄付をされた

レハブで夏休み中だけでもやって、あとは小学校のブレハブかなんかで間に合わせようというような簡単なことではないかなんじやなかるうかと思えます。もちろんある程度充足されればそういうブレハブで小さなお子さんを保育するということこれはやはり市といたしましても教育委員会としても大きな責任で、間違いがございしますればそれこそ私どものたいへんなミスということに、償っても償い切れないようなミスということになりますので、十分考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（石川佐太郎君） 次に米沢照男君の関連質問を許します。

○十番（米沢照男君） 一点だけ質問したいと思えます。さきほどの市長の答弁で、地区センターの場合土地の提供つまり土地の確保がされなければ造らない、言い替えば土地の提供なり土地の確保がされたところから順次建てていくと答弁があったわけですけれども確かに今までそういう方向で実施がされてきたと思えますけれども、例えば新設の団地の場合でですね、全く周辺の地主と面識がない、関係がないという土地がらの場合はやはり古くからの地づきの人たちの地域の場合には何人か有志が集まれば土地の提供なり確保ができる目途が立つ、ということはあると思うんですけれども新設団地の場合にそこへ入居してまだ間もないという住民に対して土地の提供を求める、

方も今年一カ所ございします。たいへん市民の御好意に感謝するわけですが一カ所御寄付をいただいたわけでございします。それからさきほど企画部長が申し上げましたとおり、その住宅の方が会社なり公園なりに折衝するのはたいへんでございまして、うから大体会事がやっております。会社から寄付を受けて建てておるのも現在ございします。それから住宅公園の場合は住宅公園のほうに土地の提供をお願いをいたしております。さきほど申し上げましたとおり、幼稚園はちょっと今のところまだ確たる返事はございせんけれども、地区センターですか、大規模ではないんですけれども小規模の地区センターができるぐらいのものはお話があるようでございします。今、場所とか造成をするならするように調査をさせております。したがってそのほうは大いに希望があるんですが幼稚園のほうはまだ残念ながらさきほど申し上げましたとおり相当の坪数でございしますので地区センターのほうは二百坪もございすれば建ちますけれども幼稚園のほうは五、六百坪どうしてもいりますので、そのほうはまだ御返事がいただけない。なお一層の努力をいたしたいという現況でございします。

○副議長（石川佐太郎君） 米沢照男君。

○十番（米沢照男君） ちょっと最後に要望しておきたいんですけれどもあそこの場合は処理場が当初の計画どおりではなくて非常に汚染されたままで汚水が流されておる、こうい

ういわば公園側のミスもあるわけですからそれによって非常に周辺の住民が衛生上見てもかなり迷惑をこうむっているという点もありますのでその点も含めてかけ合えば幼稚園の用地も何とかなりはしないかなあ、という気もするわけです。その点はいろいろ困難な面もあるかと思えますけれども、積極的に交渉をやっていたきたいということを要望しておきます。

○副議長（石川佐太郎君）

滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）

地区センターに関連してお伺いします。この数年、毎年何カ所か建てられるということは非常に喜ばしいことでございます。そのほとんどが公共用地内、いわゆる公園内辺りにできているのではないかと思います。既存の地区センターで現在自治会が地代を負担している箇所が数カ所あるように見受けられます。そうしますと自治会によっては一人当たりの負担が相当額になるということからやはり格差というものが生じはしないか、というふうに思われますので地区センターの地代についてある程度の補助金が出せるものかどうかお伺いします。

二点目でございますが、これは私ごとでまことに申し訳ございませんけれども、さきほど東町の地区センター建設の件が市長より出されました。あの土地は私どもの土地でございますが、市としては地主は自治会と地主が契約しているんだから関係な

については十分御参考として承って、担当部局のほうでそういう落度のないように致したいと思っております。以上です。

○副議長（石川佐太郎君）

よろしいでしょうか。これをもって七の一再び地区センターと市立幼稚園新設の考えに関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

おはかり致します。明十四日は本会議の予定でありましたけれども、通告質問を終わっておりますので、休会と致したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川佐太郎君）

御異議ございませんので、

明十四日は休会と決定致しました。

本日の日程は終わりました。

これをもって散会致します。

午後五時十二分 散会

いといわれればそれまでですが、やはり今後そのようなケースが出てくるから、私申し上げるんですが、やはり地主に対して地鎮祭はいつごろだとか、起工式はいつごろだとか、あるいは完成はいつごろだとかというように報告はしたほうがよろしいんではないかと思うので、後に述べたほうは参考意見として申し上げますが、前段の補助金が自治会に地代として出せるものかどうかをお伺い致します。

○副議長（石川佐太郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

これは非常にむずかしいもので、たとえば全く地区センター制度がないところもあるわけです、自分たちで建てましてね。そういうところに対しては一万円管理費として地区センターと同じような補助金を出しているわけですけれども、その地区センターを建てるという構想を打ち出したところが用地がありますから私のほうに建ててくれというケースがあります。それから細かく言いますと、当初は備品まで間に合わなかったために、備品を自治会で買ってあるところもあるわけです。したがってこれらのものについてやはり平等化することから、備品の寄付とか後の補修、維持管理、こういうものはやっぱり市でやるべきだろうと、こういうことで問題を全部整理致しまして、平等な扱いを致したいということで、総務部ともいろいろ連絡等を取りまして、委員会等をもちまして検討をしてまいりたい。なお後段のほうに

十二月十五日 金曜日 (第四日)

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会議録 第三十一号

十二月十五日金曜日(第四日)

出席議員(二十九名)

三番市川	芳太郎君	欠席議員(一名)	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
			杉山	剣持	伊藤	岩沢	大柄	西沢	米沢	百済	谷	林	池田	滝瀬	秦	板垣	鈴木	
			寅三郎君	佐吉君	松之輔君	哲夫君		保保君	照男君	榮男君	重義君	重太郎君	敏朗君	正一君	正男君	美奈子君		

三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番
三浦重春君	正国君	佐々木昭雄君	清水芳雄君	吉富繁枝君	伊藤定直君	杉山亘君	日野源作君	滝瀬政吉君	高橋通夫君	森田喜美男君	大下博君	石川佐太郎君	名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷 栄君	福祉事務所長	田中 若一君
助役	葛西 正彦君	病院事務長	成井 正夫君
収入役	市川 晴夫君	企画課長	中村 亮助君
企画財政部長	篠崎 美雄君	教育課長	永野 林弘君
総務部長	遠藤 政之君	教育庶務課長	落合 豊君
市民部長	赤松 行雄君	学校教育課長	松本 武君
民生部長	松村 清栄君	監査委員	牧野 秀夫君
建設部長	中島 武男君	監査委員	佐々木 昭雄君
都市計画部長	杉本 好次郎君	監査事務局長	松本 松夫君
水道部長	加藤 一男君		

会議に出席した議会議務局職員の名

事務局長	田倉 高光君	書記	川上 輝子君
書記	朝倉 敏夫君	書記	深海 弘子君
書記	武居 一茂君	書記	安原 清美君

議 事 日 程

昭和四十七年十二月十五日(金)
午後一時開議

- 一、請願第六号の二 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願(文教厚生委員会審査報告)
- 二、請願第二五号 市道補助九号線道路側溝設置に関する請願(産業建設委員会審査報告)
- 三、請願第二六号 道路(一・三・二)の砂塵公害防止に関する請願(産業建設委員会審査報告)
- 四、議案第二二八号 日野市乳児医療費助成に関する条例の制定について(文教厚生委員会審査報告)
- 五、請願第一四号 乳幼児の医療費の無料化に関する陳情(文教厚生委員会審査報告)
- 六、議案第一〇九号 日野市立日野第四中学校(仮称)併行防音工事請負契約専決処分報告承認について
- 七、議案第一一〇号 昭和四十七年度日野市一般会計補正予算(第三号)専決処分の報告承認について
- 八、議案第一三〇号 日野市議会決算特別委員会設置及び委員の選任について
- 九、議案第一一一号 昭和四十六年度日野市一般会計決算の認定について
- 一〇、議案第一一二号 昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 一一、議案第一一三号 昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
- 一二、議案第一一四号 昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
- 一三、議案第一一五号 昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について(第四号)
- 一四、議案第一一六号 昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第二号)
- 一五、議案第一一七号 昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第三号)
- 一六、議案第一一八号 昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第二号)
- 一七、議案第一一九号 昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)
- 一八、議案第一二〇号 昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について(第三号)
- 一九、議案第一二一号 昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第一号)

- 二〇 議案第二一二号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 二一 議案第二一二三号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 二二 議案第二一二四号 市道路線の一部廃止について
- 二三 議案第二一二五号 市道路線の廃止について
- 二四 議案第二一二六号 市道路線の認定について
- 二五 議案第二一三一号 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 二六 請願第三六号 百草街路接続工事施工に関する請願
- 二七 請願第三七号 日野市の用途地域改正案に関する請願
- 二八 請願第三八号 栄町地内用水路改修に関する請願
- 二九 請願第三九号 私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情
- 三〇 請願第四〇号 第二日野万地区への地区センター建設に関する請願
- 三一 請願第四一号 公衆浴場新設に伴う助成に関する陳情
- 三二 請願第四二号 大阪上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願
- 三三 請願第四三号 豊田岡地地域への地区センター建設に関する陳情
- 三四 請願第四四号 障害児の教育権保障に関する陳情
- 三五 請願第四五号 乳幼児医療費の無料化に関する請願
- 三六 請願第四六号 老人問題に関する請願
- 三七 請願第四七号 神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に関する陳情
- 三八 請願第四八号 農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願
- 三九 請願第四九号 宮クラブ改築に関する請願
- 四〇 請願第五〇号 工場建設に反対する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第四二まで

- 四一 請願第五一号 通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願
- 四二 議案第六五号 日野市道路路占用料徴収条例の制定についての撤回

午後一時六分開議

○議長（伊藤 定君）

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

日程に入る前に市長から報告がありますので、この際発言を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）

時間を拝借致しまして御報告

を申し上げますが、すでに本日の新聞紙上でも御案内のとおりカドミの検体の結果が発表されておりますが、実は昨日各関係部長が都に呼ばれて、昭和四十七年度の定点観測によりましてカドミの結果が発表されたわけでありまして、御存じのとおり昭和四十五年度におきまして私どもの市におきましては七カ所ほどから○・四PPM以上のカドミが検出されました、四十五年度産米買い上げ地一七・五ヘクタールが決定をみておるわけでございますが、その後都は三年にわたりまして、定点観測を実施してまいったわけですが、昭和四十六年度におきましては三十一カ所の検体を調査致しましたが、この場合におきましては、線引きされた地点以外からは○・四PPM以上のカドミの検体は検出されなかったわけでございます。昭和四十七年度におきまして、十月の十九日に検体二十四カ所、これ採取を致しまして調査致しましたところ、南平二〇四の佐々木全郎さん、このたんぼのところからその基準を上回る○・五二PPMのカドミが検出をされたわけでございます。その

発表が昨日あったわけですが、本日の新聞記者発表以前に、私どもの課長のほうに発表がされたわけでございます。

そこで昨日の六時半から、これら関係地主十六名を南平の地区センターに集まっていたきまして説明会を開催致したわけですが、これらの地区に対しましては昭和四十五年度と同じように、無料の配給券を配布致しまして、この配給米を配給すると、こういうことでございます。で、これらの関係地主が十六名でございますが、実はそれらの地点の方々も、実はぜひ私どものほうにもこの第二次の検体が発表するまで配給米を配給していただけないかと、こういう要望がございまして、都のほうにも連絡を致しましたところ都でもよろしいと、こういうことで、約三十世帯に対して定点観測の発表がされる間配給米を配給するというふうになったわけでございます。これらの面積が大体四・一ヘクタール検体はつまりこれは○・五二PPM以上出たその地点の前後、ここから大体二十一カ所の地点から○・五二PPMです。これから二十一カ所の地点から検体を今日中に都の農事試験場のほうへ送ることになっております。これらはすべて農民の方々の御協力を承りまして、農業者と共々この地点を検討致しまして、その地点から検体を送ると、こういうことでございます。この東京都の指示があり次第この地区の身体検査等も行なわなければならないんじゃないかと、このように思っております。また本日に米の配給米の件は、配布する

予定でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） ただいまの報告につきまして質問がありましたらお受け致します。板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 初めのほうは騒々しくつて聞こえなかったんですけども、今回の調査は、これまでの調査の継続という形になるのか、それとも新たな地点を調査するということになるのかですね、ちょっとその辺をもう一度……。

○議長（伊藤 定君） 民生部長。

○民生部長（松村清栄君） この現在出ておりますところのところは、昨年も実は調査を致しました。昨年は〇点……同じ佐々木さんのたんぼでございますけれども、昨年は〇・三五でございます。四十七年度においては〇・五二とこういうふうに出たわけでございますね。実は昨年も〇・三五というのは相当高い数値でございます。そういうことで毎年この三年間は、継続的に定点観測をすると、こういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） ほかにありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） ちょっと後で資料を、記録したもので出していただけですか。（民生部長「はい。」）それからその地点の図面を出していただくことをお願いします。

○議長（伊藤 定君） 資料を配布するようにお願い致します。（民生部長「はい。」）ほかにございませんか。なければ

の件は、委員長報告のとおり一部採択と決しました。

これより請願第二五号市道補助九号線道路側溝設置に関する請願の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致しております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 産業建設委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君） 請願第二五号産業建設委員会の審査報告を申し上げます。これは川崎街道から右に入りました百草地域の道路でございます。市道の補助九号線の道路のところは前に請願でもつてきれいになっている一カ所が、地主の問題で危険のまま放置されている箇所でございます。現在地主との交渉の結果、これが話し合いが付くということで、委員会と致しましては、早急にこの地域を、道路を直して側溝をつけるということに、全員一致で採択した次第でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。これより本件を採決致します。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

報告を終わります。

これより請願第六号の二公共住宅団地の生活環境整備に関する請願の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致しております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） ただいまの請願第六号の二の九でございますが、交通事情等を考慮の中で種々意見が出たわけでございますが、現在使用している道路を拡幅し、舗装するよう全員一致で採択した次第でございます。よろしく御審議をお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。これより本件を採決致します。本請願は委員長報告のとおり、一部採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第六号の二、公共住宅団地の生活環境整備に関する請願

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第二五号市道補助九号線道路側溝設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二六号道路一・三・二の砂塵公害防止に関する請願の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致しております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 産業建設委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（吉富繁枝君） 請願第二六号につきましての産業建設委員会の審査報告を申し上げます。道路一・三・二は多摩平地域の泉塚の交差点の地域でございます。これは付近が全体に道路の舗装が完備されているところに、長い間都道が開通しないためにそのままに放置され、近くの住民は非常に、一、二回は軽い舗装もしたことがあるんですが、穴があいたり、砂が飛んだりということで、たいへん迷惑というのと、また危険も伴いますので、委員会と致しましては、関係官庁に公文書を付して、これを出すということをきめまして、採択した次第でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。これより本件を採決します。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第二十六号道路一・三・二の砂塵公害防止に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第一二八号日野市乳児医療費助成に関する条例制定の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君） 文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 議案第一二八号の問題でございますが、先に出されておりました請願一四号、この審議中에서도ございました問題の中で、急遽出された点が問題となりまして、多数の意見が出たわけでございますが、特に乳幼児の病気の発生する時期でもございましたし、早期に制度の確

立をみる必要性もあらうと、このような中で、内容的には別に問題もございません。特に今後このようなことのないように理事者には強く申し入れると同時に全員一致で認定致しました次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結致します。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結致します。これより本件について採決致します。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第一二八号日野市乳児医療費助成に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第一四号乳幼児の医療費の無料化に関する陳情の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君） 文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

いうことで、よろしいわけですね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） そのとおりでございます。（笑聲）よろしくどうぞ。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもちて質疑を終結致します。これより本件を採決致します。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第一四号乳幼児の医療費の無料化に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第一〇九号日野市立日野第四中学校仮称併行防音工事請負契約専決処分の報告承認の件を議題と致します。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居 一茂君） 議案第一〇九号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は去る八月十日議案第七八号で議決された日野市立日野第四中学校仮称新築工事の防音併

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 請願第一四号、この

件につきましては、先に御報告致しました議案第一二八号でございますが、これに深く関連しております、乳児の医療費の助成に関連するわけでございまして、理事者の前向きな姿勢を要望の中で、全員一致で採択致した次第でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） 請願内容は、幼児も含まれておるわけですか。幼児についても行なうことが望ましいという見解のもとに採択をされたかどうか、その点をもう少し委員長御説明をお願い致したいと思います。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 今回におきましてはまだその域には達しておりませんが、やはり乳児以上に、やはりまだまだ病気の引き起こしやすい年齢でもございます。それらの中で理事者側にもさらに前向きな姿勢で取り組んでもらいたいと、このような要望事項の中で、さらに充実した福祉行政を考慮の中で、採決したわけです。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） ですから採択の精神の中には、幼児も含まれることが望ましいということが明確に入っております

行工事でございます。かねてから防音併行工事の補助を防衛施設庁に申請していましたが、去る十月三十日付で、補助の交付決定がありまして、本体工事との関連で、急施を必要と致しましたので、専決処分致した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君） この契約が随意契約になっており、さすけれども、この種の一般的な建築の場合随意契約というのは余り例がないような気もするんですが、その辺どうですか。どうい理由で随意になったか。

○議長（伊藤 定君） 総務部長。

○総務部長（遠藤政之君） この工事につきましては、特に防音工事でございます。窓穴などの改造、変更というのが主でございます。本体工事の施行中でございますので、従来から随意契約、もちろん工事そのものは出合い丁場になりますので分離、別の請負いをするということは不可能でございます。従来からこのような形で、方法で実施しております。

○議長（伊藤 定君） 米沢照男君。

○十番（米沢照男君） この小田急建設に選定したというのはどういう理由ですか。

○議長（伊藤 定君） 総務部長。

あるいはそれから手持ちがなくなってきたということ、そういうものが大体今原因でございます。主に丸太がなくなってきたております。それがまあ搬出の際の非常に奥へ入っておりますので搬出も非常にむずかしいということも一つ原因がございます。それから値上がりによって業者が押えているという状態もございます。今日の新聞紙上でも見てお分かりのように、国のほうでも木材の値上がりの緩和をするために輸入の方法をとるよう、に早急にしたというふうなニュースがございました。おかげさまでさきほど申し上げましたように、当市ではそう木材の関係についてはあまりございませんが、地区センターのものだけが少しひつかかるのができている、こういうことでございます。もう一つ原因は金額が緩和されたために住宅建築部分が非常に多くなってきたと、こういうこと。それからそれに行く先値上がりを見越して、さきほど言いましたように投機的買い占めが行なわれたと、こういうこともございます。それから外材の輸入が今ちょっと押えられた、今まで押えられていたということが原因でございます。主に大きなものはこのような原因でございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか、森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） この防音併行工事というのは本来、基地の騒音、航空機による騒音がなければ必要のないものなのですが、したがって契約金額に示されておるような金額は、こ

○総務部長（遠藤政之君） 現在本体工事が小田急建設で施行中でございます。以上です。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） この議案と一致するかどうか分かります。最近の報道によりますと、木材の値上がり、あるいは鉄材の値上がりが非常に激しいように聞いておりますが、幸いといえますか、幸いにしてそれ以前に契約したから、四中にしろ七小にしろできると思われすけど、最近の傾向を、できれば知ってる範囲で、お知らせ願えればいいというふうに思っています。

○議長（伊藤 定君） 建設部長。

○建設部長（中島 武男君） お答え申し上げます。確かに御承知のとおり、新聞紙上をにぎわしていますように、材木の値上げが非常に激しゅうございます。幸いにして、今まで大物の工事につきましてはほとんど鉄筋コンクリ、学校、その他については全部出ておりますけれども、今一番心配しているのは、地区センターが二つばかり残っております。これは大体五割方の値上がりでございます。やはり都からの今年の基準上からいえますと、全然参考にならないと、こういうような事情でございます。上がり始めは大体八月ごろから、九月ごろにかかりまして……、九月の終わりに一度下がったんですけども、大体十月ごろになって再び上昇してきたと。これは台風の関係、

これは当然金額が向こうからくるべきものだと考えます。その点につきまして超過負担はないのであるかどうか、その点を確認したいと思っております。

○議長（伊藤 定君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合 豊君） 答え申し上げます。防音併行工事の場合の大原則は防衛施設庁のほうでは一〇〇%補助というのがたてまえてございます。ただ日野市の場合には従来から防音工事を行なった学校については換気のダクトをはわしている関係で暖房をセントラルヒーティングでやると、こういう方式をとっておりますので、その暖房の機械とその機械を入れるために機械室を広く造らなければならぬわけでございます。いわゆる換気だけの機械ですと、その分だけの建物で済むわけでございますが、暖房の大きな機械が入りますのでその分の機械室を増築するような形になりますから、その部分と暖房に要する機械あるいはオイルタンク、このようなものは純然たる市の負担になってしまいうことでございます。それ以外につきましては一〇〇%防衛施設庁のほうの補助、こういう考え方になっております。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） そうしますと、この金額は防衛施設庁から交付される金額と同額であるということなのか。今、説明されましたセントラルヒーティングを行なうための市財政

の持ち分というものも入るのか、その点をひとつ説明していただきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合 豊君） 国のほうから防衛施設庁のほうから出していただく補助金はその三千万強の中で二千八百八十一万七千円これが補助でございます。それで四百五十八万八千円というものがいわゆる暖房でございますとか、機械室の増とか、そういうものに使われる市の負担分であると、こういうことになるわけでございます。

○議長（伊藤 定君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）一〇〇%補助だと、当然一〇〇%補助であるべきですが、二重窓を行なうことによつて換気だとか、保温といひますか、冷房といひますか、そういうエアコンデিশヨナー、そういうことが伴うわけですから、日野市が特別子供のためにぜひいたくしておるということではない。当然衛生上必要な措置だと思ふんですが、そういう見解を出すことによつての交渉というものはやつておられるかもしれせんけれども、成り立たないものかどうか、これは相当大切な問題だと思ふんですがいかがでしょうか。

○議長（伊藤 定君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合 豊君） 防衛施設庁のほうでみてくださる補助金はいわゆる換気、エアコンデিশヨナーといひ

は一〇〇%、一〇〇%補われるはずでもないんですけれども、少なくとも経費については負担をしていただくと、こういうこととひとつ臨んでいただきたい、こういうふうに考えます。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもちつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第一〇九号日野市立日野第四中学校仮称併行防音工事請負契約専決処分報告承認の件は原案のとおり承認されました。これより議案第一一〇号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第三号専決処分の報告承認の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居 一茂君） 議案第一一〇号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者より提案理由の説明を求め

て要するに冷暖房を含まない空気の循環でございますね、正常にする、そういう機械とか、あるいはダクトとかそういうものは一切一〇〇%の中でみてくださっているわけです。立川市とか昭島市のようなところでは暖房関係をストーブで行なっておりますので、国からの補助の一〇〇%で間に合っているわけでございますが、日野につきましては当初の防音改築の時からセントラルヒーティングを市費で入れたのでそのために市負担が出てしまふ、こういう形になっているわけです。それで国のほうにつきましてもその暖房の機械までみてほしいという要望は再三しておりまして現在いわゆる二重窓の一級防音工事の改築の場合でございますね、日野の場合には、併行防音しかございませんが、二重窓の一級防音で改築する場合には暖房費もみてくださる、こういう制度になつてきておるようでございますが、日野の場合には早く改築が終わつておりますのでそこまではまだいつていない、しかもほとんど日野の場合には二級併行防音工事と申しまして窓は一重でございます。まだそこまで国ではみない、こういうふうな状況のようでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）せつかくひとつそういう余計のものをつけることによつての負担であるわけですから一層の交渉上の努力を行なつて本来ならば防音工事そのものは騒音に対する迷惑料だというのが本質でしょうからしてその迷惑に伴つて

ます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第三号でございます。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費として四百八十万円を補正するものでありまして、投票日の関係から専決処分いたしましたもので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願ひいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第一一〇号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第三

号専決処分報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第一三〇号日野市議会決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。職員をして議案を朗読いたします。

○書記（武居一茂君） 議案第一三〇号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 提案理由、質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第一三〇号日野市議会決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一一一号昭和四十六年度日野市一般会計決算認定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 議案第一一一号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は昭和四十六年度日野市一般会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するため監査委員の意見書及び主要な施策の成果等所定の書類を添え

に行なつてもらうよう要望してあります。以上でございますが、総合的に申し上げまして各会計決算の処理につきましてはおおむね適正なものがみられるということに尽きると思います。たいへん簡単ではありますがこれをもって監査報告にかえさせていただきます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

おはかりいたします。これをもって議案第一一一号昭和四十六年度日野市一般会計決算認定の件は一般会計決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め一般会計決算委員会に付託いたします。

これより議案第一一二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 議案第一一二号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

て提案いたしました次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 監査委員より監査報告を求めます。（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）四十六年度の一般会計及び特別会計の決算の審査の結果につきましてはお手元にお届けしてあります審査意見書のとおりでございますが、これを総括いたしますと各会計歳入及び歳出とも財政規模の拡大によりまして非常に膨大を示しているわけでございます。しかし予算の設定及び決算会計の処理につきましては審査の結果おおむね適正であるというふうに判断を下しました。もちろんこの市の会計決算のあり方が真に日野市民のためになっているかどうかということを前提として審査を行なつたわけでございます。ただ細目につきましてはある部分におきまして改善を要すると思われるもの、あるいは検討の余地があるのではないかという意見に立ちまして一般会計、各特別会計につきましては例月出納検査等の際に各担当職員にそのつど指摘、あるいは要望を行なつてきたわけでございます。なお財産に関する調書等の内容につきましては、審査意見書にも述べておりますが、監査委員の要望としましては帳簿の整備等にいささか不備な点がみられたように思われます。これにつきましても当事者により一層の帳簿の整備を完全

○助役（葛西正彦君） 本議案は昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するため所定の書類を添えて提案いたしました次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 監査委員より監査報告を求めます。（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）監査委員がちょっと早まりまして、さきほどは一般会計における審査報告を各特別会計をも一緒にして御報告してまいりました。その点おわびいたします。それでさきほど発言したと内容は同じでございますので御了承のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

おはかりいたします。これをもって議案第一一二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定の件は特別会計決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、特別会計決算委員会に付託いたします。

これより議案第一一三号昭和四十六年度日野市都市計画事業

特別会計決算認定の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）

議案第一一三号を朗読。

○議長（伊藤 定君）

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計の決算を調製いたしましたので議会の認定に付するため所定の書類を添え提案いたしました次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第一一三号昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算認定の件は特別会計決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認め特別会計決算委員会に付託いたします。

これより議案第一一四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。職員をして議案を朗

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第四号でございまして補正額は歳入歳出それぞれ一億八千二百八十九万九千円でございます。歳出の主なものには総務費で区画整理事業による庁舎移転等工事費千七百八十五万円を計上、民生費では老人医療扶助費千二百四万円、来年一月一日より開始する計画の乳児医療扶助費四百四十八万円、保育所への児童措置費二千八百八十九万円、生活保護扶助費三千九百六十万円を計上いたしました。農業費では用水の復旧工事費七百四十四万円、商工費では商工会館建設補助金八百万円、土木費では道路改良工事費六百万円をそれぞれ計上いたしました。また教育費としては高幡台小学校屋体建設費六百十五万円、第四中学校屋体建設費四千五百五十万円等を計上いたしました。以上に見合う歳入といたしましては市民税の増収三千二百四十一万円、国から支出金五千二百九十九万円、都からの支出金三千七百六十六万円、市債四千九百五十万円等を見込んだ次第でございます。なお債務負担行為につきましては高幡台小学校屋体建設費三千万円ほか六件を行ない、また南平小学校仮称用地買収費及び造成費限度額四億円を七億六千五百万円にするため増額変更を計上いたしました。細部につきましては担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

歳入全般の説明を関係部課長より

読いたさせます。

○書記（武居一茂君）

議案第一一四号を朗読。

○議長（伊藤 定君）

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計の決算を調製いたしましたので、議会の認定に付するため所定の書類を添え提案いたしました次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第一一四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定の件は特別会計決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認め、特別会計決算委員会に付託いたします。

これより議案第一一五号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第四号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

説明書のほうを御参照願

いたいと思います。

歳入で市税で市民税の個人分、所得割三千二百四十一万円、この理由は税務署の再査定がありました。たとえば申告いたしました、その後いわゆる譲渡税とかあるいは所得のまちがい、こういうので再査定が行なわれたので、当然市民税のほうもその分が殖えてきた、こういうことでございます。それから次の交通安全対策特別交付金、当初からみますと倍以上も殖えているわけでございますけれども、これは反則金の見合いによつた分でございます。それから総務費の負担金、これは庁舎の移設負担金でありますけれども、神明上区画整理に伴うところの本庁舎の移転がありますのでその分の一部でございます。なおこれにつきましては歳出のほうで細かく説明しますが、七百三十九千円。それから民生費の負担金、これは社会福祉のほうでございまして、老人医療費あるいは精薄これは改定がありましたので改定分でございます。内容的には国が老人のほうは六分の四、都が六分の一、市が六分の一、こういう基礎的な割合でございます。下のほうは市の持ち分の十分の八に相当する。それから児童福祉の負担金、これは改定とそれから人員の増で七百八十七千円。生活保護費負担金これも同じく改定と人員増でございます。それから次のページ土木費の国庫補助金の増であります、市

管住宅の建設についての補助金の増加。それから教育費の国庫負担金、これは高幡台小学校の屋内運動場の補助金、これを四十七年と八年にまたがりましていわゆる債務負担行為でお願いしてありますが、本年度分相当分についての補助金であります。

それから次のページ、民生費の都の負担金、老人医療費の負担金これは六分の一。それから老人クラブ、これは非常に殖えまして従来四千八百円だったものが倍になって十九クラブ現在ある、こういうものであります。それから児童の措置費の負担金。それから生活保護費の負担金、これは下のほうは過年度分の清算でございます。それから次のページ、都の補助金ですが、消火器これは生活保護関係、一応歳入としてこのように計上いたしました。それから心身障害者通所訓練事業につきましては都が十万円補助金を出す、こういうふうになりましたので計上いたしました。それから児童福祉補助金、保育単価及び人員の増でございます。九百九十万七千円。土地改良工事の補助金これはこの前の台風で豊田の用水の取入口の倒壊、倒れてしまいました。なお平山用水のせきも非常に災害を受けましたので災害による被害の現地調査をお願いいたしました災害による補助金が決定をみると、こういうことで五百六十五万一千円、災害のみ用水等はみると、今度全部市街化区域になりますから普通改良事業等にはみないけれども、災害等では補助金を出す、こういう性格のものでございます。次に土木費の補助金で

いう設備費についての起債が認められた。こういう内容でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） 歳入だけですか。

○議長（伊藤 定君） はい。

○二十番（森田喜美男君） 四ページ、五ページの庁舎移設費負担金ですが、これは神明上の区画整理事業の進行に伴って庁舎の一部を移動するというふうに説明されて伺いました。それでいわゆるこれは一般的には区画整理の移転補償だと思っておりますが、考え方ですね。区画整理事業の中から市も補償を受け取る側に立ったというふうになるわけですね。市は施行者自身でもあるし、これは市側の独自の処理によつて区画整理とは別個に行なうということになるわけですね。その点はというふうなこれは考え方で行なつておるか、ちょっとその点聞いてみたいんですが。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） これは区画整理を行なう。いわゆる一般の土地を関係者から言えば市は市の前金を全部立て替えて自分のところで持てとこういうふう言われるかもしれないけれども市ともやはり区画整理の事業に協力するとこういうことですからこの単価そのものはこれは支出のほうは

すが、これはさきほど国のほうから補助金の追加があったと、同時に都のほうも補助金の増加と。それから中学費のほうですが、仮称の四中の屋体の運動場をここで急遽造るということで、このことはいわゆる景気の見合いというんですか、国のほうで補正をいたしました関係で少し遅れてまいりましたのでここで補正ということで千二百四十三万一千円。それから民生費ですが、老人の福祉、これは老人の医療費を市が今度来年の一月一日から行ないますから、それについてのいわゆる事務費であります。

それから次のページにまいりまして市債これはごみの施設の市債の追加五百万円。それからし尿のほうが百万円。それから土木債は市管住宅の建設のほうが二百五十万円、それから多摩平の一号線が千六百万、日野十二号線これが八百万、これは当初非常にあやふまけたので計上いたしませんでしたがその後国のほうで一応それを認めてもらったので起債をここで計上いたしましたわけでございます。次に教育債高幡台小学校運動場の新築事業に四百万円、これはもちろん来年もあるわけですが、それから中学校のほうが九百万。それから消防債、消防施設事業であります。この消防債については従来日野市は不交付団体でありました関係から消防債は全然認めておりませんでした。が、昨年からいわゆる交付団体になった関係で消防債のほうもいわゆる実質に見合うところの起債は主に設備費ですが、そう

千七百万ぐらいになっておりますけれどもいづれにしてもその基準がありますから基準内で一応区画整理のほうからいただく。もちろんこれをもつたからといってこのとおりいくかどうか分かりません。将来にわたつてはこれ以上のまた持ち出しになるかもしれない。しかしそういう考え方ですから一応私どものほうでは一応現在進んでいる区画整理の方式によつて算出したものをいただくというところで市が一番しまいに移転をするというようなことではまずいので率先して期間内には全部道路なりそういうものについての移転を行なおう、こういうことで私もはこういうことが筋だこういうふう思つて区画整理のほうとも話ししていずれまた内容的に足りなくなれば繰り出しということになりましようけれども、現在のところはこういうこととが筋だろう、こういうふう考えております。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。

○二十番（森田喜美男君） 今、それだけ伺つておきます。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君） 一つだけ御質問したいと思うんですけれども二、三ページのいわゆる通所訓練所の補助金のことでございますけれども今建築中の通所訓練所のことだと思えますけれども当初市の自己資金で建設をする、いわゆる補助金をもらうとやはり日野市の障害児だけでなくてよその児童を入

なければならないようなことになるので日野市の自己資金でやればそういうこともなくて、日野市の子供は全部そこで収容できるというような考え方があったかというふうに考えておりますけれども補助金の十万ですかそれが出てきてるとそういう心配は全然ございませんか。金は出しても口は出さないという。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君） お答えします。この十万

の補正でございますが、これはあくまでも運営費の補助でございます。当初五十万計上いたしたわけでございますけれども東京都では年度途中さらに十万上積みしようということで今回六十万の補助ということが決定されたということの中から十万の補正ということでございます。したがってまして議員さんの今、御心配の点は関係ございません。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。

○十六番（杉山寅三郎君）はい。

○議長（伊藤 定君） はかにありませんか。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出に入ります。総務費、民生費の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 一八ページから一般管理

費ですがこれは自治会館の改修の補助金が不足しますので十万円、それから自治会連合会、これについてのやはり補助金の不

でありまして国庫支出金並びに都の支出金がこのように返還をするということであります。民生費関係でこれは内容的にはいろいろ数字の間違いがあったようでございます。次に総務の賦課徴収費ですが、バインダー、あるいは台帳これは人口増によつてこういういろいろの消耗器材が必要になってくる。それから委託料であります固定資産税の計算をここで評価替がありますので委託をいたしたい。なお委託の、前の委託会社がいわゆる辞退をした関係で新たに委託をする、こういうことあります。それから備品の購入費ですが台帳の保管庫が六台。その次にまいりまして、これは主に人口増によつて事務が複雑になりますので、いろいろな機械を備えたいこういうことでございます。それから選挙関係これはこの報酬等の改定によりますところの不足分が主でございます。それから監査のほうも同じであります。

民生費関係では上のほうがやはり同じような理由と下のほうは当初、郵便料金の値上げ前の、いわゆるはがきがあるいは封書等が値上げ前の料金で計算いたしましたけれどもその後足りなくなつた。値上げになつたがために足りなくなつた分、これはあとで出てきますが大体そういうような理由で補正をお願いしてゐるわけでありまして。それから工事請負費の百七十五万、これは心身障害児の訓練所の施設ですが主にこれは外さくを隣に水道部の浄水場ができることが予定してあります。そのために水

足で二十万円、それから庁舎の関係ですが修繕料が二十五万円、工事請負費これは千七百八十五万円、さきほど七百万円ほどの分ですが、その神明上の区画整理の中で街路に当たつるところがございます。しかし、そのままではそのまま壊すわけにいきませんから、やはり移築をする。移築場所がありませんから当然二階建てにするというようにすることで非常に大きくかかるわけですがそういったしませんが現在の事務が非常にできにくい。もちろんこれを作つたからといって円滑にはいきませんけれどもやはり同じ庁内の中でやろうということで一応計画した金額でございます。それから市史編纂さんの報酬ですが、報酬等の改正によつて一万円それから交通施設の清掃の人夫賃の委託料を減額いたしましたして役務費のほうも減額いたしました。それから委託料を賃金によつて組み替えたということで委託をせずに直接賃金でもつて雇い上げでやろう、こういうことです。それから次のページにまいりまして交通安全用の看板これが十万円、それから都市災害共済組合の負担金この前も赤字が出ておりますが、なお赤字の補填分、こういうことで百五十五万七千円、これにつきましては関係の議員さんも出席されて今後の運営についてはいわゆる組合の共済掛金の値上げ、あるいは多く加入するということ将来にわたつてはいわゆる経営上余り赤字が出ないような方向になつてはいるような方向になつてゐるようでございます。次に諸費であります二百九十九万九千円これは都の返還金

道路の隣接が水道のほうで当然行なうということが予想されますから、当初計上がなかなか難しかったということで外さくと門扉こういうものを追加でお願いをしているわけであります。それから負担金交付金、これは身体障害者の判定の補助金、つまり身体障害者が手帳をもらうのにいわゆる判定を受けるわけですがその費用についての補助についての不足分、それから施設委託、これは対象増、当初十五人だったのが十八人になつたこういうことです。それから報償費は敬老金の不用額が五十万あります。それから社会福祉のほうにいきまして主なものには別にありませんけれども負担金の中の老人クラブ、さきほど歳入のほうで倍になりましたそのために百九万五千円の増、それから老人医療費の扶助ですが、これは市の負担、つまり六分の一を含んだもので千二百四万三千円。したがって歳入のほうでは一千万ぐらになつておりますけれども六分の一が含んであるこういうことです。それから社会福祉施設関係ですがこれは小地区センター二館分の保険料とか汲み取りそういうものです。それから三七ページにまいりまして報酬の値上げによるもの、それから給料、職員手当、これは人員の移動、こういうものが基礎でございます。それから賃金ですが、臨時の雇い上げ、いろいろ福祉のほうの医療扶助とか、こういうことがいろいろありますのでそのような関係でいわゆる臨時の賃金を必要とする並びに産休代替のいわゆるパートの保母さんの賃金、それから下

のほうは乳児の医療補助によるところの印刷製本並びに郵送料
こういうものであります。それから次にまいりまして同じく乳
児の關係でキャビネットとかいろいろの備品が必要となります
のでその分下のほうはこの乳児二カ月分、おおむね社保關係と
国保關係を合わせまして大体三千人を見込んでるこういうこと
であります。なお社保のほうは五〇％で国保のほうは七十とい
うことです。しかし、社保のほうの關係についての各会社、組
合によつて反対給付の率のはつきり分りませんので概算で計
上してあります。それから次にまいりまして保育所ですが、
これは単価の改定と人員増であります。二千八百八十九万三千円。
それから次にまいりまして、これは報酬のいわゆる改定と通信
運搬費の値上げの問題、それから生活保護については単価の改
定おおむね二五％アップになっております。以上です。

○議長（伊藤 定君） これより総務費民生費の質疑に入
ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君） 三一ページの敬老金の不用額五十
万ですけれども、これは当初見込んだ時よりも実際には対象者
の数が減つたということなのか、そういう解釈でいいのかわど
うかちよつと内容説明願います。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。
○福祉事務所長（田中若一君） お答えします。当初七
十五歳未満千二百五十人見たわけでございます。実績が千二百

な気持ちで仕事を進めてまいりたいということでございます。
以上です。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。板垣
正男君。

○二番（板垣正男君） 一九ページに交通安全施設の清掃
これは委託料に組み替えておりますが、施設というのはどんな
あれですか。

○議長（伊藤 定君） 総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）お答えいたします。賃金でござい
ますが賃金の減、これはカーブミラーとかガードレール、市の
設置いたしましたものですが、それらの清掃をいたしたいとい
うふうに考えました。それで、賃金ということで計上いたしま
して賃金ではなかなかないへんだということで委託に組み替え
るということです。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） それを清掃するのはみどりのおば
さんが清掃するとか、そういうことではなかったんですか。

○総務部長（遠藤政之君）そういうことは考えておりません。

○二番（板垣正男君） そうですか。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） それではこういうことでちよつと
關係あるのかと思つて質問したいわけですけれども最近みどり

三十六人、七十五歳以上が千二百名見たわけです。その実績が
千一百一人、こういうことで、当初予定人員の、予定をいたしまし
したより実質支給の時点で減つてきたということでございます。
○議長（伊藤 定君） よろしいですか。吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）三九ページの乳児の医療費の補助
のことなんですが、関連して、印刷代が、これの印刷代ですか。
これは、それから備品購入はそれに関連しての印刷を含めてま
すか。

○福祉事務所長（田中若一君） そのとおりです。

○二十六番（吉富繁枝君）そうしますと一日からこれを施行
するというのは今から間に合うかどうか。それをどういう方法
でするかちよつと分かつたら知らせていただきたい。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君） 原案をもう今まで条例
がとおるものと（笑声）私も自信を持っております。したが
いまして事務的に草案が作つてございます。業者に早急に発注
しまして、この予算の議決をいただきましたら早急に実施に入
りたい。

それからなお、お答えになるかどうか、御懸念の中で要する
に一月一日からこの条例が施行されるわけでした。実際に患者さ
んがかかつてお医者さんが翌月十日以降こういうことに相なり
ますので若干時間に実際の実務が余裕が余裕といいますがその
間があるわけでした、その間にも整備をできる、こういうよう

のおばさんなども特にそういうことを感じているようですね
ども、交通量が非常に激しくなつたということで呼吸器關係の
障害が非常にそういう疑いがあるというような症状が出ている
ことも聞いているわけですよ。私は今度の予算の中には公害費が
全然組まれていないので発言する機会が見つからず今のところ
で発言したいと思いますが、特に日野の中の幹線道路の交通
量というのは年々殖えてる。かつて日野の駅前近くで一昨年
ですけれども排気ガスの測定をやつたわけです。その数字生の
ものがまだ公表されておりませんが、そういうことがあつ
て一昨年から比べてさらに今日排気ガスがひどくなつていて
いうことはだれしも感じるのだと思ひます。それで市のほう
でも有害ガス除去装置を庁用車につけるといふようなことを行
なつてゐるようですね。これも三多摩各市町村が月に一回
ノーカーデーを実施するといふようなことで幾らかの対策は示
しているようですね。しかし十分ではないわけですね、こ
ういう取り組みの姿勢をもつと多くの市民あるいは都民にこれ
を徹底させるというふうなことから市のほうはもう少し自動車
の有害除去装置を取り付けさせるような運動をやはり積極的
に行なつていく必要があるのではないかと、いふふうに思ふん
です。そのために市の所有車だけではなくて国においてそういう
国の責任において国の車をつけさせるというふうなことをどん
どん意見をあげたほうがいいんじゃないか、というふうに考え

てゐるんですよ。東京都はこの除去装置をすでに都用車にはつけております。ところが国のほうはさっぱりつけてないというようなことがあるようですけれども、市長は特にそういうことを、全三多摩なりあるいは東京全体に運動を拡げるといふような考えを現在持つておられるのかどうか、というようなことを少しこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君）

市長。

○市長（古谷 栄君）

たいへんけっこうな御意見でございますので市長会等で話し合つてみたいと思つております。

○議長（伊藤 定君）

板垣正男君。

○二番（板垣正男君）

その際は日野の中でも特に事業所大きな事業所が何カ所か日野にあるわけですけれどもそういうところに積極的に働きかけるし、しかもそれを事業所の責任においてそういう取り付けを決めるというふうなことをやつぱり申し出たほうがいいのではないかと、いふうに思ふんですよ。それから官庁、都、それからそれに準ずるものがあるわけですから、そういうところに積極的に申し入れを行なつて除去装置をつけさせるという運動を進めていただきたいというふうに思います。今、市長会等でも、そういう提案をしたいということですので、特に国に、特に国に対してそういう運動を進めていく必要があるのではないか、というふうに思いますので市のほうで特にこの問題については力を入れていただきたいということを要望

のほうの光熱水費並びに修繕料が自治会より譲り受けた移管されたものの見込みが少し不足しますので二十五万六千円と新設がこれから新設する分でございます。それから住宅関係ですが、これは歳入には関係ありませんけれど工事についての入札差金、こういうことで減額でございます。

それから次に消防費、これは消火器、先に言いました生活保護関係の消火器。それから市町村の消防団員災害共済組合の負担金の増であります。

○議長（伊藤 定君）

これより衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費の質疑に入ります。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

消防費の件でございますが話に聞きますと消防団のほうで非常に強い要望を持つて小型の自動車を二台ばかり欲しい、できないならば一台は是非ともというところをやつたそうでございますが、この予算には見受けられないわけですが、この点は、どのようにされたかちよとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君）

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

御承知のように日野市が交付団体になった関係から補助金と起債が、いわゆる当初予算であります、その分が含まれるわけです。そういうことでここで補正をするということになりますと、その分は全然補助金も起債も見合いがない。そういうことで、市長さんのほうに

しておきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君）

ほかに御質疑はありませんか。なければ総務費、民生費に関する質疑はこれをもつて終結いたします。

次に衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

四四ページ、保健衛生

費ですが、総務費これは給料だけです。異動によるものでございます。それから清掃総務費これも同じでございます。

次にまいりまして労働費十万円ですがここに書いてあります協議会の委員の報酬の値上げ。

次にいきまして農業費、これも委員の報酬の改定と並びに通信運搬費、下のほうにいきまして平山並びに豊田用水の復旧工事費これに伴うところの需用費並びに備品購入こういうことでございます。これらにつきましては都なり国のほうの一応指導を受けまして、内容的には国の基準に合うような計上をいたしております。

次に商工振興費、これはここに書いてありますように商工会館の建設事業に対する補助金八百万円。

次に土木費でありますが一番上が水路の補修百七十万、それから道路新設改良費で六百万円、これは新井の三十一号線ほかでございます。それから街路灯、これにつきましては、需用費

もお願いしまして一応特殊車です。一応契約はしないまでも日野が購入するということになればそのように会社のほうでもかかる。それが三カ月以上かかるわけです。毎年発注してから、こういうことでこれ非常にまずいことですから、やはり早く間に合わせるといふことならば、そういうことにしても同じじゃないか。こういうことでここで補正をするということになりますと、非常に自分のお金でやりませんけれども、市のお金ということからいきますと、補助金も起債も見合いにならないということよりもやはりそれになるべく努力をして実質的には同じような方法を持つたほうがよろしいのではないかと、いふうに実は考へてゐるわけです。そういうことで、関係者のほうにはお願いをしてゐるんですけれども、やはり今年のように今年には全部で三百万ほど補助金もらつて、起債が四百万もらう、こういうことでもらつたんじゃないと借りてゐるわけですけれども、来年がやはりそういうことになりましたと、来年のほうは経常経費が少ない。今年もし買った場合にそういうおかしな現象になつてくるわけです。ですから毎年、消防器具購入費というのが年々増高していくというのがたてまえでありますけれども、補正で買うということになりますと補正では見合いにならない、こういうことで実際にはやはり当初で見込むべき性格のものである、こういうことで計上いたしたわけです。

○三十番（三浦重春君）

今まで器具上の問題で若干補助金

をもらったものがあるように見受けられるわけなんです。その後、全然、消防自動車その他を買うにつきましては何か補助金があり心当たりがないわけですが、はたしてその補助金が実際にもらい得るかどうか、この点の心持ちを御披露願いたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 補助金、今度三月に補正いたしますが、内定がまいっております。ですから三月の補正予算で補助金の補正というものを出したい。出す準備をいたしております。それから今後についても交付団体でありますから設備費、消防の設備費、備品ですね。こういうものについては補助対象になる、こういうことです。従来は不交付団体ですから一銭も補助金も起債もなかった。これが実際です。

○議長（伊藤 定君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） それではこの点にしましては補助金並びに起債がもらい得るということが確実に、もう確実というかほとんど確定であるということに受け取ってよろしくございますか。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 起債のほうは今度の予算で決定いたしましたから、四百万円新しく計上してありますからそのとおりであります。その分は間違いありません。

りますね。そういうのが全部で八百万ぐらいになりますか、そういうものを対象にして日野市は四百万円の起債、補助金三百万というふうに計上しているわけです。それはなぜかというと、今までは不交付団体ですから。では対象にならない交付団体でそういうものが新たに買えるということになりますと、財政需要額ということで、わく外の形になるということですね。ですから補助金が出ると、こういうことです。

○三十番（三浦重春君） それでは第六分団だと思いますが、その分団にやった自動車の補助金が今度付いてくるということですね。それではですね。その際にまた何か第三、第五分団に分けたいんだということで、だいたい市のほうに強く要望された、その二団につきましてできるんならば一台ということで、今回やめていただきたいということを、強く要望されたそうでございますが、その点につきましては、来年度載せていわゆる買うことに致しまして、必ずそれにつきまして、要するに現在延ばすのは、延ばす理由は、補助金起債が来年になればいただけるからという条件だということよろしいかどうか。あるいはもしも後でもらえるというんならば、買っちゃってから、そのことはちょっと理由にならないんじゃないかと思うんですが、この点をいかがですか。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 当初予算のみ見るわけ

○三十番（三浦重春君） ちょっと分らなかつたんですが、声が小さくて。耳が悪いんだか声が小さいんだか分からないけれども、起債のほうはその消防自動車につきましても、もうすでにもらつてあるということですか。そうじゃないんでしょう。消防自動車、ここに出てないんですから。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 当初、消防自動車並びに貯水池というんですか、ああいういろいろの施設があるわけです。そういうものに計上したもののについて補助金と起債が内定が来ます。起債のほうはここで計上いたしましたして申請をするわけです。予算に計上しませんと、起債の申請できませんので補正予算で計上します。補助金のほうは受け取った時ですから三月の補正予算で計上したい、こういうふうに思っております。

○議長（伊藤 定君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） そういたしますと三月の補正予算には補助金が計上されるとなると消防自動車が買えるわけですか。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） すでに買つてある分であります。当初予算で、今年の当初予算で買つてある分とあるいは貯水池あるいは火の見とか、そういういろいろの備品があ

ですね。国のほうで算定するのに、後でやつてもいいつて言うんなら、三月にやつても含まれるかということ、もうすでにきめてありますから、当初予算のみ、いわゆる補助対象、起債対象にすると、こういうことです。来年例えば三台買えば、三台に見合うところの起債と補助金が来ると、あるいは二台なら二台に見合う。今年の場合には一台と、それから貯水池を幾つか作りましたが、それからホースを買ったと、こういうものが含まれて、そういう算定になつてきていると、こういうことです。

○議長（伊藤 定君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） それではですね、次にいろいろ話し合いの中でいろいろ取りきめられたと思いますが、この消防自動車につきましてはですね、この点につきまして、市のほうではどのように取り計らうか、その点につきまして御質問致します。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 取り計らいはといいますと、正式には予算がないのは、発注できないと、こういうことですね。ですから一応予算がなくとも相対で今度買う予定だということ、会社のほうで受けてくれるかどうか、それらが問題だと思いますけれども、いずれにしても要望が強いし、現に壊れているということになれば、そういうことをするよりし

ようがないと。あるいは債務負担行為をするとか、こういう手続きが必要だろうとこう思います。ですからその辺のことは、まだ、この中には間に合いませんでしたけれども、そういうことをしても手続き上にはできると、こういうふうに私は判断しております。

○議長（伊藤 定君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） それではですね、今のお答に対して、消防自動車をぜひにもというところの消防団の要望に応えて、市のほうでこの十二月には期目的にはできなかったとしてもそれはなぜかという、補助金とか、起債をもらいたいからだ。ただし、何らかの方法で話し合いに応じて、できるだけ早くその要望を応えてやるということに、受け止めてよろしゅうございますか。（企画財政部長「はい」）はい分かりました。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑はありませんか。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） その前にちょっとお願いをしておきます。今の三浦議員の言われる声の問題でありますけれども、たいへん恐縮な言い方でございますが、声の大きい、小さいではなくって、こうやって言われていると、実際に分からないんですね、それで声量はこれでいいですけども、やっぱりはっきり言っていただいたいと思うんです。私が今までだまっていた

はございせんが、事務は煩雑だと思しますので、その辺をお願いしたいわけです。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） これは御承知のように厚生委員長さんだと思いますが、昭島に本部があります。この会議の事務局は、昭島市で、厚生委員長さんが出席したと思いますが、厚生委員長の今までの、従来の報酬が千六百円、これが二千五百円になったと。まあ千円上がったわけですね、そういう関係です。ですから厚生委員会のこの出席の、この委員さんのほうからいろいろ御説明があったんではないかと、私は思っております。必要性、その他については、私のほうからちょっと分かりません。

○議長（伊藤 定君） 剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） 私に頼とかそういうことを聞いているんじゃないんです。文教厚生委員長はあったかしらんけれども、その一連の関係で、事務的に、あるいは市当局は、これに取り組んでいる姿勢全体から見て必要があるのかどうか。もしあるならばどういふ実効を齎しているのかどうか。それに努力して実効を齎していく余地があるのかどうか。もしなければこれはやめてもいいと思われるけれども、どうでしょうと、こういうことを聞いていって、厚生委員長の報告があったらうと思うんですけれども、のがれられてはちょっと困るん

たのは、実は耳が悪くなったのかなあと思ったもんで、（笑声）三浦さんの発言で、私も自信を持つてお願いをするわけです。（笑声）それから今後、敢えてどなる必要もございせんが、演説口調でなくともけつこうでございせん。まあ速記が、動かししているけれども、私は疑問に考えた、本当の実態……（笑声）……なるべくこういうことはひとつつきりと丁寧にお願いしたいと思います。

それでは質問は極めて簡単でございますが、四七ページの報酬の問題でございますが、駐留軍関係で離職者対策協議会委員報酬、これは一万円ぐらいのことを私、問題にしているんでございせんが、基本的な考えとしては、やるならやらなきゃならんし、やらないならば、こんなのはなくつてもいいんじゃないかと。しかしながらまた政府からも何か指令がきているような様子も伺っておりますし、その辺の事情を伺いたいからであります。で、項目としてはいわゆる活動は、今どうしているかというところで、実効が上っているのかどうかというこの問題です。それからもし先を読んではたいへん恐縮ですが、実効が上がらないならば、どうしようとするのか。で、今までこれの実効があんまり聞いていないので、この問題はもうやめてもいいころだと思われるけれども、それはどうしてやめられないのか。こういう一連の解明をお願いしたいと思つてます。一万円そこらの問題を、集めても十二万かそこらですから、額で

ですが。それから額の問題は、問題にしているわけじゃないんですよ。どうぞお願いします。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） その存続の問題は、やはり関係の委員会で決定するよりほかにないんじゃないか。そこに出席した離職者対策の協議会というものがありますから、その協議会で議して代表の厚生委員長なり、アメリカさんなり、いろいろ代表がたくさんいるわけですから、市のほうでこれとやかく言う筋ではない。そういう会が存続している限り、やはりそういう費用弁償等の不足については計上すると、こういうことだと思ふんです。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） それではそのことは東京全体とか、あるいは三多摩とか、そういうことで、他の自治体とのことでしようから、私は実は本当は聞きたいのは、市の中に、この駐留軍対策の何かが、関係の団体ですか、協議会ですか、あったような気がするんですが、それをどうしているかと、どうすればいいのかと、実効をどうしているか、実績は。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君） 御質問でございまして、駐留軍離職対策促進法という、もとは法律があるわけですよ、ここでは多摩関係。今までの、従来申し上げ

たように、厚生委員長さんがおいでになったわけですね。市においても離職者対策協議会という組織が今、議員さんがおつしやったとおり、組織してございます。この関係は、やはり駐留軍の離職者の方について、その就職のあつせんということがなされるわけでございますけど、そのことについて特段にその衝に当たるのが離職者対策センターがございまして、そのセンターでその衝に当たっているわけでございます。で、関係としては、市が中心となつて、その会をやっているわけなんです。が、実情年一回程度、一、二回程度の会合で、要するに立川労基とか、職安とか、今申し上げたようなセンター、あるいはまたいわゆる都の出先の、今までで申し上げますと、地方事務所ですね、こういうような関係機関の方、それから市内にございます団体があるわけですね、そういうような団体の代表である会ですね、離職、いわゆる駐留軍関係の会があるわけです。その代表者の方に入つていただいて、市長が会長になつて、やるんだということで、これは条例にうたつてあるとおりでございます。そういうことでして、要は、駐留軍の離職者、たまたま出た際に起きる、いわゆる協力ですか、そういうようなお手助けを致すんだというのが問題でございます。目的といいますか、そのとおりでございます。そういうことで、御案内のとおり、最近新聞にもせんだつてました駐留軍の、いわゆる解雇の問題、これらがありますとやはりたいへんな問題に相成つてくる

大いにむしろ活躍をする方向に、新しい時代、古い時代は、これは非常に活動したようだけれども、現段階においては、余り活動ができないような、していないような状況を伺いますので、善処方については御研究をいただきたいという希望を付け加えて、この質問を終わります。

○議長（伊藤 定君） ほか御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）老人クラブのこの補助金補正ですが、これは都からたぶん増額されたと思うんですけども、これは要するに基準が上がったとか、そういう内容ですか。一グラブ当たりの補助基準が上がったというふうな、そういうことですか。

○議長（伊藤 定君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君） 老人クラブの補助金の増額でございますけれど、国のほうに従ひまして、この基準が上がつてまいつたと、こういうことでございます。

○二十番（森田喜美男君）どれぐらい上がったかということ、それをもう少し詳しく言つてください。

○福祉事務所長（田中若一君） 国が二百円でござい、ます。都が七千二百円、九千三百円に相成つたところ、いうことでございます。それで余談で、余分でございますが、さらに市が千五百円プラスして一万八百万、一クラブへ補助しておると

んじゃないかと思うんですが、そういうような事態がない以上、議員さんが存続価値はどうかと言われますけど、むしろそのことの活動が激しいのがいいのか、激しくないほうがいいのか……（笑）私は思うんですがね。その辺のところをやはり法にあつて条例にある。またその会を当然置かなければならない自治体の責任もあらうかと思うんです。以上です。

○議長（伊藤 定君） 剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） 今の説明でよく分かりましたが、（笑声）実は私と田中さんと一緒に、これやつたことがあるんですが（笑声）このことを。この時ももうすでに必要はないんじゃないかということを言つたんですけども、その後法律があるために依然として今まで続いているという状態で、田中さんが、私が実績があつたら示せと言われても困るのは、私は当時、当事者であつたころも困ると同じようなことで、それ以上言うことではないんですが、私は今度意見として申し上げますけれども、この今のような離職者が続出している中に、実はこの協議会というのは、あんまりやつていないような気が、やれない状態にあるような気がするんですがね。そんなような関係から、私はこの離職者対策については、都が中心となり、また市がそれに率先して大いに活躍していただかなきゃならないけれども、この協議会、あるいは市にあるところの協議会、そういうようなものは旧態依然たる姿でいることは、今後研究の課題として

こういう補助額になると、こういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。（二十番議員「はい」）

ほか御質疑はありませんか。板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 道路維持費百七十万計上されておりますけれども、水路補修ですか、これは。どの辺の箇所になるのか、ちょっと距離ですね。

○議長（伊藤 定君） 建設部長。

○建設部長（中島武男君） これは請願で出ており

ましたけれども、倉沢、日本信販から降りて来る、いつも浸水する箇所です。この護岸の補強でございます。

○議長（伊藤 定君） 板垣正男君。

○二番（板垣正男君） どのくらいの距離になるんですか。

○建設部長（中島武男君） 距離ですか。大体四〇

メートルぐらいになるんです。あの水のために護岸がえぐられてまして、落ちそうになつてゐるわけですが、そこを補強しているわけです。そういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。ほかありませんか。なければ衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費に関する質疑はこれをもって終結致します。

次に教育費、予備費の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 教育委員会関係は後ほど細かく補足をしていただきますが、概略申し上げますと、給

料そのものは異動等による増員等によるものでありまして、報酬は改定分であります。扶助費につきましては、保護者の、これについては準備の増、建築確認、これは高幡台小学校の屋体を造る関係で、工事費と、並びに建築確認であります。したがってこの工事は四十七年度は一部でございます。それから中学校費、これは電話の、四中の電話債券。それから校医のほうについては報酬の改定分。下の費用費、これは四中の屋体関係で、これに伴うのが費用費。それから一中の特別教室用の椅子であります、机と椅子。これは当初ほとんどが作り付けがあるわけですけれども、これは作り付けでない分、これが増築の時に、いわゆる入札と別になっておりまして、別計と、こういうことです。幼稚園費関係、これは報酬の値上げ、給料の一部と、それから教育総務費、ここにいきまして、これは使用料の組み替え、それから通信運搬費の不足分、これはさきほど申した郵便料金の改定に伴うものでございます。それから下のほうで、報酬の関係、それから中央図書館の備品が百五十万、これは追加であります、現在まだ工事を致しております、その工事費の中に、やはり一応計上致しましたけれども、工事に伴って一緒にできる備品等もありますので、内輪に当初は計上してありましたが、なお百五十万で完全に足りるかどうか、ちよつと分かりませんので、一応百五十万で閉館に支障のない限りで、一応百五十万と、こういうふうに計上致しました。次は報酬

係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 追加であります、六

ページであります。程久保二号線側溝改修工事四十七年から四十八年にわたりまして九百五十万円。この場所は明星大学の正面から都道に向かつて来ます、いわゆるメインストリート、その正面の坂の側溝に現在明星大学が排水をしておるわけで、前から陳情が出ております。そういうことで現在明星大学のほうと交渉を致して、それから設計額に見合うところの幾ら持つのかと、こういうことでまずは交渉すると。同時に今度自治会のほうでもそこだけ側溝を直すのでは、明星大学の、いわゆるのりのほうからいろいろ大雨が降った時に、吹き流れてくると、こういう排除の問題を含めてやらなければだめだと、こういうことで、内容的には自治会の要望を伝えて、そしてそれらのものが全部、いわゆる了承になれば、工事に取りかかってもよろしいと、こういうことで、条件付きが付けられてありますので、どういう形で進みますか。現在債務負担行為をお願いして、それらの問題を全部解消した後に、明星大学のほうから幾ら負担をしてもらうかと、こういうものを進めまして、予算化を致したと、こういう考えでございます。これは三浦議員さんのこの前の、これはもういろいろお小言なり要望なりをいただいておりますわけですけれども、鋭意努力致しまして、解決を致したいと、こういうふうに思っております。次に高幡台小学校の屋内運動

は改定によるものであります。それからグラウンドの整地であります、この前の台風で、相当傷みまして、いわゆる自分の手持ちの中でいろいろ工夫致しまして、行なつたんですけれども、なおブルドーザーの借り上げが不足と、それから黒土を入れると、こういうことの補正であります、七十万二千円。したがって歳入を加えて、この支出のほうが不足致しますので、予備費から千二百五十五万八千円充当致しまして、合計で一億八千二百八十九万九千円の補正と相成つておるわけです。

○議長（伊藤 定君） これより教育費、予備費に関する質疑に入ります。伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君） 一点お伺いしたいんですが、市営グラウンドの整備の黒土とか、砂とかというような問題が前にも出ています、実際に、私、近くに住んでいるので、利用度したら日野高校が使っているほうが多いんじゃないかと私は解釈するんですが、そういう点で、やはりもらえるものならばそういった整備でしよつちゅう使えるんですから、ひとつ今後この予算を使う場合には問題ないんですけれども、そういう点もお考えいただきたいということを、

○議長（伊藤 定君） 答弁はいいですか。（十四番議員「いいです。」）ほかに御質疑はありませんか。なければ教育費、予備費に関する質疑はこれをもって終結致します。

次に第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を聞

場の建設ですが、三千万円を限度に、同じく四十七年から八年度でお願いしたいと。それから七小の校地の整地と、芝植え、これはこの前も市政報告の時に市長からお話がありましたとおり、芝を植えて、いわゆる土ぼこりを防ぐと同時に、情操教育の一環にしたいということで、都下では初めてだとは思いますが、なかなかむずかしいことですけれども、できるだけ学校の先生が中心になって、そういう形に育てていただきたいということで、それらを含めまして、主にはこの中で芝植えというのはわすかですけれども、現在あります校庭を、回りに排水を付けてまして、一応の勾配を付けると、そういうことが含まれておりますので、八百五万ほどかかるんじゃないかと、こういうことです。それから小学校の仮設教室、中学校の仮設教室、これは非常に作業的にはこの半分にうまいければなるわけですから、でも、わずか十日間の休みの中で、実際にはあいつたものの移築ができるかどうか、業者のほうと今折衝致しまして、できるだけ安い単価で移設が見合うように、新しいものを入れるという値段でありますので、新しいものを入れませんか、十日間でできない場合には、新しいのを入れなさいけない。十日間で移設ができれば、大体一教室半分ぐらいでできるんじゃないかと。二百万のものは百万程度でできると、こういうことです。一応余分に載っておりますけれども、努力を致したいと、こう

いう内容です。次に小中学校の児童増の生徒用の備品三百五十万。それから神明上都市下水路の調査決定委託料、これは八十万、これは新都市建設公社のほうに委託をして、調査と設計を終わりました、事業決定を受けるまでそういうものを委託をしたいと、こういうわけで八千九百五十五万円。さらに変更ですが、下のほう限度額に変更がありまして、四億円を七億六千五百万。この前の石川議員さんからも再々いろいろの御意見がありましたので、都のほうとも一応努力致しまして、現在まで都営住宅の四十二年の後半から建設についての補助要項が生まれた以降、日野市に六百四十戸ぐらいです、建っているわけです。その分は校地の手当がしていない。したがって要項によれば、六百四十戸分はもたえるはずじゃないかと、そういうことと。したがって東京都のほうでは千戸を建てれば、一校分だと、一校分について八割を持とう。いわゆるただ提供しようという事です。したがってあと三百六十建てるということでないと、校地が一校分ができないということ、千戸建てますと南平周辺の人が入れないわけですから、三百六十、あと建つてあるうと。というのは平山の住宅というんですか、南平住宅というんですか、あのそばに処理場があるわけですから、あの付近も増築を致したい。なお駅のそばにも若干買つてあるのも増築を致したい、こういうことですけれども、市のほうは市のほうなりに、いわゆる新築となりますと、新築についての道

に現在までこぎつけたと、こういう内容で、以上のような増加をお願いしたと。したがって学校としては四千五百なり、五千で間に合うし、全体としては八千坪を買収するという計画の予算でありますから、内容的にはあるいは代替え等を出しますと若干変わってくるだろうし、要求があればそういうことですから、したがって予算内容は八千坪を対象にした、いわゆる債務負担行為であると。だから債務負担行為の中では当然この予算化の中では三月の補正の中で、都から来る分を差引きまして、予算化をします。その予算化については水田債を持って充てたいと、こういうふうに考えております。

それから次に地方債の補正であります、さきほど歳入のところでも申し上げましたとおり、十二号線と、多摩平一号線、当初見込んでありませんでしたが、ここで調査に移るわけであります。それから消防施設の整備費事業として四百万、高幡台の屋体四百万、四中の屋体が九百万、合計四千万の変更追加と、こういうことでございます。次をめぐっていただきまして変更でございますが、ごみの処理施設整備事業、これが五百万殖えまして八千八百万、し尿のほうが百万殖えまして千二百万、市営住宅がこれも二百五十万殖えまして四千五十万、合計一億四千五十万と、こういうふうに変更となりましたので、ここでお願いをするわけでございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜

路、あるいは排水、その他もろのことについて協定をするわけですから、相当日時がかかる。しかしながら千戸を対象にしませんと、いわゆる一校分の八割をいただけないと、こういうことで最初は四十八年度で持とうと、こういうふうな東京都のほうは言っていたんですけれども、四十八年度だとしますと、現在値上がりがいふしたんですけれども、総務部のほうで努力して本年度中には買えようということに聞いております。で、本年度買つて、四十八年度の補助ということは、事務上非常にむずかしいと、こういうことが当然起こってくるので、東京都のほうには、一応協定を致しまして、四十七年度で八割、大体九万としますと、五千坪の八割というから、四千坪、四掛る九は三億六千万ですから調節、その若干移動があるという見込みで三億六、七千万を予定をしているわけです。そのとおり市のほうに従来の六百四十戸と、後三百六十戸分を含めての八割を、いわゆる建設に伴うところの要項に基づいて、日野市に与えてもらいたいと、こういうことで一応主幹のほうでは持ち帰ったんですけれども、総務局、その他の関係で、非常に日野だけが前の分まで持つというのは、非常にまずいんじゃないかというので、悶着がありまして、私どもも総務局のほうに行きまして、何しろ日野市ではそういうふうにしてもらわないと、どうにもならないということで、大体そういう方向で三億六千万ぐらいの歳入が三月の補正ではいただけると、こういうふう

美男君。

○二十番（森田喜美男君） 債務負担行為関係につきまして二点質問いたします。その一つは第七小学校の校地に芝を植えるという事業に関して八百五十万ですか、この芝を植えるというふうな一つの試みといえますか、金額も八百万円くらいだということにつきまして特に債務を行なわなければならない理由は何かということを一点お伺いしてみたいと思うんです。

それから変更につきまして今、説明がございましたわけですが、変更前、変更後の金額の上でもたいへん大幅の変更なんです、面積が殖えた故とか、あるいは都から交付される金額の見通しが付いたからそれを上載せをしたとか、何かもう少し変更した理由というものがどのへんにあるか、はつきりいたしませんのもう一度ひとつよく分かるように御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 七小関係ですけれども、これはほとんど整地であります。芝植えには百五十万でほとんどが整地でありまして、整地だけでなく回りに雨水排水の側溝をつける、こういうことを各学校やつているわけで、そういうことで芝植えのほうは百五十万。なお債務負担行為になぜしたかといいますと、本体が債務負担行為でありまして四十八年度の予算計上、こういうことでございます。したがって本体と合わせまして整地のほうもやはり四十八年度の事業と、こういうふうにい

たす考えであります。

それから次になぜ変更になったかといいますと、当初予算の中ではもちろん厚生省なりあるいは東京都の指導を受けて、大体この工事についてはおおむねこのくらの予算はつける、いわゆる起債をつけると、こういうことで計上しているわけです。その後景気抑制ですか、そういうこと等があったと思いますけれども、公共事業を優先的に実施をするように、こういうようなことで国のほうで補正をいたしました。特に事業債の補正をいたしました関係から百万なり二百万ぐらいずつそれぞれの中で増になつてきたと、百万ずつ二百万、こういうふうな変更になつた。そのために当初の見込みより起債額が増えてきた、こういうことです。それから南平小学校の関係のことについては四億六千五百万になつたと、これについてはさきほど私申し上げましたんですけれども、よろしゅうございますか。(二十番)「それがよく分からない。」そうですか。

○市長(古谷 栄君) 私がいましよう。こういうことだつたんですけれども、最初御存じのとおりあそこ七万八千坪で買えるんじゃないかということ、それで五掛けの八は四十坪という五千坪という予定であつたわけですが、実際問題となつてきますと五千坪じゃなくて七、八千坪あるようです。八千五百坪か、非常に殖えたわけです。もちろん東京都のほうは補助金をくださるにしても七千坪も八千坪もについてはくれないわ

込みができた、したがつて三千坪分については当然分かるわけですが、当初の五千坪に対する単価から上載せしてみても、こういう金額にはならないわけですから、たとえば交渉の間において単価が高くなつたとか、何かそういう理由がないとこういう限度額の大幅な増加にはならないわけですから、私の聞いているのはそこを聞いているのでありまして、都から交付されるということとは関係はないと、無関係、都の交付云々ということはこのことと一応は無関係である、くればその額だけ助かるということでしょうからして、したがつて都からくる分は別段今の説明の中には必要ないと思うんです。したがつてどういう理由でこういう金額になつたかという内容の面積の面だけは一つ分かりました。そのほかの要素は何ですかということを説明いただきたい。

○市長(古谷 栄君) 私も土地の価格の問題でございまして、正直申し上げますと議会でこのような答弁をしますことはあまり得策であるとは思っておりませんが、しかし答えろということでございます。なのでお答えをいたします。

○二十番(森田喜美男君) いやちよつと待つてください。言つて得策ではないことを私は聞いているんじゃないわけでした、今まで説明をされる中に別の理由もあるんだということが何かあれば、それならそれで分かるわけですが、計算上成り立たないから聞いているわけです。

けです。ね。五千坪の八万、五千坪の九万円としますと四億五千万の八割、それを差し引いたものがやはり市の負担になります。もちろん土地が全部まとまるかも知れませんが、一部交換して返してほしいというようなこともあるかも知れませんが、はつきりどれくらいかかるということは申し上げられないわけでございます。しかし一応当初五千坪と思つたものが八千坪になりましたので、これは相当増額しなければならぬ、都のほうにも御援助をお願いするということが変更したわけでございます。今、部長のほうから申し上げましたとおり、従来日野市に造つておる都営住宅に対して補助金をくれないというのはおかしいんじゃないかということだいがなりました。大半は従来できたものに対する補助でございます。新しく建てるのは三百棟くらいになるわけです。そういうことで三億六千万をおそらくいただけることになろうと思つております。そういうふうな努力をぜひいたしたい。事実上は千戸都営住宅ができた結果と同じだけの工事をしようだいなような努力をいたしたいというふうな考えております。以上でございます。

○議長(伊藤 定君) よろしいですか、森田喜美男君。

○二十番(森田喜美男君) この当初の四億円という債務負担につきましては都から金がいただけることになればこの額を差引いた額になるというふうな説明されていたわけですね。それで面積が当初は五千坪を予定しておつたのが八千坪買える見

○市長(古谷 栄君) はい、私はこれは御承知のとおり当初四億でございまして五千坪で割りますと八万円になるわけですね。私もその当時聞いておりました価格は東京都に對してこれを売つてもいいという時点では手取り七万円をもらいたい、地主さんおつしやつています。手取り七万円というのは実測の手取り七万円というのは大体税金とかそういうようなもの、いろいろ考えますと八万五千円程度になるようでございます。これは若干違うかもしれませんが、ですから四億というのもちよつと五千坪買うのには足りなかつたというような数字だろうと思います。四千五百坪八万五千円ですと四千五百坪ぐらいしか買えない、私ももぜひ八万五千円でも買いたいと思つてはいるんですが、この八万五千円を掛けますと大体七億五、六千万になるんでしょうか、これで買えるか買えないか分かりませんが、できるだけ努力をしたい。もちろん相手がございまして、こちらはぜひ買いたいと思つておりますが、たしてこの価格で必ず妥結できるかどうか分かりませんが、そういう目途で努力をしてみたいというふうな考えておるわけでありまして。

○議長(伊藤 定君) よろしいですか、森田喜美男君。

○二十番(森田喜美男君) 何か東京都のほうのことを盛んに強調されましたが、東京都が交付するということが当てが付いたということは、これは別個のことであつて、要するに土地の

限度額の変更ということは私は無関係だと思ふんです。したがって面積が殖えたことが一つと、五千坪に対する八千坪ですから六割も殖えるわけです。それからもう一つは交渉上においての単価のこともある、こういうふうにもおっしゃれば分かるわけです。そのところを区分して説明がなかったのであえて聞いてみたわけでして、今のただいまの説明でも問題は土地の取得でありますから、確かにいろいろと内容的にも困難があると思いますし、御苦労はよく分かるんですが、説明だけは分かるようにしていただかなければわれわれも分からないわけですから、その点をひとつ忌憚なく御説明をいただきたいと、こういうふうに考えたわけです。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。正国務君。

○二十九番（正国 務君） 債務負担行為の中の程久保の二号の側溝改修について、これは今、説明聞きましたけれども、私の聞くところではあれば非常に明星大学から大水が出た時に排水があるのでこれに対しては市のほうとしても明星大学から工事するやつてもらえるんじゃないのかというようなこともあるし、自治会としてもそういうふうな考え方で今日まできたというんですが、それは要するに受け取り方は住民が困るからしたがってこれはやつてあげるんだということで、いずれにしても

明星大学との交渉は後だと、煮詰まっていなくても後だということに受け取っていいわけですね。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 住民の要望はちょっと申し上げますと、非常に高いところに明星大学があるわけです。それにのりがありまして、そののりを越えて大水が出た時には流れていく、だから雨止めを、護岸をもう少し高くしなさい、それからもし越えた場合にその下の側溝を今のより大きくしなさい、そういうものも要件がいろいろ出ているわけです。それを了承しなければ側溝を直してもしょうがないから、まずそういうことで明星大学も了解をしたら私たちも了承しましょうと、こういうことになつていくわけです。ですから明星大学のほうに土木課のほうではこれとこれはとにかく直してもらいたい。住民のほうでも困るからこの土留めをしなさい、雨よけをしなさい、側溝を広くしなさい、こういうことを煮詰めていくわけです。その後明星大学のほうでこの側溝分についての負担割合を幾ら持つか、こういう交渉を始めよう、こういうことです。それをその前に側溝だけやつてもらつては困る、住民のほうの要望に比べてそういうふうな作業をしている、そういうことです。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。なければ第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正に関する質疑

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算であります。主な内容は歳入におきまして国民健康保険税の自然増等による補正と、歳出においては保険給付費等の増額補正でございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

歳入歳出全般の説明を関係部課長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）

それでは補足して御説明申し上げます。説明書のほうをお開き願いたいと思います。二ページでございます。歳入でございます。国民健康保険税を千六百三万七千円の補正でございます。これは八月までは仮決定でまいったわけでございます。十月の本決定によりまして大体調定額が確定しました。それによつて増加するものでございます。もう一点は徴収率でございます。徴収率のほうを当初予算におきましては九二%でございます、それを九三%にしたわけでございます。これは市政経過報告でも御報告申し上げますが、徴収率が非常に伸びておるといふような状況でございますので、十二月の段階で九三%に更正したわけでございます。これで千六百三万七千円でございます。

それから四ページにまいります。それで市政経過報告のほうで毎度御説明申し上げますけれども医療費の支出が非常に伸びております。こういうふうなことで当初一カ月三千万円

はこれをもつて終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第一一五号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第四号の件は、歳入全般歳出の内、総務費、消防費、予備費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出の内、民生費、衛生費、労働費、教育費を文教厚生委員会へ、歳出の内、農業費、商工費、土木費を産業建設委員会へそれぞれ付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、それぞれ各委員会へ付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後三時十九分休憩

午後四時五十分再開

○議長（伊藤 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一六号昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

の支払いを計画しておたわけでございます。年間三億六千万円でございます。その支払いでは多少困難だというふうな状況でございますので、この補正額のほとんどを療養給付費と療養費に充てるというようなことで千五百六十三万七千円の歳出の増加でございます。六ページにまいります。本決定しました段階で仮決定は前年度の所得の半分を課税標準にしまして課税してきておるわけでございます。それで一年経過しまして昨年よりも所得が減る方があるわけでございます。そういう方につきましては仮決定の課税額が四十六年度の課税額を上回る場合があるわけでございます。そういう方に還付をするということで償還金利子及び還付金としまして四十万円を補正させていただく、要するに本決定後の超過課税の還付ということでございます。これが四十万円でございます。以上が第二回の国保の補正予算でございます。

議案書のほうはただいま御説明申し上げましたように千六百三十七万円を追加しまして、総額四億二千六百八十三万八千円、歳入歳出いずれも同じでございます。このように補正いたしました、こういう提案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一六号昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正

予算第二号は文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一一七号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号でございます。平山、神明上、四ッ谷下の区画整理費におきまして委託費及び工事費等に不足を生じましたので、予備費より組み替え補正を行なうものでございます。細部は担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 歳入全般の説明を関係部課長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君） 明細書のほうをお開き願いたいと思います。ただいま提案理由のとおり、今回補正額は三千七百三十一万五千円でございます。予備費の組み替えでございます。したがって歳入歳出総額においては変わりありません。平山台の区画整理費、この中の事業費でございますが、四

十七年度の公社委託料総額は五千八百六十五万三千九百円でございます。したがって当初計上いたしました二千七百十三万四千円、それから四十六年度の未納分がでございます。五百四万円でございますが、そういうようなことで不足額を差し引き計上いたしました。三千百五十二万でございます。次が神明上の区画整理費でございます。報酬が一部改正をなされるというようなことで不足分を計上いたしました。次にめくっていただきました四ッ谷下でございます。四ッ谷下の区画整理費、総務費の中で委託料、代理登記が不足をいたしましたので住所変更等に伴うものでございますが十件ほど十万円ほど委託料を計上いたしたい。備品購入費でございますが、それぞれ機具がだめになりましたので一台を購入いたしたい。事業費でございますが、工事請負費四百万、これにつきましては大体事業が完了いたしましたけれども、住宅供給公社が造成しました周辺の水路が非常に低いために支障をきたしております。そこで水路を改修をいたしたい、杭につきましては一五メートル、延長といたしましては二二六メートルでございます。それから補償補填につきましては百二十五万計上いたしました。予備費につきましてはそれぞれ減額をいたしたい。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）この三ページにかかわる新都市公社の委託料ですが、これは事業費ということに書かれてありますけれども、土木工事のようなことであるのか、あるいは事務的なことであるのか。つまり委託の内容というものをやっぱり説明していただくほうがいいんじゃないかと思うんです。それから直接予算のことではありませんが、平山台につきましては本年度をもって事業が完了というふうに事業年度が予定されておりますが、したがって年度末に換地処分の仕事が果たし得るかどうか。すでに町名等も地元ではあらかじめ定められたものを新年度辺りから使えるんじゃないかというふうに期待もされておるわけですが、その点との関係をひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤 定君） 都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君） 御説明をいたします。第一点の委託料でございますが、当初いろいろ毎年度同じような事業費の中でその委託料を計上しております。これにつきましては全体計画の中で工事費、事務費、これについては全体的なものが入っております。したがって各年度ごとに区分いたしまして、そして委託をしておる。その内容については工事費、事務費、全般のものが入っております。それから第二点目の事業完了予定でございますけれども、四十七年度で完了する予定で進めておりました。ところが、なかなか残事業がありまして

各側溝の補修やら、あるいは舗装の補修それぞれがありまして事業も若干遅れております。そういうようなことで年度内には事業が完了いたしません。予定といたしましては八月三十一日を目途に事務処理を行なっております。したがって七月末日で換地処分をし、町名地番につきましては八月一日から施行いたしていこうと、そういうようなことでそれぞれの残事業を整理を行なっております。したがっていろいろと町名地番の町名につきましても御協力願ひましてすばらしい名称がつけられました。そこで地元からも出ておりますけれども、町名も決まったことであるからなるべく早く施行してほしいという要望も出ております。残事業の関係で遅れておりますので本年度内には完了が不可能でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければ歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一七号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号は都市計画水道委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め都市計画水道委員会に付託いたします。これより議案第一一八号昭和四十

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければ

歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一八号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号は都市計画水道委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第一一九号昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は市立総合病院事業会計の第一回の補正予算であります。資本的収支においては電話架設のための債券及び工事費に関するものでありまして収支不足額十萬二千円を内部留保資金で補填するものであります。収益的収支においては職員給与費のうち賃金二百三十八萬円、及び報償費、四十八萬円の不足のため、材料費及び賃借料から組み替えるものであります。なお、企業債については、医療器械整備として二千萬円が許可いたされましたが未計上であつたので今

七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計の補正予算でございます。昭和四十六年度の繰越金及び起債額が決定いたしましたので補正いたすものでございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 歳入歳出全般の説明を関係部課長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君） 歳入につきましては今、提案理由にありますとおり、決算の繰越金でございます。

歳出のほう四ページですが、これはこの前の議会で債務負担行為の変更をいたしております。当初二十年で計上いたしておつたわけですが、二十五五年になりました関係から、こういう変更があると、なお利子については借入れの時期がずれましたのでこのように変更になりました。したがって元利均等でございますから年々利子のほうが少なくなり元金が多くなる、こういう形で返済を二十五五年間すると、こういうわけでございます。それからさきほどの減つた分が予備費の追加になる、したがって予備費は四百九十九萬円、こういうふうになるわけでございます。以上です。

回これを計上いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 次に収益的支出、資本的収入及び支出全般の説明を関係部課長より求めます。病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）

では御

説明をいたします。実施計画に基づきまして説明いたします。まず給与費の賃金でございますが、これにつきましては、上半期の支出からみまして下半期の見込みを立てましたところ二百三十八萬円の不足をきたす、こういうようなことで計上したわけでございます。理由といたしましては現在耳鼻科の関係が専任の医師がいまませんで嘱託、パート医をもつてあておるわけでございますが、当初予算におきましては、後半におきまして専任医師がおいでになれると、こういうふうな予想のもとに六カ月分のみを計上した、こういうふうなこと、その他当初一名の嘱託パートの先生を採用と、こういうふうな予定であつたわけでございますが、三名が交代で来る、こういうふうなことから不足をきたすこういうことでございます。それからその次の薬品費の二百四十八萬の減額でございますが、これにつきましても上半期の実績から下半期の見込みを見まして、若干薬品費が減るとこういうふうなことから賃金に振り替える、こういうふうなことでございます。それから、その次の経費の報償費でございますが四十八萬円でございす。これにつきま

しては臨時に手術などございます場合に、手術の麻酔医を採用する、あるいは手術の助手というふうな先生を大学の病院、あるいは関連の病院から招聘をするわけでございますが、その場合の謝礼が不足する、こういうふうなことで四十八万円を計上したわけでございます。その後の賃借料の三十八万の減額でございますが、これは基準寝具、こういうふうなことで、寝具を借りておるわけでございます。業者から借りておるわけでございしますが、この賃借料が当初ベット数に伝病の関係も含めまして、少し余分にその組数を計上した。あるいは単価の値上がりがあるのではないか、こういうふうなことも考えてその分を見込んだわけでございますが、実際には百二十組程度で三十円で借りておるわけでございます。そういう見込みの中でこれは一応三十八万円減額してもだいじょうぶである、こういうふうなことで、これを組み替えるというところでございます。

それからその次の資本的の収支でございますが、これは九月に着任になりました小児科の先生の自宅のほう、自宅を借りておるわけでございますが、そちらのほうへ緊急の電話を引く、こういうふうなことで二本分を計上したわけでございます。収入というところでございますが、これにつきましては支出のほうにございます。電話債券を買ってすぐこれを売却したい。それから支出のほうでございますが電話二本の架設分十万二千円というところでございます。なおこの十万二千円が収支不足するわ

けでございますが、これは内部留保資金で補填をするというところでございます。以上、説明を終わります。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）日野市立総合病院は認可要件というところで、完全看護ということだというふうにあるいは間違いかもしれませんが、そういうふうに承知しておるわけですが、そのとおりであるのか何か基準看護だというふうにも病院の人から聞いたんですが、その点はそれをひとつはつきり伺いたいと思つてゐるんですが、これは恐らく病院の認可要件などとの関係もあるし、運営上も関係あると思いますが、その点を一べん説明していただけませんか。

○議長（伊藤 定君） 病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君）

お答えいたします。完

全看護というのはことばとしてはあるわけでございますが現在私どものほうでは特類看護という看護の認可を受けておるわけでございます。そのほか一類、二類、三類とこういうことでベット数に何床に何人というふうな看護婦の配置体制、こういう中で格付けがされるわけでございます。それで私どものほうは去年の四月ですか、特類看護ということで、三床に看護婦一人こういう体制でそれに基づくいわゆる診療報酬ですかそういう関係の入院料のものをいただいております。その

体制の中でできるだけのことをやっておるわけでございますが、完全看護というようにすることですべて病院でいつさいがつさい何から何までやらなければいけない、こういうふうな完全看護というふうなことになりますと、そういう印象になるわけでございますが、ただ、どうしても付き添いを要する、こういうふうなことで、医師のほうで認定をいたしますと家族が付く、こういうふうなこともあるわけでございます。看護婦だけではずつと一対一では付いて看護ができない、こういうふうな状態の場合でございます。そういうことで、基準看護、特類看護であっても、場合によっては、家族を付ける、こういうことで家族が付けない場合には学政婦というか、何らかあるいは親類の関係とか、そういうことで付いておるのが実情なわけでございます。できるだけ病院自体の体制の中でやり得ることはやらなきゃいけない、こういうふうな承知はしておるわけでございますが、現状はそういうことで完全看護ということで全部一切、病院の責任において看護するというふうなことではなくて、実情として付添いがあると、こういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）完全看護あるいは基準看護その特類看護というのは完全看護の中の特類ということですか。それとも特類という基準があるのかどうか。

○議長（伊藤 定君） 病院事務長。

○病院事務長（成井正夫君） 完全看護というのはこ

とばで言つてるので法的なあれはないわけなんです。法的なもの

のはやはり基準看護で、その中の特類、一類、二類、三類、とこういうことでございます。ことばとしては完全看護というのはやはりそういう基準を持つてゐるからにはできるだけ完全にやらなきゃいけないというふうな注意じゃないか、こういうふうに解釈しております。

○議長（伊藤 定君）

よろしいですか。ほかに御質疑は

ありませんか。なければ収益的支出、資本的収入及び支出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一九号昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認め、文教厚生

委員会に付託いたします。

これより議案第一二〇号、昭和四十七年度日野市水道工事会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十七年度、日野市

水道事業会計補正予算第三号でございまして収益的關係では収入で一千六百三十七万三千円の追加補正で合計二億八千九百二十九万一千円、支出で二千三百六十六万六千円の追加補正で合計三億二千五百九十五万三千円、差し引き三千六百六十六万二千円の赤字予算であります。

資本的関係では収入で一千百十四万円の追加補正で合計四億五千五百五十六万六千円、支出で二千二百四十五万二千円の追加で合計五億三千八百二十九万六千円、差し引き八千二百七十三万円の不足でございします。この額は過年度、当年度分の留保資金をもつてあてたいと考えております。工事の主なものといましては宅地造成の關係工事、程久保川改修に伴う導水管移設工事等でございします。詳細水道部長より説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

次に収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般の説明を關係部課長より求めます。水道部長。

○水道部長（加藤一男君）

それでは議案第一二〇号につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。ただいま助役のほうから説明がありましたとおり収益的収入、支出關係では差し引きまして三千六百六十六万二千円の赤字予算でございします。この数値は建設工事によります起債利子が大幅に増加をいたしまして、約九千万の支払利息を必要といたしております。したがって、給水収益の半分近い金額をこれにつぎ込んで

ございします。光熱水費、非常に少額ではございますけれども平山台浄水場關係の費用でございします。その次の動力費も平山台浄水場の東電との契約によります動力費の追加をお願いするものでございします。その次が十七万円でございします塩素の代金を三月までの見込額によりまして計上させていただきますが、これは給水の工事量の増加に伴いまして指定工事に支払う掘削委託料二百十万円等でございします。次に材料費の六百二十万八千円でございします。同様、給水工事の材料費に不足をいたしましたので三百万円、それにニチモその他の取り付け材料費を計上させていただいたわけでございします。次に総係費でございしますけれども、それぞれの節の備考欄にありますように水道部の運営上必要とする需要額でございします。それから営業外費用は自動車重量税の五千円を除きまして全部利息でございします。当初は四十六年度の起債が確定をいたしておりますので、これを除いて計上させていただいたわけでございします。確定を見ましたので、ここに追加をお願いするものでございします。合計で二千三百六十六万六千円の補正でございします。

次に資本的収入支出關係でございします。八千二百七十三万円の不足額でございします。これはただいま助役のほうからお話がありましたとおり、この不足は内部留保資金をもつてあてたいと考えております。収入の起債額、減額七百万円でござい

いる状況でございします。いずれにいたしましてもこれからの執行状況を見まして、極力、入るを計りまして出るを制しまして三月補正で最小限にとどめるべく努力をいたしたいと思っております。それでは実施計画によりまして内容を御説明申し上げます。

まず新設工事収益の五百七十九万六千円でございします。備考欄にございしますようにニチモプレハブその他高層住宅の隔測メーターの取り付け料それにせん孔料でございします。それから手数料の三十四万八千円は一件当り二百円の千七百四十三戸分を計上させていただいたわけでございします。それから負担金の四百二十七万五千円でございします。これも助役のほうから説明がございましたとおり程久保川の改修に伴いまして三沢浄水場系の四本の井戸の導水管が当たりますので切り回しのためにその間水を都分水に求めます。その相当額を都から負担していただく金が四百二十七万五千円でございします。それから雑収入の五百七十八万五千円でございします。これは備考欄にありますように集金手数料あるいは宅造会社よりの経費相当額の収入でございします。営業外の雑収入はこれはクズ鉄等の売却代金を計上いたしましたわけでございまして総計で千六百三十七万三千円の補正をお願いする次第でございします。

次に支出でございしますけれども各目の人件費は三月までの支出予定額を見まして不足する額を補正させていただいたわけで

すが、昭和四十七年度の事業が決定をいたしましたので、総額四億一千八百万円でございします。したがって既定予算とにらみ合わせまして、ここに七百万円の減額をするものでございします。しかしながら、工事を全く中止をするということではございませんので、お含みをいただきたいと思います。それから負担金の千八百十四万円、これは備考欄にもありますように四社からの負担金でございします。

次に支出に入らせていただきましたとして工事請負費それから雑工事はそれぞれ備考欄に掲げました工事を委託したく計上いたしたわけでございします。備品の三十六万円は平山台浄水場用の自動車の購入をいたしたいということでございします。備品につきまして二万八千円、これは開閉器の購入費でございします。その次が償還金の五百九十万円でございますが、四十六年度借り入れましたところの繰越債の元金支出でございします。以上非常に簡単にございします。水道部關係の説明を終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければ収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般に關する質疑はこれをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第一二〇号、昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算第三号は都市計画水道委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第一二二号、昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役 (葛西正彦君) 本議案は昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計の補正予算でございます。蚕繭共済勘定では今年度の春蚕繭が被害程度が高かったために四千円の補正を行なうものであります。また業務勘定では収入において四十六年度国庫補助金が増額になったので繰越金の増額補正等でございます。詳細、担当部長より説明いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 (伊藤 定君) 次に蚕繭共済勘定業務勘定全般の説明を関係部課長より求めます。民生部長。

○民生部長 (松村清栄君) ただいま助役からの説明のとおりでございます。蚕繭勘定におきましては、四千円の追加でございますが、これは一箱と四分の一の被害、こういうことで七千円の支払いがあつた。この四千円というのは連合会のほうから支給されて蚕繭をやっている方々に支払われ

せます。

○書記 (武居一茂君) 議案第一二二号を朗読。

○議長 (伊藤 定君) 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役 (葛西正彦君) 本議案は日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。本年九月定例会で特別職の報酬改正を実施いたしましたので、それに伴い非常勤特別職の報酬を各市の実施状況を考慮し平均三九・九二%引き上げるとともに、日額、報酬額の一元化及び支給方法、条文整理を合せて行なうものでございます。なお、適用年月日でありますが月額報酬につきましては本年十月一日とし、その他につきましては十二月一日から適用する考えでございます。詳細につきましては担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (伊藤 定君) 詳細説明を担当部課長より求めます。総務部長。

○総務部長 (遠藤政之君) それでは御説明いたします。非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。改正の理由につきましてはただいま提案理由のとおりでございます。この条例は、四十五年に改正されまして、前回四十五年の改定の時期の市長、議長議員等の特

ろお金でございます。事業の費用につきまして同額を計上いたしました。

次に業務勘定でございますが、これは繰越金四十六年度の繰越金七十一万七千円のほかに水稻、陸稻、家畜、その他の賦課金の整理をいたしまして、これらを差し引きいたしまして、六十九万五千円の補正でございます。

支出におきましては報酬の改定によりまして五千円、印刷製本費の一万五千円も計上させていただきました。その残りは全部予備費に計上いたしました。以上でございます。

○議長 (伊藤 定君) これより質疑に入ります。なければ蚕繭共済勘定、業務勘定に関する質疑はこれをもって終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

おはかりいたします。これをもって議案第一二二号、昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号は産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認め、産業建設委員会に付託いたします。これより議案第一二二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読さ

別職の給料報酬の改定に伴って、条例改正が行なわれております。今回前回と同様、本条例の改正をいたすということでございます。特にこの条例の適用につきましてはさきほど提案理由の中にもございましたが、市長、議長等の時点の十月一日からということでございます。特にその中で報酬額が日額のものにつきましては十二月一日から適用いたすということになるわけであります。

それではその内容でございますが第三条関係につきましては条例の整理でございます。特に日額、月額等の報酬の支給の方法並びに計算期間等の基礎を定めたというものでございます。それからまことに申しわけございませんが、別表でございますが別表の第二枚目でございますが差し替えを願いたいと思

います。それは二枚目の後から学校医とございますが、学校医から学校医を入れまして四行目に土地区画整理評価員の欄が漏れましてのでまことに申し訳ございませんが差し替えを願いたいと思

います。それで特にこの報酬につきましては日額、月額、年額と区分されておりますが前にも申し上げましたとおり四十五年度の改正でありまして、各市とも改定が加えられております。それから各市の状況から見ましても値上げが妥当である、というふうに考え

まして検討を致しましたものでございます。特に日額報酬につきましては現行二段階千六百円と二千円というふうに区分されておりましたが、これを今回ここに書きました二千五百円と改正を致すものでございます。それから月額の報酬につきましても、特に各市の状況等を考慮に入れますと検討を加えまして、特にその中で、医師会関係等につきましては、会の意向等も考慮に入れますと、それぞれ引き上げを致すということでございます。詳細、個々につきましては、委員会で説明致したいというふうに考えております。なお今回この改正に伴いまして、今回の補正予算に計上された額、約二百六十万ということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）一点お伺いしたいんですが、実はこの条例をずっと見ていて、これ一番説明がなかったんですが、三条の三項ですね、私が勉強が不足なのか、ちょっと分かりませんが、年額という報酬というのが載っているんですが、これは全部ずっと見たところ年額という報酬はどこも載っていないので、月額というふうなぐあいになるんで、この辺のところがちょっと分からないんで、御説明願いたいと思うんです。

○議長（伊藤 定君） 総務部長。

○総務部長（遠藤政之君） さきほど私のほうの手

また日野市立日野第七小学校及び日野市立日野第四中学校日野市立第四幼稚園を新たに加えるものでございます。よろしく御審議お願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結致します。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結致します。おはかり致します。これをもって議案第一二三号日野市立学校設置条例の一部改正の件は、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託致します。

この際、議案第一二四号市道路線の一部廃止及び、第一二五号市道路線の廃止の件を一括議題と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、議案第一二四号及び、議案第一二五号を一括議題と致します。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 議案第一二四号、第一二五号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求め

違いでミスがございまして、差し替えをお願いを致しました土地区画整理評価員の欄でございしますが、これがただ一つ年額というところでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結致します。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結致します。おはかり致します。これをもって議案第一二三号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託致します。

これより議案第一二三号日野市立学校設置条例の一部改正の件を議題と致します。職員をして議案を朗読致します。

○書記（武居一茂君） 議案一二三号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は、日野市立学校設置条例の一部改正でございまして、第二小学校の所在地番を豊田地区の町名地番整理に伴いまして、新地番に改めるものであります。

ます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 議案第一二四号、一二五号は、道路法第十条第一項の規定に基づく市道路線の一部廃止、並びに廃止の議案でございまして。詳細は担当部長より説明致します。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤 定君） 詳細説明を担当部長より求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）

それでは御説明申し上げます。一二四号につきましては、ただいま助役のほうから説明がありまして、一部廃止でございます。これは一番先に出ておりますのは、新田十号線というのは、東光寺の市営住宅の東側にあるところで、その送付されている図面がございしますが、場所は東側でございまして。それから後は吹上団地の、吹上の区画整理地内が、事業が完了致しましたので、一応手続きをしまして、一部廃止に持っていきましたと、こういうことでございます。これが終わりますと次に認定の行為を起しておりますので、一応取り敢えず一部廃止を申し出ました。それから市場線の、何もこれは十七号線、新井の新井橋から百草に抜ける道でございまして、途中の新井と落川の境のところに、用水がございまして、そのわきに道がございまして、これが廃止でございます。それから新井の十三号線につきましては、今年

の六月に一部廃止をしていたらいいんですが、これはちょっと図面上で、全部書いてありません。半分は一応もう廃止にしています。そういう議案でございます。

それから一二五号につきましては、やはり吹上団地の区画整理内の、これは全部廃止でございます。それから浅川イ号線と申しますのは、図面に書いてありますように、百草の駅からまっすぐ行ったところに、ちょうど程久保川に突きあたります。それを堤防つたいに東に曲りまして、浅川の堤防側に抜けるところ、これが全部廃止でございます。これが浅川イ号線という百草二九番地。それから車坂一号と申しますのは、これは三井団地の一番上に今、山になっていきます。この中にあります路線でございます。これを全部廃止をしますと、こういうことでございます。以上です。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）この廃止理由の中に、廃止理由の三ですね、これはどういう意味かをちょっと説明をしていただいて……

○議長（伊藤 定君） 建設部長。

○建設部長（中島武男君） 三号でございますか。

これは現在ですね、建物が建っているわけでありまして。これはわきに道路造りまして、新しく造つてあるわけですから。そのため

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は、道路法第八条第二項の規定に基づき、市道路線の認定を行なうのでございます。詳細は、担当部長より説明致します。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤 定君） 担当部長より詳細説明を求めます。

○建設部長（中島武男君） 御説明申し上げます。これは高幡の高幡台にあります鹿島団地の路線の認定でございます。全部舗装、その他を全部完了させましたので、一応このように引き取ると、こういう条件で認定をします。中に重用延長と書いてありますのは、十字路になることです。全部十字路になるところが重用延長でございます。それからもう一つ、三沢の一号線、これは現在あれは三沢から新井に抜ける水道の、第四浄水場がございます。その西側に浅川のほうへ抜ける細い、約三メートルぐらいの道路がございます。それから線路伝いに、今高橋議員さんのほうへ入る道があります。これを認定しよう、こういうことでございます。これは前からいろいろありましたが、一応全部終了したのでこれを認定しよう、と、こういうことでございます。それから後は高幡不動駅の前でございますが、商店街の裏側にあるたんぼの中に、新しく造つてございます。これを認定しようと、こういうことでございます。

に道がはすになつてゐるわけです。これを入口がまっすぐ入るいいように右側の奥に、約四〇メートルばかり、現在の坪数よりか余計に提出してございます。それでそれは本人知らずにやっていたらいいんですが、たまたま買収の時に、用地の買収の時に行きまして公園を見ましたら、そういうことになつておりまして、昔はここは川原だったもんですから、本人も分からなかつたんじゃないかと思ひます。そういうことですね、一応廃止の手続きしろと、それで払い下げをしろと、そういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。（二十番議員「はい。」）ほかに御質疑はありませんか。なければこれを

もつて質疑を終結致します。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結致します。これをもつて議案第一二四号市道路線の一部廃止及び議案第一二五号市道路線廃止を一括して産業建設委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御意見ないものと認め、産業建設委員会に付託致します。

これより議案第一二六号市道路線の認定の件を議題と致します。職員をして議案を朗読致します。

○書記（武居一茂君） 議案第一二六号を朗読。

以上です。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれを

もつて質疑を終結致します。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結致します。これをおはかり致します。これをもつて議案第一二六号市道路線の認定の件は産業建設委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、産業建設委員会に付託致します。

これより議案第一三一号東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題と致します。職員をして議案を朗読致します。

○書記（武居一茂君） 議案第一三一号を朗読。

○議長（伊藤 定君） 理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君） 本議案は、東京都市公平委員会共同設置規約の一部変更でございます。北多摩昭和病院組合が、昭和病院組合と名称変更致しましたので、これに伴う規約の変更でございます。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれを

いま議題となっており、本件については、委員会付託を省略致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) よつて本件については委員会付託を省略することに決定致しました。本件について御意見はありませんか。なければこれをもつて意見を終結致します。これより本件について採決致します。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よつて議案第一三一号京都市公平委員会共同設置規約変更の件は、原案のとおり可決されました。

おはかり致します。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長を致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よつて会議時間は延長することに決定致しました。

暫時休憩致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認めて、暫時休憩致します。

午後五時五十分休憩

○議長(伊藤 定君)

午後六時十四分再開
休憩前に引き続き会議を開きます。
この際請願を付託委員会に区分して一括議題に致したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認め、一括議題と致します。

総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明致します。

○議会事務局(田倉高光君) 請願第三九号、第四一
号、第四七号、第四八号を説明。

○議長(伊藤 定君) おはかり致します。請願第三九号、第四一
号、第四七号、及び第四八号を総務委員会へ付託致した
と思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認め、総務委員
会へ付託致します。

次に文教厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明致
させます。

○議会事務局(田倉高光君) 請願第四〇号、第四三
号、第四四号、第四六号、及び第四九号を説明。

○議長(伊藤 定君) おはかり致します。請願第四〇号、
第四三号、第四四号、第四六号、及び第四九号を文教厚生委員

会へ付託致したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○十七番(名古屋史郎君) 四四号の審査に当たりましては、
請願要旨を拜見致しますと、日野市という限定をしておりませ
んけれども、心身に障害のあるものは、就学猶予、就学免除の
手続きを提出させ、学籍を外され、教育を受ける機会に恵まれ
ない者がいます。こういう表現がございします。担当委員会にお
かれましては、これらの点日野市と限定しておりませんけれども
もこれらの点、あるいは後段の一日も早く中度以上の障害児が
教育を受けられるようにといったような表現が見受けられます
ので、若干の疑問というか、心配な感じが致しますので、慎重
な御審議をされるよう要望致します。

○議長(伊藤 定君) ただいまの要望を文教厚生委員会
において十分審議するようにお願い致します。

御異議ないものと認め、文教厚生委員会へ付託致します。

次に産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明致
させます。

○議会事務局(田倉高光君) 請願第三八号、第四二号、
第五一号を説明。

○議長(伊藤 定君) おはかり致します。ただいま事務
局長が説明致しました請願第三八号、第四二号、及び第五一号
を産業建設委員会に付託致したいと思ひますが、これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認め、産業建設
委員会へ付託致します。

次に都市計画水道委員会関係の請願要旨を事務局長をして説
明致します。

○議会事務局(田倉高光君) 請願第三六号、第三七
号を説明。

○議長(伊藤 定君) おはかり致します。ただいま事務
局長が説明致しました請願第三六号、第三七号を都市計画水道
委員会へ付託致したいと思ひますが、これに御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 定君) 御異議ないものと認め、都市計画水
道委員会へ付託致します。

次に公害対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説
明致します。

○議会事務局(田倉高光君) 請願第五〇号を説明。

○議長(伊藤 定君) おはかり致します。ただいま事務
局長が説明致しました請願第五〇号を公害対策特別委員会へ付
託致したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、公害対策特別委員会へ付託致します。

請願第四五号乳幼児医療費の無料化に関する請願は、さきほど採択となりました請願第一四号乳幼児医療費の無料化に関する陳情と同趣旨のものでありますので採択とみなし、一四号と同様の取り扱いを致します。

議案第六五号日野市道路占用料徴収条例の撤回の件を議題と致します。理事者から撤回の理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

議案第六五号につきましては長い間御審議をいたしておりましたが、今年六月東京都におきまして、占用料の全面改正を行ないまして、したがって本市で御提案申し上げた時点と、内容、料金等に相違が生じてまいりましたので、この際取り下げ、新しい資料と近接市町村の状況等を把握して、改めて御提案致したいと考えますので、よろしくお願い致します。

○議長（伊藤 定君） 産業建設委員長から経過の報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君） 十月二十五日産業建設委員会を開きまして六五号についての撤回の了承を意見一致をみましたことを御報告申し上げます。

ひとつ提案をしてほしいと。その代わり経過措置を一つ特別にこしらえて、一挙に上げずに、やってもらいたいと、こういう要望でございまして、今現在八王子が一応九月に了承したそうです。で、後近隣の市町村ではそれに倣ってぼつぼつやっております。で、大体東京都に倣っていくというところでございます。この十二月の議会中なんですけれども、ひとつ、二十六日ですから、終わった日ですね、一応最終的にまとめようということで、一応方向としては、倣っていくということで、建設協議会ではなっております。ですからできるだけ早くやはり百六十八円と、同じような方向で進めていきたいと、こういうふうに考えております。こういう考えです。

○議長（伊藤 定君）

よろしいですか。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）

ちょっと疑問に思うのは、今言った額の点で言えば、今まで提案されてきた条例の内容も、非常に弾力性のある内容になっているんですね、額については、仮に二百四十円で、条例が施行されても、その時々、市長の判断で、場合によっては一銭も徴収しなくても済むと、場合によっては半額で済むと、そういう金銭的には非常に余裕のある弾力条項になっているわけですね。したがって現在提案されているこの条例案を実際に施行に踏み切っても、額の点ではその支障がないようになってはいるはずなんですよね。その点非常に疑問に思うんです。この時点で、それを言ってもしかたがない

○議長（伊藤 定君） おはかり致します。ただいま議題となっておりまして日野市道路占用料徴収条例の撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議なしと認めます。よって：「議長」と呼ぶ者あり） 米沢照男君。

○十番（米沢照男君）

この議案については御存じのように、すでに二年半有余経過した中で、産業建設委員会で慎重審議を続けられてきたわけですが、残念ながらこの理事者側の提案に対して、与党議員が時機尚早という意見で野党側が賛成と、全くこの問題議案に限っては、与野党の立場が入れ替わるような状況があつたわけです。これはどういう背景があるかは定かではありませんけれども、今の御説明ですと、都の改正に倣ってそれに合わせた形で再度提案したいという御意向のようですけれども、いつ再提案するのか。その辺この場でちょっと確認しておきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 建設部長。

○建設部長（中島武男君）お答え申し上げます。委員会でも御説明申し上げましたと思うんですが、東京都に倣いまして、二十三日でそれぞれ提案をしたり、それから内部を調整したりしております。現在東京都は三百十円になっております。それに倣いまして、近隣市町村も東京都のほうに倣って三百十円で、

いように思いますので、その点は十分この提案される際には、少なくとも与党議員が、それを支持して賛成をする、そういう事前の根回しをした上で提案してほしいと、要望しておきます。（笑声）（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 今、米沢議員から与党議員が反対するという話がありましたけれども、それは長い間の保留になっていた前の産業建設委員会でございますので、それを今委員会と致しましては、さきほど報告したとおりでございます。

○議長（伊藤 定君）

おはかりいたします。ただいま議題となっております日野市道路占用料徴収条例撤回の件についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第六五号日野市道路占用料徴収条例の撤回の件についてはこれを承認することに決しました。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。なお今後の日程について申し上げますが、次回本会議は十二月二十五日午前十時から開議いたします。時間厳守で御出席をお願いいたします。なお委員会の日程を事務局長をして連絡させます。

○議会議務局長（田倉高光君） それでは申し上げます。

総務委員会十二月十九日午前十時より、文教厚生委員会十二月十九日午前十時より、産業建設委員会十二月十九日午前十時より、都市計画水道委員会十二月十九日午前十時より、公害対策特別委員会十二月二十日午後一時より、交通対策特別委員会十二月二十日午後一時より、一般会計決算特別委員会十二月二十一日午前十時より、特別会計決算特別委員会十二月二十一日午前十時より、多摩川架橋特別委員会十二月二十日午後一時よりでございます。なお付託の一覧表につきましてはまだ印刷が間に合いませんので十九日の委員会の際に配布申し上げますのでよろしく願います。

○議長（伊藤 定君） どうも御苦勞様でした。これにて散会いたします。

午後六時三十四分散会

十二月二十五日 月曜日 （第五日）

昭和四十七年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十二号

十二月二十五日月曜日(第五日)

出席議員(二十九名)

三番	欠席議員(一名)	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	二番	一番
市川芳太郎君		杉山寅三郎君	剣持佐吉君	伊藤松之輔君	岩沢哲夫君	大柄保君	西沢保君	米沢照男君	百濟勇君	谷栄吉君	林重義君	池田重太郎君	滝瀬敏朗君	秦正一君	板垣正男君	鈴木美奈子君

十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
名古屋史郎君	石川佐太郎君	大下博君	森田喜美男君	高橋通夫君	滝瀬政吉君	日野源作君	杉山亘君	伊藤藤定君	吉富繁枝君	清水芳雄君	佐々木昭雄君	正国務君	三浦重春君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷 栄 君
助役	葛西 正彦 君
収入役	市川 晴夫 君
企画財政部長	篠崎 美雄 君
総務部長	遠藤 政之 君
市民部長	赤松 行雄 君
民生部長	松村 清栄 君
建設部長	中島 武男 君
都市計画部長	杉本 好次郎 君

福祉事務所長	田中 若一 君
病院事務長	成井 正夫 君
秘書課長	佐藤 智春 君
業務課長	柳下 章 君
教育課長	永野 林 君
教育庶務課長	落合 豊 君
学校教育課長	松本 武 君
選挙管理委員	佐久間 義信 君
会事務局長	

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

事務局 長	田倉 高光 君
書記	武居 一茂 君
書記	川上 輝子 君

書記	深海 弘子 君
書記	安原 清美 君

議 事 日 程

昭和四十七年十二月二十五日(月)
午前 十 時 開 議

- 一、議案第一二二一號 昭和四十六年度日野市一般会計決算の認定について(一般会計決算委員会審査報告)
- 二、議案第一二二二號 昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について(特別会計決算委員会審査報告)

- 三、議案第一二二三號 昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について(特別会計決算委員会審査報告)
- 四、議案第一二二四號 昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について(特別会計決算委員会審査報告)
- 五、議案第一二二五號 昭和四十七年度日野市一般会計補正予算について(第四号) (総務・文教厚生・産業建設委員会審査報告)
- 六、議案第一二二六號 昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第二号) (文教厚生委員会審査報告)
- 七、議案第一二二七號 昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第三号) (都市計画水道委員会審査報告)
- 八、議案第一二二八號 昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第二号) (都市計画水道委員会審査報告)
- 九、議案第一二二九號 昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号) (文教厚生委員会審査報告)
- 一〇、議案第一二三〇號 昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算について(第三号) (都市計画水道委員会審査報告)
- 一一、議案第一二三一號 昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第一号) (産業建設委員会審査報告)
- 一二、議案第一二三二號 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務委員会審査報告)

- 一三、議案第一二二三號 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について(文教厚生委員会審査報告)
- 一四、議案第一二二四號 市道路線の一部廃止について(産業建設委員会審査報告)
- 一五、議案第一二二五號 市道路線の廃止について(産業建設委員会審査報告)
- 一六、議案第一二二六號 市道路線の認定について(産業建設委員会審査報告)
- 一七、議案第一二二七號 日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について(総務委員会審査報告)
- 一八、請願第二二七号 私立幼稚園協会への補助金交付に関する陳情(総務委員会審査報告)
- 一九、請願第三三九号 私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情(総務委員会審査報告)
- 二〇、請願第四一四号 公衆浴場新設に伴う助成に関する陳情(総務委員会審査報告)
- 二一、請願第九号 高幡台団地への地区センター設置に関する請願(文教厚生委員会審査報告)
- 二二、請願第三七号 日野市の用途地域改正案に関する請願(都市計画水道委員会審査報告)
- 二三、請願第五八号 立川基地再開に反対する請願(総務委員会審査報告)

- 二四 請願第六号の一 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（総務委員会審査報告）
- 二五 請願第二〇号 豪雨被災者に対する復旧工事補助金交付ならびに分譲業者に対する復旧工事督促に関する請願（総務委員会審査報告）
- 二六 請願第三二二号 市内の自然環境確保に関する陳情（総務委員会審査報告）
- 二七 請願第四七号 神明上東部自治会地域への東京ガス敷設に伴う工事費の補助ならびに借入金に対する利子補給及び事務援助に
関する陳情（総務委員会審査報告）
- 二八 請願第四八号 農林省日野淡水区水産研究所跡地利用に関する請願（総務委員会審査報告）
- 二九 請願第二号 市道市場線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三〇 請願第一六号 新井五六番地先道路拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三一 請願第六号の五 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三二 請願第三五号 市道九号線舗装に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三三 請願第三八号 柴町地内用水路改修に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三四 請願第四二号 大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三五 請願第五一号 通学路整備ならびに橋梁設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
- 三六 請願第二一号 万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 三七 請願第九号 都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 三八 請願第二八号 住宅街を縦断する無計画道路日野一・三・四号線建設反対に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 三九 請願第六号の三 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 四〇 請願第一〇号 工場建設に反対する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 四一 請願第二四号 浄化施設の維持管理に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 四二 請願第三三三号 レジャークリニックセンター建築の疑義についての陳情（都市計画水道委員会審査報告）
- 四三 請願第三四号 新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情（都市計画水道委員会審査報告）

- 四四 請願第三六号 百草街路接続工事施工に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
- 四五 請願第一九号 メッキ工場団地建設反対に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
- 四六 請願五一号 百草団地住民の生活環境保全に関する請願（公害対策特別委員会審査報告）
- 四七 請願五〇号 工場建設に反対する請願（公害対策特別委員会審査報告）
- 四八 請願第六号の四 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（交通対策特別委員会審査報告）
- 四九 請願第五七号 万願寺地区への市立保育園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五〇 請願三八号 保育時間延長に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
- 五一 請願四〇号 ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五二 請願四五号 在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五三 請願四七号 公立幼稚園設置の適正化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五四 請願五五号 公立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五五 請願五六号 幼児教室存続に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五六 請願第一号 高幡台団地内に幼児教室のための施設提供に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五七 請願第六号の二 公共住宅団地の生活環境整備に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 五八 請願一三三号 〇歳児保育に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
- 五九 請願一五号 予防接種もれ乳幼児の接種料の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 六〇 請願一七号 日野市衛生処理場からの悪臭に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 六一 請願一九号 零歳児保育死亡事故発生に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 六二 請願四〇号 第二日野万地区への地区センター建設に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 六三 請願四三三号 豊田団地地域への地区センター建設に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
- 六四 請願四四号 障害児の教育権保障に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
- 六五 請願四六号 老人問題に関する請願（文教厚生委員会審査報告）

- 六六 請願第 四九号 宮クラブ改築に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
- 六七 多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 六八 市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件
- 六九 決議案第一二号 立川基地への自衛隊本隊移駐に反対し、跡地の平和的利用を要望する決議
- 七〇 意見書案第三号 農地の宅地なみ課税は正に伴う意見書
- 七一 請願第 五二号 民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助に関する陳情
- 七二 請願第 五三号 駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から、第六八まで及び第七一、七二

午前 十時十四分 開議

○議長（伊藤 定君）

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。

これより議案第一一一号昭和四十六年度日野市一般会計決算認定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）

一般会計決算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君）

一般会計決算委員長の審査報告を求めます。

（一般会計決算委員長登壇）

○一般会計決算委員長（池田重太郎君）

御指名でござ

いますので、昭和四十六年度一般会計決算の審査に対する経過、並びに結果について御報告申し上げます。議長より昭和四十七年十二月二十一日午前十時第一議員控室において一般会計決算委員会の招集が行なわれ、当該委員会委員が参集いたしました。委員十四名中十名でございます。まず議長より委員長互選のための手続きとして年長者であります高橋委員が紹介されました。高橋委員の進行により委員長互選方について協議してまいりたい旨、委員会にはかられるとともに、暫時休憩を宣し、休憩中協議の結果不肖池田に指名され、委員会再会と同時に高

橋委員よりその旨はかった結果、賛成を得たので委員長を引き受けいたしました次第でございます。次いで副委員長互選方についてはかったところ、名古屋委員にお願いすることに決定し、ここに正副委員長の互選は終了いたしました次第でございます。午前十時四十分委員会開会を宣しました。時に出席委員十一名であります。なおその時、委員中より代表監査委員に対して質問したき要望がございましたが、本日は代表監査委員が欠席とのことございましたので明日に行なってもらうように了承を得ました。

さっそく議事に入りまして、本委員会に付託されました議案第一一一号昭和四十六年度日野市一般会計決算認定の件について議題とし、審議に入りました。昭和四十六年度における予算額は四十六億三千五百三十七万八千円に對しまして、決算額は四十六億四千四百四十五万八千円に對しまして、予算の執行率は一〇二％になります。また調定額四十六億九千七百七十一万一千円に對する収入率は九八・八％となっております。さっそくながら審査の方法についておはかり申し上げました結果、歳入と歳出に大別いたしましたして審査を進めていくことに決しました。そこで歳入全般を、まず一としてまして市税まで、二としてまして自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、三としてまして、国庫支出金、都支出金、財産収入、四といたしましたして

寄付金、諸収入、市債、地方譲与税に区分いたしましたして、さっそくながら当局よりの説明を求めました。それにつきましてそれぞれ所管の部課長より内容説明ございまして、それに対して各委員より質疑を行なったわけでございます。

まずそれまでに対する質疑の出ました概要について申し上げます。板垣委員より国有資産等所在市町村交付金及び納付金の減額された理由を問う、なおお断り申し上げておきますけれども、当局側よりのそれぞれの答弁があったわけでございますけれども、その詳細につきましては報告が終了しました時点におきまして各議員さんからの御質問にお答え申し上げます。かえってきたいと、かように考えておりますのでその点よろしく御了承のほどお願いします。また百済委員からは軽自動車税について廃車の手続き、意義、不納欠損未済額等の理由について御質疑がございました。なお百済委員からはこれは要望的な要素でございますけれども、今後の方策、対策について聞きたかったが現状職員数も少ない中でがんばっているとのことだが、市民がすっきりするような形にすべきではないかというふうな要望も出ております。次いで大下委員からは国鉄は赤字で調整されているが個人にもできるのか、個人の場合はどんな場合でもできないのか、たとえて言うならば家を建てて困った時と、いかなるお考えか。また板垣委員からは法人、市民税滞納額三十一万は徴収可能かどうか。現年分も含めて徴収見込みはどうなっ

ったわけでございます。

次に歳出でございます。歳出につきましてはまず議会費、総務費、民生費に対しての当局の説明を行なってもらい、これに対する質疑を行ないました。いろいろの御質疑が出たわけでございましてけれども、幾つかの質疑について御報告いたしますと、秦委員より各節にいろいろの需用費、役務費、節減したとのことだが、当初の考えが甘かったといえると思うがその不用額、約二割くらいになるのではないかとというふうなことでございます。また板垣委員からは議員の共済金、負担金の支出は条例に明記しなければいけないのではなからうか。また同委員より日野地区防犯協会、交通安全協会負担金について、これは毎年のものか、または協会の車が本来の交通安全のために使われていない面があるのではないか、その証拠はないか確かめてもらいたい。使用をはっきりさせたいと、こういった質疑とともに要望的な御意見等も出しました。高橋委員からは南方の地域慰霊碑の場所と規模というふうなことについての御質疑が出ました。さらに西沢委員からは自治会の補助一世帯八十円であるが、これは振興的なものであると思う、八十円で目的は達せられておるのか、自治会の費用として使っていないようだがどんな指導をしているのか、こういった御質疑も出されたわけでございます。次に板垣委員より地区センターの件は一年も前に指摘されたものである、簡単に是正できるのではないか。また同委員より児童福

いるか。さらにこの時点におきまして板垣委員より資料の要望があったわけでございます。内容といたしましては固定資産の土地家屋、償却資産の代表的なもので、総額、単価等を検討してみたい、特に個人のも出してもらうことによって比較してみたい、このような資料要望がございました。これについて当局側から口頭的な説明があったわけでございます。さらに板垣委員より開発行為に伴う行政協力費、これは寄付金でございますけれどもそれらの取り扱い。なお高橋委員より雑入、弁償金、不当利得返還金に対しての内容の質疑等もございました。以上歳入全般につきまして質疑が行なわれたわけでございまして、以上代表的な質疑のみを申し上げます。

さっそくながらその結果についての歳入全般に対する各委員の御意見、もしくは要望等をお聞きしたわけでございます。その折に百済委員より不納欠損、未済額について質疑したが、これは生活困窮者まで取り立てろという意味ではない、営業なりそうでない人があるなら徴収を、という意味であるので誤解のないようにされたいと、できるだけ努力しまして不納欠損を少なくしてもらいたいと、このような要望的なことが出されました。また秦委員からは交付税について財政運営に当たっては十分留意されたいと、監査意見書に出ているがというふうな御発言があったわけでございますけれども、御案内のとおり当日は代表監査委員の欠席でございますので、これは歳入歳出の審査が終わった時点において行ない、かつその場合答弁によつては意見に組み入れていただきたいと、こういった要望があ

る。施設設置の調整理由等も出されたわけでございます。以上区分をいたしました第一における質疑を終了いたしましたして次に衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費について当局の説明を求めました。

関係部課長よりそれぞれ説明があったわけでございます。これに対して同じく各委員より質疑を行ない、そしてその質疑の内容についてはただいまから申し上げるような箇所でございます。まず秦委員からは衛生処理場の環境整備工事が縮小されたとのことであるが、地域からの要望というものは全部終わったのか、昭和四十六年度の場合、査定が遅れたから縮小したのかどうか、計画は進められているかというふうなことでございます。また名古屋委員からは、これはミスのり的なことでございます。片羽根鑑云々ということでございます。次に高橋委員より農業振興費補助金、後継者育成事業は効果が上がっているのかどうか。林委員よりは市営住宅側溝清掃人夫賃が出ているが側溝は財産管理の上でやっているのか、いわゆるその所管についての御質疑でございます。秦委員からは小口事業資金の考え方、一部の者しか利用できない、借りよくすべきではないかと思うと。また板垣委員より保健衛生費、予防費の減額理由、予防接種を受けたくても受けられない人もいるのではないか。また百済委員よりは消防費には補正増額、委託料、使用料、備品等は予備費より充当して、さらに防災対策費

の中で補正していると、補正、予備費の取り扱いはいかがというわけでございます。またこれは要望意見的なものでございませうけれども、突発的なものはやむを得ないが、でき得るならば補正をすべきものと考え。またその他といたしましては労働金庫の預託金と、商工中金預託金との利子との比率が違うようであるが、これはどうか。また道路新設改良費という側溝新設、特にこれは多摩平二号線の排水管理施設について企業側からの支出はなかったかというようにございませう。また高幡第二市営住宅団地の買収費の坪当たりの単価等はどうか。また高幡るかというわけでございませう。以上のような御質疑が生まれて先に申し上げました款に対する質疑は以上でもって打ち切ったわけでございませう。

次に教育費、公債費、予備費についての説明を当局に求め、これまた関係部課長をして説明がございました。なお本日はこの款については説明のみにとどめ、質疑は明日に行なうことに委員の了承を得たわけでございませう。ただ板垣委員より資料要求があり、これは内容としては財産で、一として貸し付けで収入になっているものの資料、二として貸し付けて超過負担になっている二、三の例の資料ということでございませう。二のこの超過負担の資料ということについては、その席上、関係当局者の説明がございまして、二の資料については口頭説明において了承したというわけで、日程第一日はことごとく終了させて

らになっているかと、いうことを載せなくてもよいのかというふうなことでございませう。また出資による権利中、東京都農林信用基金協会出資証券、農業共済基金出資金は説明によると、金庫の奥にあったとのことであるが、収入役の事務引き継ぎはなかったのかというふうな内容の質疑でございました。以上質疑を終了したわけでございませう。昼食のため約一時間休憩いたしました。……（笑声）十三時三十六分より再開いたしました。まず前日監査委員に対する質疑の留保があったので、監査委員に対する質疑を行なったわけでございませう。それについては財産の取得価格のみが記録されているが、現在の価格表示が必要ではないかと思うがどうかというふうなことでございませう。それとともにその時点で提出資料の説明を求めたわけでございませう。その資料と申し上げますのは日野市が有償で借りておる土地、建物の一覧表、同じく有償で貸している土地、建物の一覧表、同じく無償で貸している土地、建物の一覧表に対する説明の後の質疑でございませう。これにつきまして坪単価等も明記されておるわけでございまして、それに対して特に地代等も考慮すべき点があるのではなからうかということでございませう。また無償で貸しているいきさつはどういうことなんだというふうな質疑がされたわけで、本資料に対する質疑は以上をもちまして終了したわけでございませう。以上歳入歳出にわたる全般的な質疑が終了した

ただき、時に十八時七分散会いたしましたわけでございませう。

第二日目といたしましては十二月二十二日午前十時本会議場において全委員出席のもとに委員会を再会いたしました。前日教育費、公債費、予備費まで説明を受けておるので、本日は各委員より質疑を行なうていただいたわけでございませう。まず報償費中の文化祭不参加の理由、または音楽教室についてというふうな質疑がございました。また特に用務員の待遇の問題について交換便の取り扱いでございませうけれども、これらは今後とも続けていくのかというふうなことでございませう。また文化財の保護については十分の考慮が必要であるというふうなことでございませう。以上予備費までの質疑を終了いたしました。

それとともに引き続きまして決算関係書類の内の実質収支に関する調書に対する説明、並びに質疑がなされたわけでございませう。これに対する質疑は別にございませうでした。

次に財産に関する調書でございませう。これは大きく分けまして、公有財産と物品になるわけですがまず公有財産の内の一の土地及び建物、二の有価証券、三の出資による権利、これらについて関係部課長より詳細説明を求め、質疑に入ったわけでございませう。まず質疑の一としてしまして調書によると宛名印刷機があるが、社会教育費で家庭教育通信宛名書の賃金が支払われておるが、それを共同使用はできないものか。または財産は減価償却をしないのか、たとえば自動車、複写機等の現在価格は幾

しましたので、早速ながら歳入歳出全般に対する意見を求めたわけでございませう。まず歳入について行なったところ、一件の意見もございませうでした。

次に歳出についての時に特に企画財政部長より発言が求められ、昨年度施策の成果について検討を加えよということがあったので、本年はお手元に配布したように改善した旨の報告があったわけでございませう。また、これは百済委員からでございませうけれども、全般を通じての各部課長の説明が、不用領への説明に終始されたように見受けられた。決算本来の説明が少し落とされたのではないかと感じられたという感想的な発言でございませう。こういった歳出についての意見を終了いたしました。それからその他の御意見を求めたわけでございませうけれどもこれといった意見がございませうでした。それゆえに意見なし、と決した次第でございませう。よって、本決算認定についての採決方法をはかったところ、これまた別に意見がなかったもので、昭和四十六年度日野市一般会計決算認定について挙手の採決を行なったわけでございませう。その結果、賛成十二、反対一という結果が出、原案どおり本委員会としては認定することに決した次第でございませう。時に午後二時五十五分でございませう。以上、審査の経過、並びに結果について御報告いたしますとともに、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。なお、不備、不足する点がございましたら、関係委員よりの補足をお願いいた

す次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。最初に原案反対者の発言を求めます。板垣正男君。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）

昭和四十六年度一般会計決算に對し反對する立場から意見を述べたいと思います。

まず初めに歳入からありますけれども、この中で注意しなければならぬことは意見書の中にもありますように、市財政の中で自主財源の構成比率が低下しているという問題であります。四十四年度の六七％から、四十六年度には六三％と低下しております。ことに市税の比率が四十四年度では五一・九％、四十六年度では五一・二％に低下している事実を決して見逃がすことはできないと思います。四十四年度との推計比率においても市税で一五〇％に伸びておるわけでありますけれども、市民の負担する総額においても増加しております。にもかかわらず、構成比率が低下している、こういう事実であります。これは今日の税源配分、国と自治体の配分割合ですが、この配分に大きな問題点がある、というふうに考えます。たとえば、市民にかけられる所得税は、国の税源分を百とすると、自治体の場合は二十五から三〇％の割合になっている、というのが一つあります。さらにもっとひどいのは、法人の所得課税でありますけれども、東京都の資料に

はもっとこの実態を市民に明らかにして財政制度の民主化に努力する、そういう姿勢が必要である、というふうに考えます。

このような自主財源の低下のもとで、財源をどこに求めるか、当然依存財源に求めるわけでありますけれども意見書の中にありますように、中でも市債の比率が高まっております。四十四年度比率で見ますと約二倍にも達しておりますし、構成比率でも一七％を占めるに至っております。これは今日、政府が地方財政政策として、地方債を中心に考えている、ということが、この日野市政の財政の中にも端的に表われてきております。借金財政がだんだん高まってきている、ということが言えるのではないか、と思います。さらに市民の税負担を見ても、税負担は、年々増加しておりますけれども、市民税で見ると、免税点が前年度に比べ十一万円引き上げられたということがありましたが、課税の最低限度は標準世帯で八十六万円、所得税の課税の最低限とはその差がまだ二十七万円と大きく開いております。前年度との比較では三十万円ですから、若干縮まったということがありますけれども、まだまだ二十七万円という大きな開きがあります。これだけに市民生活に重い負担になっているわけでありまして、低所得層からも均等割で、しかも生活実態を無視して徴収が行なわれている。その上累進度も低く押えられておりますし、上には軽く、下には重い、こういう税制になっております。したがって大衆収奪的な性格を

よって見ましても課税標準に對して実際に法人が負担する税額実効税率であります。年三百万を超えた場合、四五％になっております。この四五％のうち、自治体の課税比率というのは、わずかに九・一％にしかなっておりません。これを決算書の中で見てみますと、法人では調定額で二億八千五百万、市民税として入っております。これを九・一％といたしますと、四五％では三十一億になっております。さらに一〇〇％と見る場合、標準課税が七十億あるうち、実際日野に入る法人の税というのは二億八千万、こういう非常に低い割合で自治体に入っている、というところに私は大きな問題があるのではないかと、いうふうに考えております。今日、人口急増に加えて市民要求の増大に應えるだけの施策を実施する。その事業量から見れば、税収の自然増だけでは追いつかないことは明らかであります。今日、自民党政府のもとで行なわれております税源配分を根本的に変える必要がある、こういう不合理さを変える必要がある、というふうに考えております。この問題は、国と自治体の大きな矛盾点の一つにもなっているということが言えるのではないかと、いうふうに考えております。従いまして、昨年度十月には全国知事会など六団体、十月に入って全国町村長会、さらに総評や自治労が地方財政危機突破大会を開いているというように、なことは今日の税制制度を根本的に変える、民主化していく、そういう声の高まりである、というふうに思います。古谷市長

強く持った税制であります。このようなことから市長は市民税の均等割を廃止する、さらに免税点の大幅な引き上げ、そして高度累進課税を実施し、市民の税負担を軽減する、こういう見地から国に對してもっと積極的に要求を突きつけていく必要があるのではないかと、いうことを強く申し上げておきたいと思っております。

ここで企業の所得を見てみたいと思っておりますけれども、市で行っております統計によって見ますと、四十五年度日野市の生産出荷額というのは、千六百六十億に達しており、これを市民税だけで見ますと、二億八千五百万ですから、出荷額の〇・二％にも満たない、こういう総額になっております。これは今日、大企業に對しては租税特別措置法などによって、いろいろな形で税減免が行なわれて、総生産のわずか〇・二％にも満たない、こういう課税実態をもっと市民の前に明らかにし、この不合理さをなくするよう努力しなければならぬはずであります。

次に収益事業収入ギャンブル収入でありますけれども、これも前年度に比べて八百七十万円増加しております。途中二千六百万からの補正がなされて総額では、二億二千六百四十八万円になっております。これも収益事業収入の依存が深まってきているものでありますけれども、今日、東京都は収益事業、ギャンブル廃止の方向を打ち出しております。それとは対象的に日

野市の場合はこのギャンブル財源に依存が深まっているということになってきております。さらに東京都は市町村交付金の基準にこのギャンブル収入を含めて考えております。したがってこのギャンブル収入に依存しなくても東京都によって十分カバーできるのではないかと、というふうに考えております。したがって市は廃止の方向を打ち出して取り組むべきであります。

次に歳出に入りたいと思います。この中でさきほど委員長の報告の中にありましたけれども総務費の負担金、補助金の支出の中で、交通安全協会日野支部六十万円があります。これは協会の事業の本来の活動に使用されるというのは言うまでもなく当然なことでありまして。しかし、実際、そう使われているかどうか、事業内容、そして事業を担当する人までやはり市のほうでつかむ必要がある、というふうに考えております。例えば、自動車の使用が一体何のために使われているのか、交通安全のために使われているのかどうか。この辺のところもちゃんとつかんで支出されなければいけない項目ではないか、というふうに思いますし、市のほうはそれらの把握が不十分である、というふうに思います。これもさきほど委員長報告の中にありましたけれども地区センターの維持管理費の交付金であります。これは議会でもすでに指摘されていた問題であります。利用者に負担がかかってきている。これは条例にも違反するわけでありますけれども、指摘されているにもかかわらず、今日まで引き

伸ばしている。そう長い期間を要さなくてもこれは解決できる問題ではないか、というふうに思いますので、即刻解決しなればならない問題であります。残念ながら四十六年度においては、それが解決されなかったという問題が残ったろうと思います。

次に民生費であります。不用額六百二十一万三千円を出しております。補正で減額しておきながら、なおかつ不用額を出している。このことは市の民生費関係の施策に積極性が欠けている、ということの表われかと思えます。ことに児童福祉関係では、ゼロ歳保育の充実、保育時間の延長、こういった市民要求が依然として未解決のままに終わっておりますし、職員の労働条件待遇の改善等にも前進が見られない。問題点を残しております。議会でも論議されましたように職員が当然行使できる休暇も取れない、こういう労働条件が何ら解決されずに終わっております。

次に衛生費四百万円の減額を行っております。特に予防費の中で二百万の減額を行なった上、六十万円の不用額を出しております。このことは例えば予防接種を受ける、しかし一回の機会ではなかなか受けられない。これをもう少し接種を受ける機会を増やす、それらの改善の要望が強いわけでありますけれども、これも何ら対策を立てられなかった。さらに接種漏れの幼児の無料化に対しても何ら手を打たれずに来ております。市

長はやる気なら急いでやるというような事例が最近の中にもあるわけでありますけれども、それほど予算を要しないこれらの問題を解決できなかったということではないか、というふうに思っております。これはやはり問題点の一つであると言わざるを得ないと思います。土木費の多摩平二号線排水管理設置費、四千三百三十万円支出されております。この問題はこれまで議会でも論議されてきましたけれども企業が四五、〇〇〇トンからの排水を行なっているということが明らかでですから当然それを利用するということから、企業にもその責任をやはり明らかにさせる、あるいは費用の一部を負担させる、こういうことがどうしても必要ではないか、というふうに思います。公園から一千万からの支出がありますけれども、現在市政全般の中で利用者負担というものが行なわれているわけですから、排水量が明確なこれらの企業に対してもっと積極的な姿勢で当てるべきであったということをおし上げておきたいと思えます。

さらに駒形公園協力謝礼金三百八十万円、これについては長い間論議されてきておりますし、現在でも完全にそれを納得できたというような説明がなされていないかと思えます。議会においても駒形調査会が設置されこの調査に当たってきております。その中で、豊田のグラウンドの事例、それから新井都宮の建設の際の事例、これらはいずれも無視されてきて、というようになるとや廃川敷ということの説明がやはり事実と相違している

というような問題、その後われわれの調査の中でも幾つか明らかにされた事実関係からこの協力謝礼金三百八十万円をじっくり認めるというわけにはいかないであります。この問題はいかに大きかったかということはその後議会の中においても日野市議会史上前例のないような汚点を残すというようなことがあります。これについてはすでに議会だよりでも詳しく発表され、皆さんの記憶に新しいところでもあります。

次に教育費に移りたいと思いますけれども、職員の待遇、労働条件の問題があります。条例によれば学校には警備員をあるいは用務員を置くことができるということだけが明記されております。用務員の場合、学校には二名ずつ配置されております。今、毎日交換便をやったり受け取ったりすることで、教育委員会に来ております。教育委員会に来ておりますけれどもその人たちが控える控室もないというのが現状であります。そのため、毎日教育委員会の前でたむろしている、というようにことや、ひどい時になりますと朝出勤してから十一時ごろまで入口のところに待っているというようなことがなされております。この問題については職員の間から改善を要望する声が出ていたはずでありますけれども、今日まで何ら改善されずにきております。さらに清掃等も含めた労働過重の問題も解決されずにきております。条例には職務内容の規定はないわけですから、市当局や教育委員会の判断、考え方によってこれらの処遇や労働

条件というものがどうにでもできる。それだけにその人たちのそれらの人々に対する当局の考え方が端的に表われるかというふうに思います。学校建設あるいはその整備がなされてる反面、教育行政の中で一部下積みの職員の過度な労働によって支えられてるということになるとするならば、それはやはり大きな問題ではないかというふうに思います。この問題については即刻改善するよう要求するものであります。

次に歳出全般にわたって、きわめて特徴的なこととして取り上げなければならぬことにいろんな施策を進める上で、東京都の支出金が大きな比重を占めてるということでもあります。中でも民生費や、あるいは農業、土木、教育関係に特徴的に表われております。教育関係では学校建設やプール建設などもありますし、さらに児童福祉において、例えば百草台の児童館の建設の場合、総額二千五百万の費用がかかっております。このうち、東京都は九百七十万円支出しております。国はわずかに八十万円、起債も含めたとしても二十分の一という額になっております。予算の構成比率を見ても、四十六年度は九・二五%を占めるに至っております。国庫支出金の七・二四%をついにしのぐに至っております。総額で見ても、国庫支出金の三億円に対して都の支出金は四億二千九百万円に達しております。これは市民一人当たり四千円に相当しております。革新都政の市民施策優先の政策が一段と前進している、そのこ

項が生じるということは考えられることでありますけれども、監査委員に指摘されながらそれを改めるということをしないうというところは重大な問題だろうというふうに思います。以上幾つかの問題を指摘しましてこの四十六年度決算に反対する、認定には反対する意見といたします。

○議長（伊藤 定君） 次に原案賛成者の発言を求めます。伊藤松之輔君。

（十四番議員登壇）

○十四番（伊藤松之輔君） 私は昭和四十六年度の一般会計決算を認定するものであります。まず本決算につきまして、健全財政を維持するとともに、当初計画された事業が、予算共々適切に執行されたことは本心に喜ばしいというふうに考えます。皆様も御存じのとおり人口急増市の現況において、古谷市長の重点施策である教育はもとより、社会福祉の増進と、都市計画の推進等の市の将来展望を把握した施策が施行されたかどうかという立場から、一市民の立場より、本決算を検討致しました。

まず歳入について申し上げますと、市税を中心とする自己財源の確保、併せて、国、都の支出金の確保に努力され、予定された財源が確保されております。

次に歳出でございますが、執行率が九八・八一%となっております。これは非常にいろいろの問題で努力した結果の後が認

とを物語っておりますし、市政を進める上で大きな支えになっている、積極面の一つとして評価できると思います。私は最後に超過負担の問題に若干触れたいと思います。われわれはこれまで機会あるごとに日野市の超過負担を資料をもって明らかにせよと要求してきました。しかし残念ながら今日まだ実現しておりません。昨年、発表した全国知事会の実態調査でも四十五年度でありますけれども地方の超過負担額というのは二千六十八億円に達しております。京都府の例ですと府財政で十二億円、府下の市町村の合計で四十四億円に達しております。地方財政法第二条にありますように国は地方財政の自律性を損ない、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行なってはならない、この精神を完全に守らせるためにも市財政の中の超過負担の実態を明らかにしていく必要があります。そしてその実態を市民に明らかにする、そして市民の力と一体となって、政府に対し超過負担を直ちに完全に解消措置を取らせるよう積極的な姿勢を打ち出していくことがどうしても必要であります。市長は当然その責務があると思います。残念ながらその姿勢がきわめて弱いということを指摘せざるを得ないのであります。これに加えて、資料の不備な問題があります。今度の決算書あるいはそれに付随した資料の提出やあるいは事務報告書の中で監査委員に指摘されておきながらそれを改めないという問題があります。中には間違った数字やあるいは欠落する事

められます。特に教育費においては、滝合小学校の新設をはじめとして、屋体の新築四、プールは全校に設置し、また七小の第七小学校の校地の買収等、人口急増に対する事業、及び施策が滞りなく行なわれております。また社会福祉事業に対しましては、小地区センターの増設、児童遊園や、児童館の建設、さらに老齢福祉手当の増額等、また総務費においては他市にまさるが老人、及び生活保護者に対する交通災害共済金を市負担とした点、また社会教育の面においては、都下初の小中学校のグラウンド及び、体育館を一般市民に開放し、特に第一中学校校庭には夜間照明装置を設け、勤労青少年の健全育成に努力しました。また本年より肢体不自由児学級を開設し、訪問教師制度の発足を見た等、市民要望にそった事業が行なわれ、本市の福祉水準が、一段と向上されたと思えます。なお市営住宅は前年に引き続き、今年も建設されております。また本年の施策方針であります生活環境の整備、教育施設の整備拡充、区画整理事業の推進、社会福祉の増進という四点を柱とした市民福祉への向上を計るべく必要な諸施策が着実に遂行される等、努力された後が十分伺われると、私は確信を得ました。したがって本決算を認定するを可とするものであります。若干付言させていただきますと、決算審議中に処理場の公園設備費に不用品が多かったこと、膨大な教育費の中で、設計管理費に対して、節約への努力を求めたのに対し、いささかも努力をするとの答がな

かったのは、残念です。いろいろの意見が各、委員より出ましたが、前年度の審査意見が本年は完全というべく生かされていきました点、努力の後が認められます。なお理事者側におかれましては、今後共に、将来展望に立って、市政執行に努力されるよう希望しまして、私の賛成討論と致します。

○議長（伊藤 定君） これをもって討論を終結致します。これより本件を採決致します。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 定君） 起立多数。よって議案第一一一号昭和四十六年度日野市一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

これより議案第一一二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 特別会計決算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 特別会計決算委員長の審査報告を求めます。

（特別会計決算委員長登壇）

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君） それでは報告を致

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって議案第一一二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一三号昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算認定の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 特別会計決算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 特別会計決算委員長の審査報告を求めます。

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君） 四十六年度日野市都市計画事業特別決算審査について御報告申し上げます。昭和四十六年度は都市計画事業におきまして、歳入におきましては十億一千八百余万円、それから歳出におきましては、八億三千五百余万円、歳入歳出の差し引き残高におきまして一億八千三百余万円、これは翌年度へ繰り越してございます。若干の審査内容を付言致しますと、昭和四十六年度末におきます事業の進捗比率は、平山台におきまして八八％強、神明上におきまして五五％弱、四ッ谷下におきまして八八％強という、こういう進捗率を示してございます。御案内のとおり、神明上を残しまして集約段階に到達してあるのでございます。

します。昭和四十六年度の日野市国民健康保険特別会計の決算でございますけれども、歳入におきましては、三億二千七百余万円、歳出におきましては、三億一千三百余万円、歳入歳出の差額は一千四百余万円、これは翌年度へ繰り越しをしております。若干の付言を致しますと、歳入におきまして、例年よりも市の負担が減っております。約一千二百万円に市の繰り出しがとどまっております。これは保険税の増収、それから歳出におきまして、冬期における若干の受診率が低下したことが主な原因であるように思います。しかしながら、四十七年度におきましては、かなりの、予算にもありますように、持ち出しがあるようでございます。監査も指摘しておりますように、保険の給付費用は累年急カーブで上昇しております実績からも、今後、都からのこれに見合う財源確保がどうしても必要であることと考えます。全会一致で認定を致しましたので、よろしく御審議のほどお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結致します。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結致します。これより本件について採決致します。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員会は多数をもって、さきほど読み上げました意見を付して認定を致しました。なお口頭で意見を申し上げる点が一件ございますが、それは現在都市は極めて何といえますか、急速に交響を余儀なくされております。都市計画事業は、非常に市民にいわゆるいろいろ何といえますか、意味を与えまして、非常にこの効果は大きいのでありますけれども、余りにもやはり時間がかかり過ぎておると。もうすでに都市計画事業が、一つの事業が完了の暁には別の事態が生じかねない、状況である。これは現在の都市計画法、それから権利者の意見の聴取、その他からやむを得ないことでありますけれども、もっと事業期間が短縮することを市民や権利者が要求しておりますし、行政側としても当然そういうことを希望するところだと思ふんです。そういう点につきまして一層の工夫をこらしてほしいと、こういう理事者に要望したいというところでもあります。なお反対意見につきましては、留保してありますので、合わせて御報告申し上げます。以上です。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。最初に原案反対者の発言を求めます。鈴木美奈子君。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君） 昭和四十六年度都市計画事

業特別会計決算の認定について日本共産党市議団を代表致しまして、反対の立場で発言を致します。神明上の区画整理事業は、一、三、二路線の関連した執行がされております。この一、二路線が多摩平団地及びその周辺の住環境に多大な影響をもたらすことは、もう明らかであります。この道路の両側には保育園、幼稚園、小学校、病院とあり、子供たちや病人、それだけでなく、一般市民にも大きな被害を与えます。最近の自治会のアンケートによりまして、八割近くの方が、この道路の建設については反対を表明しております。一、三、二路線の変更については、住民からも道路変更の請願が出されており、国の施策だからといって、計画どおりこれを押し通すことは、住民は納得しないと思います。住民の立場に立って考えるならば、住民を含めた道路問題対策委員会などを作るべきだと考えます。多数の反対の声を無視し、話し合いの努力もなく、計画だから予定どおり実施する、そういうやり方は、住民不在の反動政治そのものであります。以上述べましたように、住民の立場からこの都市計画事業特別会計決算の認定に對しまして、反対の意思を表明して意見を終わります。

○議長（伊藤 定君） 次に原案賛成者の発言を求めます。杉山寅三郎君。

（十六番議員登壇）

○十六番（杉山寅三郎君） 私は本決算の認定に賛成

原案のとおり認定されました。

これより議案第一一四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 特別会計決算委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 特別会計決算委員長長の審査報告を求めます。

（特別会計決算委員長登壇）

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君） 審査の結果を御報告致します。この下水道事業の四十六年度の決算内容は、歳入におきまして八千余万円、歳出におきまして七千七百余万円、歳入歳出の差し引き残高は二百八十余万円、これは翌年度に繰り越しをしているものでございます。特にこの下水道事業におきまして付言を致しますならば、歳出の主たるものに多摩平の下水道処理場におきまして五千五百万円に上る改造工事費が支出されたことを付言を致します。委員会はさきほど御報告しましたように、要するに、下水道というものはや、いわゆるこの市民要望の表われが、すべて集約されていると、こういう現状から特定の者に対する、いわゆる事業であり得ないという見地に立ちまして、ひとつこの使用料を含めまして、

の立場から意見を申し上げたいと思います。私は決算審査に当たりまして、その内容、すなわち当初の議決のとおり執行されてきたかどうか。つまり当初予算は、補正予算の議決の趣旨どおり実施されてきたかどうか。またはそれによってこの行政効果はどうであったか、等々に目を向けながら付議されました昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算を審査致しましたわけでございますけれども、いろいろ委員会の中では論議が重なりましたけれども、大所高所から住民を基盤と致しまして、または納税者の立場に立って十分極めて慎重に審査致しましたわけでございます。その結果と致しまして、この決算は議決の精神に添って執行されておりますし、さきほど委員長からの報告の中にも執行率のパーセンテージなども報告されておりますとおり、その行政効果も大いに向上しておることは、明白であるという結論に到達致しましたので、私は本決算に對しまして認定するものであります。以上で認定に賛成する意見を終わります。

○議長（伊藤 定君） これをもって討論を終結致します。これより本件を採決致します。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 定君） 起立多数。よって議案第一一三号昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計決算認定の件は、

将来の方向を大いに検討してほしいと、こういう意見を付しまして、委員会は全会一致で認定を致しましたので、よろしく御審査のほどお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結致します。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結致します。これより本件について採決致します。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって議案第一一四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一五号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第四号の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。総務委員長長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢 休君） ただいま議題となつています一一五号でございますが、一般会計の補正予算のうちの歳入全般、歳出のうちの総務費、消防費、予備費、債務負担行為補正、それから地方債補正でございます。補正予算につきまし

ては、総額一億八千二百八十九万九千円ということで、審議の内容につきましては、提案の際に出されたとおりでございます。特に委員会と致しまして、歳出の中の都市交通災害共済組合負担金につきます赤字の穴埋め分でございますが、割り当てにつきましては、委員会の中では前の十一月の二日の日の総務委員会で報告されたことと、合わせて、現在ありますこの請求権の二年というものは、非常に共済組合という立場から見舞い金という考え方の中から、若干長過ぎるんじゃないかと、そういうことも若干の赤字という原因にもなっているんじゃないかということ、今後組合会議の中で十分検討していただきたいということ、討議してございます。

次に委員会として非常に長時間かかって討議された問題でございますが、債務負担行為の中の債務負担額の今度の増額分でございますが、これにつきましては、学校用地の取得でございますが、五千坪という小学校の現在の規定の中から、八千坪というに見合うような額をここで債務として出されてきたわけですが、これにつきましても目的をはっきり明記しない債務負担行為については、若干問題があるのではないかとというような意見の討議、されたわけですが、最終的には土地を取得する交渉側のいろいろな問題等も含めて、実際にも、最終的に買った坪数において、若干この負担額が変わってくるというようなことも承認の中から、この総務委員会と致しましては、一一五号の

図書館関係で、中央図書館の備品購入費の不足分でございますが、暫定的予算計上であつたのか等の御意見、質問等が出たわけでございますが、やはり当初非常に切り詰めた予算でございまして、今回百五十万円の補正計上を行なったと、このようにございまして、また台風によるグラウンドの整備費でございますが、本会議の中でも論議がございまして、日野高校の生徒が使用してあるという時点がございましたが、これにつきましても、やはり条例の中では拒否はできないんだと。ただ日曜祭日以外の日に使っているのが現状でございます。そのようなことで今のところでは、日野高校の生徒の使用も可能なんだと、こういう状態でございます。その他はやはり人事院の値上げによるものでございまして、さほどの質問ございませんでしたので、御報告略させていただきます。今度は民生費につきまして、平山台の身体障害児施設工事についての予算の不備が若干あったということで、これの補正でございました。報償費につきましては当初予定をしておりました千二百五十名が異動等によりまして、最終的には千百一名となっております。ここに不用額が出てまいったと。不用額五十万でございますが、計上されておるとございまして、なお十九の負担金補助及び交付金については、都より単価値上げがありまして、この補正がなされておったと。一クラブにどの程度の補助金が来るのかというような質問等もございました。これは国のほうから

総務委員会にかかった分につきましては承認してございます。以上でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結致します。

次に文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君）

文教厚生委員会の

報告を致します。まず教育費におきましては、主として人事院の値上げによるものでありまして、主なる議題となつたのは、まず小学校の関係では高幡台小学校と、仮称第四中学校の屋体の建設費でございまして、種々質問、意見等もございました中で、検討したわけでございますが、国庫補助金が、国の補正予算で、国庫債務負担行為として四十七年度、四十八年度の二年にわたって分割交付されるために、国庫債務負担行為としてのものでございます。国に倣って今回の補正予算においても、国庫起債相当額を、この補正予算に計上されておりました。残りは債務負担行為として計上されておるものでございます。規模は他の小学校の屋体と同規模で、約八百五十平米と、こういうふうに相成っております。なお仮称第四中学校の屋体につきましても、都の補助金と、都の貸し付け金の交付によるものでございました。なお現在既設第三中学校の屋体と、やはり同程度のものでございまして、千百平米でございます。なおその他

千四百円、都から七千九百円、現在九千三百円まいっております。このようなことでこの補正がなされたわけでございます。なお児童福祉費でございまして、これはやはり単価の値上げによるもので、別に質疑はございませんでしたが、なおこれらの中で、乳児の医療費、及び乳児の医療に伴う人件費がこの中に含まれておると、このように相成っております。なお扶助費につきましては、対象人員が三千人を対象ということに計上されております。児童措置費でございまして、これにつきましては公務員人事院勧告改定によるものでありまして、私立保育園の補助補正でございまして、特に質問はございませんでした。それから生活保護につきましてでございますが、補助費につきましては、種々質問がありましたが、この件については当初値上げを見込まずに計上してあったのがこのような補正となつたわけで、補助につきましては一四％のアップされた補正でございまして、対象者が四百八十四世帯、現在対象になつております。なお労働諸費でございまして、本会議において論議がありました案件で駐留軍の、現在では無用ではないかというようになこともございましたが、これはさかのぼって昭和三十三年に立法化された問題でございまして、現在までそれを活用されてきたわけでございます。現在駐留軍関係の勤務まだされておる方が百八十名当市においてもございまして、これらを一応取り扱います場所が立川の離職者センター、これが最近でき上がりま

して、このセンターを中心に当委員会が活動して最近では年一回の委員会を開催しているのが現況であると、このように相成っております。以上で一応この案件については認定した次第でございます。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。次に産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉甯繁枝君）

議案第一一五

号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算中第四号の歳出のうち
の農業費、商工費、土木費についての委員会の審査報告を申し上げます。

農業費につきましては農業委員が来年改選することによって報償のダブった分の計上でございました。それから農地費は災害復旧としての豊田用水、平山用水の都の補助金によるところの計上でございました。

それから商工費につきましてはこれは八百万の補助でございますが、委員会といたしましては非常に短期間の間にこの補助金を認定するというところに非常に苦慮いたしました、といいますのはいろいろ総務委員会の九月二十二日、請願二二号で採択したものに對する計上でございますが、内容が分からないというところで資料その他を全部出していただきまして慎重に審査い

次第でございます。以上委員会の報告を終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。（「全体ですか。」と呼ぶ者あり）はい、そうです。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）

このたびの一般会計補正

予算につきましては議案の中で、さきほど総務委員長の審査報告がありまして債務負担行為補正の中の変更ということに属します南平小学校用地の買収並びに造成費の変更前の四億円が、変更後七億六千五百万円になったというふうにかかわる補正でございますが、事柄が学校用地の取得であるということと、それから非常に微妙な用地取得の問題であるという二つの泣き所にかかわる問題でありますので、取り組みの慎重さということは当然要求されることであり、また不確定要素が現実にはいろいろあるわけでありまして、また事柄の困難は分からないわけではありませんが、限度額というものは要するに最高の限度額であるとはまたそういう泣き所のために無制限に許容しておったんというに当たらないと、なおまた提案者側といたしましてはあまり内容を言うことは市の利益にはならないと思うけど、というふうな説明の仕方というものは議会に通用するものではないというふうに私は感じます。したがってこれを認定する

たしましたところ、寄付金につきましても予定よりも進んでいるということ、それから総予算額の中の借入金につきましては、これは一応目安であってということの金額のやりくりということとは、どこへ委員会が焦点を置くかということであるという審議いたしました。寄付金がまず順調にいつているということ、それから他市との関連の中で清瀬、東村山、国分寺、小金井を調査いたしましたところが、各市におきましても商工会館につきましては土地を無償提供、あるいは補助金を出しているということ審査いたしましたところ、現在建てる場所は吹上団地の区画整理の事務所でございましたところ、約百坪近いところ、八四・八五坪の土地に三階建の鉄筋コンクリートを建てるということで、委員会といたしましては総務委員会の付託意見のございませぬ転売しないということとを強く約束してこれを採択したという事実がございしますので、それを含めまして商工費の補助金につきましては認定いたしました。

それから土木費でございますが、これは平山小学校あるいは高幡小学校の通学道路の舗装の問題でございます。八百三十二万二千円の支出のうち減が四百七十九万四千円でございます。これは市営住宅の建築費の設計委託料の減でございます。本会議でも説明ございました市の職員で設計ができるということからの減額で、農業費七百八十六万八千円、商工費八百万、土木費の三百五十二万八千円の予算につきましては委員会では認定した

ということとはあくまでそういう条件の中で、つまり最小限度の予算をもって最大限度の効果を上げることがやはり公金消費の大願目でありますからして、そういう態度をもってひとつ安易な考えでなしに十分その目的の達成のために、また公金の使途を厳しくするためにもそういう態度で臨まれるべきであるというふうな御意見を申し上げて、限度額の変更ということ自体についてはやむなき措置ということで認めます。ただそれが無制限に面積をどういう内容であるか分かりませんが、ついでだから買っておるだとか、あるいは学校用地というたいへん緊要度の高い問題であるから値段のことはあまり言えないというふうな態度であってはならないということとをひとつ付言いたしておきます。

○議長（伊藤 定君）

ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に對する各委員長報告はいずれも原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第一一五号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一一六号昭和四十七年度日野市国民健康保険

特別会計補正予算第二号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 御報告申し上げます。

国民健康保険税の収額の増額がこの理由でございます。療養費、これは鍼医とかあんま接骨医等の減税世帯二百八十を見込んで支給するものでございまして、ここに収納率九三%がございまして、昨年度におきましては九四・三%でございまして、増減がまだ多少見込まれる関係で九三%で押えて出していると、こういうことでございます。現在の国保加入者が現在七千二百世帯を対象として行なっておるわけでございます。これら最高限度の八万円納付見込みが今年度は非常に多く見込まれたというのが原因でこのような補正がなされておるわけでございます。なおちなみに最低均等割の世帯の納付額がはたしてどのくらいであるかということで、一応平等割を含めた質問もございました。これが千三百二十円の均等割、平等割含めた額でございます。その六割引きの八百八十円が一世帯の最低

特別会計補正予算第三号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 御報告いたします。

議案第一一七号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算についてであります。今回の補正の総額は三千七百三十一万五千円、これは全額予備費からの組み替えであります。平山台区画整理事業関係でありますけれども、三千百五十二万円、これはさっきの議会でも御承認していただきましたけれども、公社との委託契約に基づいた値上がり分の補正を行なったというものであります。事務費関係が一千八百万円、整地費関係が一千三百四十九万五千円という内容になっております。四十七年度完了予定でありましたけれども延長いたしました。来年度の八月三十一日一ぱいで完了するというものになっております。それから神明上区画整理、報償費の一部改定による値上げ分を、補正したものであります。八万五千円。それから四ツ谷下区画整理、委託料の十万円、これは住所変更によるもの

納付額である、こういうふうに相なっておるわけでございます。その他質問はございませんでしたので御報告に替えさせていただきます。御審議いただきたいと思っております。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって議案第一一六号昭和四十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 十一時五十九分 休憩
午後 一時四十四分 再開

○議長（伊藤 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一七号昭和四十七年度日野市都市計画事業

十件。それから備品購入費、電子加算機、複写機、現在のものが古くなって扱いにくくなったということでそれぞれ一台ずつ購入する費用であります。それから事業費の四百万円、これは四ツ谷下の都の住宅供給公社との境めの用水路、その改修工事であります。延長二三メートル、深さ四〇センチ掘り下げるというものであります。それから補償補填及び賠償金、これは十九件百二十五万円であります。

予備費はそれぞれ平山台、神明上、四ツ谷下、三千百五十二万、八万五千、それから五百七十万、いずれも組み替えたものであります。委員会は全員一致認定と決定いたしました。よろしく御審議お願いします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） 委員から質問するという

ことはこれをおかしいんですが、今、委員長報告に平山台分の補正額は新都市建設公社の委託契約に基づく何か値上がり分の追加だというふうに聞いておりますが、これは四十六年度支払い残を計上したというふうにも聞いたわけですが、その点はこれははっきりさせておかないとちょっとまずくないかというふうに思いますので、委員長の報告は報告といたしまして事務当局のその点についての説明をもう一べん伺っておきたいと、こういうふうに考えます。

○議長（伊藤 定君） 都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君） お答えいたします。

ます。四十六年度分のただい森田議員さんが申されたものは、四十六年度分に支払いが未済であった分、これは五百四万円であり、それから当初予算に二千七百十三万四千円を計上してありました。それに四十六年度分の支払いが未済でありました部分と、それから値上がりという、一口に申されましたけれども、それは公社とのいろいろな折衝の中で委託分が変更をきたしました。その変更額と四十六年度分の支払い分、これを含めたもの、合計三千百五十二万円の補正、こういうことになります。したがって四十六年度の未払い分のみではございません。

○議長（伊藤 定君） 確かに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よ

って議案第一一七号昭和四十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

れております。したがって今年度支払う利子は三百五十九万二千円ということになります。予備費四百八十二万八千円になります。さきほどの繰越金とこの減額分補えたものが四百八十二万八千円が予備費に組み入れたものであります。委員会では特に異論はなく全員認定に決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よ

って議案第一一八号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一一九号昭和四十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 文教厚生委員会 議案審査報告書を朗読。

これより議案第一一八号昭和四十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 御報告いたします。下水道事業特別会計補正予算第二号であります。今回の総額は、補正の総額は二百八十七万六千円、歳出においても同じであります。それで歳入の中の繰越金これは二百八十七万六千円であり、それ以外、四十六年度決算において繰越金が明らかに不足しております。繰越金二百八十七万六千円、歳出の中で元金二百二十万二千円、償還金利子及び割引料であります。これは補正額百二十万円の減額であります。繰越金が政府債に変わったということで、今年度の償還額は少なくなつたというものであります。処理場改修に伴つた起債のものでありますけれども、それが政府債に変わって年間に支払う額が少なくなつたというものであります。それからそれに連れて利子も少なくなつたわけであり、七十五万二千円減額さ

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 日野市立総合病院事業会計補正についての報告をさせていただきます。内容的に検討いたしまして、材料費の減額補正が載っておりますがこれは医療メーカのほうとの折衝の結果、単価の引き下げを行ない、取り付けたわけでございます。それらの中で減額が出てまいったわけでございます。それと賃借料の不用額の補正でございますが、これは器具の借り上げを行なっておるわけでござ

います。これが当初業者のほうから値上げを要望されておつたんですが、やはり使用量の多少の減少、それから値上げもそれほど行なわれなかったというのが実情で、このような減額補正がなされたわけでございます。

次に資本的の面でございますが、ここに載っておりますのは電話の債券の件でございますが、新規に採用されました小児科医の医師の自宅に電話を引いたわけでございますが、その電話の債券の処分でございます。二十三万二千円が計上されておる大した御意見も出ずに一応承認されたわけでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について

御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって議案第一一九号昭和四十七年度、日野市立総合病院事業会計補正予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一二〇号、昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記 (武居一茂君) 都市計画水道委員会議案審査報告書を朗読。

○議長 (伊藤 定君) 都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

(都市計画水道委員長登壇)
○都市計画水道委員長 (板垣正男君) 御報告いたします。水道事業会計補正予算第三号であります。最初に訂正をお願いしたいと思ひます。説明書の四ページ、資本的支出、それから下にも資本的支出と書いてありますけれども上のほうは資本的収入でありますので、そのように御訂正をお願い

浄水場プロバン代、これは新しく平山台に浄水場建設されましたけれどもそのプロバン代であります。それから動力費、平山台浄水、これも同じであります。後受託工事関係、堀削料、二百十萬、隔測メーター取り付け四十七萬一千円、合計二百五十七萬一千円が委託料に入っております。それから燃料費五萬八千円補正されております。自動車用ガソリン代現在、市のほうでは一括して業者と契約を行なっておりますけれども、リッター当たり五十円という計算になっております。それからガス代は、八月よりの値上げ分、これが七万円補正されております。通信運搬費の中の電話増設費は、これは平山台のものであります。念のために申し上げておきますけれども電話番号は八三局の八六五番であります。手数料、納車手数料、これは印紙代に使うということで三千円の補正。

次に収益的収入であります。この中で企業債の七百万円が減額されております。これは神明上に送水する導水管の工事を多摩平の日野自動車の前からまっすぐ来る道路がありますけれどもその道路から神明上寄り側の工事費七百万円、これは四十八年度で工事を行なうということで今年度は減額になったものであります。それから負担金、ここに書いてあるとおりそれぞれ負担金として入ってくるものであります。国鉄、大蔵省、住宅供給公社、それから東京都、こういうふうになっております。この資本的収入の中で今年度は八千七百二十五万

いたします。

初めに収益的収入のほうでありますけれども、新設工事収益五百七十九萬六千円、この内訳はここに書いてあるとおりであります。ニチモブレハブ、日本信販、日本機械土木のせん孔料本管からのものであります。ニチモブレハブのほうは、四百五十戸単価七千円になっております。それから日本信販、日本機械土木は千三十八戸、同じく二千円、こういうことでそれぞれ合計いたしますと五百七十九萬六千円ということになっております。それから節の負担金、東京都三沢地内導水管移設に伴う負担金でありますけれども、これは程久保川改修に伴うものであります。その間東京都の都分水をもらうということでトン当たり十九円で二十八日計算してあります。四百二十七萬五千円、それから雑収入、これもニチモブレハブ関係と京王不動産東信不動産関係であります。京王不動産関係はこれは監督費であります。職員一人当たり幾らということになっております。京王の場合一人一カ月十萬円、東信の場合は十五萬円、こういう割合でそれぞれ負担してもらおうというものであります。それから収益的収入のほうでは三千六百六十二萬円の赤字を出しております。これは本会議でもそのように説明がありましたけれどもそのとおりになっております。

それから収益的支出に移りますけれども、光熱水費、平山台

円の赤字になっておりますけれども、内部留保資金で賄うということでありまして。これも本会議で説明されたとおりでありまして、残金が七百万円ということでありまして、この内部留保資金もだんだん少なくなっているというのが現状のようであります。これまで議会には内部留保資金であるということの説明が何回かあったわけですが、内部留保資金の現在高やそれから赤字分にあてた残金がどのくらいになっているか、というような詳細が明らかになっておりませんでしたけれども次回からは資料として、そういったことも提出してもらおうということで委員会では意見一致を見ておりますし、事務局もそのようにいたすということの説明がありました。

それから資本的支出、これは収入の中の負担金がそれぞれ工事請負費の中に記載されております。比較参照していただきたいと思ひます。その中で三番目の新坂下地内配水本管布設工事六百三十四萬円、これは収入の中の三百萬円から比べると、約三百三十四萬円増加になっております。これは一〇〇ミリ管を七十メートル布設する、市の持ち出し分になっておりますけれども、供給公社の住宅建設に伴い市の持ち出しを行なうということでありまして、これは今後供給公社のほうに負担してもらおうよう折衝をはかるということで委員会は了承したわけでありまして。それから多摩平地内配水本管布設工事は、さきほど申し上げましたように今年度やめて、四十八年度に回すということ

の減額であります。雑工事費、これは三番目の多摩平地内排水本管移設工事は現在、歩道の設置がおこなわれておりますけれどもそれに伴う移設替えのものであります。バルブ関係の移設を十五カ所行なうというもので二百万円計上されております。委員会では特に予算案に対しての反対意見はございませんでした。全員一致認定に決定いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二〇号、昭和四十七年度日野市水道事業会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二二号、昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）

産業建設委員会議案審査報告書

いたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）

総務委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君）

総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢 保君）

ただいま朗読されました

第一二二号につきましては非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の条文の一部改正とその中にございます別表の費用弁償の額の改定でございます。委員会といたしましては、九月議会におきます特別職の値上げともかみ合わせ、また近隣市町村との面から値上げはやむを得ざるものとして認定してございます。しかも今まで各委員会の種目の中で非常にばらつきがあったわけでございますが、今回の中では従来千六百円、二千円という日額については一律に二千五百円に同率にしたというところで従来の議会の中の意見を入れられたものとして了承してございます。以上をもちまして委員会といたしましては全員一致で認定してございます。よろしく御審議願います。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結い

を朗読。

○議長（伊藤 定君）

産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁杓君）

産業建設委員会

の審査報告を申し上げます。議案第一二二号につきましては、四十七年度農業共済事業の蚕繭の被害が高かったための国庫補助金の増額による予算の中の第三条で決めました収益的収入、及び支出の予算額の補正を委員会といたしましては全員一致で認定した次第でございます。以上報告を終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告に御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二二号昭和四十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二二号、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題と

いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第一二二号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二三号日野市立学校設置条例の一部改正の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）

文教厚生委員会議案審査報告書

を朗読。

○議長（伊藤 定君）

文教厚生委員長の審査報告を求

めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君）

議案第一二三号に

つきまして、報告させていただきます。この件につきましては一応町名地番変更に伴いましたの変更と新設校の名称、また幼稚園の名称の確定でございます。なお、これは昭和四十八年の四月一日から施行するというところで、意見なしの認定をしたわ

けてございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二三号日野市立学校設置条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二四号、市道路線の一部廃止、議案第一二五号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認め議案第一二四号及び第一二五号を一括議題といたします。本二件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君）

産業建設委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君）

産業建設委員長の審査報告を求

めて。議案第一二四号、市道路線の一部廃止、及び議案第一二五号、市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二六号市道路線の認定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君）

産業建設委員会議案審査報告書

を朗読。

○議長（伊藤 定君）

産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（吉富繁枝君）

議案第一二六号

のこれは委員会といたしまして、現地を視察いたしました。高幡台団地の中にある道路、これはやはり市内の財産処分が完了したものでございます。それから高幡の二号線、これも同じく財産の処分が完了して市に移管ということでございます。それから三沢一号線につきましては京王線の踏切が閉鎖になりましたのでその付け替えということで認定して委員会といたしましては、市道路線の認定については満場一致で認定した次第でございます。以上報告を終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対す

めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（吉富繁枝君）

議案第一二四号、

一二五号についての委員会の審査報告を申し上げます。一二四号につきましては、栄町の一部のところ、それから豊田団地の区画整理の外側の場所、あるいは落川のところ、お手元に配布されているとおりでございます。委員会といたしましてはこの箇所につきましては道路法による一部廃止について認定いたしました。また一二五号につきましては、新井のところ、それから豊田団地の吹上の区画整理が完了いたしましたのでその区画の外側が一二四号で一二五号は中側の小さな道路の一部廃止ということで、一二四号、一二五号につきましては一部廃止、あるいは廃止を認定した次第でございます。以上報告終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより一括質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本二件について一括採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

る委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二六号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五三三号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件に関する委員会の報告書は先般お手元に配布いたしてあります。総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

これより議案第二七号、私立幼稚園協会への補助金交付の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君）

総務委員会請願審査報告書を朗

○議長（伊藤 定君）

総務委員長の審査報告を求めま

す。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢 保君）

ただいま読み上げまし

たように請願二七号は陳情でございます。私立幼稚園協会への補助金の交付でございます。内容につきましては協会として補助金を出していただいて、その中で教職員等の研修や、他市との協会とのいろいろのものに使用したいということで出されたわけですが、当日野市ではこの協会の補助金という問題、初めてでございますので、協会の活動の現況や使途の目的、内容、それから公金について協会に出すことは違法でないかどうか、そういうことを中心にいたしまして、いろいろと討議したわけでございますが、他市とのいろいろの関連等も研究いたしました。各多摩市町村のほとんどの市が出しているような状況でございます。教職員の研修については、現在は財政がないから行っていないんだというようなこともございましたので、研修費については協会の補助金として若干出した中で協会として今後、利用していきたい、ということでございます。そういうことで細かい細部についていろいろと検討いたしました結果、委員会といたしましては全会一致で承認してございますので、どうぞよろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なけ

つきましては、これは市でも打ち切らないという上載せして出すということでございますので、陳情者には満たされるものと思われま。なお二の項としては、補助金については、四、五歳全員に支給してくださいということでございますので、委員会と致しましては東京都でも千円今般は上載せされるようでございますが、なおこの私立と公立との格差については、今後ともひとつ差を詰められるよう理事者としても、努力していただきたいということも付け加えた中で採択してございます。どうぞよろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって質疑を終結致します。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

って請願第三九号私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。これより請願第四一号公衆浴場新設に伴う助成の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致しております。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君）

総務委員会請願審査報告書を朗

読。

○議長（伊藤 定君）

総務委員長の審査報告を求めま

ればこれをもって質疑を終結致します。これより本件を採決致します。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

って請願第二七号私立幼稚園協会への補助金交付の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三九号私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額の件を議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居 一茂君）

総務委員会請願審査報告書を朗

読。

○議長（伊藤 定君）

総務委員長の審査報告を求めま

す。

○総務委員長（西沢 保君）

ただいまの三九号も

陳情でございます。私立幼稚園保護者の負担軽減でございます。この来年の四月より五歳児につきましては、都から二千円という補助が出されるわけでございますが、それと合わせて現在出ております日野市の八百円の補助金を、それと相殺して打ち切らないでいただきたいという請願でございます。それに

す。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（西沢 保君）

ただいま議題になっ

ております四一号の請願は陳情でございます。この陳情書は最近新生ストアーの二階屋上でやっております浴場が閉鎖されて、それに代わって新しく経営が開始された中で、非常に建設に多額の費用をかけ、なお入浴料金というのは公衆的な立場から、料金をきめられているといいますが、押えられているということ、非常にこの浴場の収入だけでは困難で、この十一月から借入金の子利がかかってきてますので、それにつきまして、何分その公衆的な立場から助成をしていただきたい、利子補給をしていただきたいという陳情でございます。それにつきまして、委員会と致しましては、公衆衛生という見地から、現在非常に自家ふろって言うんですか、ふろが殖えました中で、非常に浴場が採算的に非常に困難に立ち至っているという。都内なんかもいろいろと話題になる問題でございますが、そういう中で市民の公衆衛生の立場から、やはり存続する必要がある、若干の補助は考えていかなければならないんじゃないかと、そういうことが、委員会の中で、討論がなされました結果、これにつきましては、この一つのこの陳情者の現在の課題のみでなく現在四カ所ございますふろ屋等も合わせた中で、今後いろいろ大きな金がかかる場合等は、そういうものも考え合わせて、市

民衛生の立場から若干補給をしていくほうがいいんじゃないか
ということ、なおこれにつきましては、陳情者より決算書と
資産負債表、建物の設備経費、並びに支払い明細書、借入金明
細書、借入金現在証明と、それから東京都の利子補給が行なわ
れておりますが、それを、書類を全部付している中できており
ます。そういう中から事例が市町村の中にもあります。ようなん
で、そういうのと勘案した中で、理事者のほうでひとつ取り計
らっていただきたいということで、陳情を採択してございます。
以上でございます。

ちよっと皆さんのところに配布してございますこの議案書で
ございますが、この中で陳情者が出された内容は、区画整理が
現在行なわれておいて、あの辺の入浴者が少ないから、ひとつ
一時期に補助をしていただきたいという請願内容であつたんで
すが、委員会の中で、そういう考え方でなくって、これは公衆
衛生の立場から全体的にやはりやっていくべきじゃないかとい
うことで、この文章を陳情者にも、その意図を継ぎまして、委
員会と致しまして、この内容を替えてございます。皆さんのお
手元にございますこの請願四一、陳情というこれを、少し訂
正願いたいわけですが、四行目の「浴場収入のみでは非常に困
難が予想される」という、その下から消すわけですが、「浴場
階下に店舗を開き赤字に充当する予定でありましたが、区画整
理後でない」と利用価値の点から弊店は不可能であります。」と

現在出ているのは、この問題だけでございますので、考え方と
してはそういうふうでございます。

○二十六番 (吉富繁枝君)

そうしますとただそうい
うことになる、やはりもちろんこれを市長部局のほうでどう
いう取り方をするかでございますけれども、そうすると他の四
カ所の浴場の経営者にもこういう旨を知らせないと分かります
ね、そういうことはどういうふうに……、ただそういう点だ
けで終わつたんですか。他の四カ所にもこういうことがあるん
だということをやるわけですか。その辺の検討はどうですか。

○総務委員長 (西沢 保君)

現在出ているのは、こ
の陳情だけでございますので、これは扱い方としては、この陳
情採択でございますが、今改正修だとか、増築、ボイラーの修
理等の、そういう大きいものの修理する時には、やはり理事者
のほうから、やっぱり指導をしていかなきゃならないと思われ
ます。現在では陳情書としては、そういう採択の仕方ではござ
いますので、以上です。

○議長 (伊藤 定君)

よろしいですか。森田喜美男君。
○二十番 (森田喜美男君) 公衆衛生にかかわる公衆
浴場というものを、私企業という形に委ねておることについて
の今日の情勢、社会情勢と経営は困難であるということが、こういうふう
な請願となつて出たと。これについて担当委員会、その理由
を認めて、何らかの助成措置を送ることが妥当であると、こう

いうことを消していただいて、後、その後は「このような事情
を御高察いただき」はそのままにしておいていただきまして、その後
の「区画整理完了まで」を消していただくということござい
ます。そこから読みますという、もう一度その削除した内容
について、残った文章として読み上げますので……「本年十一
月より割賦返済の時期となり、浴場収入のみでは非常に困難が
予想されます。このような事情を御高察いただき、借入金利子
に対し、何分の助成策を講じて下さいますよう御配慮方陳情致
します。」というふうに訂正致しましたので、よろしくお願
い致します。これは内容につきましては、陳情者のほうからこ
うしていただきたいということでございますので、そういうふう
に訂正致しましたので、よろしくお願ひします。

○議長 (伊藤 定君)

これより質疑に入ります。吉富
繁枝君。

○二十六番 (吉富繁枝君)

ちよっと今説明でこうい
う解釈でよろしいですか。陳情者は区画整理の間はまだ人が入ら
ないから区画整理があるまでのことを補助を出してくれと言っ
ている陳情だけれども、委員会としては、そういうことじゃな
くて、公衆衛生的な立場から、市民の立場から若干の補助金
を、他の四カ所に対しても平等ということをやることがいいん
じゃないかという、こういう意味でいいんですか。

○総務委員長 (西沢 保君)

そうですね、内容的には

いう結論であると思うんですが、いずれにしても、この一
つのこの条例の制定でもしないことにはですね、なかなかふん
ぎりがつかない問題ではないかというふうに考えますが、この
条例の制定をするような意思が、理事者のほうにあったかどう
かを、これをひとつ確認しておきたいと思ひます。

○総務委員長 (西沢 保君)

それにつきまして理
事者と呼んで、いろいろと対したわけですが、それについても
考えはあるということなんで、しかも内容につきましては、や
はり近隣のあれがありますので、もう少し細部については後に
していただきたいということでございます。
(二十番議員「分かりました。」)

○議長 (伊藤 定君)

ほかにありませんか。なければ
これをもって質疑を終結致します。これより本件を採決致しま
す。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よ
って請願第四一、公衆浴場新設に伴う助成の件は、委員長報告
のとおり採択と決しました。
これより請願第九号高幡台団地への地区センター設置の件を
議題と致します。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布
致してあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 文教厚生委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 御報告申し上げます。

す。この請願につきましては、昭和四十七年の五月二十九日出された請願でありまして、数回委員会の開催の中で、土地の問題が中心でございまして、審議なされたわけでございますが、その間公団とも折衝等も行ないました。十月十八日に正副委員長と、並びに事務局によりまして、公団と話し合ったわけでございます。また市長部局のほうも非常に御努力が実りまして、ようやく土地の確保のめどがつけました。十二月十七日また現地を財政部長共々見て参りまして、ここならば地区センターとして建設にふさわしいものと認めまして、採択致した次第でございます。よろしく御審議をお願い致します。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 面積はどのくらいあるか、御説明をお願いします。

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） 申し上げます。非

常に傾斜地ではございますが、雑木林一部を含めまして二百九

十坪でございます。そして、今まで自治会が各自負担して、いろいろクラブなどと称しておりましたところが、だんだん市のほうでもこれを市に移管していただければ、地区センターを造ってやるということで、現在に至っておりますわけでございます。しかしながらそこでは市と地主との実際の契約ではなく、自治会と市の契約で、いわゆる又貸しといいますが、又借りをしていくような現状ではないかというふうに思われます。そしてそこは当然各自治会がある程度の地代を払っているわけでございます。ある自治会は坪二十円、ある自治会は三十円というふうに払っておりますが、来年からも固定資産税の五割増し等が考えられる中で、先般私はひとつ自治会に補助金をたくさん出していただくようにというお願いをしたわけでございますが、だんだんこれが打ち打ちといいますが、その各地区にでなくなるのが現状ではないかと思われ、したがってある程度の自治会に対する私有地を購入、あるいは既存の地区センターを時価の半分とか、あるいは三分の一とかというふうな買い方もあると思われ、そういう点につきまして今後の行き方を市長の見解を聞きたいと思つて質問したわけでございます。よろしく願います。

○議長（伊藤 定君） 市長答弁。

○市長（古谷 栄君） 地区センターにつきましては、御存じのとおりなるべく各地域へ万遍なくといいますが、バラ

十六坪でございます。約三百坪でございます。また現地の場所でございますが、高幡台から百草台へ入りますちょうど中間と申しますか、児童学園に入つて行く十字路の右手のところが現地でございますが、よろしくごさいましようか。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 議長。私は地区センター

全般についてここで市長にお伺いしたいと思いますけれど、よろしくごさいまですか。

○議長（伊藤 定君） はい、どうぞ。

○二十二番（滝瀬政吉君） それではお許しを得まし

たので地区センターの考え方についてお伺いを致します。当初昭和三十九年十二月に最初三つの地区センターの補正が計上されたわけで、四十年におきまして谷仲山、そして下町、下河原そして上田地区センターが誕生したわけでございます。当初そのころは奇特な方がありまして、非常に好意的に土地を提供してくれた方が多かったわけですが、最近の傾向になりますと、どうしても土地の確保ができないから、公団とか、あるいは公共用地とかそういうものにだんだんなってくる傾向が強いというふうに私思われるわけでございます。今度の議会辺りでも、宮の地区センターあるいは平山の地区センター、そして第二野万の地区センター等の請願が出ておりますが、宮と平山については聞くところによると公共用地でございますが、第二野万については民地だ

ンスの取れた姿で配置することが、もっとも望ましいわけでございませう。これはもう私が申し上げるまでもないと思ふんです。また確かにお説のとおり、このごろは公共用地といひましてございませうし、どうしても従来は自治会のほうで土地を何とか見付けていただきまして、そこへ建設するといひことが、いわば条件であったわけですが、これからはそのようにはいらんとお思います。どうしても市で土地を買収して、そこへ造らなさいならんということになるかと思ひます。しかし、そうなりますと、御存じのとおり従来五つも六つもできたお金です、一つしかできないということになるかと思ひます。御存じのとおり、従来は土地が提供していただきましたもので、四、五百万あれば一館できると。二千万あれば五つやそこらできたわけですが、これからは土地を市で買うということになりますと、二千万や三千万のお金ではおそらく一つや、一つもできないということになるかと思ひます。したがって従来のようなテナポでこれからは地区センターはできにくくなると思ひます。したがって従来個人の土地をほとんどただのように、あるいは習慣的に自治会で使つておつて、それが改築をされるということになりますれば、できるならば市はその土地の地主さんと、直接契約を結ぶなりあるいは何らかの形において安いお金で買収をしていくことが望ましい姿だと思ひます。昔の自治会の借りておつた時代の税金と、今日ではたいへんな

違いでございます。ほとんどただのような地代で借りておって税金にも足りないということでは、せっかく好意的に提供してくださった方に対して、たいへん失礼に当たりますし、そういう意味で何らかの形において、一応価額の三分の二とか、四分の二とか、三割とかというふうな価格で契約を結ぶとか、あるいは市が直接その地主さんと賃貸契約を結ぶとかという形で、やはり必要であろうというふうに考えております。いずれに致しまして、こういう時代でございますけれども、今日なお皆さんも御存じのとおり、土地をただ寄付してくださった方も、今年度あるわけでございます。そういう奇特な方々もおられますけれども、これからはなかなかやはり市が買取をしないと、そういう施設ができにくくなるであろうと。したがって同じ予算で助成効果は五分の一、四分の一という形になるであろうとそういうふうに考えております。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十一番（滝瀬政吉君） 非常にいい意見なんです。ただ地主側としますと、児童遊園地については貸すことのやぶさかでない方がおるわけでございます。なぜなら児童遊園地に限っては上物が無いと、いつでも返還できるんだと、むしろ何年かたって整地でもしてもらって、後はほかのほうへ転売というふうな、そういうと悪いんですが、考えられるけれど、やはり今まであった地区センターとか、自治会館というも

のは、昔から貸しているわけでございますが、ただ問題は、いわゆる地代と申しますか、さきほど市長も言われたように、安い税金にも足りないということですが、私がこれで、たとえばのことでございますが、課税標準額を九千円と見積っても、年に百八十六円、そうしますと一坪月に十五円五十銭というような金額はあるんです。ですから先般も補助金をひとつ自治会へ出していただきたいというお願いで、企画財政部長も心良く引き受けてくれたわけなんです。やはりこれから先、地区センターの建設については、やはり市当局が五十坪なり、あるいは六十坪なりを買わないと、できないというふうになるんじゃないかということから発言をさせていただきました。これで終わります。

○議長（伊藤 定君） 高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君） 高幡台の地区センターの土地を公団のほうで提供するということが、その整地等についてはいつごろからやるのか。そうした時期等について答弁をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） これは提供をしてくれるというわけじゃ、必ずしもありません。ですからどうなりますか、皆さんも御存じのとおり、公団が提供して無償で提供してくれているところは余りないわけですね。これは道路とか公園は、これ

は当然のただのものでやらなきゃならんわけですから、これは無償ですけれども、学校にしても、小学校にしても、中学校にしても、その土地は無償じゃございません。有償でございます。ですから今回の場合も果して有償になるか無償になるかは、まだ確定は致しておりません。公団側としてはあるいは有償を主張されるかもしれないと思っております。余り公団提供とい

○議長（伊藤 定君） 吉富繁枝君。

いますと、何か小学校でも、中学校でも、みんなただでできたように、公団がただ造ったかのごとく言われるんですが、これは全部御存じのとおり有償で市が金を払っておるわけですから、余りただ好意的に、こういう場所があるということでございます。まだその点ははっきりいたされていないと。

○議長（伊藤 定君） 高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君） 明星大の地区センターについては、あれは業者の方で提供したんで、まだそうすると整地の時期等については契約が取れていないんですか。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） これはまだ別に……、何か高橋さんが誤解されているんじゃないでしょうか、公団で整地をして、市のほうでこれに込めてくれるかのごとくですね、そういうふうなことでございまして、こういう場所があるということだけでございます。したがってそれが無償になるか有償になるか、あるいは工事費をどういうふうにするのか、全部有償でやるのか、

あるいは若干公団が負担してくれるのか、そういうことの点もこれから交渉ということになると思います。ただここへ建ててもよろしいと言っているだけのことでございます。

○議長（伊藤 定君） 吉富繁枝君。

○二十一番（吉富繁枝君） 委員長に委員会の審査の中で採択した時点で、こういう場所があるという今市長さんのお話ですが、正副委員長さん、公団に言われて現地を見て来たということになりますと、相当深入りして、いろんなことの市長部局の一環、同道の席での私はこれ採択と了解しているんですけれども、そこら辺をもうちょっと……。採択した以上やはりここへ建てるという一〇〇%近い計画的な話はなかったんですか。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） そこまで議会がタッチする必要がなからうと思えますね。（「そうです。そのとおり」と呼ぶ者あり）（二十六番「質問中」）これは理事者がやることですから、そこまでおやりになる必要はないんじゃないかと私は思うわけです。

○議長（伊藤 定君） 吉富繁枝君。

○二十一番（吉富繁枝君） 質問は自由なので静かにしてください。（「そうだよ。質問は自由だ。」と呼ぶ者あり）そうしますと建物のそういうことの話し合いをしないで、ただ

公団が提供してあるということの時点で採択でございますね。
委員会の審査の中のお報告をちょっとお願いします。

○議長（伊藤 定君） 委員長。

○文教厚生委員長（谷 栄吉君） まだ建てるかどうかということは、私どもの分野ではございません。委員会と致しましては、一応ここはもっともふさわしいのではなからうかということでの採択でございます。

○二十六番（吉富繁校君） 了承しました。

○議長（伊藤 定君） 正国務君。

○二十九番（正国 務君） 市長に質問致しますが、今、文教委員長の報告がなされた、その中で御答弁があったと考えますが、そうすると市長の御答弁の中では、要するにまだ公団とはどうかということではないんだと、したがってこれは有償になるか無償になるかということとはつきりしないんだと、もちろん委員会でもそういう中で採択したということは私は了承いたします。したがってこれが無償であればけっこうだけれども、もちろんやっていたらでしよう、有償であっても何とかそして実現させたいという気持がございますかどうか、ひとつ聞きます。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（古谷 栄君） 私どもとしてもこれはもちろん市の財政を使うことはいいわけではございませんので、もちろ

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よ

って請願第九号高幡台団地への地区センター設置の件は委員長報告のとおり採択と決しました。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

これより請願第三十七号日野市の用途地域改正案の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君） 都市計画水道委員会請願審査報告書を朗読。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 御報告いたします。請願第三十七号日野市の用途地域改正案に関する請願であります。この請願の趣旨は日野駅前という立地条件からしても駅周辺は商業地域として発展させるべき環境づくりが必要と確信するということで、それに添った用途地域の指定を行なってくれという内容であります。これまで市のほうで用途地域改正案についての検討を進めました都市計画審議会、あるいは都市計画水道委員会でも若干検討にもタッチしましたけれども、この請願に盛られているような内容は今回市のほうでまとめました用途地域の案については大体盛られていると、そういう内

容にただにしていたで、造成費もほとんどはただ造成していただいで、どうぞここに建ててくださいといわんばかりにしていただけあればありがたいわけですが、そういうふうにするだけの努力はいたしますけれども、必ずしもそうならない場合もあるだろうと、つまり有償になることもあり得る、十分あり得るというふうに判断をしております。ただいずれにいたしまして非常に希望が強いようでございますので、また確かに私どもが現地を見ましてもそういう施設が非常に足りないようでございますので、できるだけ議会の意思に添うように努力いたしますというふうに考えております。

○議長（伊藤 定君） 正国務君。

○二十九番（正国 務君） 滝瀬議員の質問の中にもございましたように、この問題は非常に最初出発した時より非常に変わってきておりますので、その点市長は十分に御了解の上に御答弁いただいたというふうに考えますので、どうぞひとつ前向きにお願いしたいと思います。よろしく要望いたします。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

容になつていふこととあります。すでに東京都のほうに提出してあるそうですけれども、請願はそのままだったものに十分応えたものであるということでの請願は採択ということに決定いたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって請願第三十七号日野市の用途地域改正案の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

暫時休憩いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 三時 二分 休憩
午後 四時 五十六分再開

○議長（伊藤 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際請願審査報告を付託委員会ごと一括議題といたしましたと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め、総務委員会関係の請願第五八号の一、九、六号の一、二〇号、三二、四七号及び四八号を一括議題といたします。総務委員会の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に産業建設委員会関係の請願第二号、一六号、六号の五、三五号、三八号、四二号及び五一号を一括議題といたします。産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに

決定いたしました。

次に都市計画水道委員会関係の請願第二一号、九号、二八号六号の三、一〇号、二四号、三三号、三四号、及び三六号を一括議題といたします。請願第三四号について委員長より中間報告をいたしたいとの申し出でありますので、この際報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 請願第三四号

新都市建設公社社有地不正使用の是正に関する陳情であります。これは六月議会本委員会に付託されたものでありまして、今日までの審査経過、途中まででありますけれども若干御報告を申し上げたいと思います。この問題についてはすでに皆さん御存じの問題でありますけれども、簡単に経過を振り返ってみたいと思います。

四十五年五月平山台区画整理事業の中で公社から譲渡を受けたものが従業員の住宅用に処分されるという所期の目的に反して営業用ボウリング場の建築がなされている、これはおかしいのではないかということの問題提起がなされたのが今議会この問題に取り掛かる発端であります。同じ年の五月二十五日全員協議会が開かれまして豊田ボウルオープンに招待のはがきが各議員あてに送られてきましたけれども、全員欠席しようではないかという確認がこの時なされております。同じ月の三十日全

員協議会を持たれました公社の出席を求めて事件の経過説明を受けました。公社側は関根副理事長、稲垣分譲課長が出席いたしております。その後、議会として知事、公社理事長あてに文書で議会の意思表示をすることを確認しております。その日、代表者会議によってその文書が作られて同日付で知事と理事長あてに渡されております。その内容の主なところを申し上げてみますと当該用地は従前東京都新都市建設公社の所有地であり、その用途は従業員の住宅建設を目的として譲渡されたものであります。しかるところその用途が著しく歪曲せられて営業用ボウリング場となることにつき、それを不当として住民の非難するところとなっております。正当な使途に是正されるよう要望いたします。こういうような内容趣旨のものです。その後公社では同じ年の九月二日に八王子自動車教習所を相手として訴訟を起こしました。爾来、今年の十一月八日まで十五回にわたって文書審理を含めて公判が行われてきております。この公判が行なわれている中で九月五日の公判でありますけれども被告側の証言の中で公社から話のあった念書を取り交わすこと、それから建築の延期のことについては議会対策であるからという証言がなされたものです。また同じ日に裁判長は双方に弱味があると、和解をしてはどうかというような裁判長の発言もありました。次いで同じ月の二十一日に全員協議会が開かれております。裁判で証言されていることが公社の真意であるかどうかどう

か、これをただす必要があるのではないかとということがたしかその時確認されております。何人かの議員によって裁判が傍聴されておりますけれども、被告側の議会対策ということには問題があるのではないか、そのまま聞き過ごすというわけにいかないのではないかというような発言もあったかと思えますけれども、そういうことに基づいて文書で議長名で再度理事長あてにそのことの真意をただすことが行なわれております。これについても皆さんのお手元にはすでに御存じかと思えますけれども、念のためにその趣旨だけを申し上げますと、この裁判に關して本市議会は貴公社が所期の目的を達せられることを望んでおります。本件に対しての考え方を御披露くださいということでありまして、十月二十日付で公社の近藤竜一理事長より議会に当てる文書で回答がなされております。貴市議会の御意見を承りましたが、当公社としては意見の御趣旨を体して折角善処したいと考えているものであります。こういう回答であります。こういう経過を経て十月六日全協が開かれ、公社側の出席があったわけですが、稲垣分譲課長が出席して被告側のいろいろな議会対策ということで念書を取り交わすというようなことを行なっているのではない、という説明があったわけですが、この間今年の六月に陳情書が住民側より提出されました。委員会と並行してその陳情書に基づいて審議を進めてきました。そして十月二十四日の公判には委員会として傍聴を行なっており

ます。これらの議会そして委員会の審議経過を経て今日委員会の総意として次のような考えに到達しております。裁判には公正な判断を期待するものでありますが、公判の中で裁判長が双方には弱味があるというようなことや、和解を進めるというような発言がなされております。公社とすれば和解はできない立場にあるでしょうし、市もこの問題には当然かかわりを持っているはずで、すでに議会の意思も明らかにされておりますように、用地の使用の是正には当初の目的に添うよう裁判官の認識を正しく持つてもらうことが必要なのではないかというところであります。そして今後市当局においてもこの問題では無関係ではないという立場でありますので、社会正義のもとに用地使用は正のため関係機関に働きかけるということであります。それから議会としても法廷での結果待ちということではなくて、引き続きこの問題について、この問題についての説明善処に努力して住民の前に明らかにすることが必要であると、以上委員会の総意として今日の時点まで到達した考えであります。これら委員会の意を十分議会としても取り上げ、議会としても今後この問題に対処していただくということを申し上げまして中間報告でありますけれども委員会の報告に替えたいと思えます。

○議長（伊藤 定君） 報告を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）杉山寅三郎君。

まして、意見書にいたしましたも、国会とか裁判所には出せないような形になっております。そういう中でやはり係争中の問題に議会がどこまでタッチしているのか、私はやっぱり疑問があると、したがってやはり係争中の問題ですからその成り行きを傍観すると、出てきた問題を何とかな、結論待ちとすることが最も賢明な議会としての行動ではなからうかと、こういうふうに考えましたので一応質問させていただいてその中で確認していただければなおけこうだと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長。

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 確認するとい

うことが何か……、どういうことを……。

○十六番（杉山寅三郎君） いわゆる係争中の問題です。これは端的に申し上げますと結論待ちという態度でよろしいのではないかと、議会としてはいいんではないかと、別にこれにまた特段のアクションを加える必要は私はいんではないか、こういう考え方から議会の態度としてはどうなのかという、その辺がよろしいんじゃないかということです。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長。

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 議会全体の態度は今後議長のもとにおいて取り計らっていただきたいと思えますけれども、今日私たちがこのような報告するということに

○十六番（杉山寅三郎君） ただいまの件は法廷、いわゆる係争中の問題で議会がいろいろな角度から裁判といいますが、かかっているところで、働きかけるということは公平な裁判を欠くような事態も影響されるということ、その辺の考え方、いわゆる裁判所に働きかけるのか、関係のおっしゃいましたけれども、議会としてそういうことはどの辺までお考えになられていますか。

○議長（伊藤 定君） 都市計画水道委員長。

○都市計画水道委員長（板垣正男君） 私がさきほど社会正義のもとに用地使用は正のために関係機関に働きかけるということも必要なんではないかということは市当局も今後そういうことが必要なのではないかということでもあります。働きかける機関に裁判所が入るかどうかが市当局の判断するところでもありましょうし、たとえ何かの形で裁判所にそのような意思表示があったとしてもそれを取り上げるかどうか、あるいは参考にするかどうかというのは全くこれは裁判官の判断によるところでありますので、特に私たちがこういう意思表示をしたからといって裁判官の中立性や、公正な裁判が損われるということではないだろうと考えております。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。杉山寅三郎君。

○十六番（杉山寅三郎君） ただいまの委員長の説明で分からないわけではないんですが、とにかく決議書にいたし

ついて裁判が始まった以降も議会としては公社側にその真意をただすというようなことを行なっておりますし、それから裁判に傍聴するというようなこともありますし、その裁判所の判断の結果が出るまで全く何もしないということではないんじゃないか、現にこれまでもそういうことで過ぎてきたわけじゃないし、このことが特にこの問題について裁判への介入とかいうような問題とはまた別の問題だろうというふうに思いますので、これまでの行なってきた一つの結果としてこういう考えに立っているということで御理解していただきたいと思えます。

○議長（伊藤 定君） よろしいですか。報告を終わります。

○都市計画水道委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に公害対策特別委員会関係の請願第一九号、五一号及び五十号を一括議題といたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいと

の申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に交通対策特別委員会関係の請願第六号の四を議題といたします。交通対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。交通対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に文教厚生委員会関係の請願五七号、三八号、四〇号、四五号、四七号、五五号、五六号、一号、六号の二、一三号、一五号、一七号、一九号、四〇号、四三号、四四号、四六号、及び四九号を一括議題といたします。文教厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教厚生委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よ

って委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。この際、日程の一部変更をいたしたいと思ひます。日程の第六九、第七〇を削除いたします。したがって以下順次日程の繰り上げをお願いいたします。以上のとおり変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よ

って変更することに決しました。

請願第五二号、民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助の件を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議事事務局長 (田倉高光君)

請願第五二号の要

旨を説明。

○議長 (伊藤 定君)

ただいま事務局長において説明

いたしました本請願につきましては文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。(「議長」と呼ぶ者あり) 滝瀬政吉君。

○二十一番 (滝瀬政吉君)

御存じのように、戦後、

非常に経済の発展、並びに復興の努力によりまして、昭和二十四年に児童福祉法が制定されて、お母さんたちも働きに出

し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に日程第六七多摩川架橋対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。多摩川架橋特別委員長より、多摩川架橋に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六八、市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。市庁舎建設特別委員長より市庁舎に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

て日本を再建しようということから、ここに保育所が生まれたというふうに判断しておりますが、今度ここに陳情が出された理由の一つとして私の個人的な考えですが、幼稚園が十月にさかのぼりまして二千円都が支出すると、そうしますと当然公立、私立の差がほとんどなくなるという考え方からこういうようなものが出たのではないかと思ひますので、担当委員会におかれましてはひとつ代表者並びに施設の管理者も呼んでいただいて審議されたいというふうに私はお願いするわけでございます。よろしく担当委員会において御審議のほどお願いいたします。

(「担当委員会どこ」「文教だよ」「総務じゃないの」「異議があれば手を挙げて言ってくれ」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

ただいま事務局長が説明いたし

ました本請願につきましては文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」「議長一任」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君)

御異議ないものと認めます。よ

って請願第五二号民間保育所保護者負担の軽減並びに民間保育所に対する財政援助の件は文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

請願第五三号駐留軍労働者の雇用安定、離職対策拡充に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明

させます。

○議事事務局長（田倉高光君）

請願第五三号を説明。

（「これも文教か」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

ただいま事務局長において説明

いたしました本請願につきましては文教厚生委員会に付託し、

（笑声）同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よ

って請願第五三号、駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願は文教厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程は終わりました。これにて昭和四十七年……

（「議長」と呼ぶ者あり）日野源作君。

○二十三番（日野源作君）

ただいま議長のほうから

六八の市庁舎建設委員会の継続審査ということであつたわけなんです。事務局のほうでは委員会がどういう活動をしたかというところは掌握しているわけなんです。私のほうから継続にしたいということとこういう処置を取ったのか、それともどういう経過か、無理に私も報告はしなくありませんが……（笑声）

この前は九月の定例には私は特に報告という事項を申し出ていなかったんですが、やはり委員会の活動において中間報告をし

ろという事務局のほうからの話があつたわけなんです。この点につきまして議長の見解をお伺いするわけです。私は敢えて報告したいということではございませんから御了承願います。

（笑声）

○議長（伊藤 定君）

分かりました。貴重な調査をし

ましたことでありますし、市庁舎建設委員長が資料がありましたら中間報告をお願いいたします。

（市庁舎建設特別委員長登壇）

○市庁舎建設特別委員長（日野源作君）

どうも

議長に申し入れて、私のほうから報告を申し入れた形になっていくけれども……。それでは議長から御指名がございましたので新庁舎建設委員会の中間報告をただいまから行ないます。

十一月の十三日、十四日にわたりまして、新潟市の庁舎と柏崎の庁舎建設状況につきまして、調査をいたしました結果を報告申し上げます。

御承知のように昨今、関東大震災に準じた大地震が近い将来来るということが非常に学者からも叫ばれておる昨今、これから建設をする段階におきましては、地震対策が最も必要であろうということから新潟市を特に選定をいたしましたわけでございますので御了承願いたいと思います。

まず新潟市の庁舎の建設状況でございますが、昭和三十一年から三十三年にかけて庁舎が建設されておるわけでございます

が、その建設の時点におきまして、この庁舎の周辺が大火に遭いまして、焼け落ちたという状況の中で、庁舎建設が行なわれたわけでございますので別に庁舎特別委員会がここでは作られておりませんでした。その建設の時点で、現在の用地は非常に狭いということで、ほかに二、三カ所適当ない場所があつて、いろいろ検討されたようでございますが、最終的には一番建設に必要なのは市民の足が一番重要視されたということで、ほかの二カ所の広大な用地を振り捨てて現在地へ建設をされたという状況でございます。それで設計委託につきましては、これは参考にはなりません。こういう形で設計委託をされたという一つの参考にお話を申し上げるわけでございますが、この場合は協議設計としまして、六社を選定され、その中から選び出すというやり方で行なわれました。その六社の名前は、石本工務店、久米工務店、佐藤工務店、村田工務店、山下工務店、日建設計社、こういう六社を選定して各一社に二十五万円の設計料を出した、こういうわけで、それではどういふ方が審査委員になったかといいますと、東京大学教授、早稲田大学教授、福井大学の教授、新潟市長、新潟市の議会議長、この六名が審査委員になってこれもまた審査料というか、一人十五万円の審査料を出して審査を行なった、というようなケースで、石本工務店が決定をされたということでございます。これは別に参考にはなりません。こういった変わったケースもあるというこ

とで、報告の程度に過ぎないと思います。そういうことで建設をされたわけでございますが、敷地はわずか千三百坪程度でございました。そこへ地下一階、地上八階の建物を建てた、そういうわけで、その当時職員は七百五十名でございまして将来、その設計の範囲は千百名を予定して建てたということで、建てた当時は七階、八階は空室で置いてあったということですが、三年後にはそれが満室にすくなつた。こういうことで、現在の庁舎ができ上がつてゐるわけでございますが、財源としましては、市債が一億五千万、これが七千五百万ずつ二回、三十一と三十二年に出しております一億五千万、それから市の一般財源が一億九百三十二万円、それと寄付金が四千万、見舞金が三千八十万、この見舞金というのは、当時火災があつて、この火災のための県からの見舞金ということでした。以上のような状況でございますが、今、地震対策ということをお話し申し上げたわけですが、あの新潟の大地震の被害を見ますと、やはり被害をこうむつたことはこの埋め立て地にだいたひ被害があり、また軟弱な地盤に非常に建物の被害が起きたということでございまして、現在のこの庁舎においては、何らあの大地震にもかかわらず被害は全然なかったということから考えましても、いかに地震対策には地下層の調査、あるいは研究が必要だったかということが立証されたわけでございます。以上で新潟市の庁舎については終わります。

次に柏崎市の庁舎建設について御報告を申し上げるわけでございますが、この柏崎の庁舎建設につきましても別に特別委員会は作っておりませんが、研究委員会という名のもとに構成され、十三人の委員で発足されて建設にかかっておるようでございます。この柏崎の庁舎の敷地につきましては、県有地が無償で柏崎に払い下げられたということで、用地の獲得は容易であった、ということから、庁舎と市民会館が同時に造られております。その面積は五千五百坪、庁舎のほうで使ってる敷地が、五千二百坪で、市民会館の敷地が三百三十坪でございます。そういうことで建設をされたわけでございますが、設計者の関係でございますが、ここではまた新潟の庁舎設計委託とはまた別でございます、この委託の場合には、石本建設に随契で委託をした。この理由は石本建設がこの新潟地方に非常に数多くの設計を委託されましてその結果が好評のためにこういう随契で信頼されながら設計委託をされた、こういう結果になっているようです。財源につきましては、一般財源が一億二百七十五万円、起債が一億八百万円、積立金が九千二百万円、計三億七百七十五万円での庁舎ができて上がるわけでございます。以上のようなことで、庁舎の関係は終わります。

次に市民会館につきまして参考までに御報告申し上げますわけでございますが、これも庁舎と同じ期間に四十二年、四十三年の期間に新築されておるわけでございます。これは地下一階、

地上二階の建物でございます、大小の会議室が四室、結婚式まで利用できるというようなことでございました。それで指定席が千二百四席、ちようどその時に中も見学させていただいたわけでございますが、その時に、小中学校の合同演奏会が、盛大に行なわれておる状況を拝見しまして、一日も早くやはり市民のために庁舎と同じように市民会館がやはり望まれることは、当然であろうというふうに感じて見てまいってきたわけでございます。以上、雑駁で分かりにくいかもしれませんが、報告に代えさせていただきます。

○議長（伊藤 定君）　ただいまの報告につきまして、御質疑があれば承ります。なければこれをもって報告を終わります。

○議長（伊藤 定君）　日程は終わりました。これにて昭和四十七年第四回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後　五時三十六分　閉会

右会議の次第は、書記の記載したものでありその内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十七年　月　日

日野市議会議長　伊藤　　定

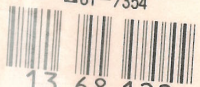
署　名　議　員　谷　　栄　吉

署　名　議　員　百　　済　　勇

二週間

日野市立図書館

81-7354



13 68 122